

平成 21 年度

東北域内産業の輸出販路
拡大基礎調査報告書

【本 編】

平成 22 年 3 月

国土交通省 東北地方整備局
(株) 地域開発研究所

〈 目 次 〉

A. 調査の目的と方法	1
1. 調査の目的	1
2. 調査のフロー	2
3. 調査の方法と内容	3
3. 1 文献資料調査	3
3. 2 ヒアリング調査－調査対象と調査項目－	3
3. 2. 1 関連団体ヒアリング調査	3
3. 2. 2 生産者ヒアリング調査	4
3. 2. 3 流通関連ヒアリング調査	5
B. 調査の内容	6
I. 世界主要各国における農水産品及び食料品の輸入受け入れ条件	6
1. 日本の農水産品・食料品輸出の現状と輸出戦略	6
1. 1 農水産品・食料品輸出の現状	6
1. 1. 1 農水産品・食料品輸出の現状	6
1. 1. 2 我が国の輸出量・相手国・品目	6
1. 2 我が国の農水産品・食料品の輸出戦略	8
1. 2. 1 農林水産省：『我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略』、2009. 6. 29	8
1. 2. 2 (独)日本貿易推進機構(ジェトロ)日本食品等海外市場開拓委員会：『日本食品等の海外展開に向けての最終提言－日本食品等海外展開新戦略2007－』、2007. 8.	12
2. 輸出主要国の輸入受け入れ条件	16
2. 1 植物等の輸出検疫条件一覧	16
2. 2 動物等の輸出検疫条件一覧	18
2. 3 水産物等の輸出検疫条件一覧	18
2. 4 全国の植物防疫所(平成20年)	19
2. 5 品目別競合地域	21
2. 6 関税率	40
2. 7 表示規制	43
II. 東北域の農水産品及び食料品の輸出に関する現況	68
1. 東北域の農水産品・食料品輸出の現状と促進戦略	68
1. 1 東北域の輸出量・相手国・品目	68
1. 1. 1 東北域の品目別輸出数量	68
1. 1. 2 東北域の主要輸出農産物における輸出先国別輸出量	70
1. 1. 3 東北港湾の利用率	71
1. 2 各県における輸出品目	72
1. 2. 1 統計データ	72
1. 2. 2 ヒアリング調査から得られた輸出品目	74
1. 2. 3 貿易統計から得られた各県の輸出品目と国別輸出量	76

1. 3	東北域の農水産品・食料品輸出の拡大戦略	85
1. 3. 1	東北農政局の拡大戦略	85
1. 3. 2	東北各県の輸出拡大戦略および方針	90
2.	農水産品・食料品輸出の現状（１）－関連団体ヒアリング調査結果－	97
2. 1	関連団体ヒアリング結果の概要	97
2. 1. 1	概要	97
2. 1. 2	全国的状況	98
2. 1. 3	東北域の状況	107
2. 1. 4	青森県	108
2. 1. 5	岩手県	112
2. 1. 6	宮城県	113
2. 1. 7	秋田県	116
2. 1. 8	山形県	119
2. 1. 9	福島県	121
2. 1. 10	新潟県	125
2. 2	ヒアリング結果のまとめ	129
3.	東北域の農水産品・食料品輸出の現状（２）	132
	－生産者（企業）ヒアリング調査結果－	132
3. 1	概要	132
3. 2	企業ヒアリング調査結果	133
3. 2. 1	輸出プロセスの設定	133
3. 2. 2	農水産品・食料品	134
3. 2. 3	品目別の特徴	137
3. 3	ヒアリング調査結果まとめ	139
3. 3. 1	海外パートナー探し	139
3. 3. 2	輸出方法	140
3. 3. 3	検疫・表示規制	140
Ⅲ.	取りまとめ	148
1.	東北域の農水産品・食料品輸出拡大の課題	148
1. 1	各県の実態と課題	148
1. 1. 1	青森県	148
1. 1. 2	岩手県	148
1. 1. 3	宮城県	149
1. 1. 4	秋田県	149
1. 1. 5	山形県	149
1. 1. 6	福島県	149
1. 1. 7	新潟県	150
1. 2	生産者（企業）の実態と課題	150
2.	東北港湾・空港利用拡大の課題	152
2. 1	東北港湾・空港利用拡大可能性の検証	152
2. 1. 1	概要	152

2. 1. 2	ヒアリング調査の実施	152
2. 1. 3	ヒアリング調査の実施	153
2. 1. 4	調査結果の概要	153
2. 2	東北港湾・空港利用拡大の課題と対策	165
3.	東北域の農水産品・食料品輸出拡大、東北港湾・空港利用拡大の課題のまとめ	167
3. 1	課題のまとめ	167
3. 2	課題と対応方針（案）	170
4.	輸出プロセスから見た東北域農水産品・食料品輸出、東北港湾・空港利用拡大へ向けた対応方針（案）の提案	172
4. 1	相手国（市場）選定	173
4. 2	海外パートナー探し	173
4. 3	バイヤー等との契約	174
4. 4	相手国への商品登録・認可	174
4. 5	集荷・保管・梱包・出荷	176
4. 6	輸送手段・輸送ルート選択	177
4. 7	代金回収	178
4. 8	採算性	178
5.	「東北域輸出拠点整備構想」の提案	180
5. 1	農水産品・食料品輸出の今後の見通し	180
5. 2	輸出量の確保	180
5. 3	東北域輸出拠点整備構想の提案	180
5. 3. 1	品目の設定	180
5. 3. 2	東北主要港湾の可能性	181
5. 3. 3	東北域輸出拠点整備構想	184
5. 4	八戸港水産品輸出拠点	184
5. 4. 1	水産拠点としての八戸の実績	184
5. 4. 2	八戸漁港の方針	185
5. 4. 3	輸出実績と目標	186
5. 4. 4	航路	186
5. 5	秋田港リンゴ（野菜・果物）輸出拠点	187
5. 5. 1	適地選定	187
5. 5. 2	冷蔵庫・倉庫・上屋・展示場などの施設整備	187
5. 5. 3	輸出貨物量	187
5. 5. 4	陸送費の設定	188
5. 5. 5	航路	188
5. 5. 6	港湾サービス	188
5. 6	新潟酒類輸出拠点	189
5. 6. 1	概要	189
5. 6. 2	施設整備	189
5. 6. 3	輸出航路	190
5. 7	仙台港コメ輸出拠点	190

5. 7. 1	東北域の課題	190
5. 7. 2	現状	190
5. 7. 3	中国向け輸出	191
5. 7. 4	今後の方向	192
5. 8	仙台空港ナマコ輸出拠点	192
5. 8. 1	ナマコ輸出	192
5. 8. 2	輸送ルート	192
5. 8. 3	仙台空港利用拡大へ	192
5. 9	ソフトな対応策	194
5. 9. 1	連携の強化	194
5. 9. 2	航路便数の増加	194
5. 9. 3	輸送費の引き下げ	194
5. 9. 4	CIQ体制の改善	194
5. 9. 5	内航フィーダー航路の活用	195
5. 9. 6	LCLサービスの促進と活用	195
5. 10	東北圏輸出促進アクションプランの中の位置づけ	195
5. 10. 1	概要	195
5. 10. 2	東北圏輸出促進アクションプラン②	195

【参考資料】

参考資料－１：ワーキンググループ議事録・委員会資料

- ワーキンググループ議事録
- ワーキンググループ資料

参考資料－２：ヒアリング記録、輸送日数・経費に関するデータ、輸出事例集

- 農林水産省・各県農林水産物輸出促進協議会・各県ジェットロヒアリング記録
- 「輸出事例集」作成に伴うヒアリング記録
- 貿易商社・港運事業者・検疫施設 ヒアリング記録
- 輸送日数・経費に関するデータ
- 輸出事例集原稿

A. 調査の目的と方法

1. 調査の目的

本調査は、東北域の主産業である農水産品や食料品について、消費市場が拡大傾向にあるアジア地域等への輸出販路拡大に向け、輸出事例集を作成するとともに東北域の港湾・空港利用拡大に向けた課題を整理するものである。

なお、本報告書において、東北域とは、青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県・新潟県の7県をさすものとする。

2. 調査のフロー

調査の実施にあたり、以下の項目について検討を行う。なお、作業全体のフローを図-2.1.1に示す。

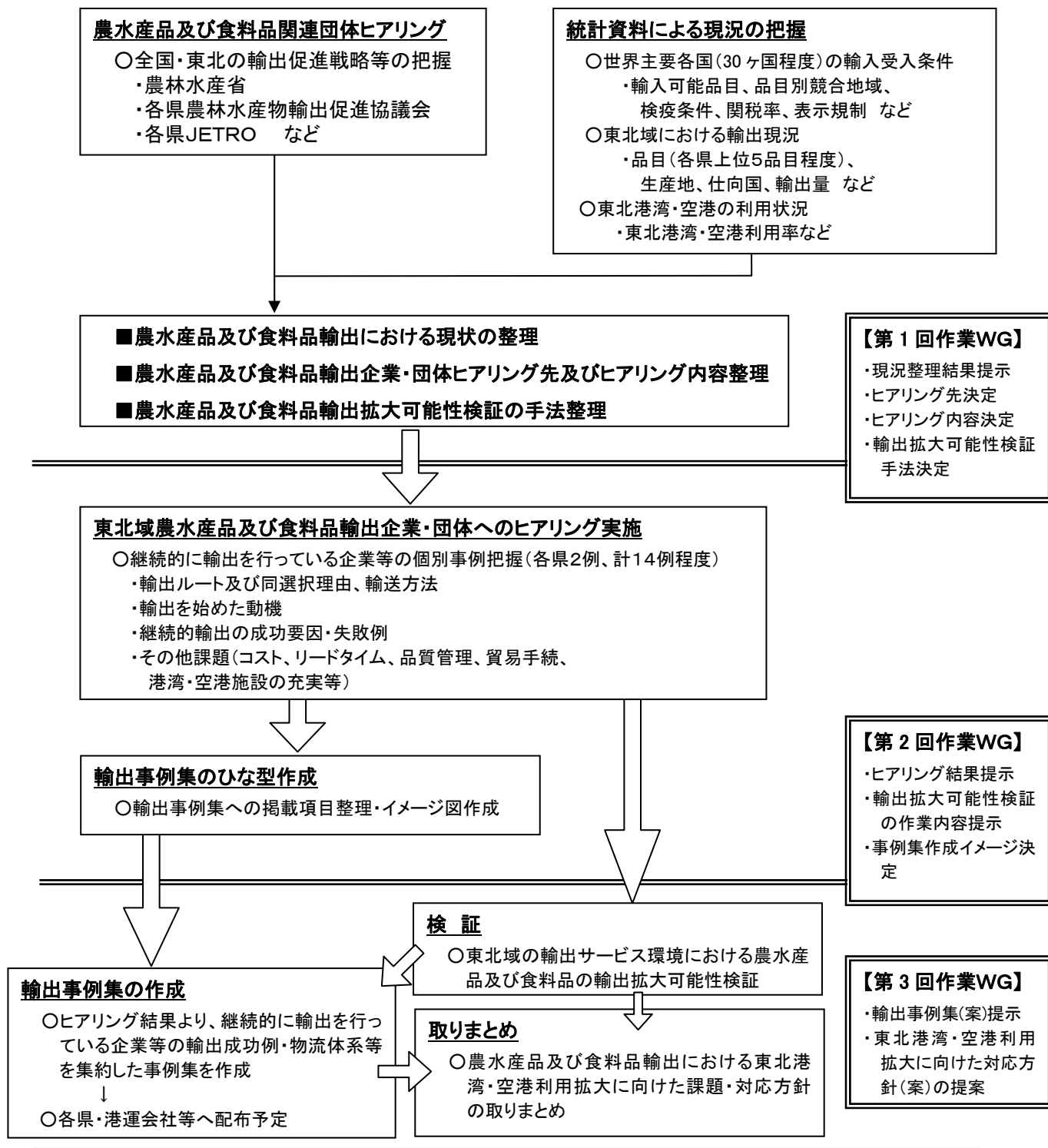


図-2.1.1 東北域産業輸出拡大調査（農水産品・食料品）フロー図

3. 調査の方法と内容

3. 1 文献資料調査

東北域からの農水産品・食料品輸出に関する各種統計や文献資料を収集し、整理・解析した。

3. 2 ヒアリング調査－調査対象と調査項目－

3. 2. 1 関連団体ヒアリング調査

東北域各県の農水産品・食料品輸出に関わる現況、問題点を把握するため、下記のような輸出促進協議会、ジェトロなど関連団体を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

(1) 調査対象

表-3.2.1 東北産業輸出関連団体ヒアリング調査対象

分野	No.	名称
各県協議会等	1	農林水産物等輸出促進全国協議会 [事務局] 大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム輸出促進室
	2	東北地域農林水産物等輸出促進協議会 [事務局] 農水省東北農政局生産経営流通部農産課
	3	青森県農林水産物輸出促進協議会 [事務局] 青森県農林水産部総合販売戦略課
	4	いわて農林水産物輸出促進協議会
	5	(社) 秋田県貿易促進協議会
	6	秋田県産業経済労働部流通貿易課
	7	福島県貿易促進協議会
	8	新潟県農林水産物輸出研究会
水産関連	9	(社) 大日本水産会 品質管理部
ジェトロ	10	ジェトロ ((独) 日本貿易振興機構) 日本食品等海外展開委員会
	11	ジェトロ青森
	12	ジェトロ盛岡
	13	ジェトロ仙台
	14	ジェトロ山形
	15	ジェトロ秋田
	16	ジェトロ福島
	17	ジェトロ新潟

(2) 調査項目

調査項目は、“輸出品目、輸出国・地域、貿易、支援事業、物流ルート、利用港湾、利用港湾の実体”などであった。

3. 2. 2 生産者ヒアリング調査

農水産品・食料品生産者の実体を捉えるとともに、「輸出事例集」を作成するため、以下の生産者（企業）に対し、ヒアリング調査を実施した。

(1) 調査対象

企業のほか、農業生産法人などを含む、次の生産者に対してヒアリング調査を実施した。

表-3.2.2 生産者ヒアリング調査対象

県名	機関・企業名	住所	品目	略称
青森県	片山りんご(株)	弘前市	リンゴ	S1
	(株)ハケタ水産	東津軽郡	塩蔵ナマコ・冷凍ホタテ貝柱	S2
	ディメール(株)	八戸市	サバの冷燻スライス	S3
	武輪水産(株)	八戸市	冷凍イカ・サケ・カニ・ハマス・スケソウダラ	S4
	(株)ヤマヨ	八戸市	冷凍サバ	S5
岩手県	(株)あさ開	盛岡市	日本酒	S6
	(株)アジテック	釜石市	大豆蛋白加工品	S7
秋田県	秋田酒類製造(株)	秋田市	日本酒	S8
	(株)メルコレディ	湯沢市	こまち麺	S9
山形県	フルッタ・ベアーレ	東根市	リンゴ	S10
宮城県	本田水産(株)	石巻市	カキ・サバ・ホヤ・ウニ・ホタテ	S11
	カキヤ(株)	白石市	冷凍サケ・サケフレーク加工品・魚類缶詰	S12
福島県	(株)宝来屋	郡山市	味噌・あま酒	S13
	JA 伊達みらい	伊達市	モモ	S14
新潟県	(株)フタバ	三条市	ダシパック・つゆ・削り節	S15
	越路商事(株)	十日町市	日本酒・食材の卸販売	S16

(2) 調査項目

ヒアリング調査の調査項目は、“活動状況、輸出状況、輸出を始めた動機、輸出の効果、輸送ルート、輸送費、輸送ルート選択の理由、今後の見通し”などであった。

(3) 「輸出事例集」の作成

上記16例から輸出事例集に相応しいと考えられる14例を選び、「輸出事例集」を作成した。なお、生産者の事情から「輸出事例集」に掲載できないものは除いた。

3. 2. 3 流通関連ヒアリング調査

1) 調査対象

これまでに把握した各生産者の輸出実体に対して、実際の東北域港湾・空港がどのようなサービスを提供しているか、その実体と問題点を把握するため、次のような組織に対してヒアリング調査を実施した。

表-3.2.3 流通関連ヒアリング調査対象

種類	名称	所在地	略称
貿易商社	(株)ファーストインターナショナル	青森県八戸市	R1
	国分(株)	東京都	R2
	J A全農	東京都	R3
港運事業者(船舶代理店)	日本通運(株)仙台支店	宮城県仙台市	R4
検疫施設	横浜植物防疫所	神奈川県横浜市	-
	横浜動物検疫所	神奈川県横浜市	-
輸出許可認定施設	全農パールライス東日本(株)	神奈川県綾瀬市	R5
	日新(株)神奈川倉庫	神奈川県横浜市	R6

2) 調査項目

貿易会社に対しては、“輸送費、リードタイム、貿易手続きの実態”など、港運事業者に対しては、“農水産品・食料品輸出の実際の流れ、輸送費、リードタイム、保管施設、代替ルート”など、輸出許可認定施設については、“登録・認可の手続き、施設規模、機能、現状の問題点、東北域での認可可能性”などであった。

B. 調査の内容

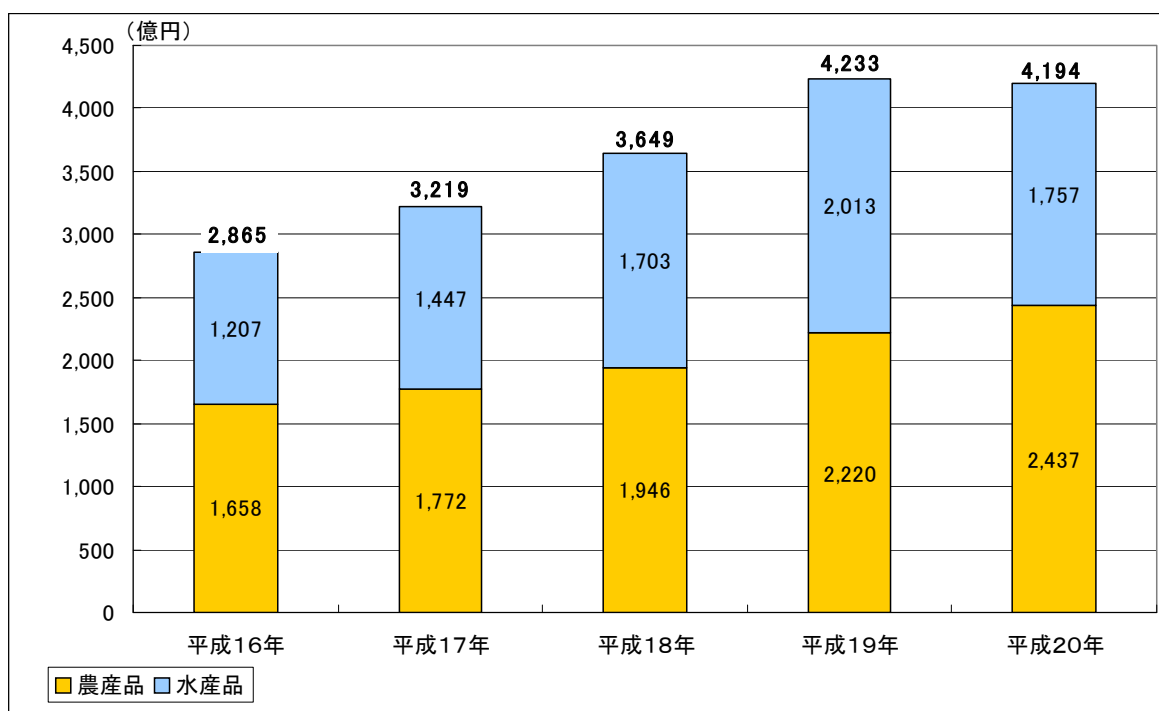
I. 世界主要各国における農水産品及び食料品の輸入受け入れ条件

1. 日本の農水産品・食料品輸出の現状と輸出戦略

1. 1 農水産品・食料品輸出の現状

1. 1. 1 農水産品・食料品輸出の現状

我が国の農水産品・食料品輸出額は平成16年(2004)以降、漸増していたが、平成20年(2008)には円高の影響もあり、前年より若干、減少して4,194億円となった(図-1.1.1)。



[資料] 農林水産省:『平成21年度版 農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集』

* 林産物を含む。

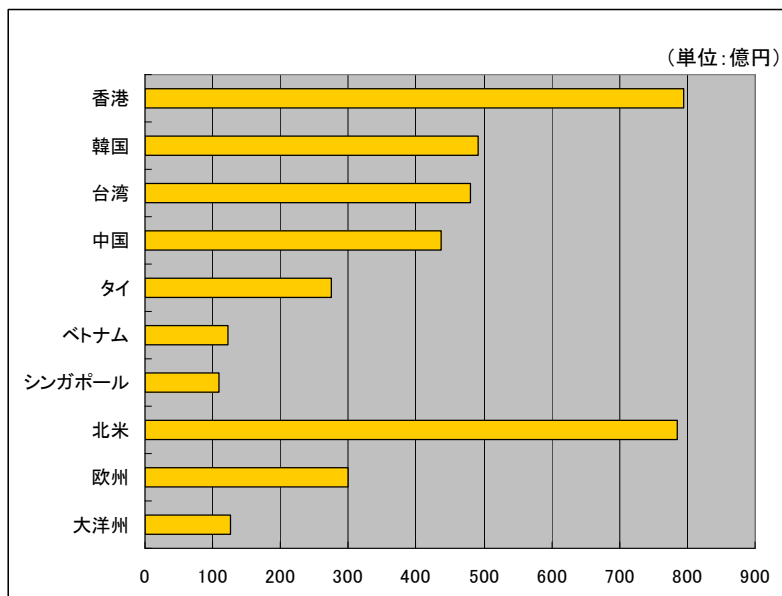
図-1.1.1 農水産品・食料品の輸出額の推移

1. 1. 2 我が国の輸出量・相手国・品目

(1) 我が国の相手国と輸出量

我が国の平成20年(2008)の農水産品・食料品輸出の相手国は、1位が香港(795億円)、2位が北米(785億円)であり、両地域とも800億円弱である。続いて3位が韓

国、4位が台湾、5位が中国でそれぞれ400～500億円である(図-1.1.2、表-1.1.1)。対象地域としては、アジア地域が主であり、世界4,312億円のうち、アジアが2,982億円で69.2%を占める。¹



[資料] 農林水産省:『平成21年度版 農林水産物・食品の「輸出」について』 * 林産物を含む。

図-1.1.2 平成20年 我が国の農水産物・食料品輸出国・地域の内訳

表-1.1.1 平成20年 我が国の農水産物・食料品輸出国・地域の内訳

	2008	2007
香港	795	797
韓国	491	585
台湾	481	480
中国	437	557
タイ	274	237
ベトナム	123	72
シンガポール	109	96
北米	785	774
欧州	299	268
大洋州	127	152
合計	3921	4018

* 林産物を含む。

(単位:億円)

[資料] 農林水産省:『平成21年度版 農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集』

(2) 我が国の主な相手国と輸出品目(上位5カ国)

我が国の農水産物・食料品輸出の上位5カ国の輸出品目を見ると、表-1.1.2の通りとなっており、香港・韓国・中国・米国では農産物と水産物がほぼ同額であるのに対し、台湾では農産物が水産物の約4倍となっており、とくに野菜・果物等の比率が高い。

¹ 農林水産省:『平成21年度版 農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集』

表-1.1.2 我が国の農水産品・食料品輸出の主な相手国と輸出品目(上位5カ国)

国名	農産品					水産物	
	加工食品	畜産品	穀粉・米等	野菜・果実等	その他	水産物 (調整品以外)	水産調整品
香港	151	91	71	22	54	102	302
韓国	133	16	16	6	77	214	13
台湾	167	65	18	108	34	44	38
中国	91	26	9	11	54	201	10
米国	245	31	44	28	100	202	63
計	787	229	158	175	319	763	426

[資料] 農林水産省:『平成21年度版 農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集』 (単位:億円)

1. 2 我が国の農水産品・食料品の輸出戦略

世界の日本食ブームの中で、次のような日本の農水産品・食料品輸出を目指す戦略や方針が打ち出されてきた。これらの資料から、日本の農水産品・食料品輸出の経緯、戦略や方針を取りまとめる。

海外での日本食ブームを追い風として、平成17年(2005)4月、官民で構成する「農林水産物等輸出促進全国協議会」が結成された。続いて、平成18年(2006)9月、安倍首相は所信表明演説で、農林水産物・食品の輸出について、平成25年(2013)までに1兆円規模にするという目標を掲げた。²

現在の日本政府の農林水産品・食品の輸出戦略を次に示す。

1. 2. 1 農林水産省:『我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略』、2009.6.29改訂

農林水産品・食品の輸出戦略の概要を取りまとめると、次の通りである。

1. 基本的な考え方

(1) 輸出の現状、目的

近年、世界的な日本食の広がりやアジア諸国における経済発展に伴い、高品質な日本の農林水産品・食料品の輸出は拡大傾向で推移してきた。

農林水産品・食料品の輸出は、農林漁業者や食品産業事業者(農林漁業者等)にとって、新しく可能性に富んだ需要の開拓による生産品目の再編・調整、生産量の拡大をもたらし、農林漁業者等の経営の発展を図ることが可能となる。地域経済の発展のためにも、輸出拡大を目指して努力するべきである。

² ジェトロ:『アグロトレードハンドブック 2008』、2008.10.14

(2) 基本的な方針

- ① 輸出環境の整備
 - ② 品目、国・地域別の戦略的な輸出対策
 - ③ 意欲ある農林漁業者等に対する支援
 - ④ 日本食・日本食材等の海外における需要開拓
- (3) 目標における農林水産物等の輸出額の範囲

平成 21 年(2009)7 月以降は、アルコール飲料・たばこ・真珠の 3 品目を農林水産品等の輸出額の対象とする。

(4) 輸出の長期目標

政府としては、農林水産物等の輸出額を平成 25 年 (2013) までに 1 兆円規模とすることを目標とする。

2. 輸出環境の整備

- (1) 検疫協議の加速化による検疫問題の解決や輸出検査態勢の強化
- (2) 輸出に係る証明書の円滑な発行
- (3) 有機 J A S 規格の同等性に関する相手国審査の迅速化の要請
- (4) 輸出の拡大が期待される品目の関税撤廃・削減
- (5) 加工施設等における H A C C P 手法の導入
- (6) 生産段階における G A P 手法の導入

3. 品目、国・地域別の戦略的な輸出対策

- (1) 重点個別品目と重点国・地域及び特定重点品目と特定重点地域の設定
 - 東アジア向け-----コメ・野菜・果実・木材
 - 東南アジア向け-----食肉・水産物
 - 北米向け-----食肉・茶・水産物
 - 中東向け-----加工食品

- (2) 品目別の工程表の策定
- (3) 知的財産戦略・ブランド戦略の推進、供給基盤の強化への支援
- (4) 技術開発の支援

4. 意欲ある農林漁業者等に対する支援

- (1) 国内外バイヤーとの商談機会の提供
- (2) 丁寧な相談体制等の充実
- (3) 意欲ある農林漁業者等の海外における事業活動に対する支援
- (4) セミナー等を通じた市場動向等の提供
- (5) 農商工連携を通じた新商品の開発、生産、販売の促進

5. 日本食・日本食材等の海外における需要開拓ー国際ニッポン食品フロンティア構想の推進ー

- (1) 海外の日本食レストランを通じた日本食の普及活動

- (2) 日本食材を活用する人材の育成
 - (3) 広報内容の充実及び戦略的な広報の実施
 - (4) 人的つながりの構築によるマッチング支援活動の展開
 - (5) 「WASHOKU・Try Japan's Good Food」事業等の実施
 - (6) 関係府省等の関連事業との連携
-



意欲ある農林漁業者等に対する支援

MAFF

●輸出意欲のある農林漁業者等の活動に対して、様々な事業者支援活動を展開。

○丁寧な相談体制の充実



▲輸出の「ヒント集」や調査報告書の公表、情報提供



▲独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）との連携

○国内外バイヤーとの商談機会の提供



▲国内展示・商談会の開催（輸出オリエンテーションの会）



▲海外の食品見本市等における日本パビリオンの出展

○セミナー等を通じた市場動向等の提供



▲輸出促進セミナーの開催（輸出オリエンテーションの会）



▲WEBサイトやメールマガジンによる情報提供

○意欲ある農林漁業者等の事業活動に対する支援



▲海外のスーパー等における試食会の開催、市場調査



▲海外バイヤー等の産地への招へい

[資料] 農林水産省大臣官房国際部：『農林水産物・食品の輸出促進について』、2009.10

図-1.2.1 意欲ある農林漁業者等に対する支援

1. 2. 2 (独) 日本貿易推進機構 (ジェトロ) 日本食品等海外市場開拓委員会 : 『日本食品等の海外展開に向けての最終提言ー日本食品等海外展開新戦略 2007ー』、2007.8

(独) 日本貿易推進機構 (ジェトロ) では、平成 17 年 (2005) 4 月、日本食品等海外市場開拓委員会を設置し、『今後の海外市場開拓事業に関する基本戦略ー日本食品等海外市場開拓委員会提言』を公表した。平成 19 年 (2007) 8 月、ジェトロはこれを改訂増補し、『日本食品等の海外展開に向けての最終提言ー日本食品等海外展開新戦略 2007ー』を公表した。その概要は、次に示すように、貿易のビジネス現場に直結した有益な提言が行われている。

1. はじめに

旧提言をさらに発展させて新戦略を取りまとめた。

2. 現状認識と基本的な考え方

①現状認識

- 輸出者の定着と新規参入者をより多く発掘していくことが喫緊の課題。
- 流通関係者も大量輸入型のビジネスモデルから脱した発想の切り替えが必要。
- 一部海外市場では競争が激化しているが、新市場の開拓による市場拡大は可能。
- 日本食はブームから定着へ。民間の活力で日本食の普及を現地事情に即して推進。
- 食糧政策の観点と世界化する日本食文化の観点から国民の理解を得る努力が必要。

②基本的な考え方

(提言要旨)

- 2013 年までに 1 兆円規模を具体的目標として今後も長期的に戦略を推進。
- 事業成果を高める観点からパッケージ事業は今後さらに推進。
- ドバイ、ロシアなど新たな市場でもプッシュ・アンド・プル戦略を推進。
- 戦略の検証のため失敗事例を含めて客観的成果指標を用い、事業を不断に見直し。
- 自主性、チャレンジ精神にあふれる輸出者の育成が最も重要。
- 行政の役割は、環境整備 (輸出阻害要因の改善、地域戦略を含めた海外市場情報の提供、海外における日本食品の需要喚起等)。

3. 輸出促進の取組方策

(1) 国内での取組

①輸出者の育成

(提言要旨)

- 地域間格差の縮小と農業経営者団体との連携強化などで発掘ルートを多様化。
- 情報データベースの整備とあいまって相談体制を充実させて窓口対応を強化。
- 個々の権利者の自衛だけでなく、日本品種の無断栽培状況の調査への協力なども。

②輸出者のためのマニュアル整備

- ステージ別のサービス提供体制の整備と利用者へのマニュアル提供を検討すべき。
- 電子媒体で検索しやすくするほか、個別相談の方法でわかりやすく情報提供をすべき。
- 相談事例の蓄積を生かして一般に役立つQ & A集作成や専門家増員、窓口整備。

③海外市場情報の収集・提供

(提言要旨)

- わかりやすい情報提供に向けアクセスポイントを明確化し必要なサービスへ誘導。
- 情報提供に当たって電子媒体を活用して検索しやすくするべき。
- 一般消費者向けの話題提供に引き続き努めるべき。
- 来日観光客等の活用は国内外ネットワークの形成の中で取り組む。

④他業界とのタイアップ

(検証要旨)

- 食文化関連事業は多く、これらの機会を生かして共同参加取組を強化。

⑤日本食品等に対する信頼の確保

(提言要旨)

- 認証団体と連携を強化して認証取得者と海外取引先のマッチングを支援。
- 安全性に関するPR内容と方法を見直して取組を強化。

⑥安定供給へ向けての取組

(提言要旨)

- 段階別のサービス提供やマニュアル整備でより有利な取引条件への遺構を支援。
- 関心ある商社とのマッチング強化など商社機能の活用による商流、物流の改善。

⑦輸出促進のための調査研究

(提言要旨)

- 技術改良は一部で試行されているものの、その情報収集・提供が必要。
- 民間企業や開発技術者向けの働きかけも必要。

⑧国・地方公共団体との連携

(提言要旨)

- 農林水産物等輸出促進全国協議会との連携の下に、他地域の成功・失敗事例の経験を踏まえてジェトロ国内外事務所には引き続き国や地方との協力体制を強化すべき。

(2) 輸出先における取組

①消費需要の創造・喚起

(提言要旨)

- 新市場の開拓を引き続き進め、市場拡大の成果を出していくべき。
- 民間と役割分担しながら日本食文化の商会とイメージ向上をしていくべき。
- 初期段階から現地需要者の販売戦略と調整しながらしっかりしたイメージ作りを

していくべき。

②食品産業の海外展開との連携

(提言要旨)

- 海外事業活動支援センターの設立など国内外の情報収集・提供・相談体制を整備することによる我が国企業活動への支援と相まった市場拡大努力が必要。
- 日本食文化を紹介するために食品産業と国内外での連携を強化。

③広報・マーケティング

(提言要旨)

- 広報素材の開発を行い、集中的に使用して広報効果の大幅アップを狙う。
- よりの絞ったマーケティングを行い、地域別・品目別に分けた戦略を立てるべき。

④輸入者との連携

(提言要旨)

- 個別アポイント取り付けやミニ調査サービスを強化して利用しやすくするべき。
- 取引形態を調査して公表するとともに、個別相談での対応をするべき。

⑤輸入者への情報提供

(提言要旨)

- 現地の対応体制を整備すべきだが現地コーディネーターの設置も検討すべき。

(3) 横断的な取組

(提言要旨)

- 国の品目別戦略に連動して業界団体へのコーディネート機能を強化すべき。
- 外国政府主催行事への参加などの交流を充実していくべき。

4. 国・地域別アプローチ

①香港

(提言要旨)

- 市場拡大は続いているが、香港の情報発信力を生かす方策を検討しながら焦点を絞った市場の拡大策を具体化していくべき。
- 香港を基点として華南地域とマカオに対する物流を生かした新たな日本食市場拡大努力をしていくべき。

②台湾

(提言要旨)

- 台北以外の都市への市場拡大努力を新たに展開していくべき。
- 現地で相談出来るコーディネーターを設置するなど輸出者のニーズに応じたきめ細かいサービス活動を展開していくべき。

③韓国

(提言要旨)

- 新しいブランド戦略の推進のために新品目のテストマーケティングなどをしていくべき。
- 人的交流、地域間交流も活用しながら輸入者への支援をしていくべき。

④中国

(提言要旨)

- コメを中心に実情に対応した見本市等のキャンペーンをしていくべき。
- 食品産業とも提携して地域別の戦略を策定し、事業を展開していくべき。

⑤シンガポール

(提言要旨)

- 隣接国のバイヤー・リストも整備し、一体戦略でマッチングを拡大していくべき。
- 品目別の戦略やケータリングなどの業務用の需要を発掘し、食周りとの連携も強化していくべき。

⑨米国

(提言要旨)

- 日本食文化の紹介を通じて、焦点を絞った効果的なイベントを実施すべき。
- ファージョンなども取り込んで、業務用需要にも対応していくべき。

⑬ロシア

(提言要旨)

- モスクワ、沿海州やサンクトペテルスブルクでも市場開拓の可能性を探っていくべき。

2. 輸出主要国の輸入受け入れ条件

2. 1 植物等の輸出検疫条件一覧

我が国の農水産品の主要国・地域の植物等の輸出検疫条件を示すと、表-2.1.1 のようになる。表-2.1.1 は、現状の東北域から輸出している主要国と主要品目を示している。

検疫条件は、各国・地域によって大きく異なり、香港・シンガポール・マレーシア・EU では比較的緩やかであるが、中国・ロシア・米国では厳しい。

表-2.1.1 植物等の輸出検疫条件一覧

平成21年12月現在の情報に基づく

品目 輸出相手国	果物						野菜(果菜)		野菜(根菜)	精米	切り花	肉類		水産物				
	柿	サクランボ	日本なし	ブドウ	モモ	リンゴ	イチゴ	メロン	ナガイモ			豚肉	牛肉	ナマコ	サケ	ホタテ	牡蠣	
アジア	韓国	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	△	☆	×	□	□	□	□
	台湾	○	○	☆	○	☆	☆	○	○	○	○	△	☆	×	□	□	□	□
	中国	×	×	■	×	×	■	×	×	×	☆	△	×	×	☆	☆	☆	☆
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	☆	☆	□	□	□	□
	フィリピン	×	×	■	×	×	■	×	×	×	■	○	□	×	□	□	□	□
	ベトナム	△	△	△	△	△	△	△	△	△	□	□	□	□	□	□	□	□
	タイ	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	□	×	□	□	□	□
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	☆	☆	□	□	□	□
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	■	□	□	□	□	□	□
	インドネシア	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△	■	□	×	□	□	□	□
	ブルネイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□
	インド	×	■	×	×	■	×	×	×	×	■	△	□	□	□	□	□	□
	スリランカ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□
	パキスタン	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△	□	□	□	□	□	□
中東	アラブ首長国連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	□	☆	□	□	□	□
	サウジアラビア	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	×	□	□	□	□
	オマーン	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	バーレーン	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	クウェート	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	カタール	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
欧州	EU	○	△	○	○	△	○	◎	◎	◎	◎	△	×	×	☆	☆	☆	☆
	ウズベキスタン	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	◎	□	□	□	□	□	□
	クロアチア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□
	スイス	○	△	○	◎	△	○	◎	◎	◎	◎	△	□	□	☆	☆	☆	☆
	ノルウェー	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	△	□	□	☆	☆	☆	☆
	ロシア	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	◎	□	×	☆	☆	☆	☆
北米・中南米	米国(本土)	×	×	☆	×	×	☆	■	×	■	◎	△	□	☆	☆	☆	☆	
	カナダ	◎	×	☆	☆	×	☆	×	◎	■	◎	△	□	☆	□	□	□	
	チリ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	□	□	□	□	□	
大洋州	ブラジル	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	□	□	□	□	□	
	オーストラリア	☆	×	☆	×	×	☆	×	×	×	◎	○	□	□	☆	☆	☆	
	ニュージーランド	×	×	×	×	×	☆	×	×	×	◎	×	□	×	□	□	□	

資料:農林水産省 植物防疫所HPより

○:日本で検査を受けて植物検疫証明書を添付すれば輸出可能

×:相手国が輸入を原則禁止している。

■:輸出前に相手国の「輸出許可書」の取得が必要。

☆:特別な検疫条件(二国間合意、栽培地検査等)を満たしたもののみ輸出可能。

△:最寄りの植物防疫所に問い合わせる必要がある。

◎:植物検疫証明書無しで輸出可能。

□:不明または相手国の輸出条件に関する情報がほとんどありません。

2. 2 動物等の輸出検疫条件一覧

畜産物の輸出検疫条件（表-2.2.1）を見ると、日本から畜産物を輸出している国・種類ともに少ないことが分かる。

表-2.2.1 動物等の輸出検疫条件一覧

	品目 輸出相手国	牛肉	豚肉	鶏肉
アジア	韓国	×	○	○
	台湾	×	△	—
	中国	×	○	×
	香港	○	△	○
	タイ	×	—	—
	シンガポール	○	○	—
	マレーシア	—	—	—
欧州	EU	×	×	×
	ロシア	×	—	—
米	米国(本土)	○	—	×

〔資料〕農林水産省：『平成21年度版農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集』

- ：相手国政府との間で輸出に必要な条件や証明書様式を満たせば輸出が可能な国。
- ×
- △：輸出しようとする処理施設を管理する都道府県の食品衛生部局に問い合わせる必要がある。
- ：平成21年度版農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集に記載されていないもの。

2. 3 水産物等の輸出検疫条件一覧

水産物の輸出検疫条件は、表-2.3.1に示すように、相手国によって輸出検疫条件が異なることがわかる。特に、EUの輸出条件は他国よりも項目が多く、輸出条件が厳しくなっている。

表-2.3.1 水産物等の輸出検疫条件一覧

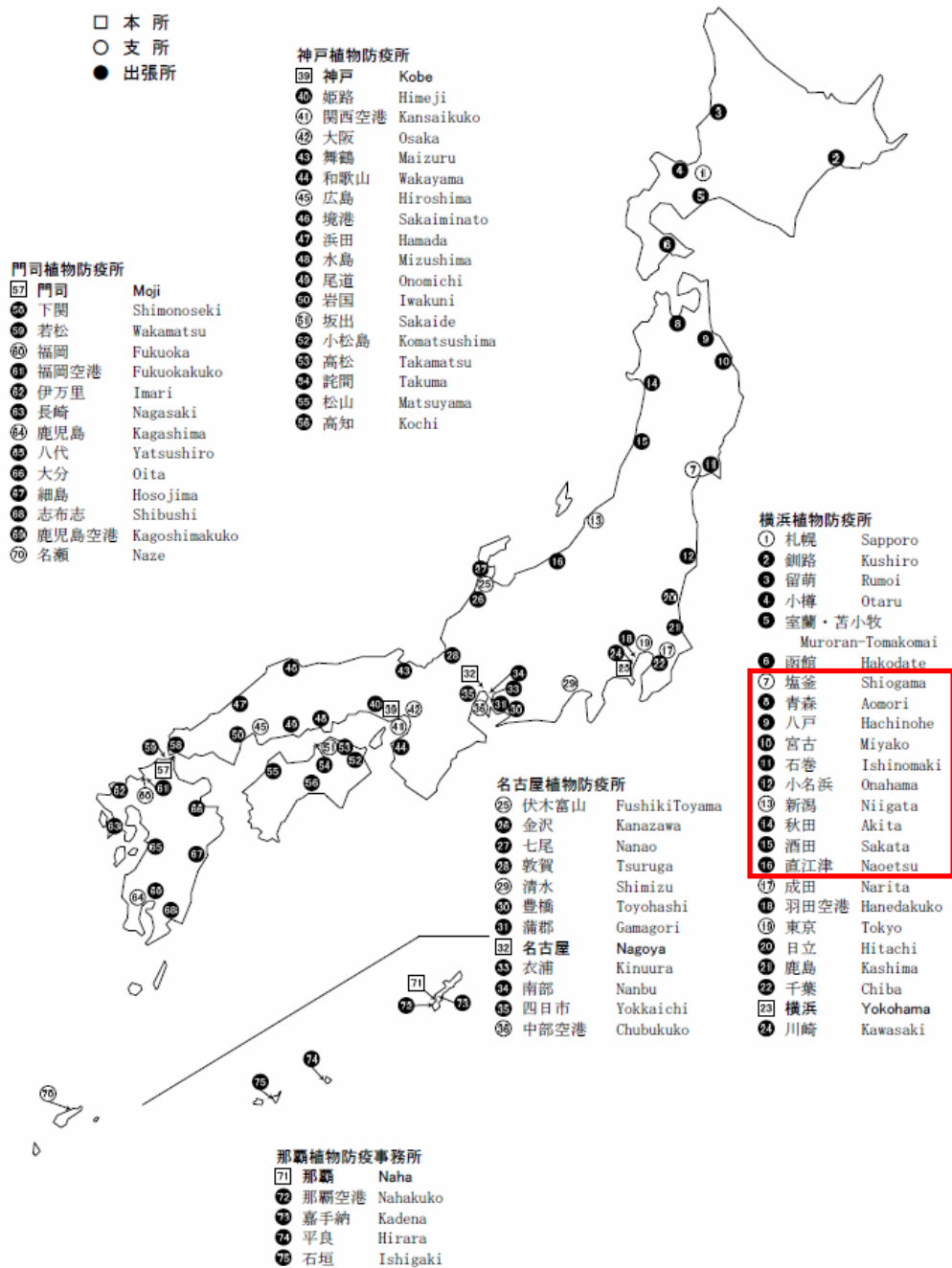
	輸出相手国	輸出条件			
		施設の登録	衛生証明書の添付	最終製品加工・保管施設の認定	HACCP等に基づく衛生管理基準の実施
アジア	中国	○	○	—	—
欧州	EU	○ ¹⁾	○	—	○
	ロシア	—	○ ²⁾	○	—
米	米国(本土)	—	—	○	○

〔資料〕農林水産省：『平成21年度版 農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集』

- ：輸出に必要な条件項目。
- ：平成21年度版農林水産物・食品の「輸出」についてのヒント集に記載されていないもの。
- 1) EUの施設登録は、加工施設（加工船を含む）、産地市場・消費地市場、漁船・EU向け冷凍船・養殖場の3つの登録が必要である。
- 2) ロシアは輸出の都度、衛生証明書の添付が必要。

2. 4 全国の植物防疫所（平成20年）

日本全国の植物防疫所は、本所・支所・出張所を合わせて75カ所あり、そのうち、東北域7県には2カ所の支所、8カ所の出張所、計10カ所の植物防疫所がある。



[資料]: 植物検疫所HP。

図-2.4.1 全国の植物防疫所

表-2.4.1 全国の動物検疫所

No	住所
1	本所 〒235 -0008 神奈川県横浜市磯子区原町11 -1
2	北海道出張所 〒066 -0012 千歳市美々 新千歳空港国際線ターミナルビル
3	仙台空港出張所 〒989 -2401 名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル
4	新潟空港出張所 〒950 -0001 新潟市東区松浜町3710 新潟空港ターミナルビル
5	東京出張所 〒135 -0064 東京都江東区青海2 -7-11 東京港湾合同庁舎
6	清水出張所 〒424 -0922 静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎
7	成田支所 〒282 -0011 成田市三里塚御料牧場1 -1 第1旅客ターミナルビル
8	羽田空港出張所 〒144 -0041 東京都大田区羽田空港3-4-4
9	中部空港支所 〒479 -0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟
10	名古屋出張所 〒455 -0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎
11	小松出張所 〒923 -0993 小松市浮柳町 小松空港内
12	関西空港支所 〒549 -0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地 CIQ合同庁舎
13	小松島出張所 〒773 -0001 小松島市小松島町外開1 -11 小松島みなと合同庁舎
14	神戸支所 〒651 -0073 神戸市中央区脇浜海岸通1 -4 -3 神戸防災合同庁舎
15	大阪出張所 〒552 -0021 大阪市港区築港4 -10 -3 大阪港湾合同庁舎
16	岡山空港出張所 〒701 -1131 岡山市北区日応寺1277 岡山空港ターミナルビル
17	広島空港出張所 〒729 -0416 広島県三原市本郷町大字善入寺字平岩64 -31
18	門司支所 〒801 -0841 北九州市門司区西海岸1 -3 -10 門司港湾合同庁舎
19	博多出張所 〒812 -0031 福岡市博多区沖浜町8 -1 福岡港湾合同庁舎
20	福岡空港出張所 〒812 -0851 福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル
21	長崎空港出張所 〒856 -0816 大村市箕島町593 長崎空港ビル
22	鹿児島空港出張所 〒899 -5113 鹿児島県霧島市隼人町嘉例川字扇迫1590 -5
23	沖縄支所 〒900 -0001 那覇市港町2 -11 -1 那覇港湾合同庁舎
24	那覇空港出張所 〒901 -0142 那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎

■仙台空港出張所管轄

- [港湾] 八戸、石巻、仙台塩釜、秋田、小名浜
- [空港] 青森、秋田、仙台、山形、福島、花巻

■新潟空港出張所管轄

- [港湾] 酒田、新潟、直江津
- [空港] 庄内、新潟

[資料]: 動物検疫所HPより。

2. 5 品目別競合地域

品目別の競合地域を国内の産地と海外の産地に分け、出荷量の比較から、競合地域を整理した。なお、品目は、過去に東北域において、輸出実績のあるものとした。

(1) ブドウ

ブドウの東北域の出荷量は、全国では 17.4%のシェアとなっている。東北域内では山形県の出荷量が最も多く、17,800 トンの実績がある。東北域外では、山梨県は年間出荷量が 44,800 トンあり、東北域合計よりも多い量を出荷している。他に、長野県の出荷量が多く、競合地域となる。

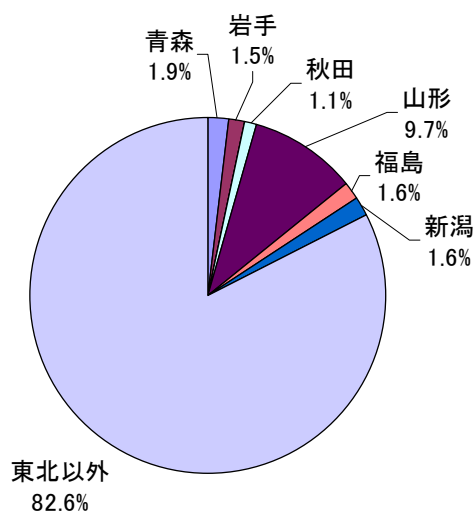
海外の競合地域としては、2008 年の日本におけるブドウの輸入量がチリから 4,902 トンあり、東北 2 位の青森県で出荷される量よりも多いブドウを輸入していることから、チリが競合地域といえる。

A. 国内の産地

表-2.5.1 ブドウの都道府県別出荷量（2008 年）

単位：トン

都道府県	ブドウ	%	
全国	183,300	100%	
青森	3,460	1.9%	
岩手	2,710	1.5%	
宮城		0.0%	
秋田	2,060	1.1%	
山形	17,800	9.7%	
福島	2,890	1.6%	
新潟	2,980	1.6%	
東北計	31,900	17.4%	
東北以外	151,400	82.6%	
上位5県	山梨	44,800	24.4%
	長野	27,200	14.8%
	岡山	14,000	7.6%
	福岡	9,410	5.1%
	北海道	7,200	3.9%



〔資料〕 農林水産省「果樹生産出荷統計」平成 20 年

図-2.5.1 ブドウの都道府県別出荷量割合（2008 年）

B. 海外の産地

2008 年の日本のブドウ輸入国

チリ 4,902 トン 米国 1,669 トン（2008 年実績）

〔資料〕 ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(2) メロン

メロンの東北域の出荷量は、全国では 15.3%のシェアとなっている。東北域内では青森県（11,900 トン）と山形県（13,200 トン）出荷量が多い。東北域外では、茨城県（45,500 トン）が全国シェアの 22.6%を占め、続いて、北海道（31,200 トン）と熊本県（31,000 トン）が東北域合計よりも多い量を出荷している。そのため、茨城県、北海道、熊本県が競合地域といえる。

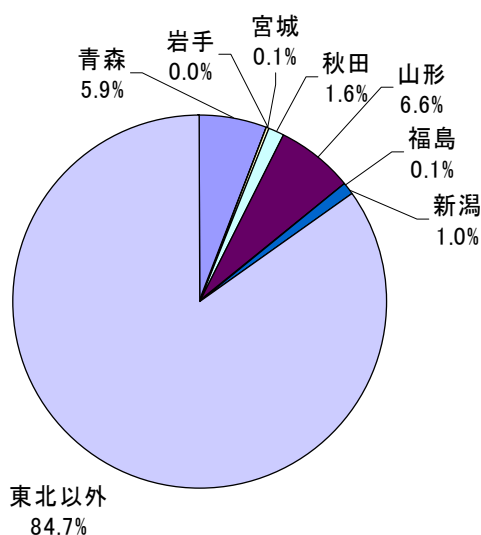
海外の競合地域としては、メキシコの生産量が 2008 年実績で 577,633 トンあり、日本全体の約 3 倍の生産量がある。また、メキシコからは、アメリカ・日本だけでなく、香港にも輸出実績があることから、競合地域となる。

A. 国内の産地

表-2.5.2 メロンの都道府県別出荷量（2007 年）

単位：トン

都道府県	メロン	%	
全国	201,100	100%	
青森	11,900	5.9%	
岩手	80	0.0%	
宮城	120	0.1%	
秋田	3,130	1.6%	
山形	13,200	6.6%	
福島	261	0.1%	
新潟	2,010	1.0%	
東北計	30,701	15.3%	
東北以外	170,399	84.7%	
上位5県	茨城	45,500	22.6%
	北海道	31,200	15.5%
	熊本	31,000	15.4%
	静岡	12,800	6.4%
	愛知	12,800	6.4%



〔資料〕農林水産省「野菜生産出荷統計」平成 19 年

図-2.5.2 メロンの都道府県別出荷量割合（2007 年）

B. 海外の産地

メキシコの実績 577,633 トン（2008 年実績）

うち、アメリカ向け輸出 86,652 トン、日本向け輸出 18,401 トン、香港向け輸出 904 トン、カナダ向け輸出 160 トン、中国向け輸出 16 トン

〔資料〕ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(3) リンゴ

リンゴの東北域の出荷量は、全国では 76.1%のシェアとなっている。東北域内では青森県が 445,400 トン (55.0%) と最も多い。東北域外の競合地域は、長野県のみで、出荷量は、162,400 トン、全国シェア 20.1%となっている。

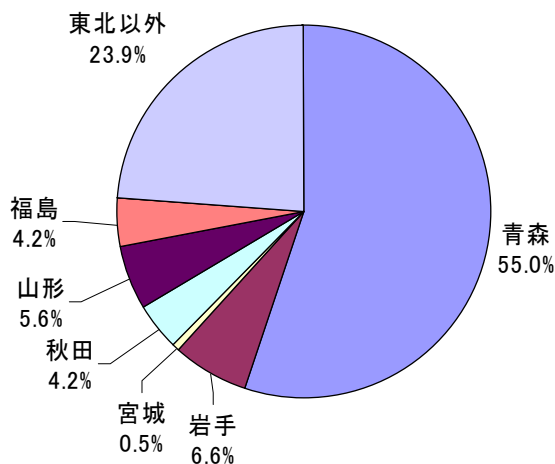
海外の競合地域としては、台湾と中国への輸出実績から、アメリカ、ニュージーランド、韓国、チリ、フランスがあげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.3 リンゴの都道府県別出荷量 (2008 年)

単位：トン

都道府県	リンゴ	%
全国	809,600	100%
青森	445,400	55.0%
岩手	53,600	6.6%
宮城	3,660	0.5%
秋田	33,800	4.2%
山形	45,600	5.6%
福島	33,700	4.2%
新潟		0.0%
東北計	615,760	76.1%
東北以外	193,840	23.9%
上位5県		
長野	162,400	20.1%
北海道	8,990	1.1%
群馬	8,560	1.1%
岐阜	2,060	0.3%
富山	1,870	0.2%



[資料] 農林水産省「果樹生産出荷統計」平成 20 年

図-2.5.3 リンゴの都道府県別出荷量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

イ. 台湾のリンゴ輸入国 (2008 年実績)

米国 14,456 トン、日本 8,542 トン、ニュージーランド 1,803 トン、韓国 1,242 トン、チリ 41 トン

ロ. 中国のリンゴ輸入国 (2008 年実績)

チリ 20,933 トン、米国 15,939 トン、ニュージーランド 4,765 トン、日本 411 トン、フランス 317 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(4) 日本ナシ

ナシの東北域の出荷量は、全国では 16.1%のシェアとなっている。東北域内では福島県が 23,500 トン (7.8%) と最も多く、次いで新潟県が 16,700 トン (5.5%) となっている。東北域外の競合地域は、福島県よりも出荷量があるのは、千葉県、茨城県となっている。

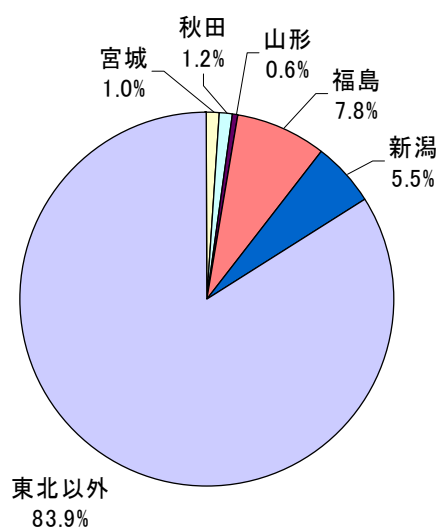
海外の競合地域としては、香港への輸出実績から、中国、南アフリカ、米国、アルゼンチン、ベルギーがあげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.4 日本ナシの都道府県別出荷量 (2008 年)

単位：トン

都道府県	ナシ	%	
全国	301,700	100%	
青森		0.0%	
岩手		0.0%	
宮城	2,990	1.0%	
秋田	3,720	1.2%	
山形	1,670	0.6%	
福島	23,500	7.8%	
新潟	16,700	5.5%	
東北計	48,580	16.1%	
東北以外	253,120	83.9%	
上位5県	千葉	37,400	12.4%
	茨城	31,500	10.4%
	鳥取	22,600	7.5%
	栃木	21,900	7.3%
	長野	18,400	6.1%



[資料] 農林水産省「果樹生産出荷統計」平成 20 年

表-2.5.4 日本ナシの都道府県別出荷量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

イ. 香港のナシ・マルメロ輸入国 (2008 年実績)

中国 19,944 トン、南アフリカ共和国 2,038 トン、米国 1,794 トン、アルゼンチン 552 トン、ベルギー 491 トン、日本 444 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(5) サクランボ

サクランボの東北域の出荷量は、全国では 78.8%のシェアとなっている。東北域内では山形県が 10,700 トン (71.3%) と最も多く、次いで青森県が 1,120 トン (7.5%) となっている。東北域外の競合地域は、山梨県しかなく、出荷量は、青森県とほぼ同量の 1,210 トンとなっている。

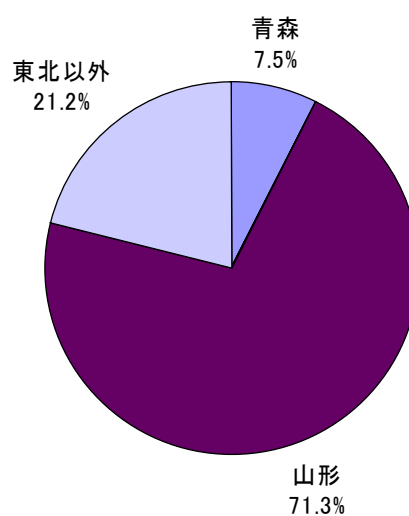
海外の競合地域としては、日本・韓国・台湾への輸出実績がある米国があげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.5 サクランボの都道府県別出荷量 (2008 年)

単位：トン

都道府県	サクランボ	%	
全国	15,000	100%	
青森	1,120	7.5%	
岩手		0.0%	
宮城		0.0%	
秋田		0.0%	
山形	10,700	71.3%	
福島		0.0%	
新潟		0.0%	
東北計	11,820	78.8%	
東北以外	3,180	21.2%	
上位5県	山梨	1,210	8.1%
	北海道		0.0%
	茨城		0.0%
	栃木		0.0%
	群馬		0.0%



[資料] 農林水産省「果樹生産出荷統計」平成 20 年

表-2.5.5 サクランボの都道府県別出荷量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

米国の生産量 314,182 トン (2008 年実績)

うち、日本への輸出 8,454 トン、韓国輸出 3,746 トン、台湾輸出 3,663 トン、英国輸出 2,361 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(6) モモ

モモの東北域の出荷量は、全国では 28.1%のシェアとなっている。東北域内では福島県が 29,400 トン (20.4%) と最も多く、ほかには山形県と新潟県で生産されている。東北域外の競合地域は、山梨県と長野県で、山梨県の出荷量は、東北域全量よりも多い 50,000 トンとなっている。

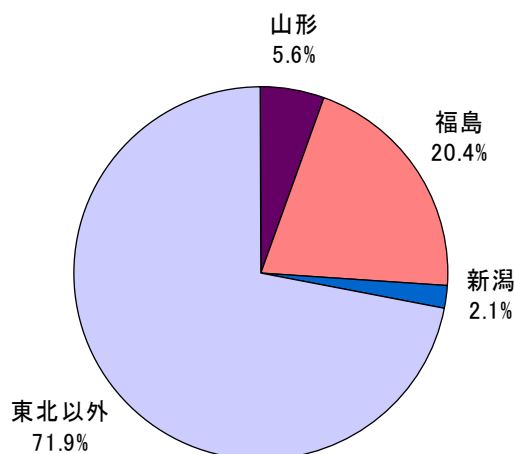
海外の競合地域としては、ネクタリンを生産している米国やニュージーランドがあげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.6 モモの都道府県別出荷量 (2008 年)

単位：トン

都道府県	モモ	%	
全国	144,100	100%	
青森		0.0%	
岩手		0.0%	
宮城		0.0%	
秋田		0.0%	
山形	8,130	5.6%	
福島	29,400	20.4%	
新潟	3,030	2.1%	
東北計	40,560	28.1%	
東北以外	103,540	71.9%	
上位5県	山梨	50,000	34.7%
	長野	18,600	12.9%
	和歌山	11,800	8.2%
	岡山	7,470	5.2%
	愛知	2,010	1.4%



[資料] 農林水産省「果樹生産出荷統計」平成 20 年

表-2.5.6 モモの都道府県別出荷量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

ネクタリン (モモの変種で小型で皮に毛がない) は、米国やニュージーランドで生産されている。

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(7) イチゴ

イチゴの東北域の出荷量は、全国では6.8%のシェアで多くはない。

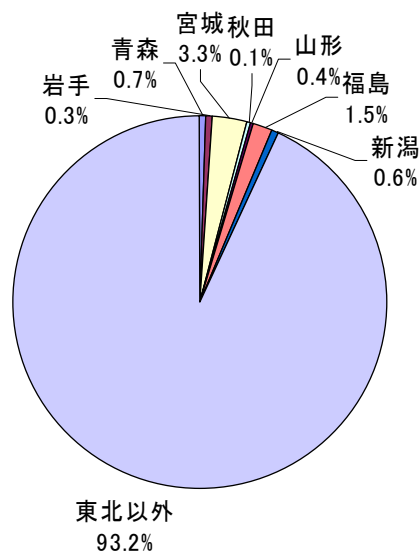
全国的に見ると、栃木県、福岡県、熊本県、静岡県、佐賀県の出荷量が多い。

A. 国内の産地

表-2.5.7 イチゴの都道府県別出荷量 (2007年)

単位：トン

都道府県	イチゴ	%	
全国	173,400	100%	
青森	1,180	0.7%	
岩手	585	0.3%	
宮城	5,640	3.3%	
秋田	245	0.1%	
山形	646	0.4%	
福島	2,550	1.5%	
新潟	958	0.6%	
東北計	11,804	6.8%	
東北以外	161,596	93.2%	
上位5県	栃木	28,300	16.3%
	福岡	16,900	9.7%
	熊本	13,000	7.5%
	静岡	11,400	6.6%
	佐賀	11,300	6.5%



[資料] 農林水産省「野菜生産出荷統計」平成19年

図-2.5.7 イチゴの都道府県別出荷量割合 (2007年)

(8) カキ

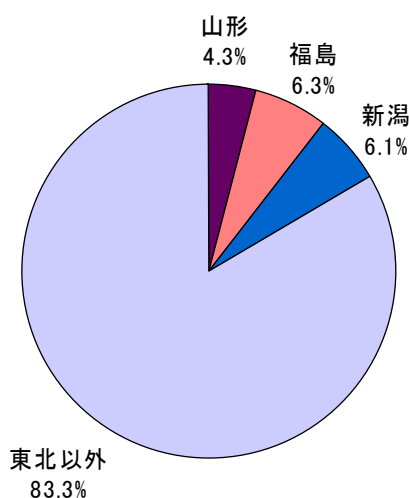
カキの東北域の出荷量は、全国では 16.7%のシェアとなっている。東北域内では生産される県に限られ、山形県、福島県、新潟県が生産地となっている。東北域外の競合地域は、東北域で最も多い福島県よりも出荷量がある和歌山県、奈良県、福岡県、岐阜県があげられる。

海外の競合地域としては、タイへの輸出実績から、中国、ニュージーランド、韓国、スペインがあげられる。

表-2.5.8 カキの都道府県別出荷量 (2008 年)

単位：トン

都道府県	柿	%
全国	213,400	100%
青森		0.0%
岩手		0.0%
宮城		0.0%
秋田		0.0%
山形	9,100	4.3%
福島	13,500	6.3%
新潟	13,100	6.1%
東北計	35,700	16.7%
東北以外	177,700	83.3%
上位5県	和歌山	48,500 22.7%
	奈良	26,700 12.5%
	福岡	18,900 8.9%
	岐阜	14,600 6.8%
	愛知	11,700 5.5%



[資料] 農林水産省「果樹生産出荷統計」平成 20 年

表-2.5.8 カキの都道府県別出荷量割合

B. 海外の産地

カキは、諸外国の中でも特にタイで好まれる傾向にある。タイでの 2008 年におけるカキの輸入実績は、合計で 4,622 トンであり、国別の内訳は以下の通りである。

中国 3,836 トン ニュージーランド 294 トン 日本 285 トン 韓国 171 トン スペイン 32 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(9) 干し柿

干し柿の東北域の出荷量は、全国では31.1%のシェアとなっている。東北域内では生産される県に限られ、山形県、福島県、新潟県が生産地となっている。福島県が最も多く、1,361トン(24.4%)である。

東北域外の競合地域は、東北域で最も多い福島県よりも出荷量がある長野県(2,302トン)があげられる。

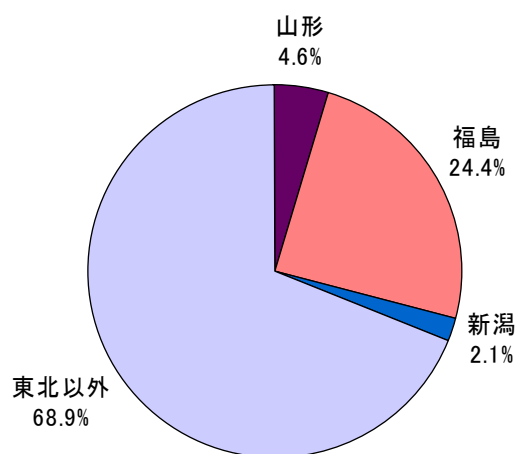
海外の競合地域としては、日本への輸出実績から、中国があげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.9 干し柿の都道府県別出荷量(2007年)

単位: トン

都道府県	干し柿	%	
全国	5,568	100%	
青森	0	0.0%	
岩手	0	0.0%	
宮城	0	0.0%	
秋田	0	0.0%	
山形	257	4.6%	
福島	1,361	24.4%	
新潟	116	2.1%	
東北計	1,734	31.1%	
東北以外	3,834	68.9%	
上位5県	長野	2,302	41.3%
	和歌山	624	11.2%
	富山	407	7.3%
	島根	147	2.6%
	愛媛	126	2.3%



[資料] 農林水産省「野菜生産出荷統計」平成19年

図-2.5.9 干し柿の都道府県別出荷量割合(2007年)

B. 海外の産地

日本の干し柿輸入(2008年実績)

中国から882トン(中国以外は0)

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック2009』2009.10.30

(10) ナガイモ

ナガイモの東北域の出荷量は、全国では 51.9%のシェアとなっている。東北域内では青森県が 63,500 トン (48.3%) と最も多く、次いで岩手県が 2,650 トン (2.0%) となっている。東北域外の競合地域は、北海道で、53,800 トンの出荷量がある。

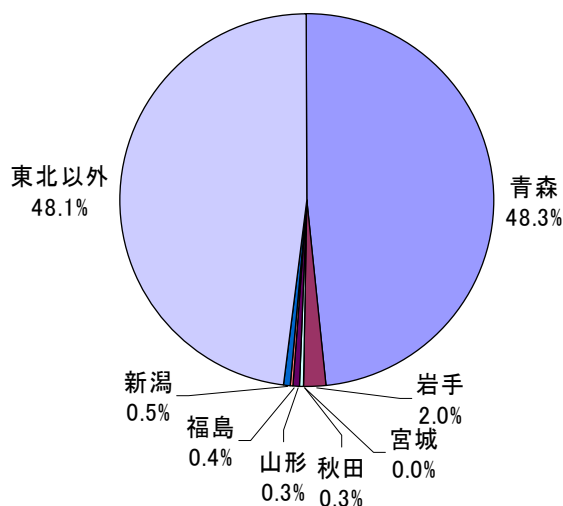
海外の産地は、中国などであるが、生産量が不明である。

A. 国内の産地

表-2.5.10 ナガイモの都道府県別出荷量 (2007 年)

単位：トン

都道府県	ナガイモ	%	
全国	131,400	100%	
青森	63,500	48.3%	
岩手	2,650	2.0%	
宮城	29	0.0%	
秋田	417	0.3%	
山形	407	0.3%	
福島	518	0.4%	
新潟	642	0.5%	
東北計	68,163	51.9%	
東北以外	63,237	48.1%	
上位5県	北海道	53,800	40.9%
	長野	7,100	5.4%
	鳥取	1,050	0.8%
	山梨	542	0.4%
	愛知	158	0.1%



[資料] 農林水産省「野菜生産出荷統計」平成 19 年

図-2.5.10 ナガイモの都道府県別出荷量割合 (2007 年)

B. 海外の産地

中国で生産されているが、生産量等は不明である。

(11) 精米

全国で最も精米の出荷量が多いのは、新潟県で 626,900 トン (7.4%) である。コメは、全国的に広く生産されているため、^{コメドコロ}米所といわれる東北域であっても、全国シェアは 34.8% に留まっている。

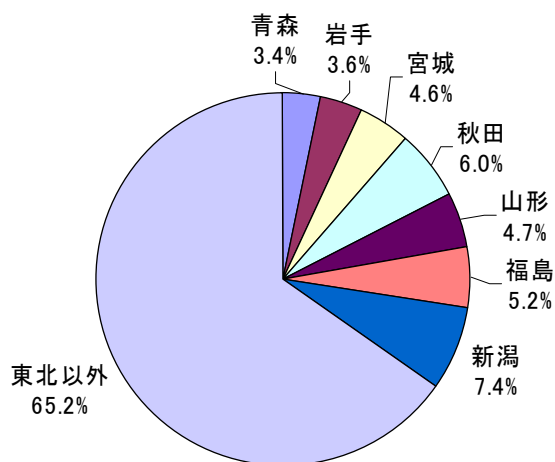
海外の競合地域としては、香港や中国への輸出実績があるタイ、中国、オーストラリア、ベトナム、パキスタン、ラオス、ミャンマーがあげられる。また、米国の 2008 年におけるコメ生産量は 9,241,323 トンあり、日本全体のコメ生産量よりも多く生産していることから、米国も競合地域といえる。

A. 国内の産地

表-2.5.11 精米の都道府県別出荷量 (2009 年度)

単位：トン

都道府県	コメ	%	
全国	8,466,000	100%	
青森	286,700	3.4%	
岩手	301,200	3.6%	
宮城	387,800	4.6%	
秋田	508,600	6.0%	
山形	401,500	4.7%	
福島	436,600	5.2%	
新潟	626,900	7.4%	
東北計	2,949,300	34.8%	
東北以外	5,516,700	65.2%	
上位5県	北海道	543,400	6.4%
	茨城	401,900	4.7%
	栃木	343,700	4.1%
	千葉	326,700	3.9%
	富山	212,100	2.5%



〔資料〕 農林水産省「平成 21 年産水陸稲の収穫量」

表-2.5.11 精米の都道府県別出荷量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

イ. 香港のコメの輸入実績 (2008 年) 344,997 トン

タイ 294,153 トン、中国 39,502 トン、オーストラリア 4,521 トン、ベトナム 2,948 トン、パキスタン 1,718 トン、日本 400 トン (7 位)

ロ. 中国のコメの輸入実績 (2008 年) 295,570 トン

タイ 286,397 トン、ラオス 4,317 トン、ミャンマー 2,888 トン、ベトナム 1,316 トン、パキスタン 462 トン、日本 140 トン

ハ. 米国のコメ生産量 (2008 年)

9,241,323 トン

〔資料〕 ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(12) 日本酒

日本酒の東北域の出荷量は、全国では 19.3%のシェアとなっている。東北域内では新潟県が 40,904 k l (8.4%) と最も多く、次いで秋田県が 15,428 k l (3.2%) となっている。東北域外の競合地域は、兵庫県 151,019 k l (31.0%)、京都府 74,529 k l (15.3%) の出荷量がある。

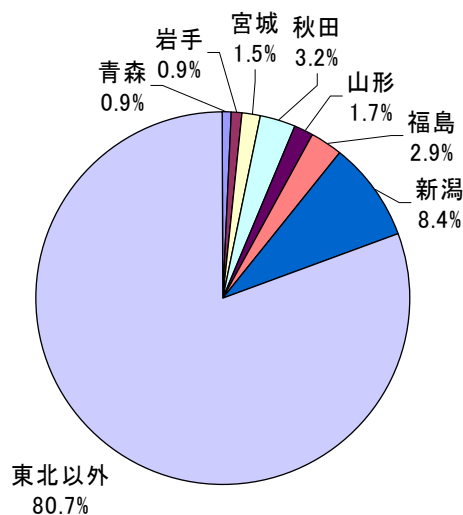
海外の競合地域としては、清酒を生産している韓国があげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.12 日本酒の都道府県別出荷量 (2008 年度)

単位：k l

都道府県	清酒	%	
全国	487,911	100%	
青森	4,243	0.9%	
岩手	4,193	0.9%	
宮城	7,230	1.5%	
秋田	15,428	3.2%	
山形	8,232	1.7%	
福島	14,002	2.9%	
新潟	40,904	8.4%	
東北計	94,232	19.3%	
東北以外	393,679	80.7%	
上位5県	兵庫	151,019	31.0%
	京都	74,529	15.3%
	埼玉	18,204	3.7%
	愛知	17,643	3.6%
	山梨	12,307	2.5%



[資料] 国税庁：「統計年報 酒税 都道府県別製成数量」平成 20 年度

図-2.5.12 日本酒の都道府県別出荷量割合 (2008 年度)

B. 海外の産地

イ. 韓国の清酒生産量

21,735 k l (2008 年実績)

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(13) 味噌

味噌の東北域の出荷量は、全国では9.3%のシェアとなっている。東北域内では新潟県が14,829トン(3.1%)と最も多い。東北域外の競合地域は、長野県198,295トン(41.2%)と大きなシェアを占めている。

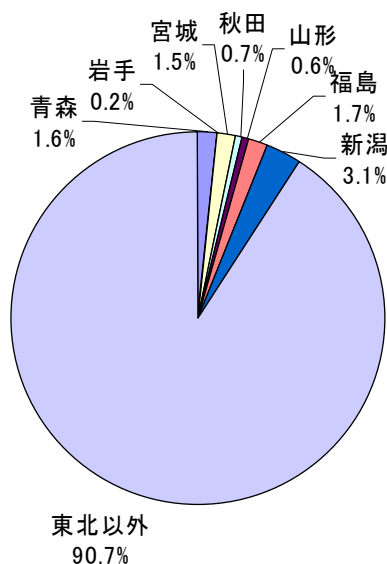
海外の競合地域としては、台湾・中国へ味噌を輸出している実績から、米国、タイ、中国があげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.13 味噌の都道府県別出荷量(2007年)

単位: トン

都道府県	味噌	%	
全国	480,765	100%	
青森	7,552	1.6%	
岩手	782	0.2%	
宮城	7,069	1.5%	
秋田	3,486	0.7%	
山形	2,657	0.6%	
福島	8,243	1.7%	
新潟	14,829	3.1%	
東北計	44,618	9.3%	
東北以外	436,147	90.7%	
上位5県	長野	198,295	41.2%
	愛知	50,467	10.5%
	北海道	26,920	5.6%
	大分	19,471	4.1%
	福岡	12,813	2.7%



[資料] 農林水産省「米麦加工食品生産動態等統計調査年報」平成19年

図-2.5.13 味噌の都道府県別出荷量割合(2007年)

B. 海外の産地

イ. 台湾の味噌輸入実績 16,296 トン (2008年)

日本 4,489 トン、米国 3,953 トン、タイ 2,520 トン、中国 1,611 トン、香港 1,228 トン

ロ. 韓国の味噌輸入実績 4,613 トン (2008年)

中国 3,547 トン、日本 1,065 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(14) 切り花

切り花の東北域の出荷量は、全国では8.8%のシェアとなっている。東北域内では岩手県が1億1,000万本(2.3%)と最も多い。東北域外の競合地域は、愛知県7億3,000万本(15.4%)と出荷本数が多い。次いで、沖縄県、福岡県、鹿児島県、千葉県と温暖な地域の出荷量が多い。しかしながら、切り花については、花の種類によって、生産地や出荷先が大きく異なることから、これらの温暖な地域が競合地域とは言い難い。

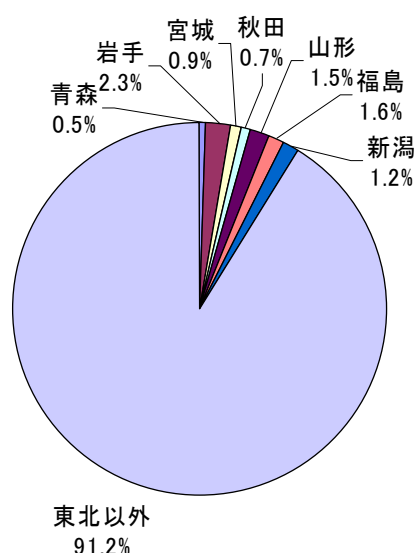
海外の競合地域としては、香港・ロシアへ切り花を輸出している実績から、中国、マレーシア、タイ、オランダ、台湾、エクアドル、コロンビアなどがあげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.14 切り花の都道府県別出荷量 (2008年)

単位：千本

都道府県	切り花	%	
全国	4,734,000	100%	
青森	22,100	0.5%	
岩手	110,900	2.3%	
宮城	44,400	0.9%	
秋田	33,700	0.7%	
山形	72,600	1.5%	
福島	76,100	1.6%	
新潟	58,300	1.2%	
東北計	418,100	8.8%	
東北以外	4,315,900	91.2%	
上位5県	愛知	731,300	15.4%
	沖縄	369,500	7.8%
	福岡	284,500	6.0%
	鹿児島	250,000	5.3%
	千葉	242,300	5.1%



[資料] 農林水産省「花き生産出荷統計」平成20年

図-2.5.14 切り花の都道府県別出荷量割合 (2008年)

B. 海外の産地

イ. 香港の切り花 (生鮮) の輸入 9,360 トン (2008年実績)

中国 7,320 トン、マレーシア 958 トン、タイ 384 トン、オランダ 298 トン、台湾 161 トン、日本 17 トン (12位)

ロ. ロシアの切り花の輸入 57,049 トン (2008年実績)

オランダ 20,883 トン、エクアドル 20,233 トン、コロンビア 9,820 トン、ケニア 1,851 トン、イスラエル 1,374 トン、日本 5 トン (27位)

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(15) 豚肉

東北域において、豚肉を出荷しているのは、青森県（70,555 トン）と岩手県（21,771 トン）のみで、全国シェアは 7.4%となっている。東北域以外の県で、青森県よりも出荷量が多いのは、鹿児島県、茨城県、宮崎県、北海道となっている。

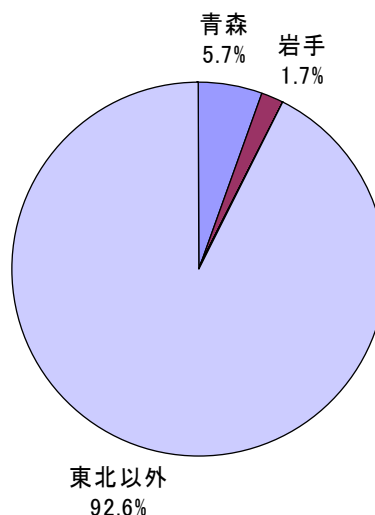
海外の競合地域としては、香港へ豚肉を輸出している実績から、ブラジル、米国、中国、ドイツ、オランダがあげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.15 豚肉の都道府県別出荷量（2006 年）

単位：トン

都道府県	豚肉	%	
全国	1,246,525	100%	
青森	70,555	5.7%	
岩手	21,771	1.7%	
宮城		0.0%	
秋田		0.0%	
山形		0.0%	
福島		0.0%	
新潟		0.0%	
東北計	92,326	7.4%	
東北以外	1,154,199	92.6%	
上位5県	鹿児島	205,724	16.5%
	茨城	102,694	8.2%
	宮崎	77,923	6.3%
	北海道	71,061	5.7%
	千葉	59,698	4.8%



〔資料〕 農林水産省「ポケット農林水産統計 平成 20 年版」2008.11

図-2.5.15 豚肉の都道府県別出荷量割合（2006 年）

B. 海外の産地

イ. 香港の豚肉（冷凍）の輸入実績 285,883 トン（2008 年）

ブラジル 67,069 トン、米国 61,308 トン、中国 49,321 トン、ドイツ 37,279 トン、オランダ 22,727 トン、日本 57 トン（20 位）

〔資料〕 ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(16) 牛肉

東北域で牛肉を出荷しているのは、宮城県、岩手県、福島県の3県であり、3県の合計で、全国シェア3.9%となっている。競合地域は、出荷量の多い、北海道、鹿児島県、宮崎県、熊本県があげられる。

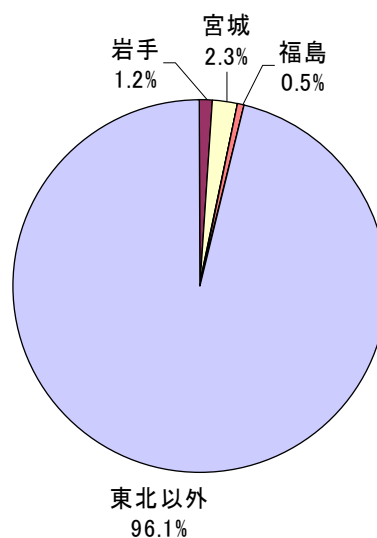
海外の競合地域としては、12,171千トン（日本の約25倍）の生産量がある米国、2,164千トン（日本の約4倍）の生産量があるオーストラリアがあげられる。

A. 国内の産地

表-2.5.16 牛肉の都道府県別出荷量（2006年）

単位：トン

都道府県	牛肉	%	
全国	496,229	100%	
青森		0.0%	
岩手	5,813	1.2%	
宮城	11,385	2.3%	
秋田		0.0%	
山形		0.0%	
福島	2,240	0.5%	
新潟		0.0%	
東北計	19,438	3.9%	
東北以外	476,791	96.1%	
上位5県	北海道	77,039	15.5%
	鹿児島	40,498	8.2%
	宮崎	24,291	4.9%
	熊本	19,408	3.9%
	群馬	9,593	1.9%



〔資料〕農林水産省「ポケット農林水産統計 平成20年版」2008.11

図-2.5.16 牛肉の都道府県別出荷量割合（2006年）

B. 海外の産地

イ. 米国の牛肉（枝肉ベース）生産量（2008年）

12,171千トン

ロ. オーストラリアの牛肉（枝肉）生産量（2008年度）

2,164千トン

〔資料〕ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック2009』2009.10.30

(17) ナマコ

香港への輸出実績から、フィリピン、パプアニューギニア、インドネシア、フィジーがナマコ（乾燥、塩漬け、塩水漬け）を輸出しているが、日本のナマコは、他の国と単価が全く違い、高級食材として人気がある。

〔資料〕ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック2009』2009.10.30

(18) サケ

東北域のサケの収穫量は、396 トン (23.6%) となっている。東北域の中で最も収穫量が多いのが岩手県 244 トン (14.6%) である。東北以外の地域は、ほとんどが北海道 (1,265 トン) であり、北海道が全国の 75.5% を占めている。

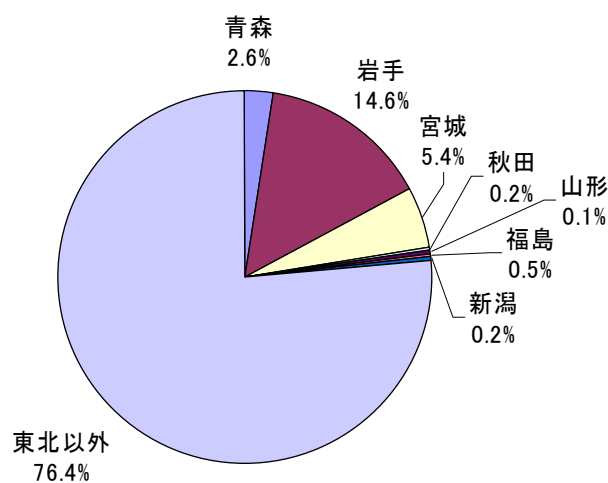
海外の競合地域は、中国・タイへの輸出実績から、米国、ロシア、チリ、ノルウェーといえる。

A. 国内の産地

表-2.5.17 サケの都道府県別収穫量 (2008 年)

単位：100 トン

都道府県	サケ	%
全国	1,675	100%
青森	44	2.6%
岩手	244	14.6%
宮城	90	5.4%
秋田	4	0.2%
山形	2	0.1%
福島	9	0.5%
新潟	3	0.2%
東北計	396	23.6%
東北以外	1,279	76.4%
上位5県		
北海道	1,265	75.5%
富山	8	0.5%
千葉	4	0.2%
茨城	0	0.0%
神奈川	0	0.0%



[資料] 農林水産省「漁業・養殖業生産統計調査」平成 20 年

図-2.5.17 サケの都道府県別収穫量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

イ. 中国のサケ・マスの輸入 129,392 トン (2008 年)

米国 44,682 トン、日本 39,170 トン、ロシア 25,412 トン、チリ 8,596 トン、ノルウェー 8,151 トン

ロ. タイのサケ・マスの輸入 39,852 トン (2008 年)

チリ 13,922 トン、ノルウェー 9,057 トン、米国 8,657 トン、日本 4,386 トン、ロシア 955 トン

※中国やタイでは、臨海地域で加工用原料として輸入され、再輸出されている。

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(19) ホタテ

東北域のホタテ貝の収穫量は、1,095 トン (20.4%) となっている。東北域の中で最も収穫量が多いのが青森県 879 トン (16.4%) である。東北以外の地域は、ほとんどが北海道 (4,264 トン) であり、北海道が全国の 79.6% を占めている。

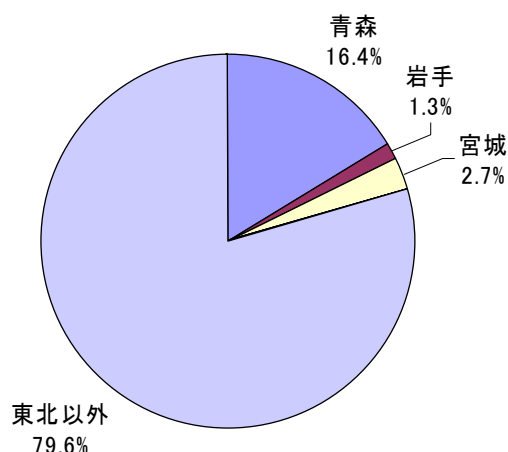
海外の競合地域は、米国・韓国・オーストラリアへの輸出実績から、中国、カナダ、アルゼンチン、メキシコ、といえる。

A. 国内の産地

表-2.5.18 ホタテの都道府県別出荷量 (2008 年)

単位：100 トン

都道府県	ホタテ	%	
全国	5,358	100%	
青森	879	16.4%	
岩手	71	1.3%	
宮城	145	2.7%	
秋田	0	0.0%	
山形	0	0.0%	
福島	0	0.0%	
新潟	0	0.0%	
東北計	1,095	20.4%	
東北以外	4,263	79.6%	
上位5県	北海道	4,264	79.6%
	茨城	0	0.0%
	千葉	0	0.0%
	東京	0	0.0%
	神奈川	0	0.0%



[資料] 農林水産省「漁業・養殖業生産統計調査」平成 20 年

図-2.5.18 ホタテの都道府県別出荷量割合 (2008 年)

B. 海外の産地

イ. 米国のホタテ貝の輸入 25,358 トン (2008 年)

中国 11,845 トン、日本 5,737 トン、カナダ 3,861 トン、アルゼンチン 2,123 トン、メキシコ 1,228 トン

ロ. 韓国のホタテ貝の輸入 7,234 トン (2008 年)

中国 4,616 トン、日本 1,993 トン、ロシア 564 トン、ベトナム 38 トン、米国 19 トン

ハ. オーストラリアのホタテ貝の輸入 2,330 トン (2008 年)

中国 1,062 トン、日本 759 トン、タイ 260 トン、チリ 105 トン、香港 26 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

(20) 牡蠣

東北域のカキの収穫は、宮城県と岩手県に限られている。東北域の全国シェアは、31.8%である。東北以外の産地としては、広島県が最も多く、968トンあり、全国シェアの50.8%を占めている。

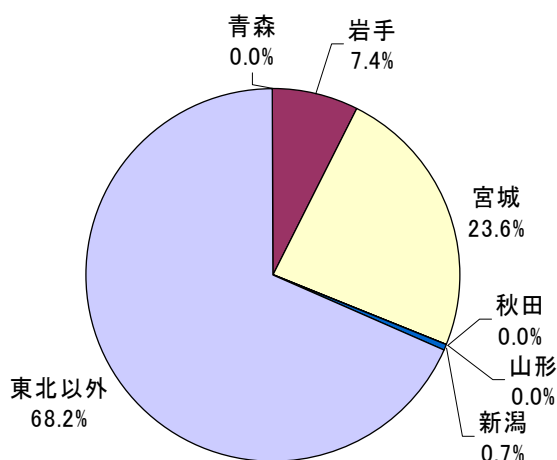
海外の競合地域は、香港への輸出実績から、中国、米国、カナダ、韓国、といえる。

A. 国内の産地

表-2.5.19 カキの都道府県別出荷量 (2008年)

単位：100トン

都道府県	牡蠣	%	
全国	1,904	100%	
青森	-		
岩手	141	7.4%	
宮城	450	23.6%	
秋田	-		
山形	-		
福島	0	0.0%	
新潟	14	0.7%	
東北計	605	31.8%	
東北以外	1,299	68.2%	
上位5県	広島	968	50.8%
	岡山	113	5.9%
	三重	57	3.0%
	北海道	40	2.1%
	兵庫	39	2.0%



[資料] 農林水産省「漁業・養殖業生産統計調査」平成20年

図-2.5.19 カキの都道府県別出荷量割合 (2008年)

B. 海外の産地

イ. 香港のカキ輸入実績 4,434 トン (2008年)

中国 1,201 トン、米国 845 トン、日本 618 トン、カナダ 512 トン、韓国 299 トン

[資料] ジェトロ『ジェトロアグロトレード・ハンドブック 2009』2009.10.30

2. 6 関税率

輸出相手国に対する品目別の関税率について、表-2.6.1 に示す。この関税率は、2010年3月時点のものであり、資料は、「World Tariff」 FedEX Trade Networks のデータを用いた。

■表-2.6.1 各国関税率の注釈

※カナダは果物の品種が細分化されているので、日本の品種にあてはめた。

注1：2月15日～3月31日は1.13USD/m³・4月1日～6月30日はFree・7月1日～2月14日は1.8USD/m³

注2：12月1日～5月31日は5.4%・6月1日～11月30日は28%

注3：6月15日～9月15日は0.002USD/kg・9月16日～6月14日は0.011USD/kg

注4：1月1日～7月31日は0.1EUR/kg・8月1日～12月31日は0.2EUR/kg

注5：5月1日～11月30日は4.83NOK/kg・12月1日～4月30日は0.03NOK/kg

注6：12月1日～8月10日は0.02NOK/kg・8月11日～11月30日は4.41NOK/kg

注7：5月16日～8月15日は0.12NOK/kg・8月16日～5月15日は0.24NOK/kg

注8：4月15日～6月8日は0.18NOK/kg・6月9日～9月9日は7.21NOK/kg・9月10日～10月31日は1.92NOK/kg・11月1日～4月14日は0.36NOK/kg

注9：規定量以内はFree・規定量以上は26.5%

注10：規定量以内はFree・規定量以上は26.5%

注11：7月15日～9月15日は10CHF/100kg、9月16日～7月14日は15CHF/100kg

注12：2月21日～9月14日は15%・9月15日～2月20日は15%+13.5EUR/100kg

注13：12月16日～9月30日は14%・10月1日～12月15日は15%+14EUR/100kg；MAX40%

注14：7月16日～5月9日は10%・5月10日～7月15日は20%

注15：11月1日～5月31日は10%・6月1日～10月31日は10%+15.5EUR/100kg

注16：8月1日～5月19日は12%・5月20日～7月31日は12%+35EUR/100kg；MAX40%

注17：9月1日～1月31日は17%・2月1日～8月31日は12%

注18：割り当て内は40%・割り当て外は50%

注19：割り当て内は30%・割り当て外は40%

注20：割り当て内は30%・割り当て外は40%

2. 7 表示規制

加工食品の表示規制について、主要国に関する表示規制の概略は次の通りである。

(1) 韓国

■食品ラベルに関する規制³

ハングル語で表示するのが原則であるが、消費者の理解を助けるため、漢字や外国語を混用して併記できる。

1) ラベルの表示事項

食品など（輸入食品を含む）はラベル表示対象であり、「食品などの表示基準<食薬庁告示第 2008-31 号（2008.6.17 改正）>」によって輸入食品は次の事項を主商標または補助商標に記載しなければならない。

- ①製品名（器具または容器・包装を除く）
- ②食品の種類（別途定める製品を除く）
- ③業者名及び所在地（輸入業者の業者名と所在地、製造業者名）
- ④製造年月日（別途定める製品に限る）
- ⑤流通期限（食品添加物と器具または容器・包装を除く）
- ⑥内容量（器具または容器・包装を除く）
- ⑦原材料名（器具または容器・包装は材質を表示する）及び含量（原材料を製品名または製品名の一部として使用する場合に限る）
- ⑧成分名及び含量（成分表示をしようとする食品及び成分名を製品名または製品名の一部として使用する場合に限る）
- ⑨栄養成分（別途定める製品に限る）
- ⑩その他食品などの細部表示基準で定める事項

2) ラベルの表示方法

- ①表示事項は消費者に販売する製品の最少販売単位別容器・包装に表示しなければならない。但し、衛生上の危害が発生する恐れのない内包装された堅果類、キャンデー類、チョコレート類、ガム類、ジャム類については販売業者に供給する製品の最少流通単位別容器・包装に表示できる。
- ②表示は消えないインク・各印または消印などを使用してハングル語で表記しなければならないが、消費者の理解を助けるため、漢字や外国語を混用して併記できる。この場合、漢字や外国語はハングル表示のフォントサイズと同じか小さいサイズで表示しなければならない。但し、輸入食品などと商標法によって登録された商標は、漢字や外国語をハングル表示のフォントサイズより大きく表示できる。
- ③表示事項は消費者が分かりやすいように、背景色とは区別される色で表示するが、

³ ジェトロ・ソウル・センター「平成 20 年度海外輸入制度調査 韓国における加工食品の輸入制度」2008.10

規定するフォントサイズ以上で表示しなければならない。但し、回収リサイクルする納税コルク製品（免税事実を証明するコルクを使用する製品）の場合はその限りではない。

- ④容器や包装には他の製造業者の表示があるものを使用してはならない。但し、食品に有害な影響を与えない容器のうち、一般に流通・販売するのではなく、他の会社の製品原料として提供する場合にはその通りではない。
- ⑤視覚障害者のため、製品名や流通期限などの表示事項を分かりやすい場所に点字で表示できる。この場合、点字表示にはステッカーなどを利用できる。

3) 成分及び栄養含量表記の細部基準

一般的な食品の場合は成分名や含量の表記義務はなく、成分表示をしようとする食品及び成分名を製品名または製品名の一部として使用する場合に限って表示する。

栄養表示対象食品は食品衛生法第4条の2によって定めた次の食品に限る。

- ①長期保存食品（レトルト食品に限る）
- ②菓子類中の菓子及びキャンデー類
- ③パン類及び饅頭類
- ④チョコレート類
- ⑤ジャム類
- ⑥食用油脂類
- ⑦麺類
- ⑧飲料類
- ⑨特殊用途食品
- ⑩①から⑨までに規定された食品以外の食品のうち、栄養表示したい食品

表示対象成分は

①熱量、②炭水化物：糖類、③タンパク質、④脂肪：飽和脂肪・トランス脂肪、⑤コレステロール、⑥ナトリウム、⑦その他 強調したい栄養成分などである。

4) 消費者安全のための注意事項表示

食品など（輸入食品を含む）のラベル表示対象となる製品には消費者の安全のための注意事項を表示しなければならない。

- ①肉類などの冷凍食品の場合は、「既に一度冷凍されたため、解凍後は再び冷凍しないで下さい」などの表示
- ②果物・野菜類の飲料や牛乳類など、開封後腐敗・変質の恐れがある食品の場合は、「開封後は冷蔵保管し、お早めにお召し上がり下さい」などの表示
- ③開封時に怪我をする恐れがある「ワンタッチ缶」缶詰製品の場合は、「開封時に缶の切断部分に手を触れないで下さい」などの表示
- ④飲酒前後、二日酔い解消などの表示をする製品の場合は、「過度の飲酒は健康を損なう恐れがあります」などの表示

- ⑤アスパルテームを添加・使用した製品の場合は、「フェニルアラニン含有」という内容の表示
- ⑥「先天性代謝異常患者用」として輸入する食品の場合は、「先天性代謝異常患者用食品」と「医師の指示にしたがってご使用下さい」などの表示
- ⑦特殊用途食品のうち「特殊医療用途食品」の場合は、「医師の指示にしたがってご使用下さい」などの表示
- ⑧糖アルコール類を主原料とする製品の場合は、その糖アルコールの種類及び含量を表示しなければならず、「過度に摂取した場合には下痢を引き起こす恐れがあります」などの表示
- ⑨一口大で小さい容器に入っているゼリー製品（いわゆるミニカップゼリー製品）の場合は、間違った摂取による窒息を防止するための警告文句を表示
 (例)「凍らせて食べないで下さい」、「一度に食べる場合は窒息の恐れがありますので、よく噛んで食べて下さい」、「5歳以下の子供やお年寄りには食べないで下さい」
- ⑩アレルギー誘発成分（卵類、牛乳、そば、ピーナッツ、大豆、小麦、鯖、蟹、海老、豚肉、モモ、トマト）を使用する製品とそうでない製品を同じ製造施設で生産する場合、混入の可能性があるという内容の表示。但し、混入の可能性が全くない場合はその限りではない。
 (例)「この製品はそばを使用した製品と同じ製造施設で製造されています。」
- ⑪食品の品質管理のために別途包装して入れた鮮度維持剤には「湿気防止剤（防湿剤）」、「湿気除去剤（除湿剤）」など、消費者がその用途を理解できるように表示し、「食べてはいけません」などの注意文句も併せて表示。

5) 製造年月日及び流通期限／品質維持期限の表示

a. 製造年月日の表示

製造年月日の表示対象食品は次の通り。

- ①即席で摂取可能な食品のうち、弁当、海苔巻、ハンバーガー、サンドイッチ
- ②砂糖 ③食塩 ④氷菓類 ⑤酒類（但し、流通期限表示対象であるビール、濁酒及び薬酒は除く）

製造年月日は「00年00月00日」、「00.00.00」、「0000年00月00日」または「0000.00.00」の方法で主表示面または一括表示面に表示しなければならない。

b. 流通期限または品質維持期限の表示

流通期限または品質維持期限の表示対象食品は、製造・加工・粗粉・輸入した食品（自然状態の農林水産物を除く）。但し、砂糖、氷菓類、食用氷、菓子類中のガム類（小包装製品に限る）、食塩と酒類（ビール、濁酒及び薬酒を除く）及び品質維持期限として表示する食品は流通期限の表示を省略できる。

注) ※ 流通期限：製品の製造日から消費者に販売が許容される期限を意味する。

※ 品質維持期限：食品の特性に合った適切な保存方法や基準によって保管される

場合、当該食品固有の品質が維持できる期限を意味する。

c. 表示方法について

- ①流通期限は「00年00月00日まで」、「00.00.00まで」、「0000年00月00日まで」または「0000.00.00まで」と主表示面または一括表示面に表示しなければならない。
- ②流通期限を主表示面または一括表示面に表記しにくい場合には、該当位置に流通期限の表示位置を明示しなければならない。
- ③輸入食品などに表示された輸出国の流通期限の「年月日」の表示順序が①の基準と異なる場合は、消費者が分かりやすいように「年月日」の表示順序を例示しなければならない。「年月」のみで表示された場合には「年月日」のうち、「日」の表示は製品に表示した「月」の1日として表示しなければならない。
- ④製造日を使用して流通期限を表示する場合には、「製造日から00日まで」、「製造日から00ヶ月まで」または「製造日から00年まで」と表示できる。 ※ 流通期限または品質維持期限の表示は、使用または保存に特別な条件が必要な場合にそれを一緒に表示しなければならない。この場合、冷凍または冷蔵保管・流通しなければならない製品は「冷凍保管」または「冷蔵保管」と表示しなければならない。

d. 品質維持期限対象食品は以下の通り。

- ①レトルト食品 ②缶詰 ③ジャム類 ④糖類(ブドウ糖、果糖、飴類、シロップ類、デキストリン、オリゴ糖類に限る) ⑤茶類及びコーヒー類(液状製品は滅菌製品に限る) ⑥飲料類(滅菌製品に限る) ⑦ジャン類(大豆の麴を除く) ⑧酢、滅菌したカレー製品 ⑨キムチ類、塩辛類及び漬物類 ⑩煮付け食品(滅菌製品に限る) ⑪ビール ⑫澱粉、蜂蜜、小麦粉

6) 内容量表記

内容物の性状により、重量、容量または個数で表示しなければならない。内容物が個体または半固体の場合は重量で、液体の場合は容量で、個体と液体の混合物(直接引摂取しない液体を含む)の場合は重量または容量で表示しなければならない。また、個数で表示する場合には重量または容量を括弧書きで表示しなければならない。

摂取前に捨てる液体(製品の特性によって自然に発生する液体を除く)と一緒に包装される食品は液体を除いた食品の重量を表示しなければならない。

錠剤形態で製造された製品の場合には販売される容器または包装に含まれる錠剤数や総重量を、カプセル形態で製造された製品の場合にはカプセル数と被包材の重量を除いた内容量を表示しなければならない。この場合、被包材の重量は内容物を含んだカプセル全体重量の50%未満でなければならない。

7) ラベル表示の提供時期

食品ラベルの表示は消費者に製品に関する正しい購買情報を提供し、消費者を保護

することが目的であり、提供時期に関する規定は特にない。但し、製品の輸入申告時にハングルで表記された包装紙を提出するようになっており、輸入後にハングル表示を貼付する場合は税関から保守作業の許可を得なければならない。その場合、追加費用が発生するため、一般的には輸出国で表記し、輸入している。

(2) 台湾

■食品ラベルに関する規制⁴

輸入食品には容器または包装上に中国語および一般符号を用いて、下記内容を明記しなければならない。

- ①商品名
- ②内容物名および重量、容量あるいは数量（2種類以上の混合物は個別表示）
- ③食品添加物の名称
- ④賞味期限、保存方法および条件
- ⑤製造業者名・住所、輸入業者名・住所
- ⑥その他、衛生署が指定する表記事項

賞味期限は貼付ラベルでもラベル以外（商品）に印字しても良いが、商品に印字する方をジェットロでは推奨している。台湾では、業者が日付を改ざんするケースがあり、消費者に対しては貼付ラベルより商品に印字された表示のほうが信用度が高い。

(3) 中国⁵

■食品ラベルに関する規制

2009年6月1日から新たに「食品安全法」が施行され、従来の「食品衛生法」（1995年施行）は廃止された。しかし、運用についての詳細がまだ決まっていない点も少なからずある状態となっている。

製品の容器包装について「食品安全法」の規定に合致し、包装容器の表記については、加工食品の商品名、原材料名、製造年月日、賞味期限、原産国、保存方法、輸入企業名、輸入企業の所在地、輸入企業の電話番号、内容量等を明記する必要がある。

食品安全法に、「中国が輸入する包装食品は、中文ラベル、中文説明書がなければならない」（第66条）と規定されている。したがって、中文ラベルは必須であるが、必ずしも日本で貼付する必要はない。輸出者が中文のラベルを作成することが困難な場合、実務的には以下のような手順で対応している場合が多い。

- ①輸入申告時に、各商品に貼るラベル見本を提出する。問題なければ、輸入通関後に

⁴ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

⁵ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年2月調査

保税倉庫で各商品にラベルを貼る。なお、数量が多い場合は、事前に輸入業者を通じて記載内容を確認の上、日本で貼付する。

- ②市販用に限らず、業務用原料品にも中文表示が要求される。
- ③日本語のラベルの上に中文表示を貼ることは良い。ただし、製造年月日と賞味期限日の表示が要求される。日本では通常、賞味期限日しか表示されていないが、中文ラベルには両方の日付を記載する必要がある。
- ④日本のように「個包装紙込み」内容量は認められない。ネット重量を中文ラベルに表示しなければならない。
- ⑤中文説明書は、現在のところ、あまり厳しく要求されていない。現在、中国でラベルを貼られている商品を見る限り、原材料等の表示のみで説明書のないものが大半である。
- ⑥添加物は化学名まで詳しく記載しなければならない。着色料、保存料などは日本で記載しなければならないものとほぼ同じとなっている。
- ⑦ラベルに輸入者の企業登録番号を記載することは必須となっている。製造メーカーの登録番号までは要求されていない。バーコードは商業上不可欠となっている。
- ⑧食品ラベルの表示について、前述の法規の改正もあり、自社でラベルを作成するにあたっては、中国国内で実際に売られている類似品を参考にし、中国の法規に精通した輸入業者に食品ラベル表示の見本や原版を作成してもらい、それに基づいて、食品ラベルを作成することをジェットロでは推奨している。
- ⑨2008年5月には予め包装された食品の栄養に関する情報を提供するための「食品栄養表示管理規範」が施行されている。

現在、2009年6月1日から食品安全法にもとづく輸入がスタートしてまだ日にちが浅く、輸出入業者は走りながら試行錯誤している状況である。今後、新たに条例が制定されたり、運用方法が変更されたりする可能性があるため、輸出にあたっては、事前に現地の状況をよく確認し、トラブルを未然に防ぐことが重要となっている。

(4) 香港⁶

■食品ラベルに関する規制

a. 法律によって定められた表示事項

Food and Drugs (Composition and Labeling (Amendment) Regulation2004) に基づき全ての食品製造業者と包装業者は包装済み食品に、規定のとおり統一され判読できる方法で、中国語または英語、あるいは両言語（ただし、食品の名称および成分リストのほかは両言語でなくてよい）で以下の詳細を表示することが求められている。

①食品の名称

⁶ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年2月調査

- ②重量あるいは容量の多い順に並べた成分の一覧
- ③消費期限 (use by date) あるいは賞味期限 (best before date)
- ④保存方法あるいは使用方法 (該当する場合のみ)
- ⑤製造業者あるいは包装業者の名称および住所
- ⑥食品の個数、重量あるいは容量

b. 自主的表示事項

遺伝子組み換え食品を含むバイオテクノロジー食品について、今のところ特定の法的規制はないが、CFS が自主的表示を推奨している。

c. 表示事項の一部改訂

「2008 年食品および薬品 (成分および表示) (改訂: 栄養表示および強調表示の規定) 規則」が 2010 年 7 月 1 日より施行される。同改訂は、包装済み食品に対する義務的な栄養表示の枠組みを導入し、包装済み食品の表示あるいは宣伝で行う一定の強調表示に制限を課すものである。対象は一般的な包装済み食品で、36 カ月未満の乳幼児向け調乳および食品、並びに特殊用途食品は適用除外となる。

- ①表示義務のある栄養成分: 熱量に加えて 7 の栄養素、即ちタンパク質、有効炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウムおよび糖質の含有量、および (該当する場合は) 食品の表示もしくは宣伝で強調表示する上記以外の栄養素の含有量。
- ②栄養分析機関: 表示されている栄養価は適切な手法を用いた試験分析に基づいていなければならない。CFS は、栄養表示の正しさを実証するために実験室試験を行うことを推奨し、ISO/IEC 17025 認定試験所を第一候補とし、AOAC インターナショナルの公認分析法を使用することを推奨している。日本では、IA Japan (独立行政法人製品評価技術基盤機構)、財団法人日本適合性認定協会などが ISO/IEC 17025 に基づき試験所の認定を行い、そのリストを公表している。
- ③栄養表示義務の適用免除: 以下の 4 つの原則にしたがい、計 16 の品目が適用免除となる。
 - イ. 食品業者にとって実質的に困難 (例: 総表面積が 100 平方センチメートルに満たない容器に入った包装済み食品)
 - ロ. 熱量がゼロの定義を満たし、主要栄養素を含まない食品
 - ハ. 添加物を配合しなくても新鮮で、加工されていない食品 (例: 生鮮あるいは乾燥させた果物や野菜)
 - ニ. 少量販売商品に対する免除制度 (年間販売量が 30,000 ユニットを越えない包装済み食品で、その他の条件を満たし、承認申請を行わなければならない。)
- ④ 強調表示: 誤解を招く、あるいは虚偽の強調表示を規制する。
「強調表示」はその食品に「以下を含む特有の栄養的な特性」があることを記した、あるいは示唆もしくは暗示した表現を意味する。

イ. 熱量

ロ. タンパク質、有効炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖の含有量

ハ. ビタミンおよび無機質の含有量

「強調表示」は栄養素含有量表示、栄養素比較表示、栄養機能表示を含む。

■食品添加物の規則について

甘味料、着色料、保存料については、使用が認められるものが限定されている。

日本で使用可能な人工甘味料のステビア、甘草(カンゾウ)、食品添加物のクチナシ色素、紅花色素、紅麴色素などは、香港では使用が認められていないため、輸出食品について使用の有無を確認する必要がある。

包装済み食品の原材料を構成する食品添加物は、その食品添加物のカテゴリー(機能分類)と、その特定名称または食品添加物の国際番号システム(International Numbering System - INS)に基づいた識別番号を記載しなければならない。

■留意点

日本食の普及・定着に伴い、様々な日本食品が香港に輸入されている。特定の百貨店、日系スーパーマーケットの食品売り場では、日本国内とほぼ同様に日本の加工食品を購入することができる。特に、日本の菓子類の人気は高く、また、日本の麺類は全体的に、カップラーメンを含む乾麺、冷凍麺、生めんそれぞれの保存方法をもつ商品で、市場が広がっている。しかし、日本の法律とは異なる部分も見受けられるので、特に香港の食品表示、食品添加物に関する法令に準拠するよう、配慮する必要がある。実際の輸出・販売を行う際においては、CFS および各専門家に照会される等、最新情報の確認をジェットロでは推奨している。

(5) フィリピン⁷

■食品のラベルに関する規制

食品のラベル表示については、全般的に、共和国法第 3720 号および厚生省食品薬品局行政命令(AO)第 88-B などによって規制されている。特に、後者は包装済み食品のラベル表記に関する規制法で、「ラベル規則」とも呼ばれている。

この規則で表示が義務付けられている情報としては

①食品の名称、②食品添加物やビタミン、ミネラルを含む原料(成分)リスト、③純内容量か乾燥容量、④製造業者、包装業者、流通業者の名前と住所、⑤ロット識別番号が挙げられる。

⁷ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

さらに、1994年の覚書命令書第18号（MC 18）により「食品登録番号」が、また、1982年発令の規則令第1号（FDA 1-A、B、CおよびD）「包装済み食品の期限表示に関するガイドライン」にもとづき液乳製品、ベーカリー製品、乳児用食品、ビタミンC強化果汁飲料および粉乳製品については「消費期限（Consume Before）」か「賞味期限（Best Before）」のいずれかの表示が義務付けられている。ここでの「消費期限」とは記載されている保存状態でこの期限を超えると製品の品質が著しく損なわれると予測される日付を意味している。「賞味期限」とは記載されている保存状態で、この期限を超えると製品の特定の品質が劣化することが見込まれることを意味する日付を意味している。消費期限切れの食品は消費に適さず、販売は不可となる。一方、賞味期限切れの食品で消費にまだ適すと判断される場合は、販売することもできる。

表示言語は一般のフィリピン人消費者が理解できるよう、日本語などの外国語によるラベル表示の場合には、英語かフィリピン語の翻訳が併記されることが義務付けられている。

栄養・カロリー表記は義務付けられていないが、表記する場合には、栄養成分を表で提示することや、エネルギー価をカロリーかジュールで表記すること、さらに食品の有効期限内に常に栄養価の80%が存在していなければならないことなど、食品薬品局行政命令第88-B第3項「栄養情報」の条項を遵守する必要がある。

容量の表記はメートル法もしくは国際単位（SI単位）とし、容量誤差の許容範囲も食品薬品局通達第6-As号で決められている。

なお、製品登録証明は輸入通関時にはすでに食品薬品局から発行を受けている必要があり、製品登録証明申請時にはラベルを提出しなければならない。輸出者としては、輸出時に適正ラベルを表示しておく義務がある。

■輸入が禁止されている食品

現在、フィリピンへの輸入が禁止されている主な食品は下記の食品となっている。

- ①使用が認可されていない食品添加物が含まれる食品
- ②狂牛病の汚染地域と認定されている国や地域からの牛肉および牛肉加工品
- ③鳥インフルエンザの汚染が認定されている国や地域からの鶏肉および鶏肉加工食品
- ④メラミン混入が発覚した中国製乳製品など

食品添加物については食品薬品局が認可する添加物リスト（ポジティブリスト）が公表されている。

■宗教上の規制品と留意点

フィリピンでは人口の1割近くを占めるイスラム教徒向けに特定のプロセスを経た食品を「ハラール食品（Halal Foods）」として公式に認定する仕組みができています。輸入食品で、公式のハラール認証をロゴとしてラベルに表記したい場合は、同国内と同様の手続きと検査を経て、大統領府直属のイスラム問題事務所（Office of Muslim Affairs）から正式に認証

を受ける必要がある。

なお、ハラール認証は日本にも認証機関があり、輸入者がフィリピンで公式の認証ロゴを取得するために日本でのハラール認証を要求してきた場合は、輸出者はその要求に応じる必要がある。

■食品添加物に関する規制

食品添加物を規制する法令には、食品薬品局行政命令第 88-A 号と同局通達第 16 号(BC 2006-16)がある。行政命令第 88-A が食品添加物の使用に関する基本原則となっている。通達第 16 号は使用が認められる食品添加物の最新リストを提供している。

(6) ベトナム

■食品のラベルに関する規制⁸

販売に際しては、次の規定表示事項を外国語の表示に加えて、ベトナム語で併記する必要がある。

- ①商品名:ベトナム規格、国際規格、または HS 分類による商品と同じ名称を使うこと。
- ②輸入業者または販売業者の名称、住所
- ③商品の定量、即ち内容量、正味重量、容量またはサイズ等
- ④原料、含有成分
- ⑤主要定性要素として効用、および人体や環境に対する安全基準の表示
- ⑥製造年月日および賞味期限
- ⑦貯蔵及び使用方法（ラベル上または別途書面上に表示すること。）
- ⑧原産国

(7) タイ⁹

■食品の表示ラベル

次に保健省告示 194 号に基づき当該商品が輸入されるまでに、輸出者または輸入者が商品ラベルを作成し貼付する必要がある。ラベル表記はタイ語であり、表記事項の主なものは次の通り。

- ①食品の固有名、普通名称、通常に食品を呼ぶのに使う名称のいずれか。商品名を使用する場合は、食品の名称を添えて記すこと。
- ②全体の重量に対する主要成分のパーセンテージ
- ③)製造者の名称と住所

⁸ ジェトロホームページ「貿易・投資相談 Q & A」2010 年 1 月調査

⁹ ジェトロホームページ「貿易・投資相談 Q & A」2009 年 12 月調査

- ④)輸入者の名称と住所
- ⑤)食品の正味重量
- ⑥)賞味期限
- ⑦)食品登録番号

これは一般的に『オーヨーマーク』と称される図柄の中に表記しなくてはならない。
なお、上記食品分類や商品の含有物・特性によって表示すべき事項が変わるため、詳細は輸入者を通じて FDA へ照会することをジェトロでは推奨している。

■食品登録番号

タイに生産や販売のために輸入される食品は、すべてタイ保健省所管の食品法に従う必要がある。食品法に基づく規則が保健省や食品医薬品局（以下 FDA と表示）の告示の形で通達されている。食品法では、食品を 1)特定管理食品、2)品質規格管理食品、3)表示管理食品、4)一般食品の 4 種類に分類し、それぞれ製造、販売に関する認可申請手続き、衛生管理・ラベル表示に関する規則が違っている。

そのため、輸出しようとする食品が上記の 4 種類のどれに属するのかを調べる必要がある。分類定義が曖昧なため、製造者や輸出者が勝手に判断せず、必ず、直接または輸入者を通じて FDA に判断を仰ぐことをジェトロでは奨めている。

タイの輸入業者が食品を扱った実績がない場合、FDA から『食品輸入業許可』を取得後に上記分類の確認をしてもらうことになる。

輸入者は、輸入に先立って FDA から商品毎に『食品登録番号』を取得しておかなければならない。この番号の申請から取得までの所要期間は上記の分類によって異なるが、概ね 2 日間、特定管理食品の場合は 35 日間かそれ以上かかっている。申請に当たっては、FDA からサンプル、製品の原材料成分一覧表などの提出を要求されることがある。

さらに輸入者は、保健省告示 193 号に従い FDA に対して当該商品の製造場所に関わる『GMP 製造基準適合証明書』を提出する必要がある。これは日本の製品である場合は、駐日タイ大使館などの翻訳証明を添付した製造場所に関わる HACCP 認定書、ISO 認定書、所管の保健所が発行する食品製造業営業許可証の証明書などで代替することができる。これらの証明書類は、製造者の食品登録番号の取得申請時と貨物の輸入時毎に FDA に提出する必要がある。

■食品添加物

タイ国内で使用を許可されている食品添加物については、保健省告示 281 号の内容から CODEX 基準に準じた使用であれば問題ないと一般に解釈されているが、輸入者を通じて FDA に確認する必要がある。

(8) シンガポール¹⁰

■加工食品輸入業者登録

食品規定に記載された品質基準を満たし、輸入ライセンスまたは事前許可の取得が必要ない加工食品を輸入する際は、事前に AVA 食品管理部 (FCD : Food Control Division) に加工食品輸入業者として登録する義務がある。登録に必要な書類は、①会計法人規制庁 (ACRA) に登記されている会社登記簿謄本、②事業者登録番号 (CR Number)、③輸入許可手数料を AVA が自動引き落としするための銀行口座開設申請書。

AVA に登録した輸入業者は、実際の輸入に際し、①AVA 登録番号、②製品情報 (HS コード、AVA 製品コード、数量と単位) をトレードネットにより申告する。

■輸入ライセンス取得が義務付けられている食品

加工食品のうち、輸入ライセンス取得が義務付けられている食品は、下記食品となっている。

- ①肉・肉製品、魚介類に分類されている成分が含まれている食品
- ②人工甘味料が使用されている食品
- ③放射線が照射された食品など

肉・肉製品、魚介類の輸入に際しては食肉水産物衛生法 (Wholesome Meat & Fish Act) によって、輸出国、加工法、製造工場が制限されるなど厳しい規制が設けられている。

■輸入が禁止されている食品

食品販売法 (Sale of Food Act) により、シンガポールで輸入が禁止されている食品は、チューインガム (第 17 類 糖類及び砂糖菓子) のみとなっている。

ただし、日本からは 2008 年 8 月 4 日時点でマトン、豚肉、鶏肉、生牡蠣の輸入は禁止されており、牛肉も BSE 問題以降、暫定的輸入禁止措置の対象となっていたが、2009 年 5 月 14 日、シンガポール政府に認定された施設においては、日本で生まれ飼育された牛肉および豚肉で、指定された部位等条件を満たすものは、シンガポールへ輸出することが可能となった。

■検疫または検査が必要な食品

すべての加工食品が検査の対象となっており、ある特定の食品を初めてシンガポールへ輸入する際には、輸入業者が事前に AVA 食品管理部 (以下「FCD」という) の担当官に食品規格、分析試験項目、証明書要件などを確認することが必要である。

FCD では、食品原産国の生産者や製造工場を特定して輸入が許可される品目や高度な食品安全管理を必要とする品目が検査強化品目として指定されている。輸入業者は事前に商品サンプルや必要書類 (原産国政府発給の製造ライセンスや検疫証明書など) を FCD に提

¹⁰ ジェトロホームページ「貿易・投資相談 Q & A」2009 年 12 月調査

出し、輸入販売許可の可否を確認することが重要となる。

■加工食品のラベル表示（品質表示、栄養表示）に関する規制

a) 表示言語に関する規則

販売される包装済食品にはラベル上に英語で記載する。

b) 加工食品の品質表示

- ①加工食品の一般名称（放射線照射食品の場合は「IRRADIATED 加工食品の一般名称」の順に表記）
- ②使用原料の重量順一覧表（着色料など食品添加物を使用した加工食品の場合は、使用原料一覧の次に例えば「tartrazine」（添加物名）か、「color (102）」（用途名と CODEX 添加物番号）か、「FD&C; Yellow No. 4」（用途名と色番号）などのいずれかで表記）
- ③正味重量（net weight）又は容量
- ④輸入業者または国内流通業者、販売代理店の会社名と住所
- ⑤原産国
- ⑥消費期限、賞味期限

を規定の文字サイズで表記します。

また、クリーム、殺菌牛乳、ヨーグルト、豆腐など短期保存食品には「EXPIRY DATE: 01 Aug 09」または「USE BY: 01 Aug」（「年」を省略）などと表記し、ビタミン配合の果実飲料、マヨネーズ、チョコレートなど長期保存食品には「BEST BEFORE: 03 Feb 10」または「SELL BY: Feb 10」（「日」を省略）と表記できる。

冷凍生鮮品（食肉と水産物）には包装の日付として「PACKING DATE: 20 Dec 08」と表記できます。上記の表記例のように、「日」の表記は数字 2 桁で（1 桁の数字の場合は前に 0 を付け）表記、「月」の表記はアルファベットで 3 文字の略称を使用し、「年号」の表記は最後の 2 桁の数字でも表示できる。

c) 加工食品の栄養表示

栄養表記は、加工食品が「エネルギー源」、「たんぱく質源」、「低カロリー」または「シュガーフリー」であるなどの強調表示を行う場合のみ表記できる。栄養強調表示の場合には、製品ラベルとして同規定に FCD が定めた指定書式「栄養成分パネル」に記入して表記する。栄養成分パネルへ記入する項目は、下記項目となっている。

- ① 加工食品 1 パッケージの容量が何食分かの数値と 1 食分 (Serving size) の内容量、
- ② 1 食分の内容量あたりと、内容量 100g または 100ml あたり、それぞれのエネルギー (Kcal)、タンパク質(g)、脂肪(g)、炭水化物(g)の含有量を記入し、
- ③ 栄養強調表示する栄養素を（ナトリウム、カリウム、コレステロールの量は mg で）記入する。

d) ハラル (HALAL) 認定マークの表示

ハラル (HALAL) 認定マークの表示は、食品規定の食品ラベル表示に関する規制で義務

づけられた表示ではないが、シンガポールでは人口の 14%がマレー系で、イスラム教徒です。イスラム教は豚の食用を禁じており、豚肉・豚脂など豚成分を含まず「イスラム教の定める適正な方法で処理された食品である」と認定した食品には、ハラール (HALAL) 認定マークを表示できる。

このハラール認定証は食品原産国 (日本) のハラール認定機関で取得手続をする事ができる。イスラム教徒にも輸出販売する食品には、日本にハラール認定機関として「宗教法人 日本ムスリム協会」があり、当協会にて認定を受け、ハラール (HALAL) 認定マークを表示することができる。

(9) マレーシア

■ラベル表示¹¹

Price Control Act 1946 に基づき、製造者、輸入者、生産者または卸業者はあらかじめ包装された商品を販売する時には、その物品、包装、または容器に以下の表示をしたラベルまたはマークを添付しなければならない。

- ①物品の適切な名称
- ②包装または容器の中の物品の最低重量、数量または容量をメートル法で表示。輸入品の場合は、メートル法単独またはメートル法とヤードポンド法の両方で表示。
- ③製造者、輸入者、生産者または卸商の名称、所在地。輸入品の場合は原産国表示が必要。
- ④ラベルまたはマークは明確な言語、字の大きさ、色などで読みやすい表示。輸入品の場合、表示はマレーシア語または英語。

また、Food Act 1983 and Food Regulation 1985 のラベルに関する保健省のガイドラインによると、製造者と輸入者の情報と接触先、正味重量のマレーシア語又は英語による表示が必要であり、アルコール飲料の包装ラベルにはマレーシア語 (12 ポイント以上のボール大文字) でアルコール含有量の表示として「**ARAK MENGANDUNGI -% ALKOHOL** (liquor containing - % alcohol) が必要となる。

日本酒 (Rice Wine) については、アルコール度 12%以上 15%以下と規定され、ラベル上に「Wine」の字は単独では表示できず、10 ポイント以上の同一字体で「Rice」と結合させて表示しなければならない。

なお、2005年4月より酒類の輸入・卸・小売業者は保証スタンプ (Security Stamp) を瓶の蓋に貼付することが義務付けられている。密造および密輸入を減らすため、輸入品の場合は関税支払済みを示す赤色のスタンプとなる。

¹¹ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2009年12月調査

(10) インドネシア¹²

■食品ラベルの規則

ラベル表示は原則としてインドネシア語、アラビア数字、アルファベットによる表記となる。ただし、外国語の用語の使用もある程度は認められている。

a) 記載事項

①品名

②輸入業者および販売業者名と住所

③輸入食品登録番号 (ML)

④原材料名を使用量の多いものから記載する。

- ・添加物を使用している場合は、その物質名も記載する。
- ・着色料を使用している場合は、インデックス番号も記載する。
- ・食品添加物を使用していない旨の表示は禁止されている。
- ・人口甘味料を含む食品については、「人口甘味料」と記載し、食品 1kg あたりの量を mg で示すよう規定されている。

⑤栄養表示

- ・栄養表示は義務ではないが、栄養表示をする場合は1回の摂取目安量と1包装の量、エネルギー総量と脂肪総量、たんぱく質、炭水化物、ナトリウムの表示が義務付けられている。

⑥賞味期限・製造年月日

⑦内容量

b) 表示場所・文字のサイズ

ラベルは、商品名、内容量、製造業者あるいは輸入業者、登録番号 (ML) から成る主部と、原材料名、栄養素についての情報、賞味期限、その他から成る情報部に分けられる。主部は包装の見やすい場所に表示する。特別な場合を除き、小文字の o が 1mm より小さくならないようにとされ、警告文は 2mm 以上とされている。

- ⑨食品事前登録により取得する保健大臣承認によって使用が認められたラベルを使用する。

c) そのほかの表示留意事項

そのほかの留意事項としては、下記がある。

- ①必要がある場合は使用方法や保存方法の表示。

- ②豚由来含有食品については“Mengandung BABI” (豚含有) を赤文字で記載し、その横に豚の絵を配し、これらをさらに赤線の四角で囲むこととされている。

- ③コンデンスミルク含有食品には“Perhatian! Tidak cocok untuk bayi” (注意! 乳児には適さず) と赤字で記載し、赤線で四角に囲む。

- ④アルコール含有飲料は、21歳未満の者および妊婦の飲料は禁止と注意書きし、アル

¹² ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

コール度数を表示しなければならない。

⑤遺伝子組み換え原材料を含む食品の場合は、「遺伝子組み換え食品」とラベルに記載しなければならない。

⑥放射線照射食品については放射線照射食品の表示、放射線の照射目的（防虫、保存期間の延長、防バクテリアなど）、放射線再照射が認められない場合は放射線再照射禁止そして放射線照射機関の名称と住所、放射線が照射された年と月、放射線が照射された国を記載する。

■加工食品に関する規制・手続き

a) 輸入者の要件

輸入業者は商業大臣が発行する輸入業者登録番号（API）を所得するほか、商業省の会社登録証、関税総局の輸入業者登録番号、納税者番号などを保有していなければならない。また、とうもろこし、コメ、小麦、砂糖など商業省が指定した品目を輸入する場合は、特別輸入者登録（NPIK）の取得が義務付けられている。

b) 事前登録手続き

保健大臣規定 No.382/MEN.KES/PER/VI/1989 により、輸入を予定している食品を国家食品・医薬品監督庁（BPOM）に申請し、登録番号（ML 番号）を取得することが義務付けられている。申請には下記の書類を提出する。

①原産国政府発行の Health/Free Sale Certificate

②特に乳製品、果実・野菜・水産物・肉の加工品などは非放射線照射証明

③原産工場よりの原材料・添加物リストおよび仕様書

④製造工程表

⑤商品サンプル

⑥その他、原産工場よりの任命書、流通時に使用が予定されているラベル見本、容器およびふたの証明書、原産国で採用されている基準、原産工場の品質監督システム、検査機関による最終製品の分析結果（オリジナル、6ヶ月以内のもの）なども貼付する必要がある。

また、賞味期限が7日以内の加工食品など登録義務が免除されるケースもある。

c) 輸入禁止品目

加工食品では、アルコール含有飲料の一部に輸入が禁止されているものがある。

d) 輸入検疫検査

動物性製品（第16類）で検疫・検査を行う必要がある品目については、インドネシアの輸入港に到着する2日前までに「製品輸入計画」を検疫ステーションに提出し、船下ろし前に検査を受ける。必要書類は、下記の書類となる。

①原産国政府よりの安全性証明書

②疫病発生地域でない国の原産地証明書、当該国のインドネシア大使館での認証要

③輸送中に汚染されていないことについての証明

e) 宗教上の禁制品

イスラム教徒が人口の 9 割近くを占める国柄、インドネシアへ輸出し販売する食品は、豚を食用にすることなどを禁じるイスラム教の戒律に違反しない食品でなくてはならない。

なお、イスラム教では豚の摂取が禁じられているが、2009 年 8 月 31 日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定 No.HK.00.05.1.23.3516 では、豚由来・含有食品は、安全性や品質、栄養およびラベルについての条件・規定を満たしていれば流通が認められるとされている。しかしながら、輸出者としては、まず輸入者宛に輸出予定食品の先行サンプルを送付し、食品検査機関に輸出食品の分析検査を依頼し、事前に国家食品・医薬品監督庁 (BPOM) で安全を確認すると共に、“HALAL” の認定を取得してから本格的な輸出に取り組むことが重要となる。

インドネシアではイスラム教徒の摂取が可能であることを示すハラール認証取得は任意とされている。日本では日本ムスリム協会やイスラミックセンター・ジャパンがハラール認証を行っているが、これらの協会が発行したハラール認証がインドネシアでも認められるかどうかは輸入業者などを通じて事前に確認することが必要となる。

■食品の包装の規則

1996 年第 7 号食糧法第 16 条に、包装原料の使用の禁止規定があり、2007 年 8 月 20 日付け食品・医薬品監督庁長官規定 No.HK00.05.55.6497 には、使用が禁止される原料および使用が認められる原料のリストが示されているが、英語あるいは日本語の訳文はないので、事前に輸入者と十分に検討し把握しておくことをジェットロでは推奨している。

■食品添加物の規則

1996 年第 7 号食糧法第 10 条に添加物に関する規定が定められている。また、1999 年 10 月 4 日付け保健大臣規定 No.1168/MENKES/PER/X/1999 には使用が禁止される食品添加物のリストや使用が認められる食品添加物のリストがあり、使用基準や用途なども規定されている。

食品添加物リストに明示されていない新添加物については事前に検査を受け、政府の承認を取得した後に使用が認められる。

■残留農薬の規則

残留農薬については CODEX 基準が採用されているが、残留農薬の監督を行う保健省と農業省は、218 種類の農薬について独自の残留や汚染上限も設けており、CODEX 基準およびこの独自の規制の両方の基準を超える農産物の輸入および国内販売を禁止している。

■そのほかの留意点：

- (1) 輸入される有機加工食品は、原産国所管庁によって認められた認証機関が発行する有機認証を取得していなければならない、さらにインドネシア所管庁にも認定されていなければならない。
- (2) 遺伝子組み換え食品は事前に安全性についての検査を受け、政府承認を受けた後に使用できるとされている。(1996年第7号食糧法および2004年第28号政令)

(11) インド¹³

■食品の表示に関する規制

食品のパッケージには、最低限、下記の事項を表示しなければならない。

- ①製造業者の会社名と住所
- ②原産国
- ③インドの輸入業者の会社名と住所
- ④製品の名称
- ⑤原料成分の名称／重量または容量の大きい順
- ⑥内容量／正味重量または正味個数または正味容量
- ⑦製造年月日
- ⑧消費期限／賞味期限
- ⑨上限期限価格（税金、賦課金等のすべての料金を含む）
- ⑩冷凍食品の場合、ISOの認証番号
- ⑪ミネラル、プロテイン、ビタミンなどで栄養を補強した食品については、それらの含有量
- ⑫放射線照射食品については、放射線照射の目的と許可番号
- ⑬表示に使用する言語は英語またはヒンズー語
- ⑭食品がベジタリアン用、または非ベジタリアン用であることを識別するマーク

■輸入品目の規制

インドで加工食品を輸入する際には、Foreign Trade (Development & Regulation) Actの規定に準拠する。輸入品目規制として、1)輸入自由品目、2)輸入禁止品目、3)輸入制限品目、4)輸入業者指定品目がある。加工食品のうち、粉ミルクやミルク製品等の輸入は制限されているが、ほとんどの品目は、輸入自由品目に該当する。政治上の理由や臨時立法により輸入が禁止されている製品以外は、輸入は自由となっている。自由に輸入できる製品については、輸入許可証は不要である。

¹³ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

■ 貿易業者登録

貿易に携わるインド国内のすべての輸出業者と輸入業者は予め Ministry of Commerce から Importer-Exporter Code(IEC)番号を取得しなければなりません。

■ 輸入検査

食品は輸入港の最寄りの Central Food Laboratory で検査を受けるために Port Health Officer(PHO)に検査を申請しなければならない。

■ 輸入地域規制

特定国からの輸入禁止・制限措置などは設けられていない。

■ 輸入手続き

- a) 全ての食品は輸入業者に引き渡す前に検査を受けて、通関手続きを完了しなければならない。通関手続きは複雑ですので、予期せぬトラブルや遅延を回避するため、公認の通関業者を起用することをジェトロは強く推奨している。
- b) 輸入前に製品の表示作業を完了しておかなければならない。インドに輸入する前に、輸出国または第三国においてラベルを添付するか、レーザー・プリンターなどで印刷する必要がある。
- c) ベジタリアン用の食品については、主表示面に記載されている製品名のすぐ近くに緑色のシンボルマークを表示しなければなりません。
- d) 非ベジタリアン用の食品については、主表示面に記載されている製品名のすぐ近くに赤色のシンボルマークを表示しなければなりません。

■ その他留意事項

粗悪食品予防法(Prevention of Food Adulteration Rules)による規制があり、次の点に留意が必要となる。輸出業者はインドの輸入業者を通じて、製品が規則に合致していることを事前に確認する必要がある。

- ① 輸入時点で消費期限の有効期限が、もともとの消費期限の 60%以上残っていないと
ならない。
- ② 色素、保存剤、香料などが法律に適合していなければならない。
- ③ 残留農薬の許容限度は、ポジティブリストに関連する法律に記載されている。

(12) スリランカ

■食品の表示に関する規制（酒）¹⁴

ボトルまたは容器に、銘柄および商標ならびにアルコール含有パーセントまたは度数などを表示する義務がある。

(13) アラブ首長国連邦

■ラベル表示規制¹⁵

- ・ラベル上の表示内容は明確かつ読みやすいものであり、誤りや誤解を招きそうな記載または虚偽があってはならず、剥離や改ざんできないものであること。
- ・動物性物資を含む食品は由来する動物名を表示すること。
- ・ラベルには下記項目を明記していること。

①製造年月日・賞味期限、②食品名（製品名）、③原材料（量の多い順）、④添加物、⑤正味容量、⑥製造業社名および住所、⑦ブランド名、⑧原産国、⑨保存状態、⑩調製（調理）および消費の方法。

そのほか パッケージ規定、食品添加物（着色料、保存料、酸化防止剤、甘味料）規定、保存期間および保管温度規定などがある。

■動物及び家禽類の肉由来の製品¹⁶

UAE を含むイスラム国では、動物及び家禽類の肉由来の製品は HALAL (Lawful) 認証を得た食肉処理場で加工されたものでなければイスラム教徒の消費者が食べることはない。

豚肉や血液製品、HALAL (Lawful) 認証のない食肉処理場で加工された肉、油脂などを原材料として含む食品は HARAM (unlawful) と扱われ、イスラム教徒向けの市場性が無いので注意が必要となる。詳しくは、UAE の取引相手に商品の原材料を詳細に提示して見解を仰ぐことをジェトロでは推奨している。

■サンプルの提出¹⁶

ドバイでは Gulf Standard (略称 GS) という認証基準で食品衛生、計量、包装、ラベル表示、保管方法などを規定している。当局はサンプルを当局に提出させ、内容物とラベル表示、特に消費期限が一致しているか、関連法に則っているかなどを調べることもある。

ジェトロでは、貨物が輸入不許可にならないよう、実際の貨物の輸入の前にサンプルを取り寄せて提出させ、またこれらの項目を申告しておくことを推奨している。

食品の内容物については、着色料の使用量について制限があり、ドバイ当局によって使用量の検査が行われることがある。また、アルコール類を添加した菓子は輸出できない。

¹⁴ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

¹⁵ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2009年12月調査

¹⁶ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2007年12月調査

■輸入食品検査時での不適格を回避するための留意点¹⁵

- a) 賞味期限・製造年月日が適用法に基づき正しく記載され、食品パッケージは日付シール貼付けでなく刻印または印刷されていること。
- b) 表示は関連法に定められた規定に従うものでアラビア語表記が原則だが、包装済食品など直接消費用に製造された食料品のラベルは英語表記も可能。
- c) 商品が認可外の内容物や添加物を含まないこと。
- d) 製造業者は関連食品の微生物学のおよび科学的標準を承知していること。

(14) サウジアラビア

■表示義務¹⁷

法律に基づく表示義務として、以下の事項などが商品のラベルに表示しなくてはならない。なお、商品にはアラビア語表記のラベルを貼付すること。

- ①登録商標。
- ②品質基準
- ③製造年月日および賞味期限。

*ラベル表示要件：湾岸標準規格 GULF STANDARD 9/1995 に少なくとも製品名、製造者あるいは販売者名と住所、原産国、原材料リスト、賞味あるいは消費期限、製造年月日を表示する旨規定。

(15) イギリス

■ラベル表示規制¹⁸

この法令は、食品全般の表示義務を規定し、Food Standard Agency (FSA)の酒類の表示基準ガイドラインがある。表示項目を以下に記す。

- ①名称：ワイン、ビール、酒などは、商標やブランド名は、名称として使用はできないが、付記はできる。
- ②保存：特別な方法が必要な場合は、明記しなければならない。
- ③製造・販売者名：登録済みの製造者またはパッケージ業者名、または英国で登録された販売者名とその住所を表示しなければならない。
- ④使用方法：特別な方法が必要な場合は、それを明記しなければならない。
- ⑤原産国名の表示：例えば、“Product of Japan”のように表示する。
- ⑥アルコール度数の表示：アルコール度数が 1.2%以上の場合には、その度数を明記する必

¹⁷ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2008年10月調査

¹⁸ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

要がある。“Alcohol” またはその省略形の“alc”と“% vol”の併記が、義務づけられている。また、アルコール度数が表示される場合には、その最高度数のすぐ後に、“not more than”を表示する。

(16) ドイツ

■表示義務¹⁸

包装して販売される日本酒を含む全ての食品には、食品表示令により下記の表示義務がある。輸入食品については輸入業者が表示責任を負い、外国語表示の場合は、ドイツ語表記のラベルを貼付する。

- ①品名：酒(Sake)と一般商品名を記載する。商標やブランド名は、品名としては使用できないが、付記はできる。
- ②メーカー、EU域内に居住する販売業者、輸入業者の住所名称：
製品流通ルートを追跡するために、製造物責任の点から特に重要とされる。
- ③ロット番号：EUで販売される食品は、製造履歴を明らかにするため、「L」で始まるロット番号を明記する。
- ④アルコール度数：アルコール度数が1.2%以上の飲料は、アルコール含有を意味する「alcohol」、または「alc」と、アルコール度数を「%vol」で明記する必要がある。

(17) フランス

■ラベル表示規制¹⁹

消費法典(R112-9条)に基づき、以下の記載が義務付けられている。いずれもフランス語で、消費者の読みやすい大きさと表示しなければならない。また、消費者が誤認するおそれのある表示、疾病予防や効能等を表示することは禁止されている(同R112-7条)。

- ①名：100%醸造の日本酒については「boisson fermentée à base de riz(米ベースの醸造飲料)」あるいは(且つ)「saké」、アルコールを添加した日本酒の場合は「boisson fermentée à base de riz avec adjonction d'alcool(アルコール添加した米ベースの醸造飲料)」+「saké」あるいは「boisson à base de riz fermenté et d'alcool(醸造米とアルコールベースの飲料)+「saké」。焼酎については「boisson spiritueuse(スピリッツ飲料)」
- ②正味量
- ③賞味期限
- ④製造者・ボトリング業者またはEU域内に居住する販売社名(企業社名)
- ⑤アルコール度数(少数点以下1桁まで明示。○～○度は不可)
- ⑥アレルギー成分

¹⁹ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年3月調査

⑦妊娠中の飲酒に対し以下の警告文（あるいは所定の絵表示）を掲載《 La consommation de boissons alcoolisées pendant la grossesse, même en faible quantité, peut avoir des conséquences graves sur la santé de l'enfant.（妊娠中の飲酒は少量でも胎児の健康に大きな影響を与える可能性がある）

（18）イタリア

■ラベル表示規制²⁰

ラベルは、下記項目をイタリア語で表示する必要がある。

- ①数量はメートル法（リットル、センチリットル、ミリリットル）でなければならない。
- ②表示項目：商品名、原材料名（食品添加物を含む）、内容量（ネット数量）、賞味期限（日、月、年の順）、保存・摂取方法に関する特別条件、製造者・輸入業者名と住所、原産地、アルコール度数、ロット番号など。

（19）スペイン

■ラベル表示規制²⁰

容器ラベルの表示は、「最終消費者向けの食品レベル表示、ならびにプレゼンテーション、広告に関する加盟国法規に関する欧州議会・理事会指令 2000/13/EC」により義務付けられている。主な項目を以下に示す。

- ①販売製品の名称
- ②原材料のリスト
- ③正味の量（体積単位）
- ④賞味期限（アルコール濃度が 10%以上の飲料は記載不要）
- ⑤製造業者、包装業者、域内の販売業者の住所と名称
- ⑥原産地、または製品の出荷場所
- ⑦保存、ならびに利用上の特別な条件
- ⑧アルコール濃度（アルコールを 1.2%以上含む飲料は表記する）
- ⑨表示はスペイン語でなければならない。
- ⑩正味容量は、「ミリリットル」、「センチリットル」、「リットル」のいずれかで表示する。商品にはロットを表示する必要である。ロット表示は、” L” の文字を最初に記す。

（20）スイス

ナシ

²⁰ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2010年1月調査

(21) ロシア

ナシ

(22) アメリカ

■食品表示に関する規制²¹

FDA は食品の「基本表示事項」として、(1)食品の名称、(2)正味内容量の表示、(3)製造業者、包装業者または卸売業者の名称および事業所の所在地、(4)複数の原料が含まれている場合には、含有量が多い順に、当該原料の一般名称、を記載することを義務付けている(連邦規則集(CFR)Title21 101 節および 105 節)。また、栄養表示教育法(NLEA)に基づき、食品の「栄養表示」を義務付け、栄養の含有量や、健康面での効能に関する表示を規制している。

(23) カナダ

■ラベル表示規制²²

アルコール飲料のラベル表示については、食品および薬物法 (Food and Drug Regulations : FDR) および消費者包装表示法 (the Consumer Packaging and Labeling Act : CPLA) に基づいて表示事項 (商品の名称、正味量、アルコール含有率、卸売業者の名称と住所、原産地、成分、栄養物、賞味期限等) が定められ、ラベルには全て英語、仏語を併記する必要がある。(但し、卸売業者の名称、住所は英語、仏語のどちらか1カ国語でよい。)

(24) チリ

ナシ

(25) ブラジル

■ラベル表示規制²³

ラベル表示：製品上に原産国 (日本) の法令に基づいて正式な許可を受けている業者等が、必要とされる表示を行う。また、ラベルは公用語であるポルトガル語表記でなければならない。ラベルに記載する義務のある栄養成分は、炭水化物、たんぱく質、総脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、食物繊維、ナトリウムなどである。

²¹ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2009年11月調査

²² ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2009年12月調査

²³ ジェトロホームページ「貿易・投資相談Q&A」2009年12月調査

販売時のラベル表示は、日本・ブラジルのいずれで貼り付けてもよいが、通関時点で確認されることが多いため日本で貼り付けておくことが望ましい。また、ラベルの成分表示については関係法令に詳細な記載があり、記載項目が日本で表示義務のあるものと必ずしも一致していない。(日本基準の成分表の単なる翻訳では不可であることが多く、ブラジルでの表示義務に合わせて追加的に情報を記載する必要がある)

(26) メキシコ

ナシ

(27) オーストラリア

■ オーストラリアに日本酒を輸出する場合のラベル表示義務

・食品基準コード (Food Standard Cord) の 1.2 条 (Labelling Requirements) および 2.7 条 (Alcoholic Beverages) の 2.7.1 によりラベルの表示事項は以下の通り規定されている。

・原料名・ブランド名・アルコール度・酩酊度 (Standard Drink) ・賞味期限 (Best Before) ・容量・製造者名/住所・輸入業者名/住所・原産国など

※ 酩酊度とはアルコールの血中濃度を測る数値で、20 度 C でエタノール 10 グラムを含有する飲物の量を 1 酩酊度とする。例えば、750 ミリリットル容器のアルコール度 12.5% のワインの酩酊度は 7.4 酩酊度となる。

(28) ニュージーランド

ナシ

Ⅱ. 東北域の農水産品及び食料品の輸出に関する現況

1. 東北域の農水産品・食料品輸出の現状と促進戦略

本章では、東北域内で生産されている農水産品・食品について、相手国別・品目別に輸出の状況を把握する。

1. 1 東北域の輸出量・相手国・品目

東北域において、輸出されている農水産品・食品の中心は、冷凍の水産物であり、主に中国・東南アジア地域に輸出され、ビジネスとして成立している。

一方、各県の輸出促進協議会では、農産品などの輸出促進を積極的に支援しているが、そのなかで、リンゴが大きな成果をあげ、輸出量が全国計で 20,929 トン（2009 年実績）²⁴ を輸出している。

東北域で生産された農産品などの生鮮品は、陸上距離の近い東北域内の港湾を利用した方が、輸送日数が短くなり、効率的な面があるが、実際は、商社や物流が集中している京浜港を利用しているケースが多かった。

1. 1. 1 東北域の品目別輸出数量

東北域の農水産品の品目別輸出数量を見ると、農産物についてはリンゴが圧倒的に多く、平成 17 年（2005）から平成 20 年（2008）まで、約 2 万トン前後を維持している。平成 20 年／平成 19 年比で見ると、コメ・モモ・メロン・西洋ナシ・カキ・リンドウ・ゆきやなぎの増加率が非常に高いが、これらは増加率は高いものの、絶対量は少ない。

水産物では年による変動が大きいですが、サケ（冷凍）・マグロ（生鮮・冷凍）・カツオ（冷凍）・サバ（冷凍）・サンマ（冷凍）・イカ（冷凍）の 6 品目が主となっている。

²⁴ 財務省「貿易統計」2009 年より

表-1.1.1 東北域の品目別輸出货量

[単位]トン

	品目	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		前年比 (H20/H19)	主な輸出県
		トン	千本	トン	千本	トン	千本	トン	千本	トン	千本		
農産物	リンゴ	10,655		18,445		23,067		25,230		18,105		-28%	青森 岩手 秋田 山形 福島
	ナガイモ	283		512		916		436		67		-85%	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 新潟
	コメ	16		54		106		269		367		36%	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 新潟
	モモ	0		42		61		68		99		46%	山形 福島 新潟
	メロン	0		0.1		1.7		2.9		5.7		97%	秋田 山形
	薬用人参	4.0		4.0		4.0		2.4		2.5		4%	福島
	西洋ナシ	1.1		1.9		1.8		1.2		2.0		67%	山形
	ブドウ	1.2		0.7		1.9		2.9		1.2		-59%	山形 福島
	柿	0.1		0.0		1.9		4.8		1.4		-71%	山形 福島 新潟
	日本ナシ	36.6		17.4		39.5		40.6		30.3		-25%	福島 新潟
	イチゴ	0		0		0.1		0.3		0.2		-33%	宮城
	おうとう	0.1		0.1		0.1		0.1		0.0		-100%	山形
	リンドウ	290	千本	422	千本	449	千本	438	千本	665	千本	52%	岩手
	ゆきやなぎ		千本		千本		千本	1.2	千本	21	千本	1650%	福島
畜産物	豚肉	1.9		3.7		7.8		8.1		13		63%	宮城 山形
	豚肉蔵(胃)	15.5		8.7		18		17		4		-77%	岩手 宮城 福島
水産物	サケ(冷凍)	6,351		9,895		5,919		6,219		6,147		-1%	岩手 宮城 福島
	マグロ(生鮮・冷凍)	4,147		303		2,144		5,359		4,034		-25%	宮城 福島
	カツオ(冷凍)	4,803		23,084		13,387		15,171		19,126		26%	岩手 宮城 福島
	サバ(冷凍)	8,801		10,286		53,533		45,868		23,115		-50%	青森 岩手 宮城 福島
	サンマ(冷凍)	9,964		5,365		15,695		16,377		21,519		31%	青森 岩手 宮城 福島
	イカ(冷凍)	1,474		2,211		3,113		4,378		9,721		122%	青森 岩手 宮城 福島
	ホタテ	888		1,400		2,032		不明		不明			青森
	かき(牡蠣)					252		356		0.1		-100%	宮城

参考資料

* 品目・平成16～20年輸出货量・主な輸出県は、東北地域農林水産物等輸出促進戦略 平成19年6月15日策定 東北地域農林水産物等輸出促進協議会より作成。

* (参考) 国内H20出荷量・漁獲量参考資料

農産物(以下の資料は農林水産省HP統計情報より)

・平成20年産りんごの結果樹面積・収穫量及び出荷量 ・平成20年産西洋なし、かき、くりの結果樹面積・収穫量及び出荷量 ・平成20年産日本なし、ぶどうの収穫量及び出荷量

・平成20年産もも、すももの結果樹面積・収穫量及び出荷量 ・平成20年産びわ、おうとう、うめの収穫量及び出荷量 ・平成20年産水陸稲の品種別収穫量

・いちご・メロン・ながいもは農林水産省生産出荷統計2007

水産物(以下の資料は農林水産省HP統計情報より)

・平成20年漁業・養殖生産統計(訂正版) 海面漁業都道府県別主要漁種別漁獲量

畜産物(以下の資料は農林水産省HP統計情報より)

・平成18年食肉流通統計

・新潟県提供資料

1. 1. 2 東北域の主要輸出農産物における輸出先国別輸出货量

農産物輸出の輸出先を品目別に見ると、リンゴ・モモでは台湾、ナガイモでは米国、コメでは香港、リンドウではオランダが圧倒的に多い。輸出先の国・地域により、品目がかなり異なることが分かる。

表-1.1.2 東北域の主要輸出農産物における輸出先国別輸出货量 [単位]トン

品目	輸出先国名	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	前年比 (H20/H19)
リンゴ	台湾	10,010	17,629	22,074	23,608	16,762	-29.0%
	香港	210	326	365	591	570	-3.6%
	タイ	153	207	206	269	269	0.0%
	中国	115	85	197	406	241	-40.6%
	アメリカ	55	60	60	61	51	-16.4%
	ロシア	13	1	38	62	37	-40.3%
	オマーン	1	1	1	1	1	0.0%
	スイス				2	1	-50.0%
	その他	98	137	126	230	173	-24.8%
ナガイモ	アメリカ	248	481	632	409	65	-84.1%
	台湾	35	31	284	21	1.4	-93.3%
	イギリス				6.4		
コメ	シンガポール	6	13	10		7	
	香港	6	21	30	92	175	90.2%
	台湾	4	18.7	33.0	46.3	81.0	74.9%
	アメリカ・カナダ(北米)		1.8	34	5.2	13	150.0%
	中国				124	39	-68.5%
	マレーシア				5.0	6.0	20.0%
	タイ				0.2	0.1	-50.0%
	その他					34.3	
モモ	台湾		39	54	54	79	46.3%
	香港		2.5	3.3	5.4	3.2	-40.7%
	タイ・シンガポール		1.0	0.5	0.8	0.8	0.0%
	ロシア				0.1	0.4	300.0%
	UAE				0.1		-100.0%
リンドウ	オランダ	290	422	449	438	663	51.4%
	香港					2	
メロン	台湾		0.1	1.7	1.5	2.7	80.0%
	香港		0.0	0.0	1.4	3.0	114.3%
	タイ					0.0	

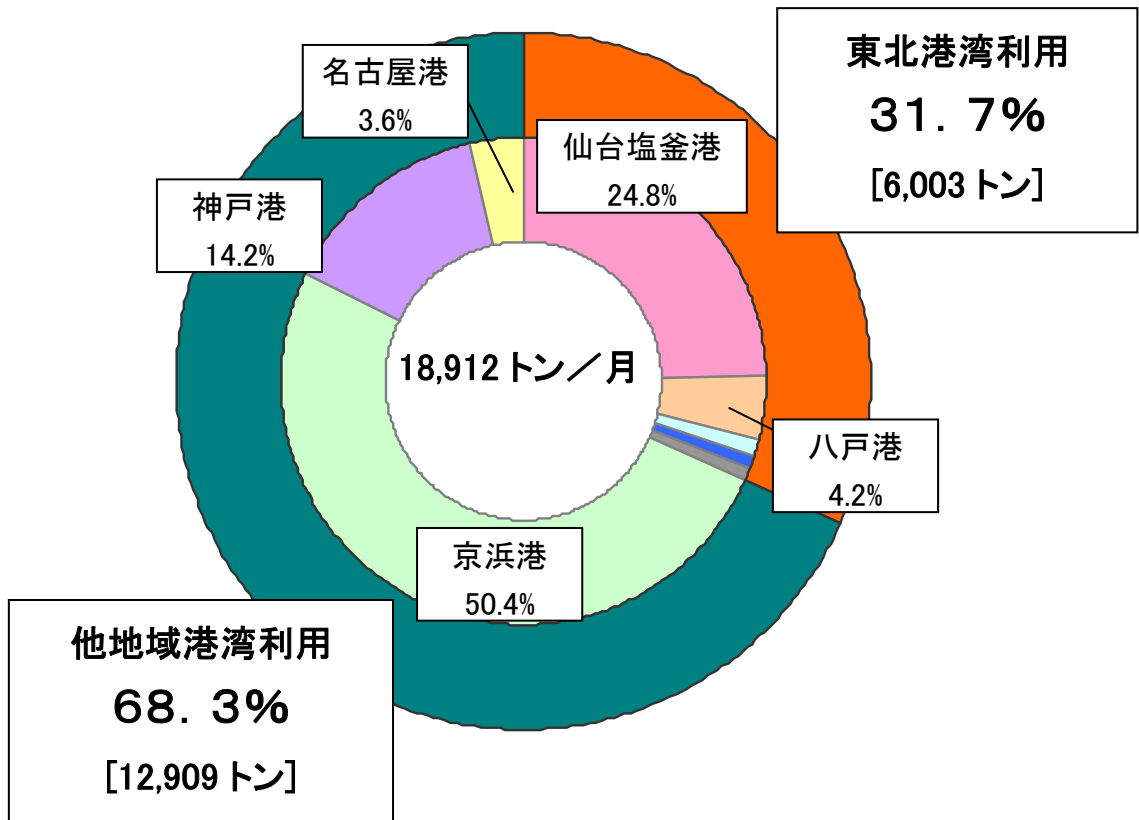
資料：東北地域農林水産物等輸出促進戦略 平成19年6月15日策定 東北地域農林水産物等輸出促進協議会
新潟県提供資料

*リンゴ、ながいもは、それぞれ年産の輸出货量。

単位は、リンゴ、ながいも、こめ、もも、メロンがトン、リンドウが千本。

1. 1. 3 東北港湾の利用率

下図は平成20年(2008)10月の東北7県の輸出農林水産品の東北港湾利用率を示したものであり、東北港湾利用率が31.7%に過ぎず、50.4%が京浜港、14.2%が神戸港へ流れている。



資料：平成20年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査より作成

* 東北港湾利用には、内航フィーター利用分を含む

図-1.1.1 東北港湾の利用率

1. 2 各県における輸出品目

1. 2. 1 統計データ

輸出量に関する統計データには、下記のものがある。

- ①国土交通省「港湾統計」
- ②財務省「貿易統計」

上記の統計についての特徴とデータの性格をまとめると、下表のようになっている。

表-1.2.1 「港湾統計」と「貿易統計」の特徴

名称	「港湾統計」	「貿易統計」
所管官庁	国土交通省	財務省
品目分類	81 品目分類 たとえば、「野菜・果物」は一つの分類であるため、「モモ」などの品種別の輸出量は分からない。	9 桁の品目分類により細分化されている たとえば、「モモ」などの品種別の輸出量・金額が分かる。
量の単位	フルート・トン	品目により単位が異なる。 たとえば、野菜などは MT(トン)が多いが、酒などは kl (キリットル) になる。
輸出国	81 品目分類の相手国の量は分かる。	品目別に相手国の量は分かる。
仕出地	積荷をした港湾になる。	通関をした税関(港湾・空港)になる。
生産地別	生産地別の調査は、5 年間に 1 度行われる「コンテナ流動調査」で把握される。(1 ヶ月調査)	生産地の調査は、1 年間に 1 度行われる「物流動向調査」で把握される。(1 ヶ月調査) ただし、公表されているデータは、生産地から仕出港湾・仕出空港の物流の概要を全体の割合で示したものであり、品目別の数量は公表されていない。

以上の「港湾統計」「貿易統計」からでは、仕出地別の輸出量は分かるが、生産地別の輸出量は分からない。

一方、農水産品及び食料品に関して、生産地（都道府県別）が分かるデータには、下記のデータがある。

表－1.2.2 品目別の出荷統計

種類	所管官庁	統計名
果物	農林水産省	「果樹生産出荷統計」
野菜	農林水産省	「野菜生産出荷統計」
米	農林水産省	「水陸稲の収穫量」
花	農林水産省	「花き生産出荷統計」
水産品	農林水産省	「漁業・養殖業生産統計」
酒	国税庁	「統計年報 酒税 都道府県別製成数量」
味噌・醤油	農林水産省	「米麦加工食品生産動態等統計調査年報」

これらの統計から、品種別（たとえば、「モモ」や「リンゴ」など）の都道府県別出荷量を把握することができる。しかしながら、輸出に関するデータは、記載されていない。

農林水産省国際部が出している『農林水産輸出概況』には、主要な輸出品目の数量と輸出先上位国が記載されているが、これらのデータは「貿易統計」から集計したものであるため、生産地までの詳細なデータではない。

そのため、各県や各県のジェトロは、独自でアンケート調査やヒアリング調査で輸出量を把握している状況である。各県において、データの提供状況は、下表の通りである。

表－1.2.3 各県における農産品・食品の輸出データの状況

No	県名	データの提供状況
1	青森県	農産品について、データの提供があった。
2	秋田県	輸出品目のみ
3	岩手県	農産品について、データの提供があった。
4	山形県	農産品について、データの提供があった。
5	宮城県	輸出品目のみ
6	福島県	輸出品目のみ
7	新潟県	農産品について、データの提供があった。

〔資料〕各県、各地域ジェトロへのヒアリング結果より作成。

情報の提供を受けることができなかつた理由として、輸出数量が限定されているため、品目別・輸出国別に分けると、企業等が特定されてしまう可能性が高いことがあげられる。

以上の状況から、各県別・品目別・輸出国別のデータ集計は、公表されている統計データから、「仕出地別・品目別・輸出国別」の集計となる。ただし、ヒアリング調査によると、生産地では、生産地近くの港湾・空港からではなく、京浜港などの他地域の港湾・空港を利用しているケースが多いため、実際の数字は、集計結果よりも多くなると推測される。

1. 2. 2 ヒアリング調査から得られた輸出品目

各県の輸出促進協議会、各県のジェトロへのヒアリング調査から、各県における輸出品目を表-1.2.4 に示す。

表-1.2.4 各県の農水産品・食品の輸出品目

No	県名	輸出品目
1	青森県	リンゴ・ナガイモ・ホタテ・ナマコ・サバ・イカ・コメ
2	秋田県	コメ・リンゴ・日本酒・モモ・ナガイモ
3	岩手県	リンゴ・日本酒・切り花（リンドウ）・アワビ・ナマコ
4	山形県	リンゴ・コメ・モモ・日本酒・サクランボ
5	宮城県	サケ・ホタテ・ホヤ・コメ・日本酒
6	福島県	モモ・コメ・日本酒・味噌・ラーメン・ナシ・カキ
7	新潟県	コメ・モモ・カキ・日本酒・切り花（チューリップ）

〔資料〕各県、各地域ジェトロへのヒアリング結果より作成。

表-1.2.4 を輸出品目別に分類すると、表-1.2.5 のようになる。

表-1.2.5 輸出品目と産地

No	輸出品目	県名
1	日本酒	秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県・新潟県
2	コメ	青森県・秋田県・山形県・宮城県・福島県・新潟県
3	リンゴ	青森県・秋田県・岩手県・山形県
4	モモ	秋田県・山形県・福島県・新潟県
5	ナガイモ	青森県・秋田県
6	カキ	福島県・新潟県
7	ホタテ	青森県・宮城県
8	ナマコ	青森県・岩手県
9	切り花	岩手県・新潟県
10	サバ	青森県
11	イカ	青森県
12	サクランボ	山形県
13	ナシ	福島県
14	アワビ	岩手県
15	サケ	宮城県
16	ホヤ	宮城県
17	味噌	福島県
18	ラーメン	福島県

〔資料〕 各県、各地域ジェトロへのヒアリング結果より作成。

表-1.2.5 より、東北域における輸出品目は、日本酒、コメ、リンゴ、モモ、ナガイモ、カキ、水産品であることが分かる。

ヒアリング結果からでは、輸出品目別・国別の輸出量を集計することができないため、以下、貿易統計を利用し、各県における農産品・食品の輸出品目を集計した。

1. 2. 3 貿易統計から得られた各県の輸出品目と国別輸出量

貿易統計データから、東北域の各県の仕出地（利用港湾・利用空港）別に集計した結果を次に示す。集計方法は、下記の方法による。

- ①貿易統計データのうち、農水産品・食品のデータ（HSコード上2桁が02～24の全データ）を対象に、税関別データを収集。
- ②各県において、品目別（貿易統計9桁コード別）に輸出金額を集計。
- ③県内において、輸出金額の多い上位5品目（貿易統計9桁コード）を採用した。
- ④貿易統計データのうち、上位5品目の国別・税関別に集計した。

輸出金額の上位を採用した理由は、貿易統計の輸出量の単位は品目ごとに異なり、品目によっては、重量ではなく、個数となっているものがあるため、量による比較ができなかったことによる。

集計手順を下図に示す。

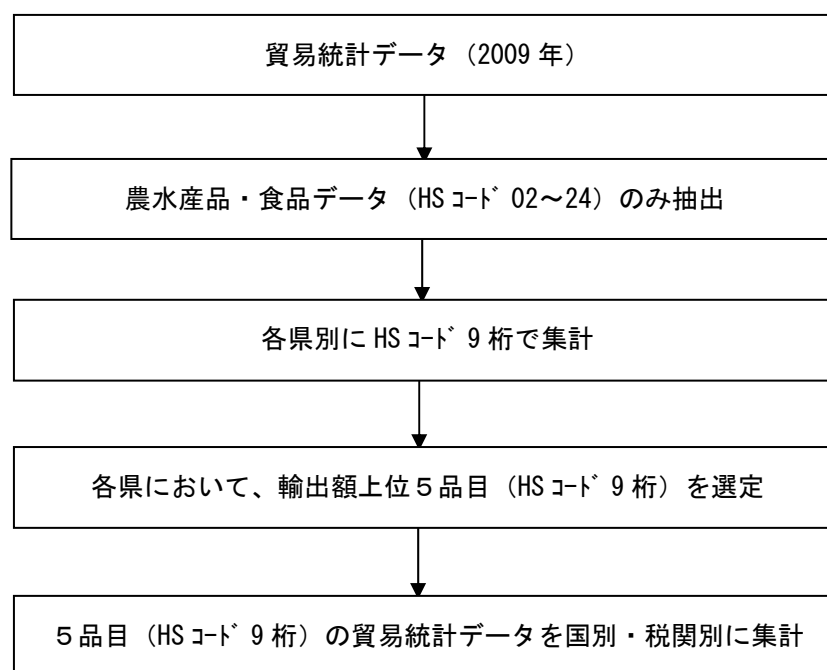


図-1.2.1 各県における輸出品目の選定と輸出量集計のフロー

(1) 青森県

青森県は、上位5品目のうち、4品目が水産品の「イカ」「サバ」「い貝」「タラ」となっている。いずれも中国への輸出量が多いが、タイ、インドネシア、ベトナムなどの東南アジア向けの輸出となっている。そのなかで、「イカ」は、ペルーへの輸出量が中国の輸出量の3倍以上を輸出している。水産品は、輸出先で委託加工をするために輸出されるケースが多い。

「イカ」は全国の輸出量の30%、「サバ」は全国の輸出量の14%を青森県の港湾・空港から輸出していることになる。

農産品では、「リンゴ」が第3位となっている。表-1.2.5において、リンゴの輸出量合計は971トとなっているが、青森県の資料によると、青森県産リンゴの台湾への輸出は、2007年実績で、23,878ト²⁵となっている。つまり、実際には、青森県から20倍以上のリンゴが輸出されていることになる。

表-1.2.6 青森県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
いか (0307.99-11)	ペルー	八戸港	4,491,110	Kg	42%	297,565	42%	10,763,940	Kg	700,948
	中華人民共和国	八戸港	1,377,935	Kg	17%	263,372	26%	8,015,091	Kg	1,016,776
	タイ	八戸港	308,467	Kg	18%	52,746	18%	1,670,779	Kg	290,435
	インドネシア	八戸港	148,500	Kg	57%	18,804	57%	262,421	Kg	33,250
	香港	八戸港	8,000	Kg	1%	2,410	1%	697,616	Kg	211,595
1位:いか計			6,334,012	Kg	25%	634,897	22%	25,022,798	Kg	2,896,577
さば (0303.74-000)	中華人民共和国	八戸港	2,434,553	Kg	21%	300,631	23%	11,607,577	Kg	1,288,360
	大韓民国	八戸港	165,210	Kg	2%	17,053	2%	6,778,180	Kg	698,299
	シンガポール	八戸港	30,735	Kg	8%	4,896	12%	401,842	Kg	41,653
2位:さば計			2,630,498	Kg	3%	322,580	5%	77,967,232	Kg	6,826,162
りんご (0808.10-000)	台湾	八戸港	958,063	Kg	5%	262,010	6%	19,139,047	Kg	4,688,064
	香港	八戸港	9,350	Kg	1%	5,173	1%	1,009,124	Kg	384,878
	中華人民共和国	八戸港	4,140	Kg	2%	1,974	2%	187,762	Kg	92,414
3位:りんご計			971,553	Kg	5%	269,157	5%	20,929,113	Kg	5,416,472
い貝 (0307.29-000)	中華人民共和国	八戸港	203,429	Kg	18%	138,894	20%	1,117,203	Kg	693,849
	ベトナム	八戸港	62,486	Kg	27%	69,124	29%	227,893	Kg	236,952
	アメリカ合衆国	八戸港	19,050	Kg	0%	22,268	0%	5,943,694	Kg	7,782,957
	香港	八戸港	18,000	Kg	2%	19,946	1%	1,075,027	Kg	1,863,092
4位:い貝計			302,965	Kg	3%	250,232	2%	11,662,261	Kg	13,962,793
たら (0303.79-600)	中華人民共和国	八戸港	2,132,135	Kg	6%	164,159	5%	35,360,036	Kg	3,314,308
	大韓民国	八戸港	353,989	Kg	2%	25,091	1%	18,968,264	Kg	1,694,924
5位:たら計			2,486,124	Kg	4%	189,250	3%	58,817,887	Kg	5,647,011
5品目計						1,666,116	4.8%			34,749,015
5品目以外						473,956	0.1%			363,887,235
農水産品・食品(分類番号02~24)計 青森県						2,140,072	0.5%			398,636,250

[資料] 財務省「貿易統計」データより作成

²⁵ 青森県「平成20年度版 青森りんご りんご果樹課資料 395号」

(2) 秋田県

秋田県からは、「精米」、「清酒（日本酒）」、「タラ」、「冷凍の魚」、「調味料」が輸出されている。

精米の輸出は、香港、シンガポール、ロシアに輸出しているが、量はそれぞれ 20 トン未満となっている。精米輸出のうち、ガンビアへ 3,600 トンを輸出しているが、これは、本業務で拡大したいと考えている輸出とは目的が違うものであると思われる。ガンビアへの輸出量が大きいため、全国の精米輸出の 22%を秋田港から輸出したことになる。国別では、ロシア向けの精米輸出の 70%、シンガポール向け精米輸出の 10%、香港向け精米輸出の 4%の量となっている。

日本酒は、米国へ輸出されているが、日本酒の全国輸出量の 1%に満たない量であり、秋田で生産された日本酒が秋田県以外の港から輸出されていることがわかる。

また、ヒアリング調査から、秋田県からはモモとナガイモが台湾などへ輸出されていることは判明しているが、下表にはないため、他県の港から輸出されていることがわかる。

表-1.2.7 秋田県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
精米 (1006.30-000)	ガンビア	秋田港	3,600	MT	100%	176,252	100%	3,600	MT	176,252
	香港	秋田港	17	MT	4%	4,447	2%	452	MT	193,362
	シンガポール	秋田港	17	MT	10%	5,277	7%	163	MT	71,718
	ロシア	秋田港	7	MT	70%	1,704	47%	10	MT	3,659
1位:精米計			3,641	MT	22%	187,680	15%	16,882	MT	1,291,039
清酒 (2206.00-200)	アメリカ合衆国	秋田港	17,733	リットル	0%	29,576	1%	3,574,859	リットル	3,014,423
	中華人民共和国	秋田港	803	リットル	0%	903	0%	485,257	リットル	238,102
2位:清酒計			18,536	リットル	0%	30,479	0%	11,949,068	リットル	7,184,075
たら (0303.79-600)	中華人民共和国	秋田港	184,650	Kg	1%	14,486	0%	35,360,036	Kg	3,314,308
3位:たら計			184,650	Kg	0%	14,486	0%	58,817,887	Kg	5,647,011
さんま、さけ等主要な魚を除いたその他の魚(冷凍) (0303.79-900)	大韓民国	秋田港	144,000	Kg	2%	7,966	1%	9,239,094	Kg	780,404
	中華人民共和国	秋田港	97,500	Kg	1%	5,330	0%	14,782,400	Kg	1,320,936
4位:さんま、さけ等主要な魚を除いたその他の魚(冷凍)計			241,500	Kg	1%	13,296	0%	31,786,118	Kg	3,648,763
調味料(ソース、マスタード、ケチャップ、醤油、味噌以外) (2103.90-900)	大韓民国	秋田港	12,459	Kg	0%	11,636	1%	3,441,931	Kg	1,749,530
5位:調味料(ソース、マスタード、ケチャップ、醤油、味噌以外)計			12,459	Kg	0%	11,636	0%	37,930,340	Kg	19,339,389
5品目計						257,577	0.7%			37,110,277
5品目以外						22,012	0.0%			361,525,973
農水産品・食品(分類番号02~24)計 秋田県						279,589	0.1%			398,636,250

[資料] 財務省「貿易統計」データより作成

(3) 岩手県

岩手県からは、大船渡港から「サケ」、「サンマ」、「タラ」、「サメ」、「サバ」、の水産品が輸出されていて、上位5品目すべてが水産品となっている。輸出先は、中国、韓国、ベトナム、タイ、マレーシアと東南アジア地域となっている。これら東南アジア地域へは、加工目的の輸出（現地で加工後、日本に再輸入される）と思われる。

「サケ」と「サンマ」は、「サケ」の方が輸出金額は多いが、輸出量では「サンマ」の方が「サケ」の2倍以上の量を輸出している。

4位の「サメ」は、韓国向け輸出量で全国シェア48%となっていて、岩手県からの輸出比率が高い品目となっている。

ヒアリング調査から、岩手県からは日本酒がアメリカへ、リンゴが台湾へ輸出されていることが判明しているが、下表にはないため、他県の港から輸出されていることがわかる。

表-1.2.8 岩手県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
その他さけ科のもの (0303.19-000)	中華人民共和国	大船渡港	802,900	Kg	2%	149,639	1%	47,196,461	Kg	11,317,207
1位:その他さけ科のもの計			802,900	Kg	1%	149,639	1%	55,388,156	Kg	13,031,776
さんま (0303.79-100)	ロシア	大船渡港	982,290	Kg	4%	65,660	4%	26,396,352	Kg	1,869,465
	中華人民共和国	大船渡港	559,890	Kg	7%	46,498	7%	8,558,818	Kg	646,086
	大韓民国	大船渡港	306,060	Kg	2%	24,019	3%	15,961,844	Kg	896,723
	ベトナム	大船渡港	74,200	Kg	1%	4,404	1%	5,257,595	Kg	434,041
	香港	大船渡港	48,000	Kg	12%	5,210	11%	407,125	Kg	48,382
2位:さんま計			1,970,440	Kg	3%	145,791	3%	75,436,128	Kg	4,968,331
たら (0303.79-600)	大韓民国	大船渡港	413,050	Kg	2%	23,771	1%	18,968,264	Kg	1,694,924
	中華人民共和国	大船渡港	238,800	Kg	1%	21,459	1%	35,360,036	Kg	3,314,308
3位:たら計			651,850	Kg	1%	45,230	1%	58,817,887	Kg	5,647,011
さめ (0303.75-000)	大韓民国	大船渡港	239,032	Kg	48%	33,762	44%	500,173	Kg	76,844
	中華人民共和国	大船渡港	24,000	Kg	18%	1,173	5%	129,730	Kg	23,761
4位:さめ計			263,032	Kg	5%	34,935	6%	5,395,851	Kg	616,516
さば (0303.74-000)	ベトナム	大船渡港	122,250	Kg	4%	11,303	3%	3,337,858	Kg	439,307
	ベトナム	大船渡港	96,000	Kg	3%	7,820	2%	3,337,858	Kg	439,307
	中華人民共和国	大船渡港	58,410	Kg	1%	5,600	0%	11,607,577	Kg	1,288,360
	マレーシア	大船渡港	25,500	Kg	1%	2,190	2%	1,911,054	Kg	123,411
5位:さば計			302,160	Kg	0%	26,913	0%	77,967,232	Kg	6,826,162
5品目計						402,508	1.3%			31,089,796
5品目以外						41,566	0.0%			367,546,454
農水産品・食品(分類番号02~24)計 岩手県						444,074	0.1%			398,636,250

〔資料〕 財務省「貿易統計」データより作成

(4) 山形県

山形県からは、酒田港を利用し、「米菓」がオーストラリアへ、「水」が台湾、香港に輸出されている。農産品では、「落花生」が中国へ55トン輸出されている。

オーストラリアへ輸出される「米菓」の41%、中国へ輸出される「落花生」の97%が山形県から輸出されていることになる。

4位の「ミルク」は香港に、5位の「焼き海苔」は米国へ輸出されている。

ヒアリング調査では、山形県から、リンゴとモモ、コメが輸出されているが、下表には現れていないため、他県から輸出されていることがわかる。

表-1.2.9 山形県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
あられ、せんべい その他これらに類する米菓 (1905.90-100)	オーストラリア	酒田港	31,864	Kg	41%	22,941	37%	77,927	Kg	62,318
1位:あられ、せんべいその他これらに類する米菓計			31,864	Kg	1%	22,941	1%	3,447,262	Kg	2,982,732
水 (2202.90-000)	台湾	酒田港	60,328	リットル	1%	9,308	1%	4,075,026	リットル	951,250
	香港	酒田港	12,927	リットル	1%	3,102	0%	1,755,994	リットル	1,118,550
2位:水-その他のもの計			73,255	リットル	0%	12,410	0%	26,137,570	リットル	6,197,934
落花生 (2008.11-000)	中華人民共和国	酒田港	55,125	Kg	97%	11,023	98%	56,651	Kg	11,238
3位:落花生計			55,125	Kg	44%	11,023	15%	124,701	Kg	76,018
ミルク及びクリーム・粉状、 粒状その他の固形状のもの (0402.10-000)	香港	酒田港	5,600	Kg	1%	9,330	2%	379,215	Kg	459,642
4位:ミルク及びクリーム・粉状、粒状その他の固形状のもの計			5,600	Kg	1%	9,330	2%	475,504	Kg	505,233
焼きのり及び味付けのり (2106.90-100)	アメリカ合衆国	酒田港	1,847	Kg	1%	5,306	3%	154,783	Kg	212,108
5位:焼きのり及び味付けのり計			1,847	Kg	0%	5,306	1%	435,178	Kg	1,008,232
5品目計						61,010	0.6%			10,770,149
5品目以外						14,960	0.0%			387,866,101
農水産品・食品(分類番号02~24)計 山形県						75,970	0.0%			398,636,250

[資料] 財務省「貿易統計」データより作成

(5) 宮城県

宮城県からは、「サンマ」、「甲殻類」、「サケ科のもの」、「サバ」が仙台塩釜港、気仙沼港、石巻港、を使って、輸出されている。仙台空港からは、甲殻類とナマコが輸出されている。1位から5位まですべて水産品となっている。

水産品は、岩手県同様、東南アジアに主に加工用として輸出されているほか、エジプト、ナイジェリアにもサバが輸出されている。

表-1.2.10 宮城県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
さんま (0303.79-100)	大韓民国	仙台塩釜港	8,093,372	Kg	51%	456,817	51%	15,961,844	Kg	896,723
		石巻港	24,000	Kg	0%	1,330	0%			
	タイ	仙台塩釜港	7,785,832	Kg	63%	372,422	62%	12,323,091	Kg	598,182
		石巻港	2,586,000	Kg	10%	157,962	8%			
	ロシア	仙台塩釜港	1,310,975	Kg	5%	98,928	5%	26,396,352	Kg	1,869,465
		気仙沼港	2,852,400	Kg	11%	190,917	10%			
	中華人民共和国	仙台塩釜港	4,325,530	Kg	51%	308,982	48%	8,558,818	Kg	646,086
		気仙沼港	31,500	Kg	0%	2,332	0%			
	フィリピン	仙台塩釜港	1,866,075	Kg	72%	81,255	70%	2,594,708	Kg	115,631
	ベトナム	仙台塩釜港	1,693,890	Kg	32%	141,284	33%	5,257,595	Kg	434,041
	ミクロネシア	石巻港	373,305	Kg	30%	22,771	30%	1,230,025	Kg	75,087
		気仙沼港	48,060	Kg	4%	2,931	4%			
	香港	仙台塩釜港	215,500	Kg	53%	24,489	51%	407,125	Kg	48,382
	アメリカ合衆国	仙台塩釜港	76,671	Kg	6%	11,271	8%	1,188,630	Kg	148,529
	マレーシア	仙台塩釜港	41,880	Kg	18%	3,300	12%	238,397	Kg	26,817
	南アフリカ共和国	仙台塩釜港	24,000	Kg	6%	2,073	6%	419,000	Kg	35,080
	インドネシア	仙台塩釜港	7,500	Kg	74%	1,282	63%	10,070	Kg	2,048
	シンガポール	仙台塩釜港	4,050	Kg	15%	736	15%	26,979	Kg	4,775
	1位:さんま計			31,360,540	Kg	42%	1,881,082	38%	75,436,128	Kg
甲殻類、軟体動物及 ひその他の水棲無脊 椎動物のその他 (1605.90-990)	香港	仙台空港	103,650	Kg	7%	1,700,767	21%	1,405,742	Kg	8,048,654
	中華人民共和国	仙台塩釜港	32,625	Kg	9%	16,571	3%	362,928	Kg	493,333
		仙台空港	118	Kg	0%	1,596	0%			
2位:甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の その他計			32,743	Kg	1%	18,167	0%	4,006,717	Kg	11,088,554
なまこ (1605.90-930)	香港	仙台空港	23,650	Kg	10%	1,321,420	14%	241,094	Kg	9,659,981
3位:なまこ計			23,650	Kg	10%	1,321,420	14%	248,772	Kg	9,732,656
その他さけ科のもの (0303.19-000)	中華人民共和国	仙台塩釜港	4,602,854	Kg	10%	537,362	5%	47,196,461	Kg	11,317,207
		石巻港	858,000	Kg	2%	212,070	2%			
	ベトナム	仙台塩釜港	1,474,630	Kg	52%	224,226	46%	2,837,560	Kg	487,147
	タイ	仙台塩釜港	688,290	Kg	17%	93,133	10%	4,166,371	Kg	903,383
		石巻港	138,000	Kg	3%	30,360	3%			
	台湾	仙台塩釜港	144,000	Kg	21%	26,301	16%	678,989	Kg	168,562
	大韓民国	仙台塩釜港	49,000	Kg	67%	14,045	72%	72,920	Kg	19,606
インドネシア	仙台塩釜港	23,730	Kg	99%	2,847	91%	24,090	Kg	3,119	
4位:その他さけ科のもの計			7,978,504	Kg	14%	1,140,344	9%	55,388,156	Kg	13,031,776
さば (0303.74-000)	タイ	仙台塩釜港	2,938,986	Kg	23%	183,403	19%	12,677,129	Kg	953,742
		石巻港	4,998	Kg	0%	1,149	0%			
	エジプト	仙台塩釜港	1,819,250	Kg	6%	143,828	6%	29,213,945	Kg	2,373,662
		石巻港	247,500	Kg	1%	22,052	1%			
	中華人民共和国	仙台塩釜港	1,392,448	Kg	12%	125,001	10%	11,607,577	Kg	1,288,360
		石巻港	74,248	Kg	1%	8,228	1%			
	インドネシア	仙台塩釜港	1,029,480	Kg	25%	59,909	25%	4,183,270	Kg	241,671
	大韓民国	仙台塩釜港	638,865	Kg	9%	69,554	10%	6,778,180	Kg	698,299
		石巻港	307,315	Kg	5%	32,035	5%			
	ナイジェリア	仙台塩釜港	819,600	Kg	51%	65,422	47%	1,592,700	Kg	138,688
	ベトナム	仙台塩釜港	589,010	Kg	18%	102,358	23%	3,337,858	Kg	439,307
		気仙沼港	72,000	Kg	2%	10,208	2%			
	フィリピン	仙台塩釜港	305,760	Kg	13%	17,007	13%	2,309,712	Kg	133,464
	マレーシア	仙台塩釜港	235,810	Kg	12%	17,352	14%	1,911,054	Kg	123,411
	ブルネイ	仙台塩釜港	44,800	Kg	31%	6,216	38%	142,300	Kg	16,573
	シンガポール	仙台塩釜港	41,850	Kg	10%	3,585	9%	401,842	Kg	41,653
	香港	仙台塩釜港	17,500	Kg	9%	2,797	14%	189,185	Kg	19,463
アメリカ合衆国	仙台塩釜港	600	Kg	0%	908	2%	311,700	Kg	51,388	
5位:さば計			10,580,020	Kg	14%	871,012	13%	77,967,232	Kg	6,826,162
5品目計						5,232,025	11.5%			45,647,479
5品目以外						5,685,100	1.6%			352,988,771
農水産品・食品(分類番号02~24)計 宮城県						10,917,125	2.7%			398,636,250

(6) 福島県

福島県は、小名浜港を利用し、「サンマ」、「ビンナガマグロ」、「カツオ」、「サケ科の魚」、「清酒（日本酒）」が輸出されている。日本酒の輸出先は韓国であり、水産物の輸出先は、ミクロネシア、韓国、中国、ベトナム、タイとなっている。

ヒアリング調査から、福島県からは、モモが台湾向けに約 70 トン輸出されているが、京浜港を利用しているため、下表には記載がない。

表-1.2.11 福島県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
さんま (0303.79-100)	ミクロネシア	小名浜港	408,660	Kg	33%	24,986	33%	1,230,025	Kg	75,087
	大韓民国	小名浜港	342,454	Kg	2%	21,726	2%	15,961,844	Kg	896,723
	ベトナム	小名浜港	44,800	Kg	1%	2,806	1%	5,257,595	Kg	434,041
	タイ	小名浜港	33,150	Kg	0%	1,264	0%	12,323,091	Kg	598,182
1位:さんま計			829,064	Kg	1%	50,782	1%	75,436,128	Kg	4,968,331
びんながまぐろ (0303.41-000)	タイ	小名浜港	173,250	Kg	2%	38,246	1%	11,532,342	Kg	2,675,232
2位:びんながまぐろ計			173,250	Kg	1%	38,246	1%	16,254,198	Kg	3,783,174
かつお (0303.43-000)	タイ	小名浜港	316,608	Kg	2%	38,112	2%	17,813,928	Kg	1,856,514
3位:かつお計			316,608	Kg	2%	38,112	2%	20,921,561	Kg	2,129,023
魚-その他さ け科のもの (0303.19-000)	中華人民共和国	小名浜港	64,740	Kg	0%	15,860	0%	47,196,461	Kg	11,317,207
4位:魚-その他さけ科のもの計			64,740	Kg	0%	15,860	0%	55,388,156	Kg	13,031,776
清酒 (2206.00-200)	大韓民国	小名浜港	2,364	リットル	0%	4,113	0%	1,953,733	リットル	827,937
5位:清酒計			2,364	リットル	0%	4,113	0%	11,949,068	リットル	7,184,075
5品目計						147,113	0.5%			31,096,379
5品目以外						14,487	0.0%			367,539,871
農水産品・食品(分類番号02~24)計 福島県						161,600	0.0%			398,636,250

[資料] 財務省「貿易統計」データより作成。

(7) 新潟県

新潟県は、新潟空港、新潟港、直江津港を利用し、「観賞用の魚」、「調整食料品」、「清酒（日本酒）」、「挿穂」、「ミルク」が輸出されている。

観賞用の魚は、錦鯉であり、新潟空港から各国へすべて空輸されている。輸送量は約 20 トンと少ないが、金額が高額であったため、第 1 位となっている。

日本酒は、主に韓国へ輸出されている。

日本一の出荷量²⁶を誇る米所の新潟県ではあるが、輸出される港は他県の港であることがわかる。

ヒアリング調査によると、新潟県のコメは、シンガポール、香港、中国、ロシア、ドイツ、台湾などに輸出されているが、多くは京浜港などから輸出されている。

表-1.2.12 新潟県内の港湾・空港を利用して輸出された農水産品・食品輸出量（2009年）

品目	輸出相手国	利用港湾/ 利用空港	輸出量	単位	全国シェア	金額(千円)	全国シェア	全国計(量)	単位	全国計(金額:千円)
観賞用の魚 (0301.10-900)	香港	新潟空港	7,890	Kg	15%	62,122	11%	51,224	Kg	578,883
	アメリカ合衆国	新潟空港	5,916	Kg	33%	58,445	34%	17,991	Kg	169,413
	マレーシア	新潟空港	2,149	Kg	15%	25,608	13%	14,557	Kg	190,485
	ドイツ	新潟空港	1,464	Kg	4%	6,548	2%	36,333	Kg	341,059
	タイ	新潟空港	1,158	Kg	15%	10,830	17%	7,489	Kg	65,297
	オランダ	新潟空港	769	Kg	1%	8,808	2%	83,103	Kg	399,880
	大韓民国	新潟空港	212	Kg	8%	7,960	37%	2,607	Kg	21,672
	インドネシア	新潟空港	174	Kg	3%	2,241	2%	5,422	Kg	109,420
	カナダ	新潟空港	90	Kg	15%	731	16%	599	Kg	4,681
	ノルウェー	新潟空港	27	Kg	25%	466	31%	106	Kg	1,495
1位:観賞用の魚計			19,849	Kg	8%	183,759	8%	257,867	Kg	2,232,830
調製食料品/ その他のもの (2106.90-900)	大韓民国	新潟港	68,433	Kg	2%	42,570	1%	3,009,070	Kg	4,307,330
		新潟空港	9	Kg	0%	464	0%		Kg	
	中華人民共和国	新潟港	16,072	Kg	1%	16,377	1%	2,288,746	Kg	2,192,332
	シンガポール	新潟空港	582	Kg	0%	6,960	1%	629,169	Kg	1,139,600
	北朝鮮	新潟港	559	Kg	100%	658	100%	559	Kg	658
	ロシア	新潟港	78	Kg	0%	985	0%	46,774	Kg	221,650
2位:調製食料品/その他のもの計			85,733	Kg	0%	68,014	0%	21,481,738	Kg	29,498,400
清酒 (2206.00-200)	大韓民国	新潟港	92,647	リットル	5%	55,157	7%	1,953,733	リットル	827,937
	香港	新潟港	1,949	リットル	0%	2,987	0%	1,308,300	リットル	1,024,056
		直江津港	90	リットル	0%	405	0%		リットル	
	台湾	新潟港	381	リットル	0%	1,197	0%	1,381,110	リットル	416,441
	タイ	新潟港	324	リットル	0%	230	0%	241,165	リットル	88,786
3位:清酒計			95,391	リットル	1%	59,976	1%	11,949,068	リットル	7,184,075
根を有しない挿穂 及び接ぎ穂 (0602.10-000)	台湾	新潟港	2,464,409	本	29%	48,727	21%	8,479,074	本	236,718
		新潟空港	339,880	本	4%	7,910	3%		本	
4位:根を有しない挿穂及び接ぎ穂計			2,804,289		32%	56,637	23%	8,646,644		243,685
ミルク及びクリーム・ その他のもの (0402.29-000)	香港	新潟港	1,299	Kg	0%	2,689	0%	1,270,301	Kg	2,301,319
		直江津港	9,580	Kg	1%	19,099	1%		Kg	
	北朝鮮	新潟港	182	Kg	100%	272	100%	182	Kg	272
5位:ミルク及びクリーム・その他のもの計			182	Kg	0%	272	0%	1,302,559	Kg	2,349,792
5品目計						368,658	0.9%			41,508,782
5品目以外						238,541	0.1%			357,127,468
農水産品・食品(分類番号02~24) 新潟県						607,199	0.2%			398,636,250

〔資料〕 財務省「貿易統計」データより作成

²⁶ 農林水産省「平成21年産水陸稲の収穫量」より

(8) まとめ

貿易統計から、東北7県における水産品・食品輸出の上位5品目を求めた。各県の5品目をまとめると、下表になる。

表-1.2.13 東北7県の輸出品目まとめ

No	県名	(A)ヒアリングから得られた輸出品目	(B) 貿易統計から得られた輸出品目
1	青森県	リンゴ・ナガイモ・ホタテ・ナマコ・サバ・イカ・コメ	イカ・サバ・リンゴ・イ貝・タラ
2	秋田県	コメ・リンゴ・日本酒・モモ・ナガイモ	精米・日本酒・タラ・主要な魚を除いた魚・調味料
3	岩手県	リンゴ・日本酒・切り花（リンドウ）・アワビ・ナマコ	サケ科の魚・サンマ・タラ・サメ・サバ
4	山形県	リンゴ・コメ・モモ・日本酒・サクランボ	米菓・水・落花生・ミルク・焼き海苔
5	宮城県	サケ・ホタテ・ホヤ・コメ・日本酒	サンマ・甲殻類・ナマコ・サケ科の魚・サバ
6	福島県	モモ・コメ・日本酒・味噌・ラーメン・ナシ・カキ	サンマ・ビンナガマグロ・カツオ・サケ科の魚・日本酒
7	新潟県	コメ・モモ・カキ・日本酒・切り花（チューリップ）	観賞用の魚・調製食品・日本酒・根を有さない挿穂・ミルク

ヒアリング調査による品目 (A) と貿易統計から得られた品目 (B) の差から、次のことがいえる。

- ①東北7県において、水産品に関しては、以前から輸出実績がある。
- ②ヒアリング先の各県の輸出促進協議会やジェトロでは、協議会やジェトロが輸出促進事業として支援している品目について、詳しい状況を把握している。
- ③水産品は、委託加工し、再度日本に輸入されるといった形態もあり、大量に輸出されている。
- ④東北で生産されている米や日本酒などは、東北以外の港を利用するケースが多い。

以上から、東北7県において、(A) にあげている品目は、これから輸出拡大を目指す品目であり、(B) にあげている品目は、ある程度ビジネスとして成り立っている品目であるといえる。

また、東北域内の港湾や空港において、(A) の品目を扱う環境を整えることによって、他県の港湾・空港を利用している現状から東北域内の港湾・空港へ移行される可能性が高いことがわかる。

1. 3 東北域の農水産品・食料品輸出の拡大戦略

1. 3. 1 東北農政局の拡大戦略

現在、WTO(世界貿易機関)や EPA (経済連携協定)などの国際的な枠組みの構築を通して国際的な市場開放や経済交流が進展する中で、国内では、少子・高齢化の進展による食料需要の減少が見込まれており、将来も東北域が日本の食糧供給基地であるためには、国際的な競争を視野に入れた生産・流通・販売の取組みを推進することが必要である。

こうした情勢を踏まえ、平成 17 年(2005)4 月、農水産品・食料品輸出促進に向けた戦略的取組みを官民一体となって進めるため、全国的規模で「農林水産物等輸出促進全国協議会」が設置されたことを受け、東北域においても、平成 17 年 9 月、各県・関係団体など 45 会員による「東北地域農林水産物等輸出促進全国協議会」が設置された。

このような状況の中で、平成 19 年(2007)6 月 15 日、では、東北域からの農林水産物等の輸出促進戦略として、『東北地域農林水産物等輸出促進戦略』を策定した。なお、『戦略』は、平成 21 年(2009)5 月 26 日に一部が改正された。『東北地域農林水産物等輸出促進戦略』の概要は、次の通りである。²⁷

(1) 戦略の計画期間

平成 19 年度(2007)から平成 25 年度(2013)までの 7 カ年とする。

(2) 基本的考え方

1) 輸出の拡大

輸出目標の実現に向け、品目を次のように分け、それぞれ輸出量・輸出先国を拡大する。

- ① すでに、相当程度、実績のある主力品目
- ② 現段階では実績が少ないものの、今後、量的に拡大して行く育成品目
- ③ 現段階では実績がないが、今後、輸出を希望する新規品目

2) 品目ごとの輸出拡大方策

ア. 主力品目(既に相当の実績のある品目)(表-1.3.1)

既存の輸出先国において、さらに量的拡大を図るとともに、新たな輸出先国を開拓する品目。

²⁷ 農林水産省東北農政局：『東北地域農林水産物等輸出促進戦略』、2007.6.15
(2009.5.26 一部改正)

表-1.3.1 主力品目

	現在の主な輸出先国	新たな輸出先国（地域）
コメ	シンガポール、香港、台湾等	中国、ロシア
リンゴ	台湾、香港、タイ、中国等	EU、ロシア、中東
ナガイモ	アメリカ、台湾	-
リンドウ	オランダ	EU
日本酒	アメリカ、香港、シンガポール、台湾等	EU, 中国

イ. 育成品目（現段階では輸出実績が少ない品目）（表-1.3.2）

今後、現在の輸出先国をはじめ、輸出量を拡大する品目。

表-1.3.2 育成品目

品目	現在の主な輸出先国（地域）	取組県名（例）
<u>青果物</u>		
おうとう	台湾、香港	山形
西洋なし		
日本なし	タイ	宮城
	中国、台湾、香港	福島
	台湾	秋田
モモ	台湾、香港	山形
	台湾、香港、タイ	福島
	台湾	秋田
カキ	香港、台湾	福島
干し柿	ハワイ	宮城
	香港	山形
	香港、台湾	福島
メロン	台湾、香港、マカオ	秋田、山形
いちご	香港	宮城
スイカ	台湾	秋田
やまのいも		
<u>畜産物</u>		
豚肉	香港	宮城
牛肉		

品目	現在の主な輸出先国（地域）	取組県名（例）
<u>水産物</u>		
サケ	中国	岩手
ナマコ		
サンマ	中国、ロシア	宮城
サバ		
カキ（牡蠣）	香港、韓国	
木材 （住宅内装材）	韓国、中国	秋田
<u>加工食品</u>		
リンゴジュース	香港、台湾	青森、秋田
果物ゼリー	香港、台湾	山形
その他地域の 特産品	台湾、香港、中国	東北6県
ワイン	台湾、香港	山形

ウ. 新規品目（今後、輸出を希望する品目）（表-1.3.3）

現時点で、県が具体的に希望している品目。

表-1.3.3 新規品目

品目（例）	輸出先国（地域）	希望する県
ブドウ	台湾、香港等	秋田、福島
牛肉	アメリカ	岩手
チーズ	中国（大連・上海）	
家きん肉	香港	秋田
マッシュルーム	台湾等	山形

エ. 検討品目（今後輸出可能性を検討する品目）（表-1.3.4）

東北域以外で輸出実績があり、かつ、東北域においてまとまった生産実績があるものについて、新たに輸出の可能性を検討する品目。

表-1.3.4 検討品目

品目（例）	輸出先国（地域）
トマト	香港
生わさび	香港
魚の干物	東アジア、中国
米菓	アメリカ

3) 輸出拡大のための組織的取組

- (1) 協議会としての活動
- (2) 各県における活動
- (3) 国等の各種支援策の活用

4) 具体的な課題とその対応方策

- (1) 品目共通の課題と対応方策
- (2) 品目別の課題と対応方策

5) 輸出拡大のための組織的取組み

輸出拡大のための組織的取組みとしては、次のような取組みを行う。

- ① 協議会としての活動
 - ア. 相談窓口の設置
 - イ. 県間の連携
 - ウ. 他機関による取組みとの連携
- ② 各県における活動
- ③ 国等の各種支援策の活用
 - ア. 農林水産省の支援事業
 - イ. ジェトロの支援事業
 - ウ. 経産省の支援事業

6) 具体的な課題とその対応方策

- ① 品目共通の課題と対応方策
 - ア. 動植物検疫の解禁措置の要請
 - イ. GAP, HACCP に関する情報提供
 - ウ. 知的財産権の保護および侵害防止対策の徹底
 - エ. 輸出振興に資する生産、流通、加工技術の開発・普及の推進
 - オ. 共同流通等による輸送コストの低減に向け広域的連携の取組みの検討
 - カ. 輸出力強化に繋がる産地のインフラ整備への支援
 - キ. 輸出の拡大が期待される品目の関税撤廃・削減の要請

② 品目別の課題と対応方策

ア. 園芸作物（果実・野菜・花きなど）

- a. 台湾向け生果実のモモシンクイガなどに関する輸出検疫対応の徹底
- b. 輸出先進国の消費者ニーズに合わせた生産・流通の整備
- c. 関連情報の収集など

イ. 畜産物

- a. 衛生管理体制の整備（HACCPに関する情報提供）
- b. 関連情報の収集など

ウ. コメ

- a. 植物検疫などの関連情報の共有化
- b. 全国生産者団体の取組み情報の共有

エ. 木材

- a. 情報の収集・整理と共有化

オ. 水産物

- a. 衛生検査実施期間の短縮
- b. 衛生管理体制の整備（HACCP認定取得への支援策に関する情報提供）
- c. 関連情報の収集など

カ. 加工章句品

- a. 実績・課題の把握と情報の共有化

キ. 日本酒など

- b. 実績・課題の把握と情報の共有化

1. 3. 2 東北各県の輸出拡大戦略および方針

平成 17 年(2005)9 月の各県・関係団体など 45 会員による「東北地域農林水産物等輸出促進全国協議会」の設置と、それに引き続く平成 19 年（2007）6 月 15 日の農林水産省東北農政局による『東北地域農林水産物等輸出促進戦略』策定を受け、東北各県でも、農水産品・食料品輸出促進への取り組みが行われている。

(1) 青森県

青森県では、平成 16 年度（2004）に県内関係団体で設立された「青森県農林水産物輸出促進協議会」が主体となり、農水産品・食料品輸出促進へ向けて次のような取り組みが行われている。²⁸ さらに、平成 20 年（2008）6 月 3 日、青森県・全農新潟県本部・県産米需要拡大推進本部・青森ジェトロ・新潟県物産協会によって「青森県産米輸出研究会」が設立され、新潟県産米の輸出ルート開拓に向けて調査・研究を開始した。²⁹

1) 目標

リンゴは平成 27 年（2015）に年間 3 万トンの輸出、ナガイモは平成 23 年度（2011）に 1,000 トンの輸出を目標とする。

2) 青森県農林水産物輸出促進協議会の取組み（平成 21 年度）

- ① 商談会（アラブ首長国連邦、2010 年 1 月）[対象品目] リンゴ・リンゴジュース・水産加工品
- ② 見本市出展（モスクワ、2009 年 9～10 月）[対象品目] リンゴ・リンゴジュース・ナガイモ・シメサバ
- ③ バイヤー招聘（中国バイヤー、2009 年 10 月）[対象品目] リンゴ・リンゴジュース
- ④ 商談会（上海・成都、2009 年 12 月）[対象品目] ホタテ・水産加工品
- ⑤ 商談会（上海・成都・北京、2010 年 2 月）[対象品目] リンゴ・リンゴジュース
- ⑥ 見本市出展（米国、2009 年 9 月、2010 年 2～3 月）[対象品目] ナガイモ

3) 県産米の輸出

- ① 青森県産米輸出研究会の設立（平成 20 年 6 月 3 日）
- ② 香港・シンガポールにおける販売促進活動、消費宣伝活動（平成 21 年度）

4) 東南アジアにおける販売拠点の確立

- ① 見本市（バンコック、2009 年 8～9 月）
- ② 現地企業訪問による個別商談（バンコック、2009 年 8～9 月）
- ③ 対象品目：農水産物・農産加工品・水産加工品

²⁸ 青森県総合販売戦略課：『本県農林水産物の輸出拡大について』、2009. 11. 27

²⁹ 陸奥新報社：『陸奥新法』、2008.6.4

5) 青森県産米輸出研究会³⁸

①方針

- イ. 現地販売パートナーの開拓。
- ロ. 新潟県産米の認知度の向上。

②品目

コメ。

③対象地域

中国（北京・上海）、香港、シンガポール、バンコック、ロシア極東。

④取組み（2009年）

- イ. 新たな輸出車育成のためのマーケティング活動への支援（輸送費・旅費などの補助）
- ロ. 販売促進活動の実施（中国・ロシア極東・香港・シンガポール・バンコックでの訪問調査、商談会、試食宣伝会）

（2）岩手県

岩手県では、平成20年(2008)3月26日に県・農林水産関係団体・企業など19団体で設立された「いわて農林水産物輸出促進協議会」が中心となり、農水産品・食料品輸出促進へ向けて次のような取組みが行われている。³⁰

1) 「岩手農林水産物輸出戦略」の策定（平成20年〈2008〉3月）

2) 販売促進活動

- ① タイ（2008年10月） [対象品目] サンマ・ホタテ貝・加工食品
- ② マレーシア（2008年11～12月） [対象品目] サンマ・ホタテ貝・干し椎茸・加工食品
- ③ 香港（2008年12月） [対象品目] サンマ・リンゴ・コメ・加工食品
- ④ 台湾（2008年12月～2009年1月） [対象品目] リンゴ・コメ
- ⑤ シンガポール（2009年2月） [対象品目] コメ

3) 今後の展開

- ① 海外バイヤーの招聘による、現地ニーズに対応した輸出向け高付加価値商品の開発
- ② 輸出コーディネーターを媒介とした、海外実需者との商品マッチングの支援
- ③ 東南アジアでの実績を足がかりとし、輸出コーディネーターのネットワークを活用した新規市場の開拓
- ④ 民間企業の自主的な輸出の支援

（3）宮城県

1) 仙台ジェトロの活動

平成21年(2009)12月現在、宮城県では「宮城県農林水産物輸出促進協議会」が設立され

³⁰ 岩手県農林水産部流通課：『本県水産物の輸出促進について』、2009.2.17

ていないので、仙台ジェトロ（日本貿易振興機構仙台貿易情報センター）の活動を見ることとする。³¹

① 方針

- イ. 宮城県では水産業が盛んであり、農水産品・食料品輸出の中でも水産品輸出を重視したい。
- ロ. EU・米国向け水産品輸出のためには HACCP の取得が必要であり、奨励したい。ただし、HACCP 取得には経費がかかるので、HACCP 取得のためには安定した利益を出していることが必要である。

② 品目⁷⁷

コメ・水産品（サケ・マグロ・カツオ・サバ・サンマ・イカ・カキ）・日本酒。

③ 対象地域

宮城県の農水産品・食料品輸出の対象地域は、中国・香港・台湾・韓国が主である。

④ 取組み

ジェトロとしては、商談会を主催し、相手国のバイヤーを呼び、業者と引き合わせ、成約まで導くよう努力する。

2) 「宮城県食品輸出促進協議会」の設立

平成 22 年（2010）2 月 25 日、宮城県内の食品輸出を目指す生産者・加工業者・流通業者および関係機関により、「宮城県食品輸出促進協議会」が設立され、東アジアを対象として、宮城県内の食関連事業者の海外輸出のサポートを行って行く事となった。³²

協議会の平成 22 年度(2010)の事業として、次のことが予定されている。

- ① 輸出促進セミナーの開催など、輸出促進のための啓蒙活動
- ② 香港での商談会の開催など、現地バイヤーとのマッチング事業
- ③ 香港・台湾での「宮城フェア」の開催など、現地でのプロモーション
- ④ 輸出関係情報の収集と提供

(4) 秋田県

(社) 秋田県貿易促進協会では、秋田県と協力しながら、秋田県産の農水産品・食料品輸出促進へ向けて次のような取組みを行っている。³³

① 方針

環日本海圏との交流

② 品目

コメ・米麺・リンゴ・日本酒。

③ 対象地域

対象地域は、香港・上海など、在外日本人が多い所である。そのほか、秋田県としては、

³¹ ジェトロ仙台ヒアリング、2009.12.16。

³² 宮城県農林水産部食産業振興課食産業企画班 HP。

³³ (社) 秋田県貿易促進協会ヒアリング、2009. 11. 25。

環日本海圏との交流を目指しているところから、中国・ロシアである。

④取組み³⁴

- イ. 海外商談会の開催
- ロ. 県内商談会の開催（中国・台湾・香港からバイヤーを招聘）
- ハ. ロシア極東地域とのマッチング（ロシア極東地域からの起業家の受け入れ）
- ニ. 海外ミッションの派遣
- ホ. 海外見本市参加支援

（５）山形県

山形県では、平成 17 年(2005)5 月 23 日、輸出に関係する団体で設立された「山形県農林水産物・食品輸出促進協議会」が中心となり、農水産品・食料品輸出促進へ向けて次のような取組みが行われている。³⁵

①目標

県産農産物の輸出量は、平成 16 年(2004)に 127 トンであったが、これを平成 27 年(2015)に 900 トンとすることを目標とする。

②品目

リンゴ・コメ・モモ・メロン・豚肉。

③対象地域

台湾・香港・シンガポール・タイが主たる対象地域である。

④取組み（平成 21 年）

- イ. 輸出促進セミナーの開催
- ロ. メールマガジンの発行
- ハ. ホームページの更新
- ニ. 輸出関連情報の収集活動
- ホ. 相談窓口の設置
- へ. 大連日中貿易投資展示商談会への出展支援
- ト. 台湾・香港での現地商談会の開催
- チ. 台湾・香港などの輸入商社などの招聘による県内商談会の開催
- リ. 台湾での見本市・商談会のフォローアップ活動の現地への業務委託

³⁴ (社) 秋田県貿易促進協会：『あなたの貿易ビジネスをさぼ一と！』

³⁵ 山形県農林水産部新農業推進課：『県産農産物等の輸出促進について』、2009.11

(6) 福島県

福島県では、平成 20 年(2008)4 月、東アジアにおける県産品の輸出促進をはかるため、県内企業・市町村などによって設立された「福島県貿易促進協議会」が中心となり、農水産品・食料品輸出促進へ向けて次のような取組みが行われている。³⁶

① 方針

県産品の海外市場開拓としては、中国のショウウインドウである上海市場を中心に、中国（上海・北京・広東省）、香港、台湾、韓国、タイなどの東アジア地域市場をターゲットとした戦略的な販路開拓・拡大を目指す。

中国：中国のショウウインドウである上海市場を中心に、福島県上海事務所を拠点に県産品の販路開拓・拡大を目指す。

香港：香港は関税もなく、貿易が自由である。2004 年 4 月の香港人ビザ免除により、香港から日本への観光旅行の増加、それに伴い日本食が人気であることから、香港市場への参入を目指す。

台湾：台湾は対日感情が良好で、日本食材の輸入が増加している。とくに、福島県産“モモ”の輸出や、福島県への海外旅行者の急激な増加が見られることから、福島県にとって第三の東アジア市場と位置づけ、県産品の販路開拓・拡大を目指す。

タイ・韓国：県産品の販路開拓・拡大に相応しい国であるかどうかの調査研究を行う。

② 品目⁷⁷

リンゴ・コメ・モモ・薬用人参・ブドウ・カキ・ナシ・ゆきやなぎ・日本酒。

③ 対象地域

台湾・香港・シンガポール・タイ。

④ 取組み

イ. 県産品中国市場販路開拓支援事業

貿易会社と業務提携し、百貨店・スーパー・日本料理店・レストラン・食品卸会社へ県産品の売り込み、商談を実施する。

ロ. 東アジア地域販路拡大事業

香港の百貨店などで販売促進活動を行うとともにバイヤーとの商談を実施する。

ハ. 県産品輸出促進体制整備事業

福島県貿易促進協議会の「海外販路開拓専門員」に対し、雇用経費を負担する。

³⁶ 福島県県産品振興戦略課：『県産品の輸出について』、2009. 11. 25

(7) 新潟県^{62, 63, 37, 38}

新潟県では、新潟県とジェトロ新潟によって設立された「新潟県農林水産物輸出研究会」(事務局：新潟県農林水産部食品流通課)が中心となり、農水産品・食料品輸出促進へ向けて次のような取組みが行われている。

①方針

- イ. 海外市場の情報提供や見本市への出展支援等による輸出取組者の掘り起こし。
- ロ. 海外バイヤーの招聘や物産展等の開催を通じた県産品のPRと人的ネットワークの形成。

②品目

コメ・ナシ・モモ・カキ・チューリップ・日本酒・加工品。

③対象地域

東アジア、ロシア極東(長期的にはモスクワも含む)。

④取組み(平成21年)

- イ. 海外バイヤーの招請
- ロ. 現地での試食宣伝会の開催

(8) まとめ

東北各県の輸出拡大戦略・方針および取組みをまとめると、表-1.4.5のようになる。

各県とも、「農林水産物輸出促進協議会」「輸出研究会」「貿易促進協会」などの設置を進め、農水産品・食料品輸出促進に向けて多様かつ具体的な取組みを進めつつある。

³⁷ 新潟県農林水産物輸出研究会：『第4回「新潟県農林水産物輸出研究会主催セミナー」開催のご案内』、2006.4.6

³⁸ 新潟県農林水産部食品流通課：『新潟県における米輸出の取組への支援について』、『新潟県における米輸出の促進に向けた具体的な取組について』、2009.3.10

表－1.3.5 東北各県の輸出拡大戦略・方針および取組み

県	策定主体	戦略又は方針	品目	対象地域	取組
青森県	青森県農林水産物輸出促進協議会	・リンゴは2015年に年間3万トンの輸出。 ・ナガイモは2011年に年間1,000トンの輸出。	・リンゴ ・ナガイモ	中東・ロシア・中国（北京・西都・上海）・北米	<2009年> 商談会、見本市出店、バイヤー招聘。
	青森県産米輸出研究会	・現地販売パートナーの開拓 ・県産米の認知度の向上	コメ	香港・シンガポール	<2009年> 現地での訪問調査・商談。
岩手県	いわて農林水産物輸出促進協議会	・現地ニーズに対応した輸出向け高付加価値商品の開発。 ・海外実需者との商品マッチングの支援。 ・輸出コーディネーターのネットワークを活用した新規市場の開拓。 ・民間企業の自主的な輸出の支援。	サンマ・ホタテ貝・リンゴ・コメ・干し椎茸・加工食品	タイ・マレーシア・香港・台湾・シンガポール	現地での販売促進活動（タイ・マレーシア・香港・台湾・シンガポール）。
宮城県	ジェトロ仙台	・水産品の重視。 ・HACCP取得の奨励。	日本酒・カツオ・サバ・サンマ	香港・台湾・中国・韓国	商談会・物産展の開催、相手国バイヤーの招聘。
	宮城県食品輸出促進協議会	・食関連事業者の海外輸出のサポート。	－	東アジア	輸出促進のための啓蒙活動、現地バイヤーとのマッチング事業、現地でのプロモーション、輸出関係情報の収集と提供。
秋田県	（社）秋田県貿易促進協会	環日本海圏との交流	コメ・リンゴ・コメ粉麵・日本酒	中国・ロシア	<2009年> 商談会・物産展への出品
山形県	山形県農水産物・食品輸出促進協議会	県産農産物の輸出量2004年127トンから2015年に900トンとする目標。	リンゴ・コメ・モモ	香港・台湾	<2009年> 輸出促進セミナーの開催、相談窓口、現地商談会開催、バイヤー招聘、取引高度化支援など。
福島県	福島県産品振興戦略課	中国：県上海事務所を拠点に、県産品の販路開拓、拡大を目指す。 香港：市場への参入を目指す。 タイ・韓国：販路開拓・拡大にふさわしい国であるかの調査を行う。	モモ・海産物・日本酒・イチゴ・加工品	中国・香港・台湾・タイ・韓国	<2009年> 貿易会社と業務提携し、百貨店・スーパー・日本料理店などへ商談、現地フェアの開催、「海外販路開拓専門員」による支援。
新潟県	新潟県農林水産部食品・流通課	・海外市場の情報提供や見本市への出展支援等による輸出取組者の掘り起こし。 ・海外バイヤーの招聘や物産展等の開催を通じた県産品のPRと人的ネットワークの形成。	コメ・ナシ・モモ・カキ・チューリップ・日本酒・加工品	東アジア、ロシア極東（長期的にはモスクワも含む）。	<2009年> 海外バイヤーの招聘、現地での試食宣伝会の開催。

2. 農水産品・食料品輸出の現状（1）－関連団体ヒアリング調査結果－

2. 1 関連団体ヒアリング結果の概要

2. 1. 1 概要

まず全国および東北域の農水産品・食料品輸出の概況を把握し、次に、東北域各県の農水産品・食料品輸出の現状と問題点を把握するため、下記のような省庁、輸出促進協議会・ジェトロなど関連団体を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

表-2.1.1 東北産業輸出関連団体ヒアリング調査対象

分野	No.	名称
各県協議会等	1	農林水産物等輸出促進全国協議会 [事務局] 大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム輸出促進室
	2	東北地域農林水産物等輸出促進協議会 [事務局] 農水省東北農政局生産経営流通部農産課
	3	青森県農林水産物輸出促進協議会 [事務局] 青森県農林水産部総合販売戦略課
	4	いわて農林水産物輸出促進協議会
	5	(社) 秋田県貿易促進協議会
	6	秋田県産業経済労働部流通貿易課
	7	福島県貿易促進協議会
	8	新潟県農林水産物輸出研究会
水産関連	9	(社) 大日本水産会 品質管理部
ジェトロ	10	ジェトロ ((独) 日本貿易振興機構) 日本食品等海外展開委員会
	11	ジェトロ青森
	12	ジェトロ盛岡
	13	ジェトロ仙台
	14	ジェトロ山形
	15	ジェトロ秋田
	16	ジェトロ福島
	17	ジェトロ新潟

2. 1. 2 全国的状況

農林水産省（本省）³⁹、ジェトロ（日本貿易振興機構〈本部〉）⁴⁰、（社）大日本水産会⁴¹に対するヒアリング結果をまとめ、農水産品・食料品輸出の全国的状況を項目ごとに捉えることとする。

（1）輸出品目と数量

日本から農水産品・食料品を輸出する場合は、加工食品が中心になっている。コメや肉の輸出は難しいが、他のものに関しては難しくはない。しかし、輸出する数量が少ないことも今後の課題である。数量が多くなると、商業ベースとして成立しにくい。

（2）輸出許可と検疫

輸出国に対する、輸出許可の交渉にあたっては、技術資料を作り、相手国と交渉をしなければならない。現在、日本から輸出できない植物が輸出できるようになるには、かなりの期間を要する。植物は、ほとんどが年に1回しか育たないため、技術資料を作るためのデータを揃えるのに時間がかかることが、その理由の一つである。

岩手県には切り花（リンドウ）があるが、食品でなくても、植物検疫を通らなくては行けない。地方の検疫所では職員が1～2人しかいない。東京だと人員は多いが、取扱量が多いので地方より遅くなることもある。そうすると、地方で検疫した方が良いというメリットがある。

（3）ターゲット地域

東アジアでは、中国・香港・台湾がメインになるが、中国と香港は輸出条件が両極端である。中国は輸出条件が厳しいが、香港・シンガポール・マレーシアなどは、関税がフリーであり、検疫証明書が要らないので、輸出が多い。

今後、農水産品・食料品輸出が伸びる国としては中国が有力だが、現状を見ると、中国への輸出量は減ってきている。その理由は、加工品の原料の輸出が減ってきたからである。中国への農水産品・食料品輸出額は年間約500億円だが、その中で、かなりの部分が原料輸出であり、中国で1次加工し、日本へ輸入して2次加工し、製品とする。

農水産品・食料品輸出のニーズとしては、中国の上海市が最も多い。2009年で多いのは中国の華南の広州市・深圳市である。そのほか、成都市、北京市もターゲットになるが、新規では、中国の天津市、蘇州市が挙げられる。しかし、農水産品・食料品輸出に関しては、中国では、まだ輸出ルートが確立されているとは言えない。

依然として、香港・台湾もターゲット地域である。香港は、輸出ルートやシステムがほぼ完成されているので、生鮮品について問題はない。中国の食料自給率は95%であるが、香港の食糧自給率は2%である。また、中国は製造拠点でもあり、販売拠点でもあるが、香港は販売拠点のみである。

³⁹ 農林水産省ヒアリング、2009.11.12。

⁴⁰ ジェトロ（本部）ヒアリング、2009.11.17。

⁴¹ （社）大日本水産会ヒアリング、2009.11.17。

東南アジアでは、タイやベトナムがターゲット地域である。ベトナムにおいては、農林水産省からの補助金を受けて、ジェトロが常設店舗を作っている。BRICsのインド・ロシア・ブラジルについても、ジェトロが常設店舗の設営に向けて活動している。

韓国については、農水産品・食料品輸出を行う企業が少ないという問題はあるが、今後、農水産品・食料品輸出が増える可能性がある。これまでは、農水産品・食料品の原料輸出が多かった。しかし、韓国に対しては、まだ農水産品・食料品の輸出ルートが確立されていないとは言えない。

(4) 中国への農水産品・食料品輸出

1) 現状

今のところ、中国にはコメ、リンゴ、ナシ(和ナシ)しか輸出できない。ただし、加工食品は輸出できる。中国に生鮮品を輸出できない理由は、中国にいない虫が日本にいることである。中国側では、食べても無害な虫であっても、その虫が中国内に入ることによって、中国の農作物に影響することを警戒している。一般に、中国への輸出は、制度上の問題よりも、その時の時勢によって異なることが多い。

2) 中国東北地方への農水産品・食料品輸出

中国東北地方への農水産品・食料品輸出先は、大連港向けのものがあるが、これは、大連市より、主として、瀋陽市に出ているものである。中国東北地方の人は、貯蓄率が高いと言われているが、実際はそうでもない。中国東北地方への輸出は、将来性はあるが、なかなか難しい。(株)伊勢丹や(株)山田電機は、先行投資として中国東北地方に進出している。

3) 農水産品・食料品輸出の困難さと対応策

中国は、農水産品・食料品の国内生産を重視していることから、日本からの農水産品・食料品輸出は厳しい部分もある。また、日本の農家が中国に進出し、中国で農作物を作るといっても難しいであろう。そこで、一般的なものよりも、中国で生産することの出来ないニッチな物のシェアを、いち早く獲得する必要がある。

4) コメの輸出

中国にコメを輸出するには、検疫条件が厳しい。まず、カツオブシ虫の排除のため、トラップ調査によって、その工場や燻蒸施設にカツオブシ虫がいないことを証明する必要がある。そのため、1年間、トラップ調査を行って指定された精米工場で精米されたコメで、さらに、3ヶ月間のトラップ調査をして指定された燻蒸施設からしか輸出できない。

現在、精米工場は、神奈川県の全農パールライス東日本(株)神奈川工場の1ヶ所、燻蒸施設は、神奈川県横浜市の日新(株)神奈川倉庫の1ヶ所しか指定されていない。したがって、東北域のコメであっても、神奈川県で精米し、横浜市で燻蒸するため、横浜港から中国に輸出することになる。精米所は生産地に近い所にあり、燻蒸施設は港に近い所にある。

中国に短粒種(日本のコメ)⁴²を輸入できるのは、関税割当制度があるため、COFCO(中

⁴² ジャポニカ米(短粒種、円粒種):日本型。日本で栽培されている米のほとんどはこのジャポニカ種。

インディカ米(長粒種):インド型。インドからタイ、ベトナム、中国にかけてと、アメリカ大

糧集団有限公司⁴³の1社だけである。日本の輸出側窓口は全農（全国農業協同組合連合会）がなっている。なお、割り当てがないと関税を高く払うことになる。中国へ輸出したコメは、1,500円/kgで販売されている。

一方、日本側の東北域には、コメを輸出したいと思っている人は多い。

（５）水産業

１）（社）大日本水産会の取組み

（社）大日本水産会が、農水産品・食料品輸出促進で具体的に活動しているのは中国であり、広州、上海、香港などである。アメリカやEUは、少量である。ロシアは、実績が上がらないため止めてしまった。

行政から依頼があり、2009年から、真珠輸出振興会が水産物輸出拡大協議会に入った。真珠輸出振興会は、民間企業が幾つか集まった団体である。今年からの加盟なので、具体的な成果はまだ出ていない。

２）水産物の輸出団体

輸出検査法があった時は、「冷凍物輸出組合」という水産物を輸出する団体があったが、輸出検査法が無くなり、組合も無くなってしまった。その後、（社）大日本水産会が、平成18年（2006）に水産物輸出拡大協議会を作った。しかし、今は活動をせずに形だけとなっている。現状として、水産物輸出の団体はあまりない。昨年、水産物輸出拡大協議会に参加している団体も少なくなり、4団体しかない。水産物輸出拡大協議会の4団体は、日本水産（株）、（株）極洋、（株）阿部長商店、日本真珠輸出振興会である。以前は、10社くらい参加していた。

また、農林水産省の補助金制度があり、農水産物の輸出に関して補助金を出している。補助金の額は、当初、3,000万円くらいあったが、徐々に減り、2009年の補助金額は、2,000万円弱である。

３）HACCP（ハサップ）*

米国やEUに水産物を輸出する場合には、HACCPの認証を受けていなければならない。EUに輸出する場合は、厚生労働省が認定したHACCPの施設が必要となる。（株）大日本水産会が認定しているのは、米国向けのHACCPだけで、EU向けのHACCPは行っていない。

*HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは、食品製造業において、原料の受け入れから製造・出荷までの全工程で危害防止に繋がるポイントをリアルタイムで監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムである。事業者はHACCPの施設認定を受ける際は、「食品の製造過程の管理の高度化計画」を作成し、指定認定機関の認定を受けなければならない。例えば、水産加工品については、（社）大日本水産会が指定認定機関である。（農水省総合食料局食品産業企画課：『安全で高品質な食品づく

陸で生産されている。

ジャバニカ米（中粒種、半長粒種）：ジャワ型。ジャワ島やインドネシアなどの東南アジアやイタリア、スペインで栽培されている。

⁴³ 中国最大手の国有食料企業グループで、本社は北京市にある。

りを目指して』、2008.3) FAO と WHO によって設置された合同食品企画委員会が各国に採用を推奨している。日本では、平成 10 年 (1998) に「HACCP 手法支援法」が制定された。

4) 「衛生証明書」

中国、EU、米国に水産物を輸出する場合は、「衛生証明書」を提示しなくてはならない。水産物系は菌の繁殖や腐敗が早いため、「衛生証明書」が必要である。その中には、輸送時の温度指定なども掲載されている。

「衛生証明書」は、政府機関が発行する場合と、政府機関が認定した機関が発行する場合がある。比較的が多いのは、市町村の保健所で「衛生証明書」を発行する場合である。

5) EU への水産物輸出条件

EU への水産物輸出の場合、問題点は制度規制である。現状で、EU に輸出可能な日本の HACCP 施設は 21 施設しかない。EU に輸出するには、加工施設だけではなく生産（漁船・養殖場）から水揚げ（魚市場）まで全て一貫した登録が必要である。日本国内において、漁船や養殖場は登録されている施設はあるが、魚市場で登録されているものは一つもない。日本の魚市場の考え方は、海外に比べると遅れているところがある。日本での HACCP への意識は上がってきているが、水揚げや漁船の取扱いが雑である。したがって、日本の魚市場で水揚げされた水産物は EU へ輸出できない。現在、輸出をしている 19 施設は養殖場であり、養殖場で養殖したもののほか、魚を輸入して加工したものを EU に輸出している。

船舶の EU 登録は、それほど難しいことではないが、魚を直接、甲板に置かないことや、地方自治体の担当官が定期的に視察できるようにする必要がある。

現在、八戸港で HACCP 認定の施設を作っている。HACCP 認定の施設を作るために、八戸市では漁業関係者に対して勉強会を何度も開催したりして、HACCP 認定施設への理解を求めるなど、精力的に活動している。現段階で、HACCP 対応にした漁船で捕れた魚は、鮮度が良いため高値で取引されている。⁴⁴

八戸港が HACCP 登録へ動いているが、登録したとしても、EU に輸出できる水産物があるかが問題である。八戸港で水揚げされる魚は、イカかサバである。しかし、EU が欲しがっているのは、サケ、ブリ、ホタテである。

6) EU へのサケ輸出の可能性

日本からサケを中国やベトナムに輸出している。サケの輸出は多くなっている。中国はそのサケを加工して、日本から輸入した 3～4 倍の高値で EU に輸出している。日本から直接、EU に加工したサケを輸出することが出来れば、大きな利益になる。中国では日本と違い、施設だけ EU の登録があれば EU に輸出できるようである。

7) 日本から輸出している魚の現状

①概況

日本から輸出している魚種と輸出国を以下に示す。

⁴⁴ R1 社、2010.2.23 ヒアリング。

表-2.1.2 日本から輸出している魚種と輸出国

魚種	輸出国
サケ	中国
ブリ	中国・アメリカ
サバ	アフリカ（エジプト）
ホタテ	アメリカ・EU

ブリ・ホタテは寿司ネタで一定の価格で取引されているが、サケ・サバは捨て値で出している。アフリカには、サバを1回に千トンは輸出している。サバは現段階で、国内消費以上に捕り過ぎており、エジプトに冷凍コンテナで輸出されている。エジプトではサバを焼いて食べている。

2009年は、ビンチョウマグロやカツオがベトナムなどを經由してEUの缶詰の原料として輸出されている。2010年の1月から、EUの規制が変わり、EU登録されている船舶の漁獲物しか輸入できないので、中国や、ベトナムへの輸出が激減する可能性がある。

定置網漁がある釜石港や宮古港ではサケが捕れる。国内で消費されているサケは、漁獲されたものの約半分である。

中国に輸出されて、焼魚などに加工され、日本に逆輸入される魚もある。

②ホタテ

EUには、ホタテの輸出が多い。ホタテ輸出が打撃を受けたのは、南米産のイタヤガイが低価格で参入してきたからである。2009年のホタテ輸出の途中経過は良いようだ。要因は、南米産のイタヤガイや、中国産のベビーホタテが病気であまり良くない状況のため、日本の水産品の需要が高まっているからである。

日本からアメリカ向けのホタテも出ているようである。

ロシアへの輸出に関しては、台湾の低価格ホタテが競争相手である。

③マグロ

アメリカの冷凍施設は不十分なので、マグロは冷凍ではなく、チルド（冷蔵）で輸出している。アメリカには、マグロを保管できる超低温の倉庫がない。チルドの場合は、温度を示した温度履歴シールが義務付けられている。日本で、アメリカ輸出向けの養殖マグロが2010年あたりから出てくるだろう。四国では、養殖マグロを製品化している。

④ブリ

ブリは九州で養殖されているものが多く輸出されている。

ロシアにブリを輸出していたが、景気が悪くなったこともあり、2008年、輸出に失敗してしまった。景気の影響は、EU、アメリカも同じ状況である。

EUには、ブリの輸出が多い。しかし、日本からのブリ輸出は、オーストラリアのキングフィッシュ（日本のカンパチにあたる）に負けてしまった。円高が進んだのが原因である。ブリに関しては、2010年、美味しさと安全性などを売りにして巻き返しを考えている。

ブリは、アメリカにも多く輸出されている。

ブリは空輸で輸出している。ブリは変色しやすいので、解凍状況が悪いと、直ぐに変色してしまう。

8) 空輸している水産物の現状

空輸の場合には氷は使えないので、ジェルパック（冷却剤）を使用している。しかし、それだけで対応出来ない部分もある。ドライアイスは、使用できるが品質を悪くしてしまう恐れがある。ドライアイスは、魚体が大きいマグロに使用している。

(6) 輸出企業

輸出業者は二極化していて、昔から輸出している業者は継続して輸出しているが、最近の輸出促進で輸出に参入してきた業者で長続きしている所は少ない。海外に拠点があり、人員が確保できる企業であれば販売促進に力を入れることが出来るが、そうでない場合は販売まで考えることは出来ない。現地のマーケティング調査については、現地の会社にお問い合わせすることが多いが、信用できるデータが少なく苦戦している。日本から、現地の卸会社に商品販売を委託したとしても費用がかかり過ぎる。

農林水産省などが予算を取れるが、単発的なものが多く、ビジネスベースを考えたものではない。現地のマーケットを把握していないまま、単発的なイベントを開催しても長続きしない。

(7) 地方の輸出企業

国内が飽和状態であり、国内では高く売れないことから、地方の食品メーカーは、海外への進出や輸出を考えていると思う。しかし、国内の輸出企業が少ないのが問題である。秋田県などでは、ロシアや韓国に輸出しようとする人たちはいるが、県内の企業との契約の問題や、集荷の問題などがあり、簡単ではない。地方に輸出するための施設を作ることが難しいのではなく、地方に輸出企業がないことが問題である。

一方、現状として、東北域で農水産品が採れたとしても、輸出業者が神戸市にあると、神戸港から輸出するようなケースが多い。

いずれにしても、各地域での輸出業者の人材育成が必要である。例えば、四国の愛媛県では、松山港を活用した農水産品・食料品輸出への取り組みが進んでいる例もあり、このような取り組みを重ねて輸出業の人材育成を進めることが望ましい。

(8) 採算性

食品輸出は、あまり採算性がよくない現状である。食品輸出に関しては、利益が出るというよりは、HACCP を取得していることや海外にも輸出しているということで、国内へのPRや若い人の雇用増加といったメリットがある。JAであっても、国内生産の数パーセントが輸出に回っているだけなので、トラック1台にも満たない量であることが多く、費用対効果にすると非常に悪い。

食品輸出は、多くの企業が参加しても、全ての企業が利益を得るものではない。また、現状では、大量に輸出をしていないので、利益を見込むことが難しい。今のところ、食品輸出は良い循環にはなっていない。

(9) 行政との連携

1) 各県の輸出促進協議会の現況

輸出促進協議会の委員に 47 都道府県知事が加盟しているので、全県が協議会のメンバーである。そのため、各県の農林水産品輸出に関しては、県庁が全体を把握していることになる。協議会と行政以外のメンバーを含めた組織も各県で作っている。例えば、山梨県のような果実に特化している協議会「山梨県果実輸出促進協議会」もある。また、秋田県には、「秋田県産材海外需要開拓推進協議会」という、木材輸出に関わる協議会もある。これは、全国委員会のメンバーである。県や地域をまとめる地域ブロックの協議会もある。東北ブロックの場合は、東北 6 県を農政局がまとめ、「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」を結成している。

2) 農林水産省が実施している水産品輸出への補助金事業

農林水産省が実施している水産品輸出への補助事業は、成果が上がらない割に、事務的な負担が大きい。補助事業は、ビジネスベースで考えたものではなく、あくまでも輸出の足がかりを作るものとして位置付けている。新規開拓の手伝いである。

(10) 広報

1) 農林水産省

海外の人に日本食の興味を持ってもらうために、海外でオリエンテーションなどを行っている。オリエンテーションでは、実際に試食をして貰い、日本食のイメージの浸透に取り組んでいる。また、日本に海外バイヤーを招いたオリエンテーションも行っている。この事業は、JRO（NPO法人日本食レストラン海外普及推進機構）と協力して行っている。

2) ジェトロ

ジェトロとしては、日本食や日本の農水産品・食料品に絞った広報活動はしていない。一般的な広報活動としては、次のようなことを行っている。

- ① モニタリング調査を目的に常設店舗を各国に設置している。
- ② ヨーロッパでは、国際見本市（アヌーガ⁴⁵やシアル⁴⁶）へ出展している。
- ③ 米国についても、展示会などに出展している。
- ④ 東アジアについては、展示会の開催のほかに、輸出促進のことも考えて、制度的な調査はほぼ分かったので、ニーズを発掘するマーケット調査を実施している。

なお、ジェトロとしては、セミナー開催の短時間では、ゆっくりと現地を見ることはできないので、日本の輸出会社や生産者には、現地に訪れてマーケットを見て貰いたいと望

45 「アヌーガ」とは、ドイツのケルンメッセ見本市会場で開かれる国際食品見本市で、2007 年 10 月に開催された見本市には 95 カ国、6,607 社が出展し、入場者数は 175 カ国、16 万 3,000 人であった。近年は隔年開催されている。

46 「シアル」とは、パリで毎偶数年の 10 月に開催される国際食品見本市で、2006 年の実績では、出展 99 カ国、5,302 社、入場者数 14 万 423 人であった。

んでいる。

3) (社) 大日本水産会

(社) 大日本水産会では、セミナーはあえて行っていない。農林水産省のセミナーは J : COM が主に行っていて、(社) 大日本水産会は講師を派遣する形で協力している。

(1 1) 商流と物流

1) 商社の活動

農水産品・食料品の輸出は中小の商社や食品貿易会社が行っている。農水産品・食料品の輸入は大手商社が行っているが、輸出に関しては、大手商社は扱っていない。

2) 輸送ルート

利用港湾・空港の決定は、輸出業者に依存している部分があり、輸出業者と輸入業者との関係で利用する空港や港が決まる傾向がある。輸出業者は、新規の港湾・空港を利用する時のリスクを考慮するので、利用港湾・空港を変えることによる便益がないと、利用港湾・空港の変更は難しい。

現状では、国内出荷の仕組み（物流ルート）に付随させて、海外輸出物を出しているの
で、農水産品・食料品輸出の輸送効率は非常に悪い。

3) 物流の課題

農水産品・食料品輸出の物流の課題として、次のことが指摘される。

- ① 輸出貨物量の確保
- ② 国内での適切な集荷ルートの構築
- ③ 輸出品の価格低減のため、国内輸送費の低減化
- ④ 地方港における外貿航路の就航
- ⑤ リードタイムの低減
- ⑥ 適切な温度管理
- ⑦ 商品を保護する梱包方法の改善

(1 2) まとめ

我が国の農水産品・食料品輸出については、農産品・水産品・食料品の 3 分野に大きく分かれる。それぞれの分野で、国・県やジェトロ・(社) 大日本水産会などの関連団体との協力のもとに生産者・商社・流通業者が連携して農水産品・食料品輸出に取り組んでいる。それぞれがそれなりの成果を挙げているが、それらに共通する問題点として大きくまとめると、次のことが挙げられる。

- ① 今後のターゲット地域としては、中国が有力対象であるが、中国では検疫条件などの規制が厳しいという問題がある。また、現段階では、中国への農水産品・食料品輸出ルートは確立しているとは言えない。
- ② 中国へのコメ輸出規制は厳しく、現在、精米工場は全農パールライス東日本(株)神奈川工場の 1 ヶ所、燻蒸施設は神奈川県横浜市の日新(株)神奈川倉庫の 1 ヶ所のみが指定されている。
- ③ EU へ水産品を輸出するためには HACCP の取得が必須であるが、全国的に取組みが遅れて

いて、現状では、EUに輸出可能な日本の HACCP 施設は 21 施設しかない。

- ④輸出生産者の実情を見ると、採算性が低く、余り利益がでていない。採算性を向上させるためには、輸出量を増加させることが必要である。
- ⑤農水産品・食料品輸出に携わる商社が十分に育っていない。また、輸出輸送ルートも整備されていない。輸出ルートを整備・確立するためには、輸出量の増加が必要である。

2. 1. 3 東北域の状況

東北地域農林水産物等輸出促進協議会におけるヒアリング結果をまとめ、東北域の農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。⁴⁷ なお、東北域としては、青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県の6県が含まれており、新潟県は含まれていない。協議会事務局は農水省東北農政局に置かれている。

(1) 農水産品輸出の意義

東北域では、農水産品は価格変動が多いので、価格変動を抑えるため、輸出を指向している。

(2) 現状

東北域の農水産品・食品輸出の現状は、台湾・香港向けの果実が主である。そのほか、米国向けは、水産品・食料品など、日保ちのするものが多い。輸出農水産品は高級品であり、品質が良く、丁寧な包装をしている。

(3) 農協

現在の東北域の各県の農協は国内第一であり、輸出は個別の単位農協が行っている。たとえば、秋田県雄勝郡羽後町農協はコメの輸出を行っている。

(4) 青森県のリンゴ輸出

東北域のリンゴ輸出は、青森県が中心である。リンゴは、日本の農水産品では、唯一、本格的な輸出が行われている。青森県では、リンゴの貯蔵施設を整備し、冷凍モノを通年、出している。ただし、青森県以外では、貯蔵施設が不備なので、通年輸出はできず、収穫時に輸出しているだけである。

(5) ナガイモ

日本のナガイモは「健康に良い」と言うことで、台湾・米国に輸出されている。国内の産地は北海道と青森県が主であるが、輸出においては、青森県のナガイモは、今、北海道帯広の特大ナガイモに押されている。外国では、規格外の特大のナガイモが好まれる。

(6) 水産品輸出の2形態

中国への水産品輸出の形態を見ると、次の2形態がある。

- ① 中国へ原料輸出→1次加工→日本へ輸入（サバ・サンマなど）
- ② 中国市場へ（干しナマコ・干しアワビ・サンマなど）

(7) 植物防疫

植物防疫は国や品目によって決まる。例えば、中国への果物輸出にも色々と制約がある。現在も交渉中のものもある。福島県伊達市のJAではモモの輸出を行っているが、台湾から係官が来て圃場（果樹園）の確認を行っている。

(8) 動物検疫

肉の輸出には動物検疫が必要である。アラブ諸国に対しては、宗教上の制約があり、処理

⁴⁷ 東北地域農林水産物等輸出促進協議会ヒアリング、2009.11.24

施設が指定されている。

(9) 台湾向け

台湾向けは残留薬基準が決まっています、台湾向けの品物を産地で仕分けしている。実際には、台湾・香港向けは同様に扱っている。

(10) 中国向け

北海道や東北地方は、地理的な環境から中国北部への輸出に関心があると思うが、現状としてまだビジネスが成立する状況ではない。大連港向けのものはあるが、むしろ、瀋陽市に出ているものである。⁴⁰

(11) 輸送

農水産品の荷姿は、港湾貨物としてはコンテナとなる。農水産品は一般にトランシップを好まない。例えば、イチゴでは直航便を好み、航空便利用が多い。

(12) 物流ルート

東北域からの農水産品・食品輸出は、今は京浜ルートで流れており、これを東北ルートに転換させるためには、そのメリットを示す必要がある。幾つかの仕向け国がある場合は、航路が多い京浜地区の港湾の方が都合が良い。

八戸から輸出する場合でも、“八戸港→(内航船)→京浜地区港湾→(外航船)→外国へ”のルートが多い。

(13) 貿易商社

農水産品・食料品の実際の輸出に当たっては、生産者が直接に行くことは少なく、多くは貿易商社を通すことが多い。したがって、京浜地区港湾を経由することが多くなる。

(14) 採算性

農水産品・食品輸出は、採算上は利益が出ないものが多い。

(15) 農水省とジェトロの役割

農水省は展示会・見本市の開催などを行い、ジェトロは具体的業務のアドバイスをを行っている。

(16) まとめ

東北域からは、リンゴ・ナガイモの台湾・香港向け輸出、水産品では1次加工用のサバ・サンマ、製品として干しナマコ・干しアワビ・サンマが中国へ輸出されているが、京浜地区港湾の利用が多い。また、生産者にとって、採算性は高くなく、採算分岐点をぎりぎり越える程度が多いと見られている。

2. 1. 4 青森県

青森県農林水産物輸出促進協議会およびジェトロ青森(ジェトロ青森貿易情報センター)に対するヒアリング結果をまとめ、青森県における農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。^{48,49} なお、青森県農林水産物輸出促進協議会の事務局は青森県農林水産部に置

⁴⁸ ジェトロ青森(ジェトロ青森貿易情報センター)ヒアリング、2009.11.26

⁴⁹ 青森県農林水産物輸出促進協議会ヒアリング、2009.11.27

かれています。

(1) 青森県農林水産物輸出促進協議会

協議会は、平成 16 年(2004)に設立された。

(2) 総輸出額

青森県は、総輸出額が東北域で宮城県に次ぐ 2 位である。輸出入では、東北域で宮城県・福島県に次いで 3 位である。

(3) 輸出の目標

青森県農水産品の輸出目標としては、オンリーワンを掲げている。すなわち、青森県でしか獲れないものの輸出を狙っている。

(4) 輸出品目

青森県の農水産品輸出の品目は、リンゴ・コメ・ナガイモ・水産品（ホタテ）・加工食品である。加工食品としては、青森市・弘前市などで製造しているジュース・菓子・味噌の輸出に力を入れている。

(5) リンゴ輸出

青森県のリンゴ輸出は、明治時代にロシアのウラジオストクへの輸出から始まり、その後、満州、さらに東南アジアへと広がった。青森県のリンゴ輸出には、第 2 次大戦後でも 30 年の歴史がある。

現在、青森県のリンゴ輸出量は全国リンゴ輸出量の 9 割、青森県の農林水産品輸出の 4 割を占めている。青森県のリンゴ輸出は現在も伸びている。2008 年は、青森県のデータでは 2.5 万トン、ジェトロのデータでは 2.1 万トンである。ジェトロ・データは企業アンケートによるものであり、捕捉率は 60~70%である。しかし、円高と不景気のお陰で金額は減少している。

青森県のリンゴはフジの年間出荷であるが、最近、長野県・岩手県などが早稲リンゴを出すようになってきている。

このような経緯と現状をふまえると、青森県の農林水産品輸出はリンゴに特化するべきである。リンゴにも知的所有権を与え、例えば、外国で津軽リンゴを栽培する時は使用量を払わせるようにしたい。

リンゴは日持ちするので、空輸はなく、すべて海運利用である。

リンゴの国内輸送費は、青森ー（トラック）ー仙台でトラック運賃 6 万円、青森ー（トラック）ー京浜地区でトラック運賃 10 万円である。輸出の場合、八戸港～仙台港～台湾で 4 日かかる。⁵⁰

(6) ナガイモ

台湾へのナガイモ輸出は青森県が先鞭を付けたが、今、北海道に抜かれつつある。青森県は宣伝が下手である。

⁵⁰ R4 社ヒアリング、2010.3.18。

（７）ニンニク

ニンニク輸出も行っている。青森県三戸郡田子町（タッコチョウ）が輸出用ニンニクの特産地である。

（８）コメ

コメは津軽平野の特産物であり、“津軽ロマン”が栽培されている。コメ輸出は 2008 年から始まり、輸出量は年間 2 トンである。今後、コメ輸出を拡大したい。

（９）水産品輸出

青森県の水産品輸出は、八戸が中心である。青森県からは、タワラモノ（干シアワビ・干しナマコ）は、江戸時代から輸出しているが、これらの取引の実体は不明である。（ビジネスが順調に行われている場合は、取引業者は実態を秘匿する傾向が強い。）

（１０）輸出対象地域

青森県の農水産品・食料品輸出の対象地域は、東アジア（香港・台湾・中国・韓国など）である。上海が輸出のゲートウェイである。また、青森県は、大連市と経済協定を結んでいる。一方、ロシアのハバロフスクには、みちのく銀行が進出している。

（１１）ヨーロッパを対象

青森県からの農水産品・食料品輸出の新たな対象地域として、北欧・モスクワを中心としたヨーロッパを狙っている。特に、ロシアの富裕層を狙っている。品目は、リンゴ・リンゴジュース・味噌⁵¹・ナガイモなどである。

（１２）食品加工地

農産品の加工は津軽地方（弘前市・黒石市・青森市）、水産品の加工は八戸市が中心である。

（１３）需要者の実態

現地の輸出農水産品・食料品の需要者の多くは現地人である。在留日本人ではない。今や、日本食は現地人に愛されるようになった。欧米で日本食レストランに行っても、客の多くは現地人である。一方、在留邦人は、高価な日本食を避けている。

（１４）商社の活用

農水産品・食品は数量が少ないので、農水産業生産者の直接貿易は少なく、商社に頼りがちである。また、代金決済があるので、安全な商社に頼ってしまう。商社を経由した方が安全である。取引商社は大手商社は少なく、地元商社や台湾系商社が多い。ジェトロ青森としても、できるだけ地元商社を活用して欲しいと望んでいる。なお、八戸市には、(株)F という商社が農水産品・食料品輸出を取り扱っている。

リンゴ生産の S1 社は直接貿易もやっているが、S1 社はパイオニアであり、特別である。普通の生産者には、直接貿易は難しい。しかし、一方では、リンゴ生産者も直接貿易が増えており、ジェトロとしても協力している。

⁵¹ 味噌は、カネサ味噌(株)の顆粒味噌（miso soap）である。

(15) 流通の実態

輸出農水産品の中には、東京の大田市場などの市場から輸出されているものもあり、その流通の実体は不明である。

ジェットロとしては、企業に多様な輸送の選択肢を与えたい。

(16) 港湾

1) 八戸港と京浜地区港湾

青森県としては、農林水産品・食料品輸出の港湾としては八戸港を利用したいと考えている。八戸港には、上海行き PCL 航路がある。ところが、八戸港経由だと京浜港湾より海上運賃が高いと言う問題がある。また、津軽→八戸港→トラック輸送した場合、帰り便がなく、京浜港へ輸送すれば帰り便があり、合計すると輸送費が八戸港へ出すより安くなる。

他方、農水産品は鮮度が大事であり、日数・確実性を考えると、京浜地区港湾が機能を担ってしまう。

2) 内航フィーダー

青森県は、2009年6月、内航フィーダー業者と週3便、八戸港から京浜港へ内航フィーダー船を就航させるという協定を結んだ。

3) 商社と港湾利用

青森県からの農水産品・食料品輸出において、商社を通すと、商社は青森県外にあることが多いので、他港を利用する傾向がある。

4) 港湾利用の方針

青森県からの農水産品・食料品輸出において、青森県としては、県内港湾から直接輸出もしたいし、内航フィーダーを使った京浜港湾ルートも活用したいと考えている。

5) 港湾への要望・意見

港湾に対する要望・意見としては、次のようなものがある。

- ① 航路便数を増やし、使い勝手の良い港を整備して欲しい。
- ② 港湾は、営業時間を延長し、さらに、土日も営業して欲しい。
- ③ 青森県西部は秋田港の方が使いやすいと言う問題がある。
- ④ 七里長浜港を使うべきであるという意見もある。
- ⑤ ジェトロ青森としては、八戸港を完成させて欲しい。

6) 空港・空路

食品輸出は空路利用が多いが、青森空港からソウル便があるので、ソウル空港をハブにして使いたい。現在、空路利用により、スイスへリンゴを輸出している。

(17) ジェトロ青森の対応

ジェトロ青森としては、各生産者が直接貿易できるよう協力している。

現在、ジェトロ青森と JA あおもりが共同で「青森県産米輸出研究会」を進めている。ジェトロが JA に協力を要請した。また、ジェトロ青森では、貿易講座を開いている。

(18) 農水産品輸出の将来

農水産品輸出の将来のためには、農水産品輸出の生産者に利益を発生させることが大事で

ある。農水産品輸出の生産者に利益を発生させることにより、後継者も出てくる。

(19) まとめ

青森県の農水産品・食料品輸出としては、リンゴ・ナガイモといった農産品、干しナマコ・ホタテ・サバといった水産品が主な輸出品である。今後は、これらの輸出量の拡大とともにコメ輸出も目標としている。

問題点としては、京浜地区港湾の利用が多いことであり、地元の八戸港の活用が今後の課題である。そのためには、輸出量の拡大が必要である。

2. 1. 5 岩手県

ジェトロ盛岡（ジェトロ盛岡貿易情報センター）に対するヒアリング結果をまとめ、岩手県における農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。⁵²

(1) 総輸出の現状

2008年の輸出の内容は、2007年とあまり変わらない。輸送用機器（シェア72.4%）と電気・電子機器（シェア14.6%）の輸出で87%を占めている。

2009年は、水産品の減少が響き、農林水産品・食品全体で前年比36.2%の減少となっている。南部鉄器の輸出は、前年比で13.3%増加している。

(2) リンゴ輸出

リンゴの集荷はJAが行っているが、岩手県のリンゴは、生産量が少なく、低温倉庫が整備されていないので、まとめて出荷できない。また、岩手県の選果システムは、青森県のようにセンサーなどを使用するものではなく、人の目で選果しているため、検疫が通らない可能性が高い。最近、台湾では農薬規制が厳しくなったため、輸出量は減ると思われる。

(3) リンドウ（切り花）輸出

平成18・20年(2006,2008)に台湾に輸出していたが、平成20年、燻蒸によりリンドウが枯れてしまったので、平成21年(2009)は輸出していない。今後、台湾に輸出するためには、虫がつかないリンドウを開発するしかない。

(4) 牛肉輸出

山形県は、牛肉をシンガポールに輸出することに力を入れている。BSE対策として、危険部位などは輸出しないとしている。

(5) 水産品輸出

冷凍魚は、韓国、中国、ロシアに主に輸出している。中東でサンマを食べるようになってきている。また、中国でも海魚を食べるようになってきている。サンマとサケの輸出に当たっては、冷蔵コンテナを使用している。しかし、全体的に漁獲量も減ってきている。

(6) 乾燥水産品輸出

乾燥水産品（干しナマコ・干しアワビ）は、海外では非常に高価なものである。乾燥水産

⁵² ジェトロ盛岡（ジェトロ盛岡貿易情報センター）ヒアリング、2009.12.1

品の取扱いは、専門業者がいて、他社は参入できない。香港には、乾燥水産物を専門に扱う“華商”と呼ばれる業者がいる。

(7) 日本酒の輸出

日本酒の国内消費量が減ってきているので、岩手県では、海外に販路の拡大を考え、日本酒の輸出に力を入れている。日本食ブームもあり、中国、韓国、香港、北米に輸出しており、米国や韓国への輸出量が増加している。

(株)南部美人、(株)あさ開、酔仙酒造(株)、菊の司酒造(株)などが、力を入れて輸出している。(株)南部美人は、大手の酒造メーカーで積極的に海外に輸出している。また、輸送も自社で行っている。幾つかの酒造メーカーが、混載してコンテナで輸出している。

(8) 輸出に力を入れている県内企業

輸出に力を入れている県内企業は、日本酒では、(株)南部美人、(株)あさ開、酔仙酒造(株)、菊の司酒造(株)である。(株)尾坪商店は、アメリカにワカメやメカブを輸出している。(株)アジテック・ファインフーズは、大豆蛋白を使った商品を輸出している。(株)アジテック・ファインフーズの主力商品は、タンパッキー⁵³である。

ジェトロ盛岡では、今後、岩手県からの農水産品・食料品輸出は成長すると考えている。

(9) 東北食材輸出ワークショップの開催

東北食材輸出ワークショップをジェトロ仙台が中心となり、2009年12月4・5日に仙台で開催する。実際に東北の食材を海外料理にアレンジして、海外バイヤーなどに試食してもらうイベントで、今までにない画期的なものである。

(10) 農水産品の輸出量減少の原因

岩手県からの農水産品輸出量減少の原因として、次のことが考えられる。

①円高の影響。

②水産物は、捕れる魚自体が小さくなってきている。

③乾燥水産品（干しナマコ・干シアワビ）の輸出量が前年比マイナス58%となった。

(11) 港湾施設の問題点

岩手県の港には燻蒸施設がないので、野菜や果物などを輸入することはできない。

(12) まとめ

岩手県からは、リンゴ・リンドウ（切り花）・牛肉の輸出が行われており、また、水産品なので、乾燥水産品（干しナマコ・干シアワビ）・サンマ・サケの輸出も行われている。岩手県が特に力を入れているのは、中国、韓国、香港、北米に対する日本酒輸出であり、今後、増加が期待される。

2. 1. 6 宮城県

ジェトロ仙台（ジェトロ仙台貿易情報センター）に対するヒアリング結果をまとめ、宮城県における農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。⁵⁴

⁵³ タンパッキー：大豆蛋白を使用して作る加工食品（ハム、ソーセージ、カツなど）。

⁵⁴ ジェトロ盛岡（ジェトロ盛岡貿易情報センター）ヒアリング、2009.12.1

(1) 農水産品・食料品輸出の概況

リーマンショックの影響で、2009年の宮城県輸出額は減少している。しかし、宮城県の輸出額は、全国的に見て水産品輸出が多い。その中で、宮城県の「食料品及び動物」の輸出額は微増している。

(2) 現地の状況

海外現地で見ると、日本の農水産品・食料品価格は、現地製品の1.2~1.3倍である。とくに、香港は競争が激しく、利益が出にくいので、香港へも進出を止める企業がある。

(3) ジェトロ仙台の取組み

ジェトロとしては、2000年代から農水産品・食料品輸出に取り組んできた。ジェトロ主催の商談会には、相手国のバイヤーを呼んでいる。したがって、企業側にとっては、経費は、あまりかからない。2008年の商談会には10社が参加し、うち、6~7社が水産業だった。地元の有力業者が商談会へ出品している。

なお、ジェトロ仙台では、宮城県の輸出に関するアンケート調査は実施していない。

(4) 品目

香港向けに干シアワビが出ているが、現地の同業者が新規参入に抵抗している。また、日本酒は高価なので、焼酎の方が売れることがある。

(5) 対象地域

宮城県の農水産品・食料品輸出の対象地域は、中国・香港・台湾・韓国が主である。その中でも、香港・台湾は規制が緩い。とくに、香港の規制は緩く、関税も低い。そこで、香港・中国の富裕層をターゲットにしている。一方、香港への輸出品は香港内で消費されていることとなっているが、実際には、中国へ流れているようである。

米国には、日本酒が輸出されている。欧州向け農水産品・食料品輸出はない。

(6) 中国

中国向け輸出は規制が多く、難しい。中国への水産品輸出に際しては、日本の厚労省の「衛生証明書」が必要である。日本より中国の方がHACCPが通りやすい。そこで、缶詰など、“日本から水産原料を中国へ輸出し、中国の工場で加工し、中国から欧州へ輸出する”ルートが利用されている。その結果、日本から水産品原料の輸出が多くなっている。タイでもHACCPを取得している工場があるので、中国と同様、日本の水産品をタイへ輸出し、タイで缶詰を作り、欧州へ輸出している。

(7) 水産品

1) 概況

宮城県は水産業が盛んである。2009年に上海で宮城県の商談会を開催したが、出品8社のうち、6社が水産業だった。国内マーケットが将来、減少する可能性があること、現在、水産メーカーの利益が減少していることより、水産業者・メーカーが生産品の輸出に取り組んでいる。

水産品の特質としては、農産品に比べて冷凍しやすいことが挙げられる。また、水産品は、農産品ほど特殊性はない。特殊な条件としては、HACCPくらいである。

2) 輸送

水産品輸出には冷凍コンテナが使用される。ただし、中国国内では施設が整備されていないので、冷凍コンテナは使えない。水産品は納期が緩いので、運賃が高い航空輸送は使用されない。リーファーによる船舶輸送であれば、輸送中の温度管理も可能であり、船舶輸送が適している。

3) 業者

水産業者は組織化されており、株式会社・有限会社が多い。宮城県内では、漁協が輸出を直接、行うことはなく、これら水産関係の会社が輸出を行う。

(8) HACCP

水産品・水産加工品の米国・EU への輸出にあたっては、HACCP の取得が不可欠である。HACCP 取得には費用がかかる。その上、半年に 1 回はチェックを受けなければならない。したがって、HACCP 取得のためには安定的に利益を出している必要がある。宮城県内で、ジェットロが把握している HACCP を取得している業者は、米国向け製品を扱っている 10 社である。一方、中国では HACCP が通りやすい（米中 2 国間の関係と思われる）。そこで、米国向け水産品は中国工場で製造することとなる。

(9) 輸送

水産原料（サケ・サンマなど）は 1 コンテナ単位で出すことが多いが、水産加工品は 1 コンテナ単位で出すことは難しい。そこで、商社経由になる。商社経由で出すと、地元港湾利用にならないことがある。水産原料はタイ・中国向けが多いが、その場合、直接貿易になることが多いので、地元港湾から出すが、水産加工品は商社経由となることが多いので、京浜地区港湾から出すことが多い。

(10) 業者

宮城県内で農水産品・食料品輸出に従事している、次のような業者がいる。

- ・ ㈱阿部長商店（気仙沼市）
- ・ 猪俣屋
- ・ ㈱カキヤ（白石市：サケフレーク製造）
- ・ ㈲ヤナセ水産（石巻市：ウニ・ホタテ・サラシ鯨・ベーコン）
- ・ ㈱オフィスケイ（仙台市の商社）
- ・ 本田水産㈱（石巻市）
- ・ ㈱一の蔵（大崎市：日本酒）

(11) まとめ

宮城県からの農水産品・食料品輸出としては、中国・香港・台湾・韓国向けの水産品が多い。水産品としても、原料と製品の 2 種類がある。いずれにしても、水産業界は会社組織が多いこと、原料輸出はコンテナ単位の数量がまとまること、水産品はリーファー輸送に適していることより、水産品輸出は取り組みやすい面があり、今後も拡大が期待される。ただし、水産加工品の米国・EU への輸出にあたっては、HACCP の取得が義務づけられている。HACCP 取得のためには安定した利益を出すことが必要であり、そのためには、さらなる数

量の増加が求められる。また、水産加工品の場合は、1コンテナにならないことが多く、その場合、京浜地区港湾が利用されることが多いので、地元港湾利用のためには、やはり数量の増加が求められる。

2. 1. 7 秋田県

(社)秋田県貿易促進協議会、秋田県産業経済労働部流通貿易課、ジェトロ秋田((ジェトロ秋田貿易情報センター)に対するヒアリング結果をまとめ、秋田県における農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。^{55,56,57}

(1) (社)秋田県貿易促進協議会

(社)秋田県貿易促進協議会は、秋田県の外郭団体なので、秋田県の方針に従う。秋田県としては、環日本海圏との交流を目指している。したがって、ターゲット地域としては中国・ロシアが目標となる。しかし、実際には、北東アジアからの輸入はあるが、輸出は難しい。そこで、現実には、ターゲット地域は香港・上海など、在外日本人が多い地域になる。

(2) 国の施策

農水産品・食料品輸出に関する国の施策としては、次のようなものが行われている。

- ① 台湾・香港などからのバイヤーの招聘。
- ② 台湾・香港・シンガポール・ロシアなどにおけるフェア・商談会・物産展の開催。

(3) 海外の需要者

輸出農水産品・食料品の実際の需要者は、次の通りである。

- ① 現地滞在の日本人
- ② 在日経験のある現地人
- ③ 欧米人

(4) 貿易の実態

1) 現状

実際に輸出で売れている業者は、営業力で勝負している。営業の情報は企業のノウハウであり、実態を外部に知られると、他の業者と価格競争になってしまうことを恐れている。そのため、業者は情報開示には敏感である。秋田県からの農水産品・食料品輸出は、今はまだ、その段階である。

2) 価格がネック

農水産品・食料品輸出に当たっては、価格がネックとなっている。海外のバイヤーは、日本の業者にまず、「その製品の現地生産者はいないか?」と聞く。現地生産品の方が安いからである。皆が輸出を始めればバイヤーが買い叩くので、安売りになってしまう。日本の農林水産品・食品には価格競争力がないので、農林水産品・食品輸出は難しい。現段階でやっ

⁵⁵ (社)秋田県貿易促進協議会ヒアリング、2009.11.25。

⁵⁶ 秋田県産業経済労働部流通貿易課、2009.11.25。

⁵⁷ ジェトロ秋田((ジェトロ秋田貿易情報センター)、2009.11.30。

ている事業は海外の情報を得ることに意味があると言う段階である。現在の農林水産品・食品輸出は県の補助金で成り立っているのも、各業者が自立してやっているところは少ない。行政のサポートが大きく、自立は難しい。また、農林水産品は、商品差別化が困難である。

3) 海外の富裕層向け輸出

日本の農林水産品・食品は海外の富裕層向けであり、現地生産にはなっていない。現状は、日本行政が手厚い保護を行って実施しており、邪道である。したがって、やりにくい面がある。今は円高・ウォン安であり、食品輸出では韓国に負けている。リンゴ輸出でも同様である。

(5) 輸出品目

秋田県の輸出品目は、コメ・リンゴ・モモ・日本酒である。中心はコメ・リンゴである。加工食品は日本酒で、輸出で採算が取れている企業もある。コメ・リンゴ・清酒はコンスタントに輸出している。

(6) コメ

1) 輸出の現状

コメ輸出について見ると、樽見内営農組合は、シンガポールの物産展でコメを売った。(有)サクラポートは、幾つかの生産者をまとめて輸出している。ただし、これらは商談会・物産展への出品で、スポットで輸出しているだけで、長期的に取り組んでいるわけではない。

農事組合法人としては、アースフライヤーズ、大畑営農組合、農協としてはJA秋田オバコ(大仙市)がある。アースフライヤーズは、香港・台湾・UAE・ロシアへコメを売っている。(アキタコマチは1年くらい保存できる。)

2) 今後の見通し

自治体が競争してコメ輸出に取り組み、商談会などを行っている。この結果、海外のデパートが利益を得ている。しかし、中国など、海外のコメは美味で、かつ、価格が安い。

秋田県では米粉用に多収穫米を生産しているが、これが輸出用になるかも知れない。しかし、中国向けは難しいのではないかとと思われる。

(7) リンゴ

1) リンゴ輸出の現状

秋田県からのリンゴ輸出は、富士リンゴが中心である。秋田リンゴの方が青森リンゴより美味であるが、年中出荷には至っていない。青森県では冷蔵施設があるので通年出荷可能であるが、秋田県には冷蔵施設がないので、収穫期の3~4ヶ月の出荷しか輸出できない。横手市の増田出荷会が台湾・香港・シンガポールの物産展でリンゴ輸出を行っている。増田出荷会は、生産者の任意団体である。

リンゴは、秋田市や横浜市の青果物卸売市場経由で輸出されているものがあると思われるが、それらの実態は不明である。

最近、青森リンゴに残留農薬が発見され、台湾側ではリンゴ輸入に慎重になっている。

2) 中国生産との競争

青森県の片山りんご(柵)では、「現在の輸出は、将来の中国の生産業者との競争の準備であ

る。」と位置づけている。同時に、片山りんご(株)では、「中国での日本業者による現地生産は無理だ。」と言っている。結局、日本のリンゴは、将来、中国での現地生産に追い付かれるのではないかと思われる。

(8) モモ

鹿角市のモモは「北限のモモ」と呼ばれており、普通のモモより収穫期が遅い。収穫期が、たまたま台湾の中秋節と合致し、その贈答品として使われる。鹿角市には、台湾認定の選果場があり、“JAかづの”が台湾への輸出を行っている。秋田県のモモは収穫期が遅く、たまたま台湾のニーズにあったので成功した。農産品輸出の成功事例である。

(9) ソバ

秋田県大館市の(株)おぐら製粉所と言う製粉メーカーが中国でソバ生産を行っている。⁵⁸

(10) 豚肉

2009年に2回、酒田の(株)平田牧場は豚肉を延辺市に輸出した。

(11) 日本酒

日本酒の国内マーケットは減少しており、日本酒メーカーは危機感を抱き、海外市場開拓に取り組んでいる。輸出に当たっては、自社ハンドリングが最も進んでいる。「高清水」を製造している秋田酒類製造(株)が、秋田県では日本酒の最大の輸出業者である。海外でも日本食レストランが増えており、それに連れて日本酒の需要も増えている。日本酒輸出の輸送手段は船便である。

(12) コメ粉麺

(株)メルコレディは、米麺(バイメン)の輸出を2、3年前に始めた。ほとんどが商談会・物産展への出品で、安定した実績があるわけではない。価格が高い。

(13) 水産品

秋田県は水産品の水揚げが少ない。秋田県の漁業は近海漁業だけであり、しかも、高齢化が進んでおり、先細りである。水揚げ量は年間12,000トンと少なく、輸出実績はない。

一方、遠洋漁業をやっている八戸港では、年間100万トンを越える水揚げがある。香港・上海では水産加工品の需要が多い。これに対しては宮城県・青森県・岩手県で対応している。秋田県は対応していない。秋田県の漁業の課題は、“畜養”である。

(14) 各国の貿易制度

1) 香港

香港の貿易制度は自由度が高い。

2) 中国

中国への輸出に手間がかかる。輸入規制が厳しい。また、コメ輸出のハードルが高い。

(15) 中国の状況

北京には三越デパートが進出し、日本の農水産品を販売しており、超富裕層向けに日本のコメが少し売れている。中国の中間層は、イトーヨーカ堂で購入するが、大部分が現地生産

⁵⁸ (株)おぐら製粉所では、「中国吉林省おぐら直営農場」でソバ生産を行っている。(同社HPより)

品である。現地生産品も美味である。

(16) ロシアとの運航協定

2008年7月、秋田県とFESCOが「20ftコンテナが揚げ積みで50個、確保できたらコンテナ船を秋田港に寄航させる」と言う覚書を取り交わした。貨物としては、製材の輸入、中古自動車部品・コメの輸出を想定している。まだ実績はないが、今も有効である。富山港でもロシア向けコンテナは年間400個、月間30個くらい、新潟港でもその程度であり、秋田港で目標数を確保するのは、なかなか難しい。秋田港からは、現在、釜山航路があり、ロシアには釜山港TSで輸送している。

(17) 貿易商社

秋田県には地元業者が少ない。現状では、商社機能は三井物産㈱などの大手業者に頼るしかないが、その例は少ない。秋田県の農林水産品・食品輸出はJAが行っていることが多く、その場合、JA関連の商社が絡む。その場合、東京のJA本部が現金決済を行っているのではないかと思われる。

(18) 商談会

秋田県主催の商談会はB to Cの商談会である。秋田県主催の商談会の場合は、商品はハンドキャリアで運んでいる。

(19) 今後の方向

現状を改革し、次の段階で競争力をつける必要がある。農林水産品・食品の生産は、将来は日本国内と海外現地での生産の使い分けになるであろうと思われる。

(20) まとめ

秋田県の農水産品・食料品輸出促進活動について、地元でも厳しい見方がなされている。とくに、農水産品・食品の価格競争力がないという指摘は重要であり、その結果、農林水産品・食品の生産は、将来は日本国内と海外現地での生産の使い分けになるという見方がなされている。しかし、秋田県では、現実にリンゴ・モモ・日本酒輸出に成功しており、今後は、さらにコメや米麺などのコメ製品の輸出拡大にも取り組むことが期待される。

2. 1. 8 山形県

ジェトロ山形（ジェトロ山形貿易情報センター）に対するヒアリング結果をまとめ、山形県における農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。⁵⁹

(1) 山形県の取り組み

山形県経済国際化推進協議会は、初めは山形県に事務所を置いていたが、現在は、ジェトロ山形に事務所を置いている。

山形県では、工業品よりも農水産品の輸出に力を入れている。山形県経済国際化推進協議会では、海外輸出促進コーディネーター（1人）を中心として、農水産品の輸出の促進に取

⁵⁹ ジェトロ山形（ジェトロ山形貿易情報センター）ヒアリング、2009.11.30

り組んでいる。現在のメインターゲット地域は、香港、タイ（バンコック）、台湾である。また、山形県と中国の黒竜江省が姉妹都市なので、黒竜江省を輸出の一つの入口として考えている。具体的には、酒田港から中国の黒竜江への農水産品の輸出を考えている。ただし、中国へ輸出できる品目が、リンゴと和ナシしかないので、現段階では、中国への他の農産物の輸出は難しい。

（２）国の取り組み

国での取り組みは特にしていない。

（３）農水産品の輸出量

山形県の水産品は少なく、農産品が中心である。農水産品の輸出は、ジェットロ山形と山形県商工労働観光部が協力して進めているが、生産量で目標を定めているのではなく、継続的に取引できる品目を増やすことに重視している。つまり、定番商品化を増やすことを目標としている。

農産品の収穫できる時期は限定されてしまうが、山形県の場合、6月のサクランボから始まり、メロン、モモ、ブドウ、和ナシ、12月のリンゴまでの長い期間、輸出をすることができる。その間に、コメや敬翁桜も入ってくる。

（４）輸出の課題点

輸出施設に関しては特に課題はない。輸出施設の課題よりも、相手国の商社が信用できるかどうかの問題である。現在、取り引きしている相手商社は、信頼関係の問題から全て日本に支社のある海外企業である。

（５）輸出利用港湾

農産品の輸出は、ほとんど京浜港から行っている。香港に輸出する場合は、（有）シティースーパー・ジャパンを通してしている。（有）シティースーパーは、香港と台湾に店舗がある。農産品の輸送は、国内輸送経路と海外輸送経路をしっかりとっている（株）日通を利用しているようである。

（６）酒田港

酒田港は輸入が主である。酒田港の植物検疫は、新潟港から出向して来てくれるので問題ない。取扱い品目が少ないことから、通関で時間を取られることがない。現在は、酒田港から釜山港に定期コンテナ航路が週1便、出ているが、寄港地が多く、貨物が一杯になった場合は、酒田港はスキップされてしまうことがある。酒田港の海運会社は、（株）高麗海運しかないなので、料金が安い。料金が安いことから、仙台港や京浜港に貨物が流れている。山形県としては週2便を考えているが、コンテナ数が減っているのが難しい。酒田港から輸出するのは古紙や廃プラスチックが主で、農産品はない。

（７）広報活動

PR活動は、協議会でチラシを作成したりしている。また、山形県の協議会とジェットロ山形で協力して、海外への投資・進出を含めたセミナーを実施している。そのほか、現地のバイヤーを日本に呼んで商談会を開催している。生産者と話をするときには、JAや県協議会に紹介して貰っている。

（８）事例集の生産者

豚肉は、㈱平田牧場が輸出している。リンゴは、旭日町の農林水産課が中心となって台湾に輸出している。リンゴと洋ナシは、フルッタ・ベアーレが輸出をしている。日本酒は、㈱月山酒造が輸出に力を入れている。㈱月山酒造では、小桑酒（リキュール）を輸出している。

（９）まとめ

山形県では、工業品よりも農水産品の輸出に力を入れていることが大きな特徴である。山形県の場合、サクランボから始まり、メロン、モモ、ブドウ、和ナシ、リンゴ、コメ、敬翁桜と年間の長期間にわたって農産品を提供できることも有利な点である。また、農水産品・食料品輸出のターゲット地域は香港、タイ、台湾としているが、同時に、酒田港からの輸送ルートを活用した中国黒竜江省への輸出も目標としていることは独自な方針であり、今後、中国東北地方への農水産品・食料品輸出拡大が期待される。

2. 1. 9 福島県

福島県貿易促進協議会およびジェトロ福島（ジェトロ福島貿易情報センター）に対するヒアリング結果をまとめ、福島県における農水産品・食料品輸出の状況を次に示す。^{60, 61}なお、福島県農林水産物輸出促進協議会の事務局は福島県交流局に置かれている。

（１）食品輸出に対する取組み

福島県の農水産品・食料品輸出は、2005年、香港で百貨店フェアをしたことから始まっている。現地で品物を売って、感触をつかむというものである。2005年には3社しか出展しなかったが、2007年目は15～16社に増え、品物も増えた。香港でのフェアは3年で終えた。2008年目から台湾になり、台湾での活動は、2009年で2年目になる。2009年は台湾で現地商談会を行った。2009年は、着実に輸出ルートを決める方法を取り、現地の輸入会社1社と商談を行った。その結果、コメ・ラーメン・味噌は、常態で販売できるようにした。ジェトロ福島では、これから輸出する企業のきっかけ作りの事業を続けていきたい。

（２）支援事業

1) 福島県

商談会は年2回、行っている。上海伊藤忠商事㈱と提携し、進めている。香港では、2社の輸入商社と提携し、年間3回、行っている。現在、台湾では、ジェトロの予算でフェアに取り組んでいる。ジェトロでは、台湾の前に香港でフェアを行っていた。3年間、ジェトロが行い、そのあとの1年は県が行った。支援業務の計画は3年スパンで立てられている。平成20年度までは増えていたが、平成21年度は少し下がっている。県内業者に対して、平成17年度に制度ができ、平成18年から本格的な支援を行っている。その結果、それまでに比べ、輸出に取り組む事業者が増えてきた。

⁶⁰ 福島県貿易促進協議会ヒアリング、2009.11.25

⁶¹ ジェトロ福島（ジェトロ福島貿易情報センター）ヒアリング、2009.11.30

2) ジェトロ

ジェトロでは、県と行っている事業とは別に、輸出有望案件発掘支援を行っている。これは、ジェトロ全体で取り組んでいるものである。成約を目指し、情報の提供を行っている。この輸出有望案件発掘支援は、開始してから3年を経過している。二人のアドバイザー（全国で二人）が、各県の有望企業に対し、2年間、成約に向けてアシストする活動である。福島県では、味噌を作っている会社1社が輸出の意識が高いということで、案件登録している。案件登録できるのも、競争力がある企業と判断されるところに限定され、どの企業でも登録されるわけではない。その会社は、アジアを中心とした地域をターゲットにしている。

(3) 食品輸出の市況

台湾では、すでに日本食が溢れている。現地の店では、差別化を図りたいと思っている。台湾の消費者には、日本食のイメージは良いので、取り組みやすい。一方、韓国は少し難しい面がある。

(4) 輸出品目

輸出農産品の1位はモモ、2位はコメである。加工食品では、1位が日本酒、2位がラーメン、3位が味噌である。今年度は、ナシの輸出に取り組んでいる。ほかには、イチゴ、カキ、ベニズワイガニもある。

モモは、年間70トンくらいの輸出実績がありすべて“JA 伊達みらい”が出している。モモの輸出は平成17年(2005)からであり、今年で5年目になる。今後、モモは中国へ輸出したいと思っている。モモは高付加価値商品である。日本のモモは「甘味、品質が良い」と評価が高い。

台湾には、モモ、ナシ、リンゴを輸出しているが、生産地の園地指定（登録の必要）がある。リンゴ、ナシは、他県に比べて、福島県は園地指定しているところが少ない。

ナシは、中国や韓国でも生産されていて、最近では、品質も日本に近づいているため、長期的に見ると、輸出が増えることは難しいと考えている。

コメは、香港に出している。

そのほか、小名浜港から、中国に水産加工品（カツオ）を輸出している企業がある。

(5) ターゲット市場

福島県の農水産品・食料品輸出のターゲット地域は、中国、香港、台湾である。香港は、参入しやすいが、競争が激しい。福島県として、一番支援しているのは、台湾向け輸出のモモである。中国大陸への売り込みは、福島県の上海事務所を拠点に行っている。平成18年度から平成20年度までの3年間、上海市内で福島ギャラリー（アンテナショップ）を設置し、市場調査や小売店などに営業をしていた。現在、アンテナショップは閉店し、次のステップに移行した。次のステップとして、ビジネスベースの活動へシフトした。具体的には、上海伊藤忠商事(株)と業務提携を行った。香港では、平成17年度～平成20年度まで、(株)香港そごうで香港の輸入商社に対し、販促を行ってきた。台湾は、香港の次の市場としてみている。台湾にある(株)太平洋そごうで販売促進を行う予定である。

(6) 食品輸出の特徴

果物の場合、産地から港までの積み降ろしをなるべく少なくしたい。また、果物は、ロットが少なく、消費期限が短い。食品は、輸出量が少ない。

(7) 輸送

輸送は、商社を通じて行っている。商社が京浜地域にあるため、京浜地区の港湾を使っている。輸出業者が輸出する港の決定権を持っている。これを変えるためには、県内の物流インフラ（輸出業者の育成など）が必要である。

東京港から台湾・香港まで、ダイレクト便で輸送日数は2～3日である。それでも、通関手続きなどをいれると、産地から消費地に着くまで10日になる。釜山のT/Sになると、さらに2～3日多くかかってしまうため、ダイレクト便以外は使わない。地方港になると、ダイレクト便が少ないことも、食品輸出にとっては利用しにくい理由になる。

(8) 梱包・荷姿

輸出されるモモの輸送中の梱包方法は、国内仕様とは全く違う方法となっている。モモの輸送は、船便がほとんどである。40ftの冷蔵コンテナで青果市場へ持っていき、東京港から出している。空輸の場合は、成田空港から出すが、空輸の場合の方が商品の価格が高くなる。

今年の着荷の状態を見ると、飛行機よりむしろ、船で運んだ方が状態が良かった。モモは温度変化で痛むため、冷蔵コンテナを使った方が温度変化が少なく、着荷状態が良かった。

(9) 荷姿の工夫

J Aがイチゴの輸送状態のテスト輸送を去年から行っている。パッケージなどを工夫している。モモについてもJ A伊達みらいが強化ダンボールを用いて、工夫を繰り返しながら、輸出している。郡山市の(株)福フードサービスは、飛行機でロシアまでラーメンの麺を運んでいた。経済危機前にロシアに店舗を出したが、今は撤退してしまった。麺を輸出していた時は、賞味期限を伸ばすため、水分調整などをしていたようだ。喜多方ラーメンは、麺を冷凍している。本格的に輸出が始まれば、冷凍コンテナを使うだろうが、今は、これからというところである。

(10) 食品輸入

大手スーパーも商社経由で食品を輸入していて、商社は京浜地区にある。福井県の手スーパースーパーが自社で輸入を手がけるようにならないと、京浜港以外を使うことはないだろう。品質確保などの条件を含めると、食品の輸入は商社任せにした方が良くスーパーは考えている。輸入については、商社に働きかければ、貨物が増える可能性はあるだろう。食品だけでなく、アパレル関係の輸入もある。

(11) 利用港湾

輸出業者は東京に所在しているため、東京港を利用する 경우가ほとんどである。利用港湾の選定は、輸出業者が決めている。東京港のほかは、横浜港、名古屋港、神戸港を利用することもある。極端な例では、博多港にトラックで持って行くこともある。東京港を利用する理由として、果物の場合、東京の大田市場に納めるというケースが多いこともある。魚の場

合は、築地市場に納める場合が多い。福島県の支援事業の中で、東北エリアに輸出業者は1件もないため、東北エリアの港湾から輸出したことはない。

福島県で支援しているのは、中小の事業者である。自社で売れるところは独自で輸出を行っているため、独自で輸出している企業の貨物がどのようなルートで輸出されているかは、県では分からない。

福島県にある大手スーパーでは、大量に輸入食品を扱っているが、輸入も京浜地域の商社が行っている。

福島県では、県内の産品を1ヶ所に集中することは地理的に難しい。小名浜市周辺は、東京から200km圏内にあり、トラックで4~5時間で着いてしまうため、特に不便を感じていない。いわき市周辺も京浜港でデメリットがない。郡山市周辺も京浜港を利用する。会津市は、仙台港よりも新潟港の方が近い。福島市周辺だけが仙台港に近いが、仙台港には便利な航路がない。

(12) 港湾への要望

東北の港湾を利用するのであれば、東北域の商流を整備する必要がある。商流と物流の両方あって、ビジネスは成り立っている。物流だけの話ではない。東北域の荷物をまとめたり、輸出業者をまとめることをしなければ、東北の港湾を利用することはないだろう。京浜港で特に困っていることはない。県で支援している食品輸出は中小企業のため、小ロットであり、混載になるケースが多い。混載の場合は、京浜港の方が便利である。小名浜港には、検疫機能も燻蒸機能もあるが、使いこなしていないのが現状だ。港湾の施設は、整備されている。しかし、施設の整備は、貨物が集まったあとの話である。販路の確立が先である。リーファーコンテナで運べば、温度管理については、日本のどこの港を使っても心配はない。小口の冷凍貨物が出せないのが問題だと聞いたことがあるが、新潟港では小口冷凍コンテナを扱っているらしい。

(13) 港湾行政に対する要望

港湾活用を考える会議には、荷主企業も入るべきである。荷主企業にどうして地方港を使わないか聞けば良いと思う。実際のビジネスをしている人の意見を聞けば、問題点は分かるはずである。紙の上の議論が多過ぎるのではないか。

国土交通省からよくヒアリングを受けるが、報告書を送ってくれたことがない。調査協力者に対し、フィードバックして欲しい。

(14) 福島空港

成田空港の通関手続きが混雑しているので、福島空港で通関まで行ってしまっ、陸送(保税輸送)して成田空港から飛行機に乗せることをしている。福島空港には、コンテナを乗せられない飛行機のみが就航しているので、そもそも貨物を扱えない。イチゴを福島空港から試験的に輸出したことはあるが、ビジネスベースでは、福島空港も利用していない。

(15) 物流コスト

港湾設備や港湾の位置よりも、トータル物流コストが問題である。

福島県は東京に近いから、トラック代と海上運賃とをトータルすると、東京港や横浜港を

使った方が安い。一方、地方港は、船会社の競争がないから、海上運賃が高い。地理的に近いから地方港を使った方が良いというのは、理想論である。具体的にどれだけコストが安くなるかといった数字がなければ、ポートセールスはできないはずである。地方港は週1便や2便しかなく、リードタイムがかかり、利便性も良くない。

中国航路ならば、新潟港が良いとは思いますが、その他の航路については、京浜港で良いと思う。地方港の航路は、日本国内の各港に寄港するので、時間がかかる。東北地方整備局の物流戦略チームの資料を見ても、地方港の利用が11.1%となっている。LCLの利用促進といっているが、LCLをいくら集めても、大きい数にはならない。

(16) 食品輸出に積極的に取り組んでいる企業

食品輸出に積極的に取り組んでいる企業として、次のものが挙げられる。

- ① JA伊達みらい（モモ）。
- ② 株式会社宝来屋（郡山市・味噌）が積極的に活動している。
- ③ 日本酒は、県の支援事業ではなく、独自で輸出されている。大七（だいしち）酒造（株）、奥の松酒造（株）、千駒酒造（株）が積極的に取り組んでいる。
- ④ カキは、JA福島がアメリカ向けに少し取り組んでいるが、1トンまでいかない量である。

(17) まとめ

福島県の主な農産物輸出品目は、モモ・コメ・ナシ・リンゴであり、主な加工食品輸出品目は日本酒・ラーメン・味噌である。ターゲット地域は、中国、香港、台湾である。

福島県からの農水産物・食料品輸出は、現在、ほとんどの貨物が京浜地区港湾を利用してしている。その理由としては、次のことが挙げられている。

- ① 輸出を担当する商社が東京に所在している。
- ② 京浜地区港湾が距離的に近い。
- ③ 京浜地区港湾の航路便数が多い。
- ④ 京浜地区港湾はLCL貨物が使いやすい。
- ⑤ 京浜地区港湾を利用した方がトータル輸送費が安い。

このような状況を地元港湾利用に変えるためには、①貨物を増加・集中させ、それによってトータル輸送費を低減させること、②地元で商社を育成することが必要である。

2. 1. 10 新潟県

新潟県農林水産物輸出研究会、ジェトロ新潟（ジェトロ新潟貿易情報センター）に対するヒアリング結果をまとめ、新潟県における農水産物・食料品輸出の状況を次に示す。^{62,63} なお、新潟県農林水産物輸出研究会事務局は新潟県農林水産部に置かれている。

(1) 支援事業

1) 新潟県の食品輸出支援事業とターゲット地域

⁶² 新潟県農林水産物輸出研究会ヒアリング、2009. 11. 26。

⁶³ ジェトロ新潟（ジェトロ新潟貿易情報センター）、2009. 11. 26。

新潟県は、ジェトロと協力して活動している。コメの輸出は、JA 全農を通して行っている。

これからのターゲット地域は、中国とロシアである。

2) ジェトロ

ジェトロでは、貿易実務講座を開設し、啓蒙・普及活動を行っている。毎年 300 名近くの方が受講していて、自分たちで輸出を試みようという機運が高まっている。輸入業者は手続きを分っているが、生産者側は、輸出についてノウハウがない。東京のように沢山の商社があるわけではないので、社内での貿易体制の整備が重要になってくる。県の支援対象となる中小企業が「この国に売りたい。」ということは、ほとんどない。「見本市をするから出してみないか。」と、ジェトロの方で誘っている。

(2) 輸出品目

農水産品・食料品輸出品目の 1 位はコメ（香港・台湾）、2 位はナシ、続いてモモ、カキである。コメ以外のものは、輸出量が少ない。錦鯉は食品ではないので、食品課ではなく、水産課の担当になる。

台湾にコメが出ている。

中国には、ナシとリンゴが輸出できる。コメの輸出はようやくといった感じである。イチゴなど 12~13 品目を対象に政府間交渉が行われている。3~4 年前からリスク分析を要求されているが、時間がかかっている。中国は、輸出できる産品が少ないため、攻めようがない。

ロシア向けは、チューリップ（切花）が始まりだった。その後、イチゴ、ナシ、モモ、きのこ、コメ、米菓、メロン、ブドウ、ミニトマトを輸出するようになった。3 月 20 日は、国際婦人デーで、ロシアでは花を贈る習慣がある。チューリップを含め、ロシア向けはすべて空輸であろう。

(3) コメ・米菓の輸出

コメを輸出するために燻蒸する費用は、少量の場合も多量の場合も同じである。そのため、なるべく 1ヶ所で処理をした方が効率が良い。中国へ輸出する場合は、認定を受けている横浜の燻蒸施設に持っていくことになる。中国には、米菓が輸出されているが、中国国内に工場を作り、中国やタイの安いコメを使って市場内生産をする段階になりつつある。そのため、米菓については、今後、対中国の輸出が急増することはないだろう。

ロシアのバイヤーとの商談のなかで、ロシア向けのコメは、日本で小袋に入れてから持って行くのではなく、大きな袋で持って行き、ロシアで小分けにした方が流通コストが安くなるという提案もあった。

(4) 中国向けの精米所

対中国の精米所や燻蒸施設は、設備を造るのにお金がかかることから、新潟県内に造る予定はない。JA 全農で設備の検討はしていたようだ。

(5) 日本酒

日本酒に関しては、自分たちで輸出したいと言うようになったため、県やジェトロでは詳

細は分からない。酒造組合に行くと分かるだろう。アメリカ・カナダのバイヤーやヨーロッパ方面に輸出しているようだ。日本酒は、中国ではあまり売れない。韓国や台湾で売れている。中国では、日本酒が飲み方を含めて認識されていないからだと思う。

(6) 食品輸出量

食品輸出に関し、県でデータを取りまとめているが、オープンな資料ではないため、今は渡すことはできない。JA 全農新潟県本部・青果販売課に行けば、分かるだろう。地域別品目別の輸出量のデータを出している。コメの輸出協議会を県が取りまとめている。

(7) 今後、輸出が見込まれるもの

今年、中国から7人のバイヤーを呼んで商談会を行ったが、新たな契約の可能性のあるものとして、餅、鰹節、納豆があった。鰹節は日本食レストランが欲しがっているようだ。ロシアのバイヤーとの商談会では、トマト、キノコ、モモ、ミカンが有望であった。ミカンは、新潟では取れないが、他県から持ってきてても良い。輸入業者としては、周年を通じて商品がある方が良い。例えば、色々なナシを1年通して、スーパーのある棚に置きたい事情がある。新潟の輸出業者が新潟県のナシだけでなく、他県のナシも含めて、そのようなニーズに調整が可能になった時に、地元業者からの輸出の可能性が大きくなる。また、ロシアのバイヤーの話では、日本酒も有望であるとのことだった。

(8) 食品輸出の見通し

食品輸出に関しては、どこの県も苦勞していると思うが、思うように伸びるわけではない。香港や台湾では、日本の食品が溢れていて、すでに競争になっている。

(9) ターゲット地域

ターゲットとしては、環日本海（東アジア・ロシア極東）である。ただし、ロシア極東については、土地は広大ではあるが人口から見ると、拡大する市場であるかどうか、疑問である。そのため、ヨーロッパロシアに行かないと展望はないと思っているため、ロシアに関しては、今後、ロシア全域をターゲットにすることになるだろう。中国には、沿海州、北京、青島、上海、大連に売り込みを図っている。新潟ジェットロでは、ロシアや中国のバイヤーの招聘を行っている。

(10) 輸出業者

新潟では、輸出は大手業者の㈱日本通運、㈱リンコー、フジ運輸㈱が仕切っている。地元の業者では、㈱新潟トレーディングがあるが、取扱量は多くない。イチゴは、輸送中に劣化しやすいため、30~40%の利益率を取らないと、割に合わない。輸送に耐えるためには、温度管理が重要になる。

(11) 輸送ルートと経費（モスクワへの空輸の場合）

モスクワへ空輸の場合、①新潟～ウラジオストク～モスクワ、②新潟～仁川～モスクワ、③新潟～成田～モスクワの3ルートがある。①が一番安いのが、欠点として、ウラジオストクとモスクワの両方で検査がある点が挙げられる。検査の回数が多いと、時間もかかるし、温度変化などで荷が傷むので、輸出業者は検査回数が多いことを嫌う。①は、検査回数が多いため、成田経由の③に+1日多くかかる。

輸送費は、③が 20 ドル（単位 100kg）、②は 8 ドル、①は③の 3分の1（7 ドル以下）。新潟～ウラジオストクは、週 2 便しかないため、成田経由より 4～5 日、多くかかることもある。

（12）物流ルート

ロシアは空輸である。物流ルートは、どのルートを利用したら良いかは試してみないと分からないことが多い。

（13）食品輸送の温度管理

国内のコールドチェーンは大丈夫だと思う。国内の施設よりも、海外の施設の方が心配な点が多い。たとえば、トランジットの時に野ざらしにされてしまうといったケースがある。

（14）利用港湾

港湾では、沖待ちなどのハード面の問題だけでなく、価格面・ソフト面での問題で、新潟港ではなく、横浜港を利用しているケースもある。フレート(船運賃)の問題で港を選ぶケースが多い。三条地域では、新潟港から運んだ方が横持ち費用は安い、東南アジアや欧州のように遠距離になるほど、陸路の費用は気にならなくなる。また、乙仲との関係もある。使い勝手の良さから横浜港を利用している話も聞く。

（15）港湾に対する要望

港湾に対して、次のような要望が出されている。

- ① 三条市で聞いた話だと、三条市は金属産業が盛んで、輸入は多いが、輸出量を増やしたいと言っていた。輸入の方が輸出に比べ、圧倒的に多いため、空コンテナがたくさん新潟港に積み上げられている。港湾にとって、輸出コンテナを増やしたい話は、よく聞いている。
- ② 食品は事前検査を受けるので、保冷施設は必要である。ただし、港湾の場合は、冷蔵コンテナで運ぶので、問題ない。空港の保冷倉庫は十分にあった方が良くと思う。
- ③ そもそも、航路がない。
- ④ 個人的見解ではあるが、日本海側の港湾は、どれも同じように整備をしているが、共倒れになってしまうのではないかと。どこかの港に政策的に集中させないと、港湾が整備されても船が来ないのでは、意味がない。どこの港湾も似たようなことをやっているような気がする。

（16）食品輸出に積極的に取り組んでいる企業

食品輸出に積極的に取り組んでいる次の企業は、ジェトロから紹介された企業であり、特に㈱フタバは頑張っている。

㈱フタバ（ダシの会社）：㈱フタバがどこの港から輸出しているかは分らない。

越路商事㈱（酒類・おつまみ）：越路商事㈱は、輸出入の両方をやっている。韓国に売り込んでいる。

尾畑酒造㈱（佐渡・日本酒）：尾畑酒造㈱は、個人企業の蔵元であるが、輸出に積極的である。エールフランスの機内で出している日本酒が尾畑酒造㈱のものである。ア

メリカやヨーロッパへの輸出を考えているらしい。

(財)新潟産業創造機構：(財)新潟産業創造機構では、物産展を行っている。タイ・台湾向けに見本市を仕立てている。

(17) まとめ

新潟県からの農水産品・食料品輸出の第1位は、香港・台湾向けのコメである。中国向けのコメ輸出もようやく検討する段階に来ている。しかし、新潟県の地元では、中国向け精米工場・燻蒸施設を新潟県内に設置する予定はない。

新潟県からの農水産品・食料品輸出のターゲット地域は環日本海(東アジア・ロシア極東)となり、中国・韓国・北朝鮮・ロシア極東となるが、ロシア極東については市場が小さいので、ロシア全域をターゲットとする。

2.2 ヒアリング結果のまとめ

関連団体に対するヒアリング結果を項目別、横断的にまとめると、次のようである。

(1) 輸出品目

各県から、現在、輸出されている農水産品・食料品の主な品目は、次の通りである。

- 青森県：リンゴ・コメ(津軽ロマン)・ナガイモ・タワラモノ(干シアワビ・干しナマコ)
- 岩手県：リンゴ・リンドウ・サンマ・サケ・タワラモノ(干シアワビ・干しナマコ)・日本酒
- 宮城県：水産品(サケ・マグロ・カツオ・サバ・サンマ)
- 秋田県：リンゴ・コメ(秋田コマチ)・モモ・日本酒
- 山形県：コメ・サクランボ・メロン・モモ・ブドウ・和ナシ
- 福島県：モモ・コメ・日本酒・ラーメン・味噌
- 新潟県：コメ・ナシ・モモ・カキ

(2) 輸出国・地域

輸出国・地域については、現在は台湾・香港・シンガポールなど、在留邦人が多い東アジアが中心となっている。しかし、米国などでは現地人の間でも、日本食が広まりつつあり、それにつれて農林水産品・食品の輸出も拡大しつつある。

中国は巨大な潜在マーケットであるが、検疫などの輸入規制が厳しいため、香港を除き、現在は農林水産品・食品輸出は進んでいない。

(3) 貿易

農林水産品の生産者は小規模業者が多いため、また、代金決済の保証の面からも、貿易は商社に依存することが多い。これを共同配送の採用や直接貿易への転換など、様々な方式を検討することが課題である。

(4) 支援事業

国・県・ジェトロによる、海外における商談会・展示会・フェアが行われており、相応の成果を上げているが、成果を長続きするビジネスに育てて行くことが必要である。

(5) 物流ルート

農林水産品・食品輸出のルートとしては、次の五つが考えられる。

- ① 生産地→地元港湾・空港（仙台空港・新潟空港など）から輸出。
- ② 生産地→（トラック）→京浜地区港湾から輸出。
- ③ 生産地→（内航フィーダー）→京浜地区港湾から輸出。
- ④ 生産地→（トラック）→卸売市場→（トラック）→京浜地区港湾から輸出。
- ⑤ 生産地→（トラック）→成田空港から輸出。

(6) 利用港湾

各県の農林水産品・食品輸出促進協議会では、地元港湾を利用するよう努力していることが多いが、料金やサービスの観点から、実際の輸出に当たって他県の港湾や京浜地区港湾を利用する場合も多く、その対応が課題となっている。

(7) 利用港湾の実態

東北域発生コンテナ貨物の利用港湾の実態を調査データで見ると、次のようになっている（平成20年（2008）11月1ヶ月間、内航フィーダー利用を含む）。⁶⁴

・農産物の利用港湾

東北域港湾（6.5%）、京浜港（52.0%）、神戸港（33.0%）、その他（8.5%）。

・水産物の利用港湾

東北域港湾（50.2%）、京浜港（49.8%）。

(8) 農水産品・食品輸出における主な傾向・課題（ヒアリング結果より）

農水産品・食品の輸出に関して関係機関（県、協議会など）へヒアリング調査を行った結果、以下の問題点が出されている。

1) 輸出全般について

- ① 日本の農水産品は相手国では高級品とされており、主に富裕層向けとなっている。
- ② 輸出相手国のターゲットとして、東アジア（台湾・香港・中国など）、ロシアなどをあげるところが多い。
- ③ 生産者の輸出に関するノウハウが不足している。
- ④ 相手国、品目によって検疫条件がバラバラで、特定の品目の輸入自体を禁止している場合もある。（相手国によっては、決められた施設を利用しなければ輸出できないなど。）
- ⑤ 国内輸送に比べ、長距離・長時間輸送となるため、温度管理や梱包などの対応に苦慮する。

⁶⁴ 国土交通省港湾局：『平成20年度 全国輸出入コンテナ貨物流動調査』（平成20年11月調査）

2) 貿易形態について

- ① 生産者はあまり直接貿易を行っておらず、その多くが商社経由で輸出している。
- ② 東北域には商社が少ないため、大半が京浜地区や神戸地区の商社を介して輸出している。

3) 東北港湾・空港利用について

- ① 京浜地区や神戸地区の商社が輸出ルートの決定権を持っているため、京浜港や神戸港利用が多い。
- ② 東北域にも商社や輸出業者の育成が必要である。
- ③ 便数や輸送日数の関係から地元港湾・空港利用は難しい。
- ④ 地元港湾は、船社などの競争力が少ないため、料金が高くなってしまう。
- ⑤ 東北域内で複数の生産者から集荷し、一度の輸出量を増やすなどの体制も必要である。
- ⑥ 農産品は小ロットでの輸出となるため、LCL（混載）となることを考えると、京浜港のサービスが充実している。
- ⑦ 農産品輸出には、鮮度を保つためにリーファコンテナの利用が有効だが、東北では小ロットの農産品をリーファコンテナに混載して輸送する体制が不十分である。
- ⑧ 京浜港利用ルートを東北港湾利用ルートに転換させるには、コストやリードタイムなどのメリットを示すことが必要である。

3. 東北域の農水産品・食料品輸出の現状（2） －生産者（企業）ヒアリング調査結果－

3. 1 概要

農林水産省、各県農林水産物輸出促進協議会、各県JETROのヒアリング調査結果をもとに、東北域内で農水産品及び食料品を輸出している生産者にヒアリング調査を実施した。また、この結果を踏まえ『事例集』を作成することから、各県2例程度を対象としたヒアリング調査を実施した。以下に結果を整理する。

表－3.1.1 ヒアリング調査企業

No.	県名	機関・企業名	品目	輸出相手国
1	青森県	片山リンゴ(株)	リンゴ	中国
2	青森県	(株)ハケタ水産	塩蔵ナマコ・冷凍ホタテ貝柱	香港
3	青森県	(株)ディメール	サバの冷燻スライス	中国
4	青森県	武輪水産(株)	冷凍イカ・サケ・カニ・ ハマス・スケソウダラ	中国
5	青森県	(株)ヤマヨ	冷凍サバ	中国
6	岩手県	(株)あさ開	日本酒	米国 (L.A)
7	岩手県	アジテック(株)	大豆蛋白加工品	台湾
8	秋田県	秋田酒類製造(株)	日本酒	米国
9	秋田県	(株)メルコレディ	こまち麺	中国・台湾・香港
10	山形県	フルッタ・ベアーレ	リンゴ	台湾
11	宮城県	本田水産(株)	カキ・サバ・ホヤ・ウニ・ ホタテ	韓国
12	宮城県	(株)カキヤ	冷凍サケ・サケフレーク加工品・ 魚類缶詰	中国
13	福島県	(株)宝来屋本店	味噌・あま酒	香港
14	福島県	J A伊達みらい	モモ	台湾
15	新潟県	(株)フタバ	ダシパック・つゆ・削り節	韓国
16	新潟県	(株)株式会社	日本酒・食材の卸販売	韓国

合計：16社

表-3.1.2 ヒアリング項目

No.	質問項目	質問の詳細内容
1	活動	①現状（規模・業種・生産取扱品目・輸出入・海外投資） ②将来計画（規模・業種・生産取扱品目・輸出入・海外投資）
2	輸出	①現状（品目・数量（時期・頻度含）・相手先地域・輸送機関・輸送ルート・ルート選択理由・荷姿など） ②将来の見通し（品目・数量・相手先地域・輸送機関・輸送ルート・荷姿など） ③輸出開始の動機（きっかけ・輸出支援機関・バイヤー・輸出成功（失敗）例など）
3	今後の課題	・需要発掘、品質管理、貿易手続きの改善など。
4	港湾・空港への要望	①施設整備 ②行政手続き ③荷役作業 ④交通アクセス ⑤港湾料金 ⑥航空料金 ⑦その他

3. 2 企業ヒアリング調査結果

3. 2. 1 輸出プロセスの設定

ヒアリング調査結果の内容を分類すると以下の10項目になる。

- ① 相手国（市場）選定
- ② 海外パートナー探し
- ③ バイヤー等との契約
- ④ 相手国への商品登録・認可
- ⑤ 検疫などの手続き（検疫・衛生証明・表示規制）
- ⑥ 集荷・保管・梱包・出荷
- ⑦ 輸送手段・輸送ルート選択
- ⑧ 代金回収
- ⑨ 採算性
- ⑩ その他

この10項目を輸出プロセスとして、ヒアリング訪問企業を品目別に農産品、水産品、加工食品の三つに分け、それぞれについて以下にまとめる。

表-3.2.1 農産品、水産品、加工食品分類表（ヒアリング企業）

分類	企業名	品目
農産品	片山リンゴ(株)	リンゴ
	フルッタ・ベアーレ	リンゴ
	J A伊達みらい	モモ
水産品	(株)ハケタ水産	塩蔵マナコ・冷凍ホタテ貝柱
	武輪水産(株)	冷凍イカ・サケ・カニ・ハマス・スケソウダラ
	(株)ヤマヨ	冷凍サバ
	(株)カキヤ	冷凍サケ・サケフレーク加工品・魚類缶詰
	本田水産(株)	カキ・サバ・ホヤ・ウニ・ホタテ
加工食品	(株)あさ開	日本酒
	秋田酒類製造(株)	日本酒
	越路商事(株)	日本酒・食材の卸販売
	(株)ディメール	サバの冷燻スライス
	(株)メルコレディ	こまち麺
	(株)宝来屋本店	味噌・甘酒
	アジテック(株)	大豆蛋白加工品
	(株)フタバ	ダシパック・つゆ・削り節

3. 2. 2 農水産品・食料品

(1) 農産品

① 相手国（市場）選定

相手国（市場）の選定は、取引をしている仲卸業者や県などが紹介してくれる商社を通じて選定をしていることがヒアリング調査から伺えた。また、積極的にロシア、ドバイ、タイなどの見本市へサンプル提供を実施している企業も見られた。

② 海外パートナー探し

海外パートナーを探すために、県主催の奨励会や現地での展示会に参加している企業が多く見られた。また、輸出拡大するためには、商社が販路を拡大することと、取引先商社を増やすという方法もヒアリング調査から得られた。

③ バイヤー等との契約

直接貿易を行っている企業は少なく、ほとんどが商社や市場の仲卸業者を通して取引を行っていることが、ヒアリング調査から伺えた。商社を通すことで、販売リスクや在庫リスクが軽減されるとしている。

④ 相手国への商品登録・認可

輸出する品目により条件は異なるが、台湾にリンゴを輸出する場合には、台湾で許可された農薬しか使用できないことがヒアリング調査から得られた。また、各国への輸出条件の緩和については、国と国との相談できまることが分かった。

⑤ 検疫などの手続き（検疫・衛生証明・表示規制）

品目により検疫条件は様々であることがヒアリング調査から伺えた。モモを台湾に輸出するのであれば、梱包施設の認定を受ける必要があることが分かった。

⑥ 集荷・保管・梱包・出荷

リンゴを通年輸出するためには、大型の冷蔵施設が必要であることが伺えた。また、生産量の少ない地域では、生産量や収穫時期を調整しながら輸出していることがヒアリング調査から得られた。

混載については、リンゴ、イチゴ、キウイはエチレングスが発生するため、モモと一緒に出来ないことがわかった。

⑦ 輸送手段・輸送ルート選択

直接貿易をしている企業は、地方港では航路や便数が少ないため利用できないとしていた。また、陸上輸出費が安いので京浜港を利用しているというケースも伺えた。

間接貿易をしている企業では、商社や市場の仲卸業者に任せているため、輸送ルートの詳細は把握していないことがヒアリング調査から伺えた。

⑧ 代金回収

商社や市場の仲卸業者と取引のある会社に輸出しているので問題はないことがヒアリング調査から得られた。

⑨ 採算性

国内販売と違い、一個当たりの価格を決めて契約できるので売上を予測することができ、売上を安定させることができるという意見がヒアリング調査から得られた。

⑩ その他

生鮮品は、検疫で輸出を差し止められた場合、国内で売り捌かねばならないので、消費地に近い方が売り捌きやすことから、生鮮関係の商社が大都市に多く集まる可能性があることがヒアリング調査から得られた。

(2)水産品

① 相手国（市場）選定

日本国内で需要の少ない水産物を、韓国や中国に輸出していることが分かった。また、ナマコなどは中国では高級品であることが分かった。

県などが開催する現地展示会などをきっかけに、現在の輸出に繋がったケースも見られた。

② 海外パートナー探し

海外パートナー探しは、商社と食品業界の人たちで販路を開拓したり、ジェトロや県が開催する商談会や展示会に参加しているケースが多いことがヒアリング調査から伺えた。

③ バイヤー等との契約

商社などを通すことで、代金回収などのリスクを回避する企業が多く見られた。

④ 相手国への商品登録・認可

ホタテを中国に輸出するためには、商品・工場の登録が必要であることがヒアリング調査から伺えた。

⑤ 検疫などの手続き（検疫・衛生証明・表示規制）

ホタテなどの水産食品の中国輸出に当たっては、「関連施設の登録」「衛生証明書」「原産地証明書」が要求されることがヒアリング調査から得られた。また、日本の食品の法律と中国の食品の法律が違うので、表示規制などに配慮する必要があることが得られた。

ホヤは鮮度を最優先して輸出するため、活魚車を利用して輸出していることが分かった。

⑥ 集荷・保管・梱包・出荷

輸出する品目により、輸送時間や輸出量のバランスを考慮して集荷や保管していることがヒアリング調査から伺えた。

⑦ 輸送手段・輸送ルート選択

輸出する品目により、輸送時間や輸出量のバランスを考慮して輸送ルートを選択していることがヒアリング調査から得られた。また、商社を利用している企業は、輸送ルートの詳細は把握していないことがヒアリング調査から伺えた。

⑧ 代金回収

商社を通して代金回収を行っている企業が多いことから、代金回収の問題が発生しているケースは少ないことがヒアリング調査から伺えた。また、直接貿易を行っている企業は、相手企業からの入金を確認してから商品を発送していることが分かった。

⑨ 採算性

商社経由だと利益が少なくなってしまうことから、自社で直接貿易を考えている企業も見られた。また、現在の利益というよりも将来への投資として考えている企業もヒアリング調査から分かった。

⑩ その他

ナマコは、日本の生産量はそれほど多くないので、今後、中国への輸出が大きく増加するとは考えられない。一方、ホタテは日本国内の生産量が多く、今後、中国へのホタテ輸出が塩蔵ナマコ輸出を逆転する可能性があることがヒアリング調査から伺えた。

(3) 加工食品

① 相手国（市場）選定

積極的に現地展示会に出品している企業や、繋がりのある輸出業者に進められた輸出国を選定している企業がヒアリング調査から得られた。

② 海外パートナー探し

各県やジェトロが開催している商談会や展示会に参加したり、自社で現地の飲食店にアプローチしている企業も見られた。また、海外パートナー探しを大手卸売業者に任せているケースもヒアリング調査から伺えた。

③ バイヤー等との契約

商社を通して契約している企業が多いが、利益を考えると、今後は、自社で直接貿易をしようとしている企業がいることがヒアリング調査から伺えた。

④ 相手国への商品登録・認可

日本酒は、自社製品を早めに商品登録した方がいいということがヒアリング調査から得られた。他の加工食品に関しては、特に問題は見られなかった。

⑤ 検疫などの手続き（検疫・衛生証明・表示規制）

輸出相手国の表示規制に配慮することが必要であるが、特に大きな問題がないことがヒアリング調査から伺えた。

注意しなくてはいけないこととしては、表示規制は変更することがあるので、輸出相手国企業をしっかりと情報交換する必要であることがヒアリング調査から得られた。

⑥ 集荷・保管・梱包・出荷

日本酒を輸出する際は、基本的にリーファーコンテナを利用しているが、コストがかかるため気温の高い7月、8月は避けて出荷をしている企業や、冬場はドライコンテナを利用している企業など、季節に合わせた出荷をしていることがヒアリング調査から得られた。

⑦ 輸送手段・輸送ルート選択

間接貿易をしている企業では、商社や市場の仲卸業者に任せているため輸送ルートの詳細は把握していないことがヒアリング調査から伺えた。しかし、コスト削減のために自社で直接貿易を考えている企業も数社みられた。また、現状では、東京港や横浜港を利用しているが、できれば地元の港湾から釜山港をトランシップして輸出したいと考えている企業もいることがヒアリング調査から得られた。

⑧ 代金回収

商社を通して代金回収を行っている企業が多いことから、代金回収の問題が発生しているケースは少ないことがヒアリング調査から伺えた。また、輸出相手企業と契約をする前に、過去に日本企業と契約をしていたかなどの実績を確認している企業もいることがヒアリング調査から分かった。

⑨ 採算性

商社経由だとコストが高いため、将来は自社による直接貿易を目指している企業が見られた。

⑩ その他

調味料などで日本から輸出できないものは現地調達をしたり、日本で販売されている味ができるだけ変わらない努力をしていることがヒアリング調査から伺えた。

3. 2. 3 品目別の特徴

ヒアリング調査から、品目別に見られる特徴を以下に整理する。

(1) 農産品

農産品は、リンゴとモモの2つに分け生産、検疫、保管についてまとめる。

1) リンゴ

①生産・検疫

台湾へリンゴを輸出する場合には、台湾で許可されている農薬だけを使用して生産されたリンゴでなければ輸出が出来ないことがわかった。台湾で許可されている農薬は、日本国内で出荷するリンゴに使用されている農薬よりも少ない量の農薬で生産するため、手間がかかるようである。もし、一社でも検疫で輸出したリンゴから虫や残留農薬が検出された場合、日本から輸出される台湾向けのリンゴが全て禁止されてしまう可能性があるため、各社とも生産の段階から注意を払い生産していることが伺えた。

②保管

青森県には、大規模ではないがリンゴを保管できる冷蔵施設があるが、山形県では冷蔵施設がないことが得られた。青森県の企業は、リンゴを通年で輸出するためには大規模な冷蔵施設が必要であるとしている。また、山形県の企業では、冷蔵施設がないことから、一回に輸出するリンゴの量や輸出時期を計算して輸出を行っていることが得られた。

2) モモ

①生産

台湾へのモモの輸出には、台湾行政院農業委員会植物検疫局によってあらかじめ認可を受けた施設が必要であり、福島県では、保原町、梁川町、国見町の3ヶ所で輸出梱包が行えることがヒアリング調査から得られた。

②保管

モモは、リンゴ、イチゴ、キウイなどからでるエチレンガスの影響を受けやすいので、保管や混載する際には品目に注意する必要があることがヒアリング調査から得られた。

(2) 水産品

水産品は、塩蔵ナマコ、冷凍品（冷凍サバ・冷凍イカ・冷凍サケ）、ホヤの3つに分け、出荷と検疫について以下にまとめる。

1) 塩蔵ナマコ

①出荷

塩蔵ナマコは、中国では高級なため高値で取り引きされている。また、塩蔵ナマコの取引価格の変動が激しいため、できるだけ早く輸出地に届けるために航空便を利用している事がヒアリング調査から得られた。

②検疫

ナマコやホタテなどの水産食品を中国に輸出するためには、「関連施設の登録」、「衛生証明書」、「原産地証明書」が必要であることがヒアリング調査から得られた。

2) 冷凍品（冷凍サバ・冷凍イカ・冷凍サケ）

①出荷

冷凍品のため、リーファーコンテナを利用しているケースが多い。また、冷凍品であるため、多少、輸送時間がかかっても問題ないことがヒアリング調査から得られた。

②検査

冷凍品であるため、検査における問題があまりないことがヒアリング調査から得られた。

3) ホヤ

①出荷

ホヤを生きたまま輸出するために、活魚車を利用して最短ルート・時間で輸出をしていることがヒアリング調査から得られた。

③検査

活魚車を使用して輸出しているため、検査を行っていないようであるが、韓国から日本に輸入したホヤの稚貝から病気などが発見されていることから、輸出・輸入に関して注意を払うことが必要であることが伺える。

(3) 加工食品

加工品は、日本酒とその他加工食品（こまち麺・ハム状大豆蛋白・ダシパック・つゆ・削り節）の2つに分け表示規制について以下にまとめる。

1) 日本酒

日本酒を輸出する際に表示規制で注意することは、今から輸出して販売する物が既に他社で商品登録されていないかの確認や、容器などに使用されている樹脂の確認などが必要なことがヒアリング調査から伺えた。

2) その他加工食品（こまち麺・ハム状大豆蛋白・ダシパック・つゆ・削り節）

その他加工食品は、日本で生産されたものがそのまま輸出国で販売されるため、輸出国の規制に適応した表示規制を行う必要がある。表示内容には、含まれている成分、製造年月日・賞味期限の印字の位置、特定商品を表示するマークなどが国や商品によって違うことがヒアリング調査から伺える。輸出相手国の表示規制の変更の情報を、輸入企業と十分確認することが必要であることがヒアリング調査から得られた。

3. 3 ヒアリング調査結果まとめ

次に、各業種に共通した重要な問題点を記す。

3. 3. 1 海外パートナー探し

各企業は、海外の輸出パートナーを探すために、各県やジェトロが開催している海外展示会や奨励会に積極的に参加している。参加することで、海外展示会や奨励会に訪れた現地企業から取引の話を持ちかけられるが、具体的な輸出方法や各国の検査条件などの問題から取引が成立しないケースが多いことがヒアリング調査から伺えた。各社は、この問題に時間をかけて徐々に解決すると共に、相手会社と信頼関係を築いて問題を解決し今に至っているようである。このことから、新規に相手企業を探すのは難しいことが伺える。この問題に対して、“S14社”では、自社で全てを行う直接貿易よりも、販路を既に持っている商社を増やすことや、商社自体が販路を拡大することが今後の販路拡大に繋がるとしている。

3. 3. 2 輸出方法

農産品、水産品、加工食品でそれぞれの国・品目で、さまざまなパターンがあり、全てを把握することは難しいことが伺えた。

農産品は、各県で集荷施設や各企業の輸出量の違いがあるが、それぞれの条件に合わせた輸出方法が取られていることが伺えた。また、農産品の生産量は季節によって左右されるため通年の輸出を考えるのであれば、大型の冷蔵施設が必要であり、それに伴う出荷量や、各輸出国の検疫条件にもものを生産する必要がある。

水産品は、高価な品目、鮮度を優先する品目、輸出時間にそれほどこだわらない品目（冷凍）があることが伺える。塩蔵ナマコのような高価な物は、取引価格の変動が激しいためコストが高くてもスピードを重視した航空便を使用している。ホヤのような鮮度を優先する品目は、活魚車でフェリーを活用して、現地まで輸出している。冷凍品のような輸出時間にそれほどこだわらない品目は、コストに安い輸出方法を利用していることが伺えた。それぞれの、輸出国のニーズに合った輸出方法を選択していることがヒアリング調査から伺えた。

3. 3. 3 検疫・表示規制

各輸出相手国によって、検疫条件や表示規制が違ふことがヒアリング調査から伺える。

農産品は、表示規制はあまりないが、検疫が厳しい傾向がある。

水産品は、輸出する品目に状態（生きている物、冷凍されている物、加工しているもの）でかなりの輸出条件の違いが見られた。一概に、水産物という大きなくくりで輸出を考えることが難しいことがヒアリング調査から伺えた。

加工食品は、検疫についてあまり問題ないようであるが、表示規制が問題である。各輸出相手国に合わせた表示にすることや、輸出相手国の表示規制の最新情報を得ることが重要であることがヒアリング調査から得られた。

表-3.3.1 荷主企業へのヒアリング結果

輸出開始までの段階	苦勞した点	解決方法(実態)	考えられる対応方法	
相手国選定	・1997年、リンゴ価格が暴落した年、片山リンゴ株式会社はヨーロッパへ開業にリンゴを送りつけた。【S1社】	・英国のある果物業者が興味を示したので、輸出を開始した。	・最初は大量を送って失敗したが、小玉を送るようになり成功した。	
	・台湾は、味噌汁を食べる習慣があるので、売っていききたい。【S13社】	・サンプルの配布や試食販売を行ったが、費用がかかる。	・ネスレ(本社:スイス、日本法人:ネスレ日本)の麦芽飲料「ミロ」はマレーシアで大量のサンプルを配布した結果、現在、マレーシアで人気商品になっている。	
	・日本の大使館がある127ヶ国のうち、半分くらいの国に商品を輸出したい。【S15社】	・見本市やイベントに積極的に参加している。	・日本食の良さをより多くの外国人に知ってもらう。日本料理は、料理酒ではなく、日本酒を使った方が美味しい。一緒にイベントに参加する日本酒の会社の人は、料理に自社の製品を使われるのを嫌うが、意識改革を促して、協力して美味しい日本食を提供したい。	
	・現地(韓国)での販売ルートの確立。【S16社】	・3社と総代理店契約している。	・日本酒だけでなく、食品も積極的に取り扱っていききたい。	
海外パートナー探し(または商社探し)	・ロシアと取引を始めたい。【S1社】	・ロシアは危ない。中国と取引を開始したところと似ている。	・今、信頼できるパートナーを探している。	
	・商談会できっかけはつかめるが、その先に進むのが難しい。【S13社】	・ジェトロのアドバイザー登録で、アドバイスをもらった。会社規模にあった貿易商社を見つけた。	・食品を扱う会社は規模が小さいため、大手商社と取引するよりも、食品専門に扱う中堅商社の方が向いている。	
	・食品系の大手貿易商社は、地方の小さな会社の商品は扱ってくれない。【S15社】	・直接貿易をしている。	・最低でも、ジェトロの初級講座を受け、貿易実務の知識を得てから海外の商談会へ行く。	
バイヤーなどとの契約	・商談会できっかけはつかめるが、その先に進むのが難しい。【S13社】	・中国語のホームページを作りたいと考えている。	・毎日の勤務でないにしても、中国語ができる専属のスタッフを配置したい。	
	・備蓄倉庫の構想を提案しているが、農協や㈱イオンと組んで農産物の輸出入をやりたい。【S16社】	・雪室の倉庫を作り、他にない貯蔵方法を提案したい。	・新潟港の薫蒸費用が横浜港の2倍かかるが、使っていきたいとは思っている。	
工場などの登録・認可取得	・インドネシアは、大豆が遺伝子組み換えでないものであることの証明など、いろいろな書類を過度に要求される。ヨーロッパ、アメリカはHACCPの関係で、輸出できない。中国は、法律がよく代わる。【S15社】	・新潟県の美味しい水があって、当社の商品が作られているので、海外製造は考えていない。	・中国は法律がよく代わるため、時期をみて輸出を考える。	
商品生産・加工(加工食品のみ対象)	・焼酎やリキュールなどの開発に取り組みたい。ただし、研究開発費がかかるのが問題である。【S8社】	・取り組んでいない。	・研究開発費の増額。	
	・米粉製品は、小麦粉製品に比べ、価格が高い。【S9社】	・価格が安い新規需要米を使用する。	・2010年3月より、新規需要米を使用し、1袋 200g、350円を小麦粉製麺類と同様、190円に値下げし、スーパーに通年提供する。	
	・暑い国に送る場合、味噌の発酵が進みやすくなる。【S13社】	・日本における夏バージョンの容器や空気孔の蓋で出荷した。	・相手国の気温にあった商品の提供。	
	・ラーメンスープは牛脂が入っていると、韓国へは輸出できない。【S16社】	・牛脂だけは現地の店で入れるようにする。	・日本で受け入れられている味を変えない工夫をする。日本で売っている味と違う味にアレンジすると、たいいていの場合、失敗する。	
検疫などの手続き	検疫	・植物検疫が輸出のネックになることがある。 ・台湾のポジティブリストによれば、相手国が認可した農業者のみ、輸出できる。【S1社】	・ミカンの輸出では、「ミバエがないことを証明せよ」と要求される。証明しないとサンプルが送れない。そんなことは無理だ。 ・相手は「送ってくれ」と言うが、送れない。	・「自己宣言文と防除歴」で良いではないか。
		・台湾での検疫をすく際に、他の検査に使った道具を使用するため、自社製品に含まれていない成分が検出されることがある。【S7社】	・日本と台湾の食品検査会社に委託して、分析データを検疫に送るようにしている。	-
		・ワンカップ(日本酒)のパッキンに使ってはいけない樹脂があり、検疫に引っかかったことがある。【S16社】	・新商品の場合は、最低の5ケースを送ってから、本格的に取り引きするようにしている。	・食品の中身以外の容器の成分についても、相手国の規制にかからないか、注意しなければならない。
	衛生証明	・ナマコ・ホタテの中国輸出に当たっては、商品・工場の中国の登録番号が必要である。【S1社】	・商品・工場を中国へ登録して登録番号を取得した。	・商品・工場を中国へ登録する。
		・台湾の表示規制条件の改正により、表示ラベルを緊急に成り直す必要がたまにある。【S7社】	・全社員で表示ラベルを張り替える。	・相手会社と頻りに情報交換を行う。
		・上海では、容器に直接、製造年月日を押さなければならなかったり、賞味期限と製造年月日の位置が各国で違っていたり、現地販売用のシールを作るだけでも面倒である。【S13社】	・試行錯誤でやっている。	・専任のスタッフを置きたい。
表示規制	・「純米酒」「上撰」「佳撰」を商標として取られてしまっていて、使えなかった。【S16社】	・月桂冠が訴訟に勝って、使えるようになった。	・自社製品の商標登録は、早めに行う。	
	集荷・保管・梱包	・リンゴの通年出荷をしたい。【S1社】	・リンゴは、8月～11月に収穫し、翌年の3～4月まで冷蔵して出荷する。	・大手企業のように、強力な冷蔵庫があれば、8～9月まで出荷できる。
・ナマコの集荷。【S2社】		・各漁協・県漁連・個人漁業者から仲買人を通して購入。	・各漁協・県漁連・個人漁業者から仲買人を通して購入。	
・山形県には冷蔵施設がない。【S10社】		・1回に送るのは20ftコンテナ1個と少ないので、冷蔵施設を使用しなくてどうにかになっている。	・今後、輸出货量が増えた時を考えると他地域の冷蔵施設が使用できるかなどの確認をする。	
・ワンカップ(日本酒)の底が割れてしまったことがあった。【S16社】		・その後は問題なく、届いている。	-	
出荷(協同出荷を含む。)	・現地販売用のシールを作って、貼ることも手間がかかる。【S13社】	・東京に出張所がある上海のスーパーは、シールを渡すと、商品にシールを貼ってくれる。	・シール作成やシール貼りを代行してくれる会社であると、国内と同じような感覚で取り組むことができる。	
	・リーファーコンテナを利用したこともあったが、輸送費が高いので、日本酒を常温で輸送している。【S16社】	・7月、8月は避けて出荷をしているが、今のところ、常温で問題はない。	・新潟港からのフェリーは、今は休止しているようだが、一度使ってみたいと考えている。フェリーなので、車のまま韓国へ行けるのは便利である。	
輸送手段・輸送ルート選択	・地元港湾を使いたい。【S1社】	・地元港湾を使いたい、外国航路の便数が少ないので、使えない。	・船社に要請し、便数を増やして貰う。	
	・釜山港TSを利用したい。【S8社】	・東京港・横浜港から直航航路を利用している。顧客にとっては、釜山港TSより、横浜港経由の方が安、安全である。	・釜山港TSの信頼性を高めて釜山港TSを利用するようにしたい。	
	・青森から香港まで、成田空港経由だと早い、価格が高く、仙台空港経由だと価格は安い、日数がかかる。【S2社】	・青森から香港まで、成田空港経由だと2日で280円/kgであるが、仙台空港経由だと3日かかると、240円/kgである。	・成田空港がデイルイなので、成田空港ルートを採用する。	
	・地元の新潟港は、韓国航路があるので利用している。東南アジア方面は、東京港から輸送した方が早く到着して便利である。LCL貨物は委託している運送会社の倉庫が東京にあるため、東京へ運んでいる。【S15社】	・輸送費が安いことが重要である。 ・横浜港であると、最低でも2日前までに荷物を入れたいといけませんが、新潟港は前日でも大丈夫なので、良い点もある。	・新潟港に大きな物流拠点を整備して欲しい。	
	・イタリアワインの輸入をしているが、新潟港であると、シンガポールと釜山を経由して運ばれてくる。シンガポールでトランシップしたときに、コンテナが一番上に置かれると、夏の場合、ワインの品質が低下する。【S16社】	・ワインに関しては、船に積み込むときに、コンテナを船の一番下に積んでもらうように指示し、そのまま乗り換えなしで来る横浜港で船卸している。	・同じ輸送経路であっても、コンテナが船の上の方に積まれるか、下の方に積まれるかで、かなりの温度差がある。食品については、常温での輸送が可能であっても、船積み時の輸送状態も指示する必要がある。	
代金回収	・代金回収が問題である。【S2社】	・中国へ輸出する場合は、入金してから商品を送る。	・中国へ輸出する場合は、入金してから商品を送る。	
	・相手会社が小さいと代金回収が難しい。【S6社】	・大きな企業や実績のある会社とできるだけ契約する。	・日本の他企業と契約しているなど確認する。	
	・為替差損や代金回収のリスクがある。【S13社】	・東京に出張所がある上海のスーパーとは、送料込み、円建てで取り引きをしている。	・支払い条件を確認する。	
	・韓国のウォン安のときは、取り引きが止まってしまう。【S15社】	・為替のリスクはつきものなので、より多くの国と取り引きする。	・専任のスタッフを配置する。	
	・親しくなりすぎて、入金される前に商品を送ってしまっていて、集金に苦勞したことがある。【S16社】	・入金確認後に発送するのを原則とし、徹底する。	・専任のスタッフを置き、ビジネスとして対応する。	
採算性	・収益が上がらない。【S1社】	・直接、海外へ出て行き、生産品を売り込んでいる。 ・適正価格で取引ができ、かつ、単純なルートを探している。	・海外の業者も含め、農家・流通・小売のすべてがワインウインの世界にしたい。	
	・輸出の専任スタッフを抱えるのは、企業にとって負担である。【S15社】	・販路を拡大する。	・地道に商品の良さをアピールしたい。	

表-3.3.2 (1) 輸出プロセスごとの各企業の実態

輸出プロセス	S1社	S2社	S3社
相手国(市場)選定	1992年、スペインへ栽培技術の指導に行った経緯があり、1997年にリンゴの価格が暴落したことをきっかけに、ヨーロッパに輸出を考えるようになった。初めは輸出先を考えずに輸出していたが、英国の果実業者が興味を示してくれたので輸出を開始した。輸出初期には、リンゴの大玉を輸出していたが輸出量は少なかった。そこで、英国の食習慣に合わせて小玉に切り替えたところ、輸出量が増え、成功することができた。	中国では、ナマコは高級品であり、かつ、品不足である。そのような状況の中で、たまたま、6年前、中国の友人からナマコ輸出の誘いがあったので、中国への塩蔵ナマコ輸出を開始した。	平成20～21年(2008～9)、ドバイ、香港、上海、シンガポールの現地展示会に出品したところ、反響があったので、輸出を始めた。
海外パートナー探し	・海外展示会で知り合ったスイスのデパートへリンゴを輸出したことがある。航空運賃はスイス側で負担(日本の航空運賃が高いため)。今度は青森県のクロニクを輸出するなど海外展示会でのきっかけが輸出拡大へ繋がっている。	当初は友人関係から輸出を始めたが、輸出をしている中でパートナーを徐々に広げて行った。	華僑が日本に帰化した人たちが経営している東京の中国系中小商社は、現地にネットワークを持っているので、そこと組んでいる。一方、上海・香港に代理店機能(人)を構築しつつある。
バイヤー等との契約	輸出開始当初から、すべて自社による直接貿易を行っているため、バイヤーとの契約は発生しない。	直接貿易が8割、間接貿易が2割である。直接貿易の場合は、香港のナマコ屋(卸売商)が主たるバイヤーである。	大手商社に依頼すると口銭が大きく、利益を奪われてしまうので、東京の中国系中小商社と組んでいる。自社で取り組まないと蟻地獄で、再生産不能になってしまうので、マーケットを自力で開拓しようとしている。将来は自社で直接貿易を行いたい。
相手国への商品登録・認可	・台湾へ輸出する際、台湾で認可された農薬を使用した農産品のみ台湾へ輸出可能であったため、日本の果実が輸出できなかった。 ・その後、農水省の努力で日本の農薬が認可され、台湾への輸出が可能となった。	ホタテを中国に輸出するためには、商品・工場の登録が必要であるので、当社では登録し登録番号を取得した。登録は日本側(自治体)で行われるので、手順を踏めが問題はない。	加工食品なので、とくに問題はない。
検疫などの手続き(検疫・衛生証明・表示規制)	ドイツ展示会へミカンを出展する際に「日本の産地にミバエ(実蠅)がいないことを示す植物検疫所発行した証明書が必要」とされたが、証明ができず、ミカンを送れなかった。	ホタテなどの水産食品の中国輸出に当たっては、「関連施設の登録」「衛生証明書」「原産地証明書」が要求される。当社では、これらのすべてを守っている。これらの証明は日本側(自治体・日本商工会議所)で行われるので、手順を踏めが問題はない。	加工食品なので、とくに問題はない。
集荷・保管・梱包・出荷	リンゴを通年出荷したいと考えているが、大手企業のように強力な冷蔵施設がないため、通年出荷はできず、8月～11月に収穫したリンゴを自社の冷蔵庫で保管し、翌年の3～4月まで冷蔵して出荷している。	最初は、ナマコを集荷に苦労したが、各漁協・県漁連・個人漁業者から仲買人を通して購入することで解決することができた。	製品は真空パックである。自社製造なので、集荷・保管・梱包・出荷は問題ない。
輸送手段・輸送ルート選択	地元港湾を使いたい、外国航路の便数が少なく、また、京浜地区港湾までのトラック運賃が安いので、地元港湾は使わず、京浜地区港湾を利用している。	青森県から香港まで、成田空港経由だと早いが高額で、仙台空港経由だと価格は安いが高額がかかる。現状では、輸送日数を重視し、成田空港を利用している。	工場から東京・横浜・神戸または成田空港の冷蔵庫へ商社経由で輸送される。東京・横浜・神戸渡しが多い。輸送手段はトラック(冷凍車)で、混載である。将来は地元の八戸港から、リーファーで輸出したい。
代金回収	特に問題はない。	中国は、代金回収トラブルが多いため、入金を受けてから商品発送を徹底している。	在日の華僑系企業と前払いで契約しているので、問題ない。
採算性	商社経由の間接貿易では「安く出せ」と言われるため、直接貿易を行っている。	特に問題はない。	商社経由だと口銭を取られ、利益を奪われてしまうので、将来は自社による直接貿易を目指している。
その他	・港湾で混載冷蔵リーファー・コンテナを扱って欲しい。 ・混載冷凍リーファー・コンテナはある。冷蔵品は生ものが多いので嫌われ、冷凍品は工業品が多くて扱いやすいので、このような結果になる。どこの港でも同様である。	ナマコは、日本の生産量はそれほど多くないので、今後、中国への輸出が大きく増加するとは考えられない。しかし、ホタテは日本国内の生産量が多く、当社でも、今後、中国へのホタテ輸出が塩蔵ナマコ輸出を逆転させるのではないかと想定している。	平成20年(2008)より、経産省・農水省・青森県・八戸市・八戸商工会が連携して「農工商連携事業」を行っているが、食品輸出を目標に設定し、平成21年(2009)にその第1号認定を受けた。この事業を活用し、さらに海外へ出て行きたい。

表-3.3.2 (2) 輸出プロセスごとの各企業の実態

輸出プロセス	S4社	S5社	S6社
相手国(市場)選定	冷蔵庫へ預かった客の貨物を中国へ向けて輸出する。カニ・サバ・サケと言った1次加工用原料である。これらの加工は手間がかかり、人件費がかかるので、中国で加工する。自社の合弁工場と思われる大連の工場向けが多い。数量 40ft (20トン) × 5個/年(年間 約100トン)。	2005年、サバが豊漁であり、エジプト・タイなどの餌屋・缶詰工場などへ約1,000トンの原料サバを輸出した。直接のきっかけは商社の売り込みによるものであった。	・中小地酒メーカー出資により輸出会社を設立し、米国に輸出したのがきっかけである。
海外パートナー探し	他社のことなので、不明。	[製品輸出] ・2008年に農水省主催の上海の展示会、2009年に農水省主催の米国の展示会に参加した。 ・販売はせず、現地のバイヤーに試食して貰い、価値感を見る。	・現地商社に対してジェトロが主催している商談会や展示会への参加している。 ・直接、飲食店へアプローチを開始している。(飲食店も好意的で、イベント等の開催の回数を増やしたり、開催期間を長くして欲しいという要望が多くなり対応に苦労)
バイヤー等との契約	他社のことなので、不明。	商社が行っている。	今まで、輸出は商社に全て任せていて分からない点が多いので、今後は直接貿易を考えている。
相手国への商品登録・認可	他社のことなので、不明。	製品販売については、今はマーケットリサーチの段階である。	輸出に関して、今までほとんど商社に任せていたが、自社で出来るだけ行いたいと考えている。今、丁度取り組んでいる所である。
検疫などの手続き (検疫・衛生証明・表示規制)	工場・冷蔵庫は「対中国輸出水産食品取扱登録施設」として登録してある。	とくに問題はない。	輸出に関して、今までほとんど商社に任せていたが、自社で出来るだけ行いたいと考えている。今、丁度取り組んでいる所である。
集荷・保管・梱包・出荷	他社のことなので、不明。	自社工場で行っているのとくに問題はない。	輸出に関して、今までほとんど商社に任せていたが、自社で出来るだけ行いたいと考えている。今、丁度取り組んでいる所である。
輸送手段・輸送ルート選択	当社から八戸港CFSまで冷凍車で輸送する。	輸送ルートは直接の顧客である商社や輸出入業者が決めている。近場の八戸港(釜山トランシップ)を利用する場合と京浜港を利用する場合がある。	輸出に関して、今までほとんど商社に任せていたが、自社で出来るだけ行いたいと考えている。今、丁度取り組んでいる所である。
代金回収	他社のことなので、不明。	日本の商社が相手なので、問題はない。	相手会社が小さいと代金回収が難しいので、大きな企業や実績のある企業と出来るだけ契約している。
採算性	他社のことなので、不明。	年商 60億円のうち、現在の輸出額は1億円前後。採算性について、とくに問題はない。	3年後には、現在の売上2,000万円を1億円にまで伸ばしたい。
その他	今後は、中国で製造販売、または中国業者による1次加工をして製造した商品販売したい。ただし、直接輸出はせず、商社経由を考えている。中国商社を自力では見付けられないし、代金回収も難しい。輸出する場合は、八戸港から中国へ送る。2010年5月に青森県が中国で展示会を開催するので参加する予定である。	今は原料サバの販売をしているだけだが、これからは自社製品の輸出に取り組みたい。今は栄品輸出の準備中である。	輸送に関しては、今まで貿易商社に任せていたので、直接貿易に切り替えたことにより様々な問題が発生している。これらも問題をしっかりと受け止め解決することで、今までよりも真剣に取り組むようになった。

表-3.3.2 (3) 輸出プロセスごとの各企業の実態

輸出プロセス	S7社	S8社	S9社
相手国(市場)選定	・2008年に、もともと上記製品の輸出を行っていた新日鐵釜石の子会社を、(株)アジテックが譲渡を受けたことがきっかけである。(新日鐵釜石の子会社時代から輸出実績あり。)	・大手卸売業者に勧められて輸出を開始したので、相手国も販路も大手卸売業者に任せている。 ・米国向けだけは、付き合いのある米国の輸入業者から頼まれて始めた。	・秋田県貿易協会に誘われ、台湾における商談会に誘われたのが最初のきっかけだった。売り上げ拡大、宣伝効果を狙って参加した。 ・深圳市で開催される日本フェア・東北フェアに出品している。
海外パートナー探し	・現在、取引をしているのは台湾の取引先であるが、その取引先が輸出販路の拡大を考えている。	・海外の販路は、大手卸売業者に任せている。 ・米国向けだけは、もともと付き合いのあった米国の輸入業者と取引している。	・ジェトロの商談会は年に2~3回あり、今後も参加して行きたい。
バイヤー等との契約	現在、取引をしている台湾の会社は、約20年契約している。当社が譲渡を受ける前は貿易会社を通していたが、現在は自社で直接貿易をしている。当社が譲渡を受け前に委託していた貿易会社の担当者を、当社が引き抜き継続して取引してもらっているため、直接貿易に切り替えても問題はなかった。	・ほとんど、大手卸売業者に任せている。 ・米国だけは、米国の輸入業者と直接貿易をしている。	・輸出は、商社任せである。 ・言語問題もあるので、直接の海外販売は考えていない。
相手国への商品登録・認可	素食品のラベルには、一切、動物性蛋白質を使っていない『全素』と、少量の動物性蛋白質が含まれている『奶素』がある。当社の製品は『奶素』として登録しているが、トラブル等の問題はない。	—	—
検疫などの手続き (検疫・衛生証明・表示規制)	・台湾の表示規制条件の改正により、表示ラベルが緊急に変更する必要がたまにあるが、その時は社員全員で張り替えるため、対応に苦慮した経験あり。今後は、相手会社との密な連絡体制により回避することとしている。 ・台湾で検疫をする際に、他の検査で使用した道具を再使用するため、自社製品に含まれていない成分が検出されることがある。そのため、日本と台湾の食品検査会社に再度検査を委託して分析データを送るようにすることとした。	—	—
集荷・保管・梱包・出荷	製造・保管・梱包・出荷も全て自社工場で行っているため、特に問題はない。	冬はドライコンテナ、夏はリーファーコンテナを使用する。	荷姿は、段ボール4個×(10~20)であり、20ft混載コンテナで出す。
輸送手段・輸送ルート選択	当社が譲渡を受け前からの輸送ルートを継続して使っている。輸送ルートは、釜石工場から陸送で仙台港まで輸送し、仙台港から台湾まで運んでいる。	現状では、安心して使える東京港・横浜港からの直航航路を利用しているが、できれば地元港湾の信頼性を高めて、地元港湾から釜山港TSを利用したい。	輸出は商社任せであり、商社が選択した港湾を利用している。
代金回収	特定の相手との取引をしており、信頼関係が築かれているため、トラブル等の問題はない。	大手卸売業者に任せてある場合は、問題ない。	商社任せである。
採算性	・輸出の売上だけの数字を見れば成功したように思えるが、為替の問題の考慮や損益を見ると赤字である。 ・現在は、その輸出の赤字を補助するために国内販売ルートの拡大を図っている。	特に問題はない。	価格を引き下げ、輸出を2倍にする目標である。
その他	特になし。	米国向け輸出は、秋田県の「米国へ売ろう」という活動の一環であり、米国向けは、今後、成長すると期待している。	米粉製品は、小麦粉製品に比較すると価格が高いため、2010年3月より、価格の安い新規需要米を使用して製品価格を約半分にする計画である。

表-3.3.2 (4) 輸出プロセスごとの各企業の実態

輸出プロセス	S10社	S11社	S12社
相手国(市場)選定	市場の仲卸業者と取引のある会社に輸出しているので問題はない。	・宮城県が韓国で実施した物産展に出展した際に、韓国の企業から取引をしたいとの連絡がきたのがきっかけである。しかし、直接貿易をしている訳ではなく、名古屋の商社を通して。	中国での委託加工を始めたきっかけは、人件費が安かったことと、中国からの輸入実績があったため、現地の状況を知っていたこともある。
海外パートナー探し	県主催の奨励会や現地での展示会に参加している。	ジェトロや県が開催する商談会や展示会に参加している。	製品のパートナー探しは、商社と食品業界の人たちで販路を開拓しながら、行っている。
バイヤー等との契約	市場の仲卸業者と取引のある会社に輸出しているので問題はない。	商社は通して行っているが、特に問題はない。	代金回収のこともあるので、必ず、商社経由で行うようにしている。 海外取り引きは、代金回収が難しい。
相手国への商品登録・認可	-	-	中国での委託加工の許可をとるのに何が必要か、わかり難かった。最初の通関を通すのに、2ヶ月かかった。
検疫などの手続き (検疫・衛生証明・表示規制)	台湾への輸出には、厳しい残留農薬などの検疫があるので、各生産者さんをまわり台湾向けのリンゴには、台湾で禁止されている農薬などを使用しないように指導している。	活魚車で輸送しているため、検疫の問題はない。	日本の食品の法律と中国の食品の法律が違う。たとえば、合成着色料は、日本側が問題なくても、中国側で問題となる。その場合、中国側からは答えがなく、滞ってしまう。
集荷・保管・梱包・出荷	山形県には、冷蔵施設がないので長期保管することができないが、一回の輸送量は20ftコンテナ1個なので、冷蔵施設がなくても現状では問題はない。	ホヤの輸出は、浜から活魚車を使用するため保管や梱包は行っていない。	加工用の原材料のサケは、冷凍のため、リーファーコンテナで運ぶ。リーファーコンテナは温度が一定であるため、輸送時間が多少かかっても問題はない。
輸送手段・輸送ルート選択	市場の仲卸業者と取引のある会社に輸出しているので問題はない。	ホヤを生きたまま韓国に届けたいので、活魚車で下関まで行きフェリーで韓国まで輸出している。具体的な輸送ルートは商社が決めている。	陸上コストを下げるために仙台港を利用しているが、便数が少なかったり、釜山港トランシップだったり、東京港から出すよりも時間がかかる。
代金回収	市場の仲卸業者と取引のある会社に輸出しているので問題はない。	輸出を始めた時はあったが、今は問題はない。	加工するための輸出は、自社の工場なので、代金回収の心配はないが、製品出荷の場合は、商社を通して行っている。
採算性	海外輸出には手間とリスクを伴うが、一個当たりの価格を決めて契約できるので売上を予測することができ、売上を安定させることができる。	国内出荷だけだと売上げが不安定なので販路拡大を行った。国内出荷と海外輸出のバランスをとる事が重要である。海外輸出を拡大して、輸出からの収入を増やそうと考えている。	中国、香港、ロシア、台湾、アメリカに輸出している。利益が出るというより、5年後、10年後のために取り組んでいる。
その他	-	-	中国は、商品の市場として、販路を広げていきたい。中国は長期的には、現地生産になるだろう。日本で生産したものは、高いので、中国で作って、中国で売らないと採算が合わない。

表-3.3.2 (5) 輸出プロセスごとの各企業の実態

輸出プロセス	S13社	S14社	S15社
相手国(市場)選定	台湾では、味噌汁を食べる習慣があるので、サンプルの配布や試食販売を行っていたが、経費がかかることが問題になっている。	・ロシアやドバイ、タイなど見本市へのサンプル提供などを実施している。 ・販売チャンネルを増やすため、県からの紹介を受けて、複数の商社と接触している。 ・香港にも拡大を考えている。	日本の大使館がある127ヶ国のうち、半分くらいの国に商品を輸出したいので見本市やイベントに積極的に参加している。
海外パートナー探し	商談会をきっかけに輸出相手国のパートナーを見つけることは可能だが、実際に輸出するとなると別の問題である。当社では、ジェトロから当社に会った貿易商社を見つけてもらい輸出に繋げることができた。食品を扱う会社は規模が小さいので、大手商社と取引するよりも、食品専門に扱う中堅商社の方が適している。	・単独で直接貿易を行おうとした場合、販路の確保・拡大から代金回収、輸出諸業務に至るまで全てを行わなければならないが、これは不可能であり、どうしても商社などに代理店(商社)をお願いするしかない。 ・輸出拡大の可能性は①商社が販路を拡大する、②取引先商社を増やす、の2つくらいしかない。	食品系の大手貿易商社は、地方の小さな会社の商品は扱ってくれないので、直接貿易をしている。最低でも、ジェトロの初級講座を受け、貿易実務の知識を得てから海外の商談会へ行くようにしている。
バイヤー等との契約	商談会できっかけはつかめるが、その先に進むのが難しいので、中国語などのホームページの作成を考えている。	・代理店(商社)を通すことで販売リスクや在庫リスクが軽減されている。	-
相手国への商品登録・認可	-	台湾向けには2006年より、日本産のりんご、なし、もも、およびすも等の生果実については、原則として輸入禁止となっている。ただし、台湾行政院農業委員会植物防疫検疫局によってあらかじめ認可を受けた所定の梱包施設でしかるべき処置がなされ、所定の手続きに従って輸入される果物ならば輸入が許可される。	-
検疫などの手続き (検疫・衛生証明・表示規制)	上海では、容器に直接、製造年月日を押さなければならなかったり、賞味期限と製造年月日の位置が各国で違っていたり、現地販売用のシールを作るだけでも面倒なので、専門のスタッフを置きたいと考えている。	・保原町、梁川町、国見町の3カ所に台湾向けの梱包施設認可を受けた共選場があり、輸出向けの桃はこの3カ所の共選場に集約、輸出梱包を行う。 ・輸出梱包を終えた桃はウイングトラックで大井の業者上屋へ持ち込み、検疫を受けた後でバンニングされる。	-
集荷・保管・梱包・出荷	現地販売用のシールを作って、貼ることも手間がかかるので、シール作成やシール貼りを代行してくれる会社であると、国内と同じような感覚で取り組むことができる。	りんごやイチゴ、キウイはエチレンガスが発生する。桃はエチレンガスの影響を受けやすく、品目の組み合わせによる混載は厳しい。	-
輸送手段・輸送ルート選択	-	リーファーコンテナを使用し、保管温度は5℃である。	・地元の新潟港は、韓国航路があるので利用している。東南アジア方面は、東京港から輸送した方が早く到着して便利である。LCL貨物は委託している運送会社の倉庫が東京にあるため、東京へ運んでいる。 ・輸送費が安いことが重要である。 ・横浜港であると、最低でも2日前までに荷物を入れたいといけませんが、新潟港は前日でも大丈夫なので、良い点もある。
代金回収	為替差損や代金回収のリスクがあるので、支払い条件はしっかりと確認する必要がある。	代理店(商社)を通すことで販売リスクや在庫リスクが軽減され、全農を通すことで代金回収リスクが軽減されている。	韓国のウォン安のときは、取り引きが止まってしまう。為替にはリスクと伴うので、より多くの国を取引をしたり、専門のスタッフを付け対応したいと考えている。
採算性	-	輸出をしたことで、国内の販売単価の維持につながっている。	輸出の専任スタッフを抱えるのは、企業にとって負担である。
その他	中国は、商品の市場として、販路を広げていきたい。中国は長期的には、現地生産になるだろう。日本で生産したものは、高いので、中国で作って、中国で売らないと採算が合わない。	生鮮品は、仮に検疫で輸出を差し止められた場合、国内で売り捌かねばならないことになる。このとき、消費地に近い方が売り捌きやすいので、生鮮関係の商社が大都市に多く集まるのではないかとと思われる。	・インドネシアは、大豆が遺伝子組み換えでないものであることの証明など、いろいろな書類を過度に要求される。ヨーロッパ、アメリカはHACCPの関係で、輸出できない。中国は、法律がよく代わるので時期を見て輸出を考えている。

表-3.3.2 (6) 輸出プロセスごとの各企業の実態

輸出プロセス	S16社
相手国(市場)選定	—
海外パートナー探し	—
バイヤー等との契約	備蓄倉庫の構想を提案している。農協や(株)イオンと組んで農産物の輸出入をやりたいので、雪室の倉庫を作り、他にない貯蔵方法を提案したいと考えている。
相手国への商品登録・認可	・「純米酒」「上撰」「佳撰」を商標として取られてしまって、使えなかったが月桂冠(株)が訴訟に勝って、使えるようになったこともあるので、できるだけ自社製品の商標登録は、早めに行う。
検疫などの手続き (検疫・衛生証明・表示規制)	・ワンカップ(日本酒)のパッキンに使ってはいけぬ樹脂があり、検疫に引っかかったことがあるので、新商品の場合は、最低の5ケースを送ってから、本格的に取り引きするようにしている。食品の中身以外の容器の成分についても、相手国の規制にかからないか、注意しなければならない。
集荷・保管・梱包・出荷	・過去に、ワンカップ(日本酒)の底が割れてしまったことがあったが、今は無くなった。 ・リーファーコンテナを利用したこともあったが、輸送費が高いので、7月、8月は避けて出荷をしている。
輸送手段・輸送ルート選択	・イタリアワインの輸入をしているが、新潟港であると、シンガポールと釜山を経由して運ばれてくる。シンガポールでトランシップしたときに、コンテナが一番上に置かれると、夏の場合、ワインの品質が低下するので、船に積み込むときに、コンテナを船の一番下に積んでもらうように指示し、そのまま乗り換えなしで来る横浜港で船卸している。・同じ輸送経路であっても、コンテナが船の上の方に積まれるか、下の方に積まれるかで、かなりの温度差がある。食品については、常温での輸送が可能であっても、船積みの輸送状態も指示する必要がある。
代金回収	親しくなりすぎて、入金される前に商品を送ってしまって、集金に苦労したことがあるので、入金確認後に発送するのを原則として徹底している。
採算性	—
その他	・ラーメンスープは牛脂が入っていると、韓国へは輸出できないので、牛脂だけは現地の店で入れるようにしている。 ・日本で受け入れられている味を変えない工夫をする。日本で売っている味と違う味にアレンジすると、たいていの場合、失敗する。

Ⅲ. 取りまとめ

1. 東北域の農水産品・食料品輸出拡大の課題

これまでのヒアリング調査結果を整理し、農水産品・食料品輸出における東北港湾・空港利用拡大に向けての課題をまとめ、これらに対する対応を検討する。

1. 1 各県の実態と課題

各県、各企業の農水産品・食料品輸出に関する実態と問題点を県ごとにまとめると、次のようになる。

1. 1. 1 青森県

- ① 青森県のリンゴ輸出は 30 年の歴史を有し、現在も青森県のリンゴ輸出量は全国リンゴ輸出量の 9 割、青森県の農林水産品輸出の 4 割を占めている。そこで、低温倉庫の整備などによってリンゴ輸出に特化することが望ましいが、まだ不十分である。
- ② 台湾へのナガイモ輸出は青森県が先鞭を付けたが、PR が不足しているため、今、北海道に抜かれつつある。PR の強化が必要である。
- ③ 津軽平野のコメ“津軽ロマン”輸出の拡大。
- ④ 八戸を中心とした水産品輸出の拡大。
- ⑤ 農水産品・食品は数量が少ないので、商社に頼りがちである。しかし、取扱数量が少なく、利益率も低いので、大手商社の取扱いは少なく、地元中小商社や台湾系商社が多い。このような状況に対して、直接貿易の拡大と地元商社育成の二つの方向が考えられる。
- ⑥ 現在は、京浜地区港湾を利用すると輸送費が安くなるため、また、便数も多いため、農水産品・食料品輸出に当たっても京浜地区港湾を利用することが多いが、地元の八戸港を利用したいと言う考えも強い。八戸港へ貨物を集中させるとともに就航航路数・便数を増やし、八戸港利用を高めることが望ましい。
- ⑦ 農水産品輸出の生産者に利益を発生させることが大事である。

1. 1. 2 岩手県

- ① 岩手県のリンゴは、生産量が少なく、低温倉庫が整備されていないので、まとめて出荷できない。生産量を増加させ、低温倉庫を整備することが望ましい。
- ② 日本酒の国内消費量が減ってきているので、海外に販路の拡大を考えている。幾つかの酒造メーカーが、混載してコンテナで輸出している。海外へのさらなる販路の拡大が要請される。

1. 1. 3 宮城県

- ① 宮城県は水産業が盛んであるが、国内マーケットが将来、減少する可能性があること、現在、水産メーカーの利益が減少していることより、水産業者・メーカーが生産品の輸出に取り組んでおり、水産品輸出の拡大が望まれる。
- ② 水産品・水産加工品の米国・欧州への輸出にあたっては、HACCPの取得が不可欠である。しかし、EU向けのHACCPを取得している業者は、日本全国で10社くらいである。宮城県の水産業でも、HACCP取得を促進する必要がある。また、HACCP取得・保持のためには経費がかかるので、HACCP取得のためには安定的に利益を出している必要がある。
- ③ 原料は1コンテナ単位で出すことが多いが、水産加工品は1コンテナ単位で出すことは難しい。そこで、商社経由になる。商社経由で出すと、地元港湾にならないことがある。したがって、地元港湾利用を拡大するためには、水産品・水産加工品取扱量を拡大することが望ましい。

1. 1. 4 秋田県

- ① 日本の農林水産品・食品には価格競争力がないので、農林水産品・食品輸出は難しい。価格を下げる必要がある。
- ② 現在の農林水産品・食品輸出は県の補助金で成り立っているため、各業者が自立してやっているところは少ない。早急な自立が望ましい。
- ③ コメ・リンゴ・清酒はコンスタントに輸出しており、日本酒輸出で採算がとれている企業もあるので、日本酒輸出の拡大が望ましい。
- ④ 青森県では冷蔵施設があるのでリンゴの年中出荷が可能であるが、秋田県には冷蔵施設がないので、収穫期の3~4月出荷しかできない。秋田県でも、リンゴ冷蔵施設の整備が必要である。
- ⑤ 秋田県には地元貿易商社が少ない。地元貿易商社の育成が必要である。

1. 1. 5 山形県

- ① 農産品の輸出は、ほとんど京浜港から行っている。地元港湾（酒田港）の航路便数を増やし、地元港湾の利用を進めることが望ましい。
- ② 商談会で注文が来ても、輸送ルートがないために破談になるケースが多い。県がLCL貨物を利用できるように進めて欲しいと言う要望が出ている。

1. 1. 6 福島県

- ① 福島県として、一番支援しているのは、台湾向け輸出のモモである。
- ② 物流は、商社を通じて行っている。商社が京浜地域にあるため、京浜地区の港湾を使っている。輸出業者が輸出する港の決定権を持っている。県内の物流インフラ（貿易商社

の育成など)が必要である。

- ③ 東北の港湾を利用するのであれば、東北域の商流を整備する必要がある。商流と物流の両方がある、ビジネスは成り立っている。物流だけの話ではない。東北域の荷物をまとめたり、輸出業者をまとめることをしなければ、東北の港湾を利用することはないだろう。
- ④ 県で支援している食品輸出は中小企業のため、小ロットであり、混載になるケースが多い。地元港湾（小名浜港）でも、混載サービスを強化すべきである。
- ⑤ 港湾設備や港湾の位置よりも、トータル物流コストが問題である。福島県は、東京に近い、トラック代と海上運賃とをトータルすると、東京港や横浜港を使った方が安い。地方港（小名浜港）は、船会社の競争がないから、海上運賃が高い。地方港は週1便や2便しかなく、リードタイムがかかり、利便性も良くない。地方港の利用条件を改善する必要がある。

1. 1. 7 新潟県

- ① 貿易体制の整備が重要である。
- ② 2009年、中国から7人のバイヤーを呼んで、商談会を行ったが、新たな契約の可能性もあるものとして、餅、鯉節、納豆があった。これら食品の中国への輸出が課題である。
- ③ ロシアのバイヤーとの商談会では、トマト、キノコ、モモ、ミカン・日本酒が有望であった。ミカンは、新潟では取れないが、他県から持ってきて良い。これら食品のロシアへの輸出が課題である。
- ④ ターゲット地域としては、環日本海（東アジア・ロシア極東）である。中国には、沿海州、北京、青島、上海、大連に売り込みを図っている。
- ⑤ 港湾では、沖待ちなどのハード面の問題だけでなく、価格面・ソフト面での問題で、新潟港ではなく、横浜港を利用しているケースもある。フレート(船運賃)の問題で港を選ぶケースが多い。三条地域では、新潟港から運んだ方が横持ち費用は安い、東南アジアや欧州のように遠距離になるほど、陸路の費用は気にならなくなる。また、乙仲との関係もある。使い勝手の良さから横浜港を利用している話も聞く。新潟港の一層のサービスの向上が必要であろう。

1. 2 生産者（企業）の実態と課題

“3. 3 ヒアリング調査結果のまとめ”より、生産者（企業）の実態の課題をまとめると、次のようになる。

(1) 海外パートナー探し

- ① 海外展示会・奨励会で接触した現地企業との成約。
- ② 日本商社への委託による販路拡大。

(2) 輸出方法

- ① 農産品の通年出荷のためには、大型冷蔵施設が必要。
- ② 水産品の種類に合わせた輸送方法の選択。

(3) 検疫・表示規制

- ① 加工食品の表示規制への対応。
- ② 輸出相手国の表示規制の情報の取得。

2. 東北港湾・空港利用拡大の課題

2. 1 東北港湾・空港利用拡大可能性の検証

2. 1. 1 概要

荷主企業のヒアリング調査結果に基づき、東北域外港湾利用事例に対して東北港湾・空港を利用することで現在の輸出条件と同等またはそれ以上となるサービス提供の可否について検証するため、貿易商社・港運事業者・検疫施設・輸出許可認定施設に対してヒアリング調査を実施した。

2. 1. 2 ヒアリング調査の実施

現在、東北域外の港湾・空港を利用している事例に対して、東北港湾・空港利用によるサービスの可否について検証するため、下記の組織へヒアリング調査を実施した。

表-2.1.1 流通関連ヒアリング調査対象

種類	名称	所在地
貿易商社	(株)ファーストインターナショナル	青森県八戸市
	国分(株)	東京都
	J A全農	東京都
港運事業者(船舶代理店)	日本通運(株)仙台支店	宮城県仙台市
検疫施設	横浜植物防疫所	神奈川県横浜市
	横浜動物検疫所	神奈川県横浜市
輸出許可認定施設	全農パールライス東日本(株)	神奈川県綾瀬市
	日新(株)神奈川倉庫	神奈川県横浜市

2. 1. 3 ヒアリング調査の実施

現在、東北域外の港湾・空港を利用している事例に対して、東北港湾・空港利用によるサービスの可否について検証するため、下記の組織へヒアリング調査を実施した。

(1) 貿易会社

貿易商社に対し、輸送コスト、リードタイム、品質管理、貿易手続き等の条件面についてヒアリング調査を行った。

(2) 港運事業者

港運業事業者に対し、農水産品・食品輸出の東北港湾利用の現状や、輸送コスト、リードタイム、保管施設、ルートの代替についてヒアリング調査を実施した。

(3) 検疫施設

植物防疫所と動物検疫所を訪問し、検疫手続きや東北域内各港湾・空港における検疫条件を調査した。

(4) 輸出許可認定施設

中国へコメを輸出する場合の精米施設など、輸出相手国側の登録・認可を取得して現在、輸出品目を取り扱っている工場・施設を訪問し、東北域内での認定可能性について調査した。

2. 1. 4 調査結果の概要

各対象組織へヒアリングした結果は、下記に示す。

(1) 貿易商社

【1】R1 社

①輸送コスト

主に東北域を中心に約50～60社と取引をしているが、その6割の会社が京浜港を使用し、残り4割の会社が東北の港湾を使用している。

東北域の中小企業が取引相手ということもあり、品目を公表してしまうと社名までわかってしまう可能性があるため、品目、輸送ルート、輸送コストについての詳細は公表できない。

②リードタイム

取引をしている会社の業種は様々であるため、品目もバラバラなのでリードタイムも各品目により異なる。農産品や水産品であればコストよりも早さを重視し、加工食品や材木・建材であれば、早さよりもコストの安い輸送方法を選択している。

③品質管理

農産品や水産品の輸出は、冷蔵施設や冷蔵施設が必要であるが、全ての地域に施設があるわけではないので、各取引会社と輸出する時期や量をあらかじめ計画しながら調整している。

④貿易手続き

輸出に必要な書類は当社で全て準備することができるので、特に大きな問題はない。

【2】R2社

①輸送コスト

食品・酒類の輸出貨物の荷姿としては、20ft コンテナが多い。そのほか、40ft コンテナもあるが、LCL は少ない。ともかく、食品輸出の形態は多様であり、多様な取扱いが必要である。輸送コストも品目・輸送条件などによって様々であり、一概に言えない。それぞれの品目・輸送条件を決めなければ正確なことは言えない。

酒類の場合は、20ft コンテナ（3,000 本弱の 1 升壘、5.4 トン、製品価格約 500 万円）で秋田工場→横浜までの輸送費は、往復で約 20 万円、横浜港から先の輸送費（米国など）は先方持ちなので正確ではないが、海上運賃は 5,400 ドル（約 50 万円）と聞いている。⁶⁵

②リードタイム

リードタイムを短縮するためには、地元港湾を利用することが望ましい。しかし、地元港湾を利用するためには、第一に、1 コンテナを組めるだけの商品の量が必要である。第二に、地元港湾にも、京浜地区港湾に近い利便性が必要である。ただし、地元港湾は、荷主からの距離が短いので、京浜地区港湾より若干、利便性が落ちても構わないという有利性がある。

それでは、“量”を集めるためにはどうしたら良いか。地元港湾に貨物を集めるための方法としては、次のことが考えられる。

- イ. 業者（メーカー）を結ぶ地域横断的な連携チームを作る。そのため、行政のサポートが必要である。実際に、各県で行われている。
- ロ. 核となる商品を作る。たとえば、ホタテ貝柱やナガイモ（台湾に多量に出ている）のように核となる商品の一つでも作り、これを軸とする。
- ハ. 観光客の呼び込み。たとえば、香港では、北海道製造の「白い恋人」が売れている。香港から北海道へ観光客が来て「白い恋人」を知ったからである。「白い恋人」のメーカーでは、香港へ輸出しないことになっているが、何らかのルートで流れ、香港で売られている。
- ニ. 映画による宣伝。韓国では、今、S8 社の「高清水」など、秋田県の商品がブームとなっている。その切っ掛けとなったのは、韓国スターが出演した映画のロケが秋田で行われたことである。

③品質管理

食品はそれぞれ輸送中の管理温度が違う。例えば、リンゴの輸送中の設定温度は+15℃である。したがって、食品のLCLリーファーはやりにくい。⁶⁶ 一方、酒類輸出の場合、醸造や消費にシーズンはなく、瓶詰めだと 1 年間、タンク貯蔵（冷蔵）だと 2~3 年間、貯蔵できるので、品質管理については、それほど問題はない。なお、酒類の輸送に当たっては、冬はドライコンテナ、夏はリーファーコンテナを使用している。⁶⁵

⁶⁵ この部分は、R2社に貿易を依頼しているS8社へのヒアリングによる（2010.1.18）。

⁶⁶ この部分はR6社ヒアリングによる（2010.3.18）。

④貿易手続き

酒類の輸出に当たって酒税が免税されるので、酒類メーカーは商社であるR2社に「免税の付表」を提出し、税務を処理して貰う。⁶⁵ なお、酒類輸出の場合、米国は登録制があって、手続きが煩雑であり、費用・時間がかかるので、輸出していない。

【3】R3社

①輸送コスト

商社が京浜地区にあるから京浜港を利用しているのではなく、東北域から輸出する量が少ないから東北港湾を使用していない。各地域の中小企業が個々に輸送するよりも、まとまった量が集まれば東北港湾を利用できる可能性はある。そうすれば、輸送コストは削減できるだろう。

②リードタイム

輸送コストと同じように、まとまった量が集まれば東北港湾を利用できる可能性はある。また、量のある程度、確保できるようになれば、地方港湾の航路の便数が増えリードタイムを短縮できる可能性がある。

③品質管理

日本国内の品質管理のための施設も重要だが、輸出相手国の施設を把握することも重量である。例えば、ドバイの空港には、フラワーセンターがあり温度調整ができる施設が完備されている。施設があると言うことは、それだけのマーケットがある可能性がある。

④貿易手続き

中国へのリンゴ・ナシの輸出は、特殊事情のためできなくなっている。また、食肉の輸出に関しては、ロシア・中国では日本からの輸出が解禁されていないためできなくなっている。もし、日本から食肉を輸出したとしても、輸出相手国での販売価格が高いため商売ベースは難しい。

⑤東北域の港湾利用ー「オール東北」で

コメも青果も、東北域→京浜港・成田空港→海外という物流はあっても、逆に、関東地域→東北域内の港湾→海外という物流はない。それを考えると、商品を地場産のもので固めるしかない。地場産の商品を早いタイミングで出すことである。それがうまくいけば、近畿地方や東海地方の商品が東北域内の港湾を利用するかも知れない。商社が京浜地区にあるのは、あまり関係ない。商流と物流は別のものである。むしろ、注文が小ロットであることが問題である。例えば、モモを30ケース出すとしたら、それだけではコンテナ1個にはならないから、輸出できない。東京の業者は、静岡のメロンや九州のイチゴなどと一緒にコンテナに詰めて、出すことになる。コンテナに満載できれば、東北の地方港からでも輸出できるはずである。

そこで、米に限らず、「オール東北」で取り組んだらどうか。香港で東北フェアをやるといった方法も考えられる。JAもバラバラである。商業ベースで成り立ちそうなのは、東北域では、リンゴとナガイモしかない。それでも、農家の人の手取りまで行くと、国内に比べ

て儲かっているとは言い難い。リンゴとナガイモに短期的ビジョンで取り組めば、即効性がある。

(2) 港運事業者

【1】R4社

①輸送コスト

日本の港湾では、ポートチャージ（接岸料金）が高い。それに対し、釜山港は着岸料金が安く、トランシップで稼いでいる。東北域でも、仙台港か新潟港をハブポートにして港湾料金を安くなるようにして欲しい。

また、トラックの横持ち料金について見ると、青森～仙台のトラック運賃が6万円なのに、青森～京浜地区のトラック運賃が10万円で、それほど差がないので、貨物は京浜地区港湾に流れる傾向がある。東北域内では帰り荷がないことが、東北域からのトラック運賃を高止まりさせている一つの原因であり、帰り荷の発掘をすることが望ましい。

②リードタイム

東北の地元港湾を利用すればリードタイムが短縮される可能性があるが、自社による直接貿易でなく、商社を経由した間接貿易であると、どうしても便数が多く、便利な京浜地区港湾へ行ってしまう。京浜地区港湾の利用については、福島～東京のトラックはあるが、仙台～福島のトラックはないと言う問題もある。

③施設面－仙台港の燻蒸施設・植物防疫所

仙台港には燻蒸施設が2基あるが、コンテナのまま燻蒸できず、いったん、コンテナから出さなければならない。より使いやすい燻蒸施設を整備して欲しい。

植物防疫所は宮城県内に3箇所あるが、実際には仙台港の施設しか使えない。一方、青森県の場合、青森燻蒸(株)は、弘前市まで出張燻蒸をしてくれるので、問題はない。

(3) 検疫施設

【1】植物検疫（横浜植物防疫所）

1) 概況

植物防疫所では、植物に付着している病害虫を技術的に取り除いている。日本の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぎ、日本から輸出する植物から相手国に病害虫が侵入しないように検疫をしている。植物防疫所では、輸出相手国が必要としている証明書を発行している。輸出条件などについては、各県で説明会なども開催している。最近では、東北に限らず、ある程度の輸出量が集荷されている場合には、地域の集荷場に出張検疫に行く割合が多くなってきている。

2) 仙台港の燻蒸施設・植物防疫所

仙台港には燻蒸施設が2基あるが、コンテナのまま燻蒸できず、いったん、コンテナか

ら出さなければならない。より使いやすい燻蒸施設を整備して欲しい。植物防疫所は宮城県内に3箇所あるが、実際には仙台港の施設しか使えない。

検疫は食品によって異なる。青森燻蒸(株)は、弘前市まで出張燻蒸をしてくれる。

3) 農水産品・食料品輸出に際しての植物検疫の問題点

輸出相手国により輸出条件が違うので、生産者から直ぐに輸出したいとお願いされてもできない場合がある。輸出相手国の輸出条件には、品物の検疫だけではなく、農地指定を必要とするものもある。例えば、リンゴを台湾に輸入する際は、農地指定が必要である。

検疫の際に、輸出者が立ち会うのではなく貿易商社の担当者がくることが多いので、検疫を通過できなかった場合の問題点などを輸出者が知らないまま、ただ、検疫を通過できなかったから輸出できなかったと思いきむケースが多い。輸出者が、輸出相手国の検疫条件に対する知識や情報が少ない。また、輸出相手国のパートナーも自国の検疫条件を知らないケースもある。検疫のシステムを理解していないことがある。

各国の輸出条件は、植物防疫所でも色々と情報収集しているが、各国から発行されているものでは詳細が分からない部分もある。

4) 解決方法

輸出を考えるのであれば、輸出者は、事前に輸出量や輸出時期などを記入した「輸出計画書」を提出して欲しい。そうすれば、輸出できなくなるケースは減るであろう。また、輸出相手国のパートナーと信頼関係を作り、輸出するために必要な条件の情報交換をしっかりと行うことが必要である。農地指定や農薬指定などが輸出相手国にあれば、地域一体となって輸出品目を作る姿勢が必要である。また、検疫の時はできるだけ立ち会って貰い、「何が問題点か」などをしっかりと理解して欲しい。国内市場よりも、輸出の方が厳しい条件で、コストもかかるので、国内生産の余りを輸出するのではなく、余りをより良くして輸出しようとする意識が必要である。

各国の輸出条件は、植物防疫所でも色々と情報収集しているが、限界があるので、植物防疫所としては、実際に輸出に携わった人の情報などを共有できれば、輸出がしやすくなると考えている。

5) まとめ

植物防疫所がアドバイスしているように、輸出者は、「輸出計画書」を日本の植物防疫所に事前に提出すると共に、相手国の取引相手と連絡を密にし、相手国の植物検疫に関する新しい情報を入手するよう努力することが望ましい。

【2】動物検疫⁶⁷（横浜動物検疫所）

1) 概況

動物検疫所では、厚生労働省が認定した、と畜場から卸されたものを動物検疫で検査している。また、相手国の輸出に必要な証明書を、検査を行い、発行している。アメリカや香港に輸出する食肉については、と畜方法も決められている。と畜場には、日本の厚生労働省が認定したものと、輸出相手国が指定した2種類がある。

輸出入に際には、主に口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラの三つを厳しく規制している。現在、輸入をしている国は過去に口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラなどの発病していない国である。過去に口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラなどが発病していない国でも、実績がないことや、信頼のおけない施設である場合は輸入を禁止している。

輸出条件は、相手国により様々であるため、把握することが難しい。各国が正式に輸出条件を発表するわけではないので、条件を調べることも難しい。

2) 肉の輸出

食肉は、米国向けに輸出していたが、不景気で売れなくなった。日本の肉は、オーストラリアビーフの2倍の価格である。平成21年(2009)の前半での売り上げは、22.5トンで、前年の50%減である。主に九州産の肉である。

香港には、高級部位のみ10トンの肉を輸出しているが、前年比で減少している。

シンガポールは、最近、肉の輸入を解禁したばかりで、1.5トンの実績しかないが、期待できる。

中国は、肉の輸入が解禁されていない。

3) 日本の食肉生産状況と輸出状況

国内の食肉の半分が国内生産で、半分が輸出である。

日本の畜産業は、後継者不足などの問題もあり、国内の生産量を保つのがやっとなであろう。輸出までは手が廻らないであろう。現状では、国内生産量と輸出量のバランスが良いので、リスクを負ってまで海外に輸出する必要は無いと思う。日本全土を考えても、食肉の輸出量は少ない。牛肉の輸出では、輸出相手国が部位指定して買い付けるケースが多く、残った部位の処理方法などが問題になっている。

4) まとめ

東北域では、食肉の輸出に関しては、供給力の点から、拡大の必要性がそれほど感じられていないようである。

(4) 輸出許可認定施設（R6社・R5社・R3社）

東北域にとって、コメ輸出は大きな課題なので、コメ輸出についてR5社⁶⁸、R6社⁶⁹、R3

⁶⁷ 農林水産省動物検疫所ヒアリング、2010.2.26

⁶⁸ R5社ヒアリング、2010.2.25。

⁶⁹ R6社ヒアリング、2010.2.25。

社⁷⁰へのヒアリング結果をまとめて次に示す。

1) コメ輸出の状況

コメの国内需要が減っているため、厳しい状況であり、JAとしてはコメ輸出には目を向けている。新規需要米（輸出目的で作付けを行い、補助金の対象となる米）も扱っている。

カルフォルニア米が日本米のライバルである。海外の寿司屋は、本当は日本米を使いたい。ただし、最近ではカルフォルニア米の作付けが減り（カルフォルニア米の農家は、より収入が高い作物へシフトしている）、不足気味になっているため、日本米の需要が増えるのではないかとされている。

2) 中国へのコメ輸出

コメの輸出については、中国向けの輸出に取り組むくらいしか方法がない。しかし、中国の輸出は、まだまだ自由になっていず、中国政府が管理する統制品目に入っている。中国は、WTOに加盟していて、500万トンの枠があるが、50万トンしか輸入していない。輸入している50万トンのほとんどがタイからの輸入である。タイのコメは、中国の港で燻蒸している。

中国のコメは、中国に輸入されるコメの日本のシェアは0.1%以下であるため、小数点第1位で表記すると、0.0%となる。逆に未知の分野と言える。フェアで試食すると、日本米は好評ではあるが、中国側がどこまでお金を払うかは分からない。また、トラップ調査が必要で、精米工場など、新しく施設を作る場合、申請まで最低1年3ヶ月かかる。中国向けは、将来性はあるが、今は先行投資をしている状態である。採算ベースに乗らないから、2番手が出てこない。

3) 登録商標

中国では、「こしひかり」などの日本のコメは登録商標が他者に取られてしまっているため、使えないので、「新潟県産日本米」で売っている。「全農」という名の企業もあるため、中国では「全農」も使えない。

4) 賞味期限

中国では、コメの賞味期限が9ヶ月である。3分の2ルールというのがあり、家庭で保管する期間を考慮し、実際に店頭へ置くことができるのは、6ヶ月（9ヶ月の2/3）以内になる。

5) 無洗米

「無洗米」は、中国語で「洗わないコメ」と思われてしまうらしく、台湾やシンガポールには「免洗米」という名前を出している。中国向けのコメは、燻蒸するので、水で洗ってから食べてもらうため、無洗米ではなく、通常のコメである。

6) 炊飯

香港や中国は、外食が多く、お金持ちの人の方がご飯を炊くようだ。冷たい米は、死人の

⁷⁰ R3 社ヒアリング、2010.3.3。

食べ物として、食べない習慣であり、炊いたご飯は残さずにすべて食べきらなくてはならないことも家庭でご飯をあまり炊かない理由らしい。ただし、寿司ブームで、少し冷たくなったコメも食べるようになったようである。

7) 精米

世界のコメは、モミからいきなり精米にしている。日本は玄米で保管し、食べる前に精米する。つきたてのコメを食べるのは、日本だけである。玄米から袋詰めまで、1週間あれば、精米ができる。コメは、通常、60kg単位で精米する。60kgの玄米は、精米すると糠が出るので、54kgの精米になる。

8) 販売活動

中国へのコメ輸出に当たっては、中国の輸入業者と組んで行った方が、トラブルに巻き込まれない。また、中国に対しては、継続した販売活動を行い、価格を下げる必要がある。

9) 輸出ルート

今は、天津港のみの輸出にしている。天津港から中国国内へ陸送している。(全農)

10) 中国向け輸出精米所の指定 (R5社)

中国向け精米工場の指定を受けるには、過去3年間、虫がいないことが条件だった。イトーヨーカドーは独自の基準があり、精米所では、虫のトラップ調査を行うことが条件になっている。神奈川工場では、イトーヨーカ堂向けの精米をしていた関係で、すでに3年間、虫がいないことを証明するデータが揃っていた。そのため、話があってから、3年かけずに登録することができた。精米工場指定に当たっては、輸出者(全農)が中国の検疫官を呼ぶ形になる。中国の検疫官が実際に来て、100㎡に1個、トラップ調査の器具を置くように指示をしていった。そして、屋内だけでなく、屋外にも置くように指示をしていったため、屋外でもトラップ調査をしている。毎日、トラップ調査をしている。365日行い、毎週、植物検疫所へ報告している。トラップ調査の器具は、100㎡に1個ずつ置くことになっている。再汚染防止措置として、精米を輸送するトラックは、消毒した上でコメを乗せなければならない。イトーヨーカ堂に限らず、大手スーパーに卸している精米所は、トラップ調査はしているだろう。ただし、中国が問題にしている虫については、奄美大島で確認されたことがあるくらいで、日本にはいないため、日本では問題にされていない虫である。トラップ調査の器具は指定があり、アメリカ製で1個700円する。器具は、1週間に1回、取り替えなければならない。調査は、イカリ消毒(株)など、専門業者に委託している。この結果、年間数百万円の単位でコスト増になっている。

通常のコメの検査は、コメの袋を破って、虫がいないかチェックするだけで、トラップ調査は必要ない。

11) 精米から燻蒸へコメ輸出をするためには一

実際に中国向けに輸出をしようとする場合、玄米と袋をR5社へ持ち込む形になる。袋の印刷は、中国の許可を得たものである。R5社は、精米・袋詰めをして、燻蒸倉庫へ届ける。精米の最低単位は1トンになる。

中国向けと中国以外の国では、コメの輸出方法は次のように異なる。

【中国向けコメ輸出の場合】

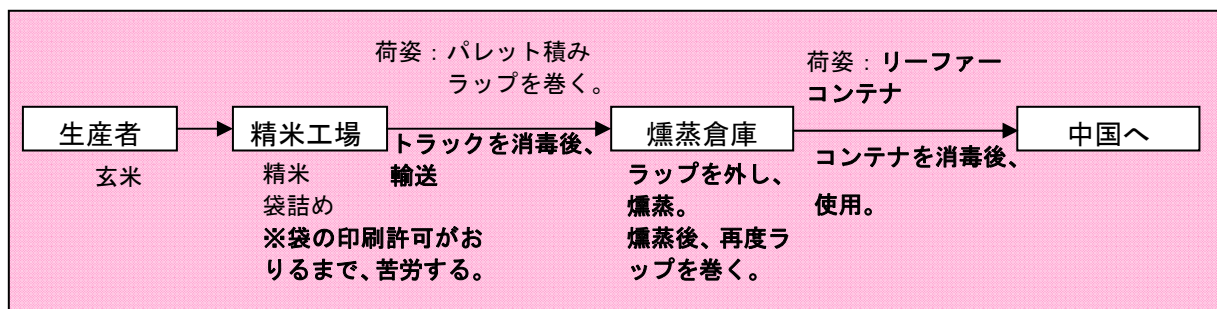


図-2.1.1 中国向けコメの輸出方法

【中国向け以外のコメの輸出の場合】

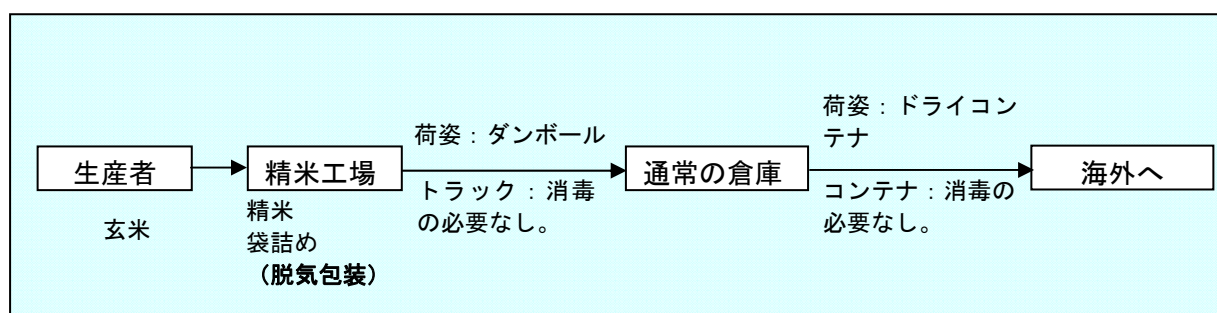


図-2.1.2 中国向け以外のコメの輸出方法

1 2) 燻蒸倉庫指定までの経緯 (R6 社)

最初は、精米工場で燻蒸するようと言われた。しかし、燻蒸すると、他のコメに影響が
 するため、燻蒸は R6 社の倉庫で行うことになった。

中国の指定を受けている燻蒸倉庫の大きさは、240 坪ある。もともと、輸入米の指定燻蒸
 倉庫である。輸入米で虫が確認された場合に燻蒸する倉庫であるが、輸入米で燻蒸を行った
 実績はない。3,000~4,000 トンの 1 隻の船が運んでくる量を保管できるだけの能力がある。
 低温燻蒸庫も輸入米の指定を受けている 160 坪の倉庫もあるが、リン化アルミニウムを使用
 して燻蒸すると、機械が壊れてしまうので、240 坪の大きい倉庫の方にした。導線が腐食
 してしまいうらい。輸入米を燻蒸するときは、臭化メチルで行う。臭化メチルでは腐食は起
 きない。

R3 社と R6 社とは、もともと、取引があった。輸出米は綾瀬市の精米工場から出すので、
 横浜港が良いということになり、この倉庫が指定を受けることになった。指定を受ける直前
 か直後に、中国の検査官が来ている。

13) 指定後に義務づけられていること

虫のトラップ調査は、外部委託（国際衛生株）し、週に1回点検している。燻蒸前、1ヶ月間、虫がいなかった証明を農水省から出してもらおう。証明書の発行手数料はかからない。

14) 中国向け燻蒸作業

中国向けの燻蒸は、12℃以上の温度で、6日間、保つことになっている。そのため、12月～3月は行うことはできない。旧正月のころが一番売れる時期であるので、売れる時期に輸出することができない。通常は、別の貨物（穀物類）が入っているため、その貨物を別の場所に移して、燻蒸の準備をする。営業倉庫なので、1ヶ月以上前から計画を立てる。燻蒸後、コンテナに入れる際、コンテナをミラクンという薬で消毒した上で積み込む。消毒業者を呼んで、消毒して貰っている。消毒証明も付ける。通常、コンテナを消毒することはしない。

燻蒸する時は、精米工場でラップされたラップは、はがしてから燻蒸する。燻蒸が終わってから、薬品が抜けるまで、2～3日、置かなければならない。倉庫に人が入ることができない。気候などによって、薬品が抜けるまで4日以上かかる時もある。船に積むのは、燻蒸が終わってから1週間後くらいになる。精米してから、なるべく早く欲しいと顧客からは言われる。

15) 燻蒸のコスト

燻蒸するために、コストがかかる。500トンの大きな倉庫で、少量のコメを燻蒸するので、無駄である。中国向け指定倉庫のために、調査費と人件費（手続きにかかる）が通常とは別にコスト負担になる。年間で大きなトン数があれば良いが、現段階では、まだ、投資の状態で、利益が出るものにはなっていない。中国向けにコメを輸出したいと考えている方からの問い合わせはあるが、実際に、輸出までは至らない。これだけのために投資はするのはどうかと思う。R5社もR6社も、通常業務の中の一環として行っている。

燻蒸費用に100万円以上かかる。温度や濃度観測の人件費がかかるため、通常の燻蒸より経費がかかる。さらに、消毒もしなければならない。20ftでも40ftでも、コンテナ1個を横浜から中国に送るのに海上運賃は10万円もかからない。それに比べると、燻蒸費用は大きなものである。これから、別の倉庫が指定を受けるとしたら、虫のトラップ調査を3ヶ月間、行い、日本の農水省へ申請し、日本から中国へ許可を求める手続きになるが、中国からの許可までにどれくらいの期間がかかるのか、全く分らない状況である。国内の手続きは問題ないが、中国側は不明な点が多い。

16) 中国向け輸出米の袋の標記

現在、中国で売られているコメは、輸入者がCOFCO（中糧集团有限公司）、輸出者がR3社、精米がR5社と標記して販売している。中国の省によって表示の仕方が違うので、事前の確認が重要になる。中国では、シールを貼るのではなく、袋に印刷したものでないと許可されない。印刷原稿の段階での許可はおらず、印刷した袋の現物を提出するように言われる。包材の袋は、1度にコメ20トンに相当する枚数が刷り上がってしまう。もし、それが駄目

となると、印刷し直しになる。各省、担当者によっても違う。たとえば、文字のポイントが同じでないと許可が下りなかったり、「2kg」だけ大きい文字でないと許可が下りなかったりする。天津港に入るコメは、中国国内で正式な標記を求められる。上海は、少し緩い表示でも大丈夫だったりする。表示の申請は、最低3ヶ月はかかる。

17) 荷姿

中国へのコメの輸出は、2kgの荷姿でなくてはいけない。輸出の規則に明記されているわけではなく、5kgでも大丈夫かも知れないが、許可が出ない可能性がある。現在のところ、合意できたのは2kgだけである。脱気包装（真空パック）しないコメは、リーファーコンテナで運ぶため、中国向けのコメだけはリーファーで運んでいる。コンテナ燻蒸する案もあったが、リン化アルミニウムがリーファーの機械を腐植させてしまうため、コンテナ燻蒸することができない。20ftコンテナ1個に10トン強を積める。そのため、輸送単位は、10トン単位となる。中国向けの場合、パレットに袋を積み上げ、ラップで巻いて、コンテナに入れる。中国向けのコメは、燻蒸するため、脱気包装はできない。（燻蒸するには、空気が必要である。）

現在は、2kgの個別包装で輸出している。当初、大きな袋で輸出して、中国で個別包装にする案もあったが、中身がすり替えられる可能性もあるとして、個別包装になった。

18) コメ輸出のコスト

中国向けのコメ輸出は、他の海外向け輸出よりもコストがかかっている。

- ① 精米工場と燻蒸倉庫において、365日連続したトラップ調査が義務づけられている。
（年間コスト：数百万円）
- ② 精米工場から燻蒸倉庫へ輸送する際に、トラックを消毒することが義務づけられている。
- ③ 指定の方法で燻蒸しなければならない。（年間コスト：100万円以上）
- ④ 脱気包装（真空詰め）でないため、輸出にリーファーコンテナを使用しなければならない。（ドライコンテナと比較して費用増。）
- ⑤ コンテナを消毒してから積み込むことが義務づけられている。

19) コメ輸出の問題点

さらに、次の点で中国向け輸出は問題点が残されている。

- ① コメは、15℃以下の倉庫で保管することになっているが、中国国内に15℃以下の冷蔵倉庫がないので、中国内における温度管理が不安である。5℃の冷蔵倉庫はあるらしいが、5℃から倉庫の外へ出すと、カビの原因になって良くない。
- ② 輸出用のコメの袋の許可を取るのに、3ヶ月以上の期間を要する。また、担当官によって、対応が違うため、具体的な対策がとれない。

20) R3社以外の対中国輸出の実績

榎平田牧場が中国と契約して、「はえぬき」を出したいということになり、2009年、全農と同じ便を使ってコメを10トン、輸出したことがある。その時は、結局は、全農ブランドで出している。横浜港から天津港へ送った。榎平田牧場の中国向け輸出は、1回だけで、そ

の後は続かなかった。中国へ米を輸出したいと考える農家は多く、精米に関する R5 社への問い合わせは多い。ただし、1%の関税枠を持っているのは、COFCO という中国政府系企業 1 社のみであり、他は関税が 65%あり、実際に輸出までに至るケースはない。

2 1) 中国向けコメ輸出の採算性

中国向けコメ輸出の採算性は、年間何トン出すかによる。現在、日本からは年間 30 トンしか出ていない。通常、1kg の精米に 20~25 円の費用がかかるが、中国向けの精米の場合は、5 倍以上かかっている。輸出量が 1,000 トン、10,000 トンと増えていけば、当然、単価は下がる。このような状態なので、中国へ輸出したいと考える農家は多いが、話を聞くと、諦めてしまう。儲かるビジネスだったら、大手商社がすでに取り扱っているであろう。

2 2) 中国以外の国への輸出

①香港

香港の輸入米に占める日本産のコメのシェアは 0.1%に過ぎず、その 0.1%のなかで、日本米同士の価格競争となり、価格が輸出当初の半分以下まで下がっている。香港の場合、日本米は、レストラン納入がほとんどである。

②台湾

香港・台湾では、コメの販売は価格競争になっている。価格競争になると、R3 社の正規ルートでは太刀打ちできないので、2010 年は、R3 社から台湾への輸出はゼロとなっている。台湾での輸入米のうち、日本産 0.5%、タイ 38%、アメリカ 30%、その他、ベトナム、エジプトなど。0.5%を日本の各県のコメが取り合っている。JA のシェアは、0.5%のうちの 1 割未満である。

③オール東北で

コメは、シンガポール、香港、台湾へ、オール東北で攻める方法が必要である。これまでのように、各県バラバラに売り込んでいては、量を増やせないのではないか。東北域内で話し合いをして、バラバラに活動するより、一緒に取り組むべきである。

2 3) 脱気包装（真空パック）

中国以外は、脱気包装（真空パック）をして輸出している。船便で送るため、精米から 1 ヶ月以上、経ってしまうので、客の要望で脱気処理をしている。脱気包装ならば、エイジレス（酸素吸収剤）を入れ、常温で輸送することができる。脱気包装をすると、コメが塊になった状態になるので、ダンボールに積み、コンテナに入れる。脱気包装ができる機械が R5 社では神奈川工場にしかないので、海外向けの精米は、神奈川工場で行っている。ただし、ドイツ向けのものは、家庭用のものであり、脱気包装にしないため、他の工場で精米したものを送ることもある。

2 4) コメの輸出形態

コメ輸出は R3 社が輸出者であって、R5 社は、輸出は行っていない。R3 社も直接、輸出しているのではなく、全農物流(株)という貿易会社を通して行っている。全農物流(株)の貿易実績は、餌の穀物の輸入が大半を占めていて、輸出は僅かしか扱っていない。貿易実務は R6 社

が行っている。R5社は、R3社から依頼されてコメを精米し、精米したものを横浜港の薫蒸倉庫に届けるまでを担当している。全国で生産されている米は、年間800万トンあり、R5社で精米する米は、17万トン、そして、そのうち、131トンを輸出している。

25) R5社

現在、R5社に、東北域の事業所はない。東北域のパールライス（全農の精米を担当する会社）は、各県に別会社として存在している。今後、R5社と東北域の会社が統合されることはありうる。消費地で精米するのが基本なので、新潟の米を新潟県で精米するのではなく、新潟県の玄米を消費地の近くに持ってきて精米している。量販店の場合、納品の許容範囲が精米から5日しかないため、より消費地に近いところで精米するのが原則となっている。

26) まとめ

中国向けコメ輸出のための精米工場・薫蒸倉庫の建設は投資規模が大きく、施設の維持管理も煩瑣であり、かつ、経費も高く、採算が取りにくい。また、中国の制度は変更されることが多く、安定性に欠ける。しかし、東北域は良質なコメの産地であり、中国へのコメ輸出は東北域の大きな課題である。中国へのコメ輸出拡大の方策を講じる必要がある。

2.2 東北港湾・空港利用拡大の課題と対策

以上より、東北域外港湾利用事例に対して東北港湾・空港を利用することで現在の輸出条件と同等またはそれ以上となるサービス提供の可否についてまとめると、次のような対策が必要であることが挙げられる。

(1) 輸出量を確保する。

そのためには、次のことが必要である。

- ① 業者（メーカー）を結ぶ地域横断的な連携チームを作る。そのため、行政のサポートが必要である。
- ② 核となる商品を作る。たとえば、ホタテ貝柱やナガイモのように核となる商品の一つでも作り、これを軸とする。
- ③ 観光客の呼び込み。たとえば、香港では、北海道製造の「白い恋人」が売れているのは、香港から北海道へ観光客が来て「白い恋人」を知ったからである。

(2) 港湾の利便性を高める。

そのためには、次のことが必要である。

- ① 就航航路を増やす。
- ② 便数を増やす。
- ③ 港湾料金を安くする。
- ④ 横持料金を安くする。

(3) 植物検疫がスムーズに進むように努める。

そのためには、次のことが必要である。

- ① 事前に輸出量や輸出時期などを記入した輸出計画書を提出する。
- ② 輸出相手国のパートナーと信頼関係を作り、輸出するために必要な条件の情報交換をしっかりと行う。
- ③ 検疫の時は、できるだけ立ち会ってもらい、「何が問題点か」などをしっかりと理解する。
- ④ 各国の輸出条件について、実際に輸出に携わった人の情報を共有する。

(4) 東北域にとって、コメの輸出は大きな課題である。コメ輸出の対象国として中国が存在するが、その拡大のためには、精米工場と燻蒸倉庫に関して多額の投資、維持コストを負担しなければならない。そのためには、コメ輸出量の確保が必要である。

3. 東北域の農水産品・食料品輸出拡大、東北港湾・空港利用拡大の課題のまとめ

3. 1 課題のまとめ

各県ごとに見た農水産品・食料品輸出に関する実態と問題点から各県ごとの課題をまとめると、図-3.1.1の〔各県ごとの課題〕のようになる。さらに、〔東北港湾・空港輸出拡大の課題〕を付け加え、これより東北域の共通する課題をまとめると図-3.1.1の〔東北域の課題〕のように示すことができる。

これらは、図-3.1.2の8分野にまとめることができる。

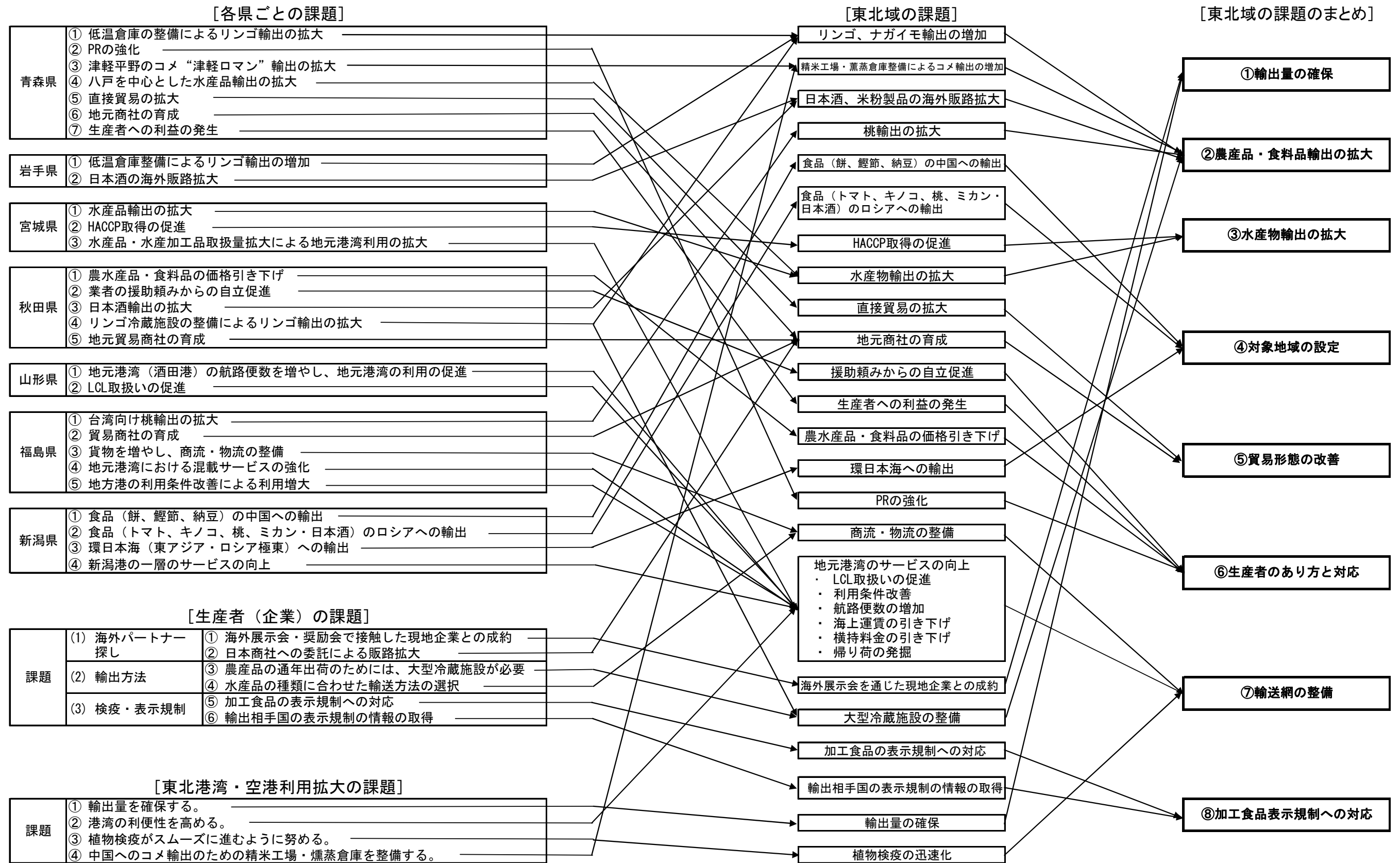


図-3.1.1 課題の把握



図-3.1.2 東北域の課題のまとめ

3. 2 課題と対応方針（案）

上記の課題は、次の8分野にまとめることができる。

（1）輸出量の確保

- ① 輸出量の確保
- ② 海外展示会を通じた現地企業との成約

（2）農産品・食料品輸出の拡大

- ① リンゴ輸出の増加
- ② コメ輸出の増加
- ③ 日本酒の海外販路拡大
- ④ モモ輸出の拡大
- ⑤ 大型冷蔵施設の整備

（3）水産品輸出の拡大

- ① HACCP 取得の促進。
- ② 水産品輸出の拡大

（4）対象地域の設定

- ① 環日本海への輸出
- ② 食品（トマト、キノコ、モモ、ミカン・日本酒）のロシアへの輸出
- ③ 食品（餅、鰹節、納豆）の中国への輸出

（5）生産者のあり方と対応

- ① 援助頼みからの自立促進
- ② 生産者への利益の発生
- ③ PR の強化
- ④ 農水産品・食料品の価格引き下げ

（6）貿易形態の改善

- ① 直接貿易の拡大
- ② 地元商社の育成

（7）輸送網の整備

- ① 商流・物流の整備
- ② 地元港湾のサービスの向上
 - ・ LCL 取扱いの促進
 - ・ 利用条件改善
 - ・ 航路便数の増加
 - ・ 海上運賃の引き下げ
 - ・ 横持料金の引き下げ
 - ・ 帰り荷の発掘
 - ・ 植物検疫の迅速化

(8) 加工食品表示規制への対応

- ① 加工食品の表示規制への対応
- ② 輸出相手国の表示規制の情報の取得

上記の課題を見ると、農水産業政策や貿易政策に関わることが多く、港湾・空港政策に関わることは、(1) 輸出量の確保 (7) 輸送網の整備 の二つが主となるので、これらについて、“4. 輸出プロセスから見た東北域農水産品・食料品輸出、東北港湾・空港利用拡大へ向けた対応方針(案)の提案”および“5. 東北域からの農水産品・食料品輸出拡大、域内港湾・空港の利用拡大へ向けた対応方針(案)の提案”で検討することとする。

4. 輸出プロセスから見た東北域農水産品・食料品輸出、東北港湾・空港利用拡大へ向けた対応方針（案）の提案

“3. 東北域の農水産品・食料品輸出の現状（2）”において、東北域の農水産品・食料品輸出の最前線で活動している16の生産者（企業）の業務実態を把握し、そこから教訓を学ぶこととした。同時に、その活動内容を『輸出事例集』（別冊）として広く紹介することとした。

第3章においては、生産者の活動内容を分析するに当たり、相手国（市場）選定、海外パートナー探し、バイヤー等との契約、相手国への商品登録・認可、検疫などの手続き、集荷・保管・梱包・出荷、輸送手段・輸送ルート選択、代金回収、採算性、その他の10段階に分けて実態を把握し、整理した。

本章においては、第3章で整理した結果から各課程における課題を抽出し、それに対する対応方針（案）を提起し、考察を加え、各生産者の活動実態に応じた対応策を検討するものとする。

4. 1 相手国（市場）選定

[課題]

農水産品・食料品業には、中小・零細業者が多い。これら貿易経験のない中小・零細業者が輸出に取り組む場合、まず相手国（市場）選定に戸惑うのが実情である。農水産品・食料品輸出に取り組む場合、相手国（市場）選定が第一の課題となる。

[対応方針（案）]

これまでの各企業の経験から、次のような対応が考えられる。

- ① 相手国（市場）において、大量の商品サンプルを配布し、大規模な試食販売を行う。
- ② 過剰商品を相手国（市場）業者に送り、PRする。
- ③ 見本市・商談会やイベントに積極的に参加し、その活動を通じて相手国（市場）業者を見出す。
- ④ 相手国（市場）の貿易業者と代理店契約を結び、相手国貿易業者の販売ネットワークを活用する。

[考察]

①②の方法は、実際に実施され、それなりの成果を挙げた例であり、成功する場合は信頼できる相手業者と直接取引ができるというメリットがあるが、他方、多額の経費がかかり、失敗する可能性も高い。これに対し、③④の方法は安定した方法であり、推奨できる対応方策である。各企業の実態や取引規模などに応じ、両者を使い分けることが望ましい。

4. 2 海外パートナー探し

[課題]

相手国（市場）を選定したのち、取引をするパートナーを探さなければならない。実際取引を行う相手を探すものなので、非常に重要なことである。

[対応方針（案）]

これまでの各企業の経験から、次のような対応が考えられる。

- ① 見本市・商談会やイベントに参加して海外パートナーを探す。
- ② ジェトロの初級講座を受け、貿易実務の知識を得てから海外の商談会へ行く。
- ③ ジェトロのアドバイザー登録を行い、ジェトロからアドバイスを貰う。
- ④ 食品系の大手貿易商社は、地方の中小・零細業者の商品は扱ってくれない傾向があるので、大手商社と取引するよりも、地域の中小商社や食品を専門に扱う中堅商社と取引を行う。

[考察]

①②の対応は、当然、踏むべき段階である。③の対応は、堅実な方法であるが、1回の参加で成功するとは限らず、何回か参加する必要があるだろう。その場合、企業にとっては経費負担が生じる。④の対応は堅実であるが、商取引の中間に商社が介在するので、輸出企

業にとっては利益率が低下するという問題が生じる。最初は商社を経由した間接取引から出発し、徐々に直接取引に転換することが現実的であろう。

4. 3 バイヤー等との契約

[課題]

見本市・商談会やイベントに参加して海外パートナーと出会い、商談を進めようとしても、貿易実務の知識不足や語学力の不足で相手国（市場）の貿易商社・バイヤーと契約に至らない場合がある。

[対応方針（案）]

これまでの各企業の経験から、次のような対応が考えられる。

- ① ジェトロの初級講座を受け、貿易実務の知識を得る。
- ② 相手国（市場）言語のホームページを作る。
- ③ 常勤ではなくても、相手国（市場）言語ができる専属のスタッフを配置する。

[考察]

①②③のいずれも、必要な対応である。最初は商社を介在させた間接貿易から始める方法もあるし、あるいは、商社のOBを雇って始める方法もある。

4. 4 相手国への商品登録・認可

[課題]

1) 米国・EUへの水産品・食肉輸出

- ・ 米国やEUに水産品・食肉を輸出する場合には、HACCPの認証を受けていなければならない。HACCPの認証の促進が重要な課題である。
- ・ EUに輸出する場合は、厚生労働省が認定したHACCPの施設が必要となる。現状で、EUに輸出可能な日本のHACCP施設は21施設しかない。
- ・ EUに輸出するには、加工施設だけではなく生産（漁船・養殖場）から水揚げ（魚市場）まで全て一貫した登録が必要である。
- ・ 日本国内において、漁船や養殖場は登録されている施設はあるが、魚市場で登録されているものは一つもない。したがって、日本の魚市場で水揚げされた水産品はEUへ輸出できない。日本の魚市場の考え方は、海外に比べると遅れているところがある。欧米では、水産品の扱いは丁寧である。日本でのHACCPへの意識は上がってきているが、水揚げや漁船の取扱いが雑である。
- ・ 八戸港がHACCP登録へ動いているが、登録したとしても、「EUに輸出できる水産品があるか」が問題である。八戸港で水揚げされる魚は、イカかサバである。一方、EUが欲しがっているのは、サケ、ブリ、ホタテである。
- ・ 船舶のEU登録は、それほど難しいことではないが、魚を直接、甲板に置かないことや、地方自治体の担当官が定期的に視察できるようにする必要がある。

2) 「衛生証明書」

中国、EU、米国に水産品を輸出する場合は、「衛生証明書」を提示しなくてはならない。「衛生証明書」は、政府機関が発行する場合と、政府機関が認定した機関が発行する場合がある。比較的、多いのは、市町村の保健所で衛生証明書を発行することである。

3) EU への加工サケ輸出

現在、日本から中国やベトナムにサケを輸出しており、サケの輸出は増加している。中国は、輸入サケを加工して、日本から輸入した3～4倍の価格でEUに輸出している。日本から直接、EUに加工したサケを輸出することが出来れば、日本の水産業者にとって大きな利益になるであろう。

4) 中国向け農産物輸出

今のところ、中国には、農産物はコメ、リンゴ、ナシ（和ナシ）しか輸出できない。ただし、加工品は輸出できる。中国に生鮮品を輸出できない理由は、中国にいない虫が日本にいたことが原因となっている。食べても無害な虫であっても、その虫が中国内に入ることによって中国の農作物に影響することを警戒している。

5) 中国へのコメ輸出

イ) 精米・燻蒸施設

中国向けの精米工場として指定されているのは、神奈川県綾瀬市にあるR5社の神奈川県精米工場、燻蒸施設として指定されているのは神奈川県横浜市のR6社だけである。したがって、中国向けのコメ輸出は横浜港からとなる。このような事情を見ても、中国へのコメ輸出は困難であることが分かる。

ロ) コメ・米菓の輸出

中国には、米菓が輸出されているが、中国国内に工場を作り、中国やタイの安いコメを使って中国市場内生産の段階になりつつある。そのため、米菓については、今後、対中国の輸出が急増することはないであろう。

6) 中国向け水産品輸出

ナマコ・ホタテなどの水産食品の中国輸出に当たっては、「関連施設の登録」「衛生証明書」「原産地証明書」が要求される。⁷¹

[対応方針（案）]

これまでの各企業の経験から、次のような対応が考えられる。

① HACCP 認証獲得の推進。

⁷¹ 「関連施設の登録」は、日本の自治体あてに登録申請を行い、認可してもらう。

「衛生証明書」は、日本の自治体に発行してもらう。輸出水産食品が登録された施設で製造され、かつ、中国が規定する有害病原菌、有毒有害物質、異物が検出されないものであることなどを証明してもらう。

「原産地証明書」は、物品が日本で生産・製造・加工されたことを証明する書類で、日本商工会議所などが発行する。

- ② 中国向け精米・燻蒸施設の設置。
- ③ EU への加工サケ輸出の取組み。

[考察]

①については、水産品・食肉輸出に取り組む各施設が HACCP 認証を早急に獲得することが望ましい。実際に HACCP 認証が進捗していないのは、HACCP 認証の投資効果が認識されていないためである。HACCP 認証を進捗させるためには、輸出量を拡大し、HACCP 認証の投資効果を関係者に認識させることが必要である。

②については、新潟地区における検討では対中国の精米所や燻蒸施設は設備を造るのにお金がかかることから、今のところ、新潟県内に造る予定はないとされている。東北域の他地区における建設についても、投資額、維持管理、採算性、制度変更の可能性より、かなり困難であると考えられる。しかし、東北域が世界で最も高い品質のコメを多量に供給できること、中国が近い将来、巨大なコメ消費のマーケットになる可能性が高いことを考え合わせると、東北域においても、近い将来における中国へのコメ輸出について本格的に取り組む必要がある。

③については、中国ではすでに同様な取組が行われて相応の利益を上げており、日本のサケの品質と食品加工技術をもって取り組めば成功する見通しが大きい。ただし、EU の水産食品輸入の規制は HACCP よりさらに厳しいので、まず、EU の規制をクリアーすることが必要である。EU の規制に対応できれば、EU への加工サケ輸出は企業的にも成功する可能性が高く、早急な取組みが期待される。

4. 5 集荷・保管・梱包・出荷

[課題]

農産品の通年出荷を確保するため、冷蔵庫の整備が要請される。

青森県でリンゴ輸出を行っている中堅業者の場合、自社の冷蔵庫を利用し、8～11月に収穫したリンゴを冷蔵庫に保管し、翌年の3～4月まで出荷しているが、より強力な冷蔵庫が設置できれば8～9月まで出荷可能である。

山形県のリンゴ輸出業者の場合は、冷蔵庫すら設置していない。

[対応方針（案）]

- ① 個別企業では負担が重いので、リンゴ輸出協同組合などと連携し、強力な冷蔵庫を設置することが考えられる。

[考察]

冷蔵庫業者が協同組合などと連携しつつ、強力な冷蔵庫を設置することが望ましい。そのためには、リンゴ輸出拠点を設定し、ここに輸出リンゴを集中させることが必要である。冷蔵庫設置という数億円から数十億円の投資を現実化させるためには、投資に見合った使用量の確保が不可欠である。これはリンゴだけではなく、他の農産品輸出の場合も共通して言えることである。

4. 6 輸送手段・輸送ルート選択

[課題]

各企業から、次のような課題が挙げられている。

- ① 地元港湾を使いたい、ほとんどが京浜港である。(青森県企業)
 - イ. 外国航路の便数が多い。
 - ロ. 京浜港までのトラック便は競争が激しく、輸送費が安い。
 - ハ. 地元港湾を使いたい、外国航路の便数が少ないので、使えない。
- ② FOBなので、ルートは顧客の都合で決まる。顧客にとっては、釜山港 TS より、横浜港経由の方が安い。輸出業者としては、将来は地元港湾（秋田港）を利用した釜山港 TS としたい。(秋田県企業)
- ③ 地元の新潟港には韓国航路があるので利用している。東南アジア方面は、東京港から輸送した方が早く到着して便利である。また、LCL 貨物は委託している運送会社の倉庫が東京にあるため、東京へ運んでいる。(新潟県企業)
- ④ 水産品輸送で航空便を利用する場合、青森から香港まで、次のルートで輸送される。
青森→(卸売市場便のトラック)→仙台市場→仙台空港→仁川空港→香港
青森から香港まで、成田空港経由だと早いが高価格、仙台空港経由だと価格は安い日数がかかる。しかし、青森→仙台市場までの陸送トラックは昼間しか走らないので、仙台空港で1泊しなければならず、成田空港経由より1日、多くかかる。(青森県企業)

[対応方針(案)]

1) 港湾輸送における課題の分類

各企業とも、地元港湾利用のほうがドレージ料が安く、輸送時間も短いので、基本的には地元港湾の利用を希望している。しかし、現実には、京浜港湾の利用が多くなされている。

港湾輸送における上記の課題は、次のように分類される。

- ① 地元港湾を使いたい、外国航路の便数が少ないので、使えないケース。
- ② 地元港湾を使いたい、京浜港までのトラック便は競争が激しく輸送費が安いので、地元港湾を使えないケース。
- ③ 地元港湾より京浜港湾を利用した方が海上運賃が安いので、京浜港を利用するケース。
- ④ 京浜港湾は直航便があり、トランシップが不要となるので、京浜港を利用するケース。
- ⑤ 京浜港湾は LCL (混載貨物) サービスが充実しているので、京浜港を利用するケース。

2) 港湾輸送における対応方策(案)

対応方策としては、第一に、農水産品・食料品輸出の取扱貨物量のロットを増やすことが重要である。これにより、地元港湾までのドレージ料を安価にすることができる。

第二に、農水産品・食料品輸出の取扱貨物量総量を増やすことであり、これにより、便数が増え、多くの航路を誘致することが可能になる。

3) 航空便における対応方策(案)

水産品輸送における航空便利用の場合、青森→仙台市場までの陸送トラックを夜間も走行することにより、成田空港経由の場合と同じ輸送日数となる。これを実現させるためには、水産品輸出の取扱量を増やすことが必要であろう。

[考察]

地元港湾・空港利用を拡大するためには、農水産品・食料品輸出の取扱貨物量のロットおよび総量を増やすことが重要である。

4. 7 代金回収

[課題]

各企業とも、代金回収には苦勞しており、次のような課題が指摘されている。

- ① 代金回収のリスクがある。
- ② 相手企業が小さいと、代金回収が難しい。

[対応方針(案)]

これまでの各企業の経験から、次のような対応が考えられる。

- ① 大きな企業や実績のある会社と、できるだけ契約する。
- ② 東京に出張所がある外国企業とは、送料込み、円建てで取引をする。
- ③ 「日本の他企業と契約しているか」を確認する。
- ④ 支払い条件を確認する。
- ⑤ 入金確認後に発送することを原則とし、入金してから商品を送る。
- ⑥ 専任のスタッフを置き、ビジネスとして対応する。

[考察]

対応としては、上記のような、実際に使用されている方法を状況に応じて使い分けるしか方法はないであろう。ほかの方法としては、通運企業と大手銀行が提携し、2006年に設立された決済サービスをする会社を利用する方法もある。

4. 8 採算性

[課題]

農水産品・食料品輸出企業から、次の問題点が指摘されている。

- ① 農水産品・食料品輸出は、手間がかかるだけで収益が上がらない。
- ② 輸出の専任スタッフを抱えるのは、企業にとって負担である。

したがって、農水産品・食料品輸出の採算性を高めることが大きな課題である。

[対応方針(案)]

これまでの各企業の経験から、次のような対応が考えられる。

- ① 地道に商品の良さをアピールすることにより、適正価格を維持する。

- ② 直接、海外へ出て行き、生産品を売り込むことにより、中間経費を省く。
- ③ 適正価格で取引ができ、かつ、単純なルートを探す。
- ④ 輸出貨物量を増やす。
- ⑤ 海外の業者も含め、農家・流通・小売のすべてがウインウインの世界にする。

〔考察〕

輸出企業にとって、採算性の維持・向上のためには次の二つの方策がある。

- ①直接貿易の実施
- ②輸出量の拡大

直接貿易の実施によって間接経費が省かれ、採算性は向上する。しかし、そのための経費負担は重く、また、危険負担も大きい。また、輸出量の拡大によって単位商品あたりの経費負担率が軽くなり、採算性は向上する。しかし、輸出量の拡大を実現させることは容易ではない。これらを現実化させるためには、上記①～⑤のような方策を地道に実践するとともに、『「北東アジアと太平洋地域を結ぶゲートウェイ機能」東北圏における輸出促進に関するアクションプラン』⁷²に示されているように、ジェトロを始めとする関係機関、行政機関が行っている諸々の対策を利用するとともに、これら機関と連携を強めて行くことが有効である。

⁷² 東北経済産業局・東北地方整備局：『「北東アジアと太平洋地域を結ぶゲートウェイ機能」東北圏における輸出促進に関するアクションプラン』、2010.3.4

5. 「東北域輸出拠点整備構想」の提案

「輸出量の確保」「輸送網の整備」の課題への対応を行いつつ、東北域からの農水産品・食料品輸出の拡大、域内港湾・空港の利用拡大へ向けた対応方針（案）の検討を行う。

5. 1 農水産品・食料品輸出の今後の見通し

これまで見てきたように、日本の農水産品・食料品の品質は世界的に見て最高水準にあり、世界的な日本食ブームもあり、今後、世界各地に対する日本の農水産品・食料品輸出は増加して行くであろう。とくに、BRICs と言われる諸国では、経済成長もあり、日本の農水産品・食料品に対する需要は増加して行くものと期待される。その中でも、13億人の人口を有する中国は、距離的優位性もあり、今後の日本からの農水産品・食料品輸出を受け入れる巨大市場としての潜在的可能性を有している。農水産品・食料品は、比較的、重量が重く、本来、港湾貨物に適している。ただし、温度管理が重要であり、多品種・少量輸送の場合も多いことから、適正な温度管理が可能な体制を整備すること、冷凍・冷蔵 LCL サービスを提供することが必要であり、これに適応した施設整備、体制整備をすれば、今後、輸出量を増加させることが可能である。

5. 2 輸出量の確保

輸出量の確保のためには、“2. 2 東北港湾・空港利用拡大の課題”で述べたように、①業者（メーカー）の地域横断的な連携 ②核となる商品 ③観光振興などを組み合わせ、総合的に進めて行くことが必要である。そのほか、関係者の中には、東北域の農水産品・食料品製造の伝統に基づいた“東北ブランド”の確立を要望する声もあった。いずれにしても、港湾・航空貨物となり、港湾・空港を利用するためには、一定規模の量が必要である。とくに、港湾貨物では、輸出量の確保は必要不可欠なことである。

そのためには、輸出品目を絞り、対象品目を中心とした開発拠点を整備することが有効である。そこで、「農水産品・食料品輸出拠点整備構想」を提案し、検討することとする。

5. 3 東北域輸出拠点整備構想の提案

5. 3. 1 品目の設定

これまでの実績（表-3.1.1）およびヒアリング結果より、水産品（平成20年実績83,662トン）、リンゴ（野菜・果物）（平成20年実績 リンゴ18,105トン、モモ83トン、ナガイモ67トン）、コメ（平成21年実績236トン）、酒類、ナマコの5品目を輸出拠点で取り扱う主要品目として設定する。ナマコについては、実績数量は大きくないが、仙台空港を利用するという特殊性から主要品目の一つとして取り上げる。

5. 3. 2 東北主要港湾の可能性

東北域の港において、外貿コンテナ定期航路があるのは八戸港、秋田港、大船渡港、酒田港、仙台塩釜港、小名浜港、新潟港、直江津港の8港で、合計すると週30便になる。また、内航フィーダー航路の合計は、宮古港と相馬港も合わせ合計は週21便になる。(2010年1月末現在)⁷³

八戸港、秋田港、大船渡港、酒田港、仙台塩釜港、小名浜港、新潟港、直江津港の8港の外貿コンテナ定期航路には、農水産品の輸出ターゲット国である韓国・中国・東南アジアなどの航路があり、何処の港からでも輸出できる可能性はある。そのなかでも、航路便数の多い新潟港や仙台塩釜港、北米航路のある八戸港や仙台塩釜港は輸出拠点港として高いポテンシャルを秘めている。

各主要港湾について、将来、農水産品・食料品輸出拠点となり得る可能性について検討すると、次表のようになる。

⁷³ (社)東北連合会地域政策グループ、国土交通省東北途方整備局交通環境部、国道交通省東北地方整備局港湾空港部：「東北国際物流戦略チームの概要」、2010.1

表-5.3.1 東北主要港湾の農水産品・食料品輸出拠点の可能性

No.	港湾	県	品目	対象地域（定期航路より）
1	八戸港	青森県	果物・野菜（リンゴ・ナガイモ）、コメ、水産品（イカ・サバ・ホタテ・ナマコ）	中国・韓国・東南アジア・北米
2	大船渡港	岩手県	果物・野菜（リンゴ）、切り花（リンドウ）	中国・韓国
3	仙台塩釜港	宮城県	コメ、食品（日本酒）、水産品（鮭・ホタテ・ホヤ）	中国・韓国・東南アジア・北米
4	秋田港	秋田県	果物・野菜（リンゴ・モモ）、コメ	韓国・東南アジア
5	酒田港	山形県	果物・野菜（リンゴ・モモ・サクランボ）、コメ、食品（日本酒）	韓国
6	小名浜港	福島県	果物・野菜（モモ・ナシ・カキ）、コメ、食品（日本酒・味噌・ラーメン）	中国・韓国
7	新潟港	新潟県	果物・野菜（モモ・カキ）、切り花（チューリップ）、コメ、食品（日本酒）	中国・韓国・東南アジア・ロシア
8	直江津港	新潟県	果物・野菜（モモ・カキ）、切り花（チューリップ）、コメ、食品（日本酒）	中国・韓国

[資料] 図-5.3.1

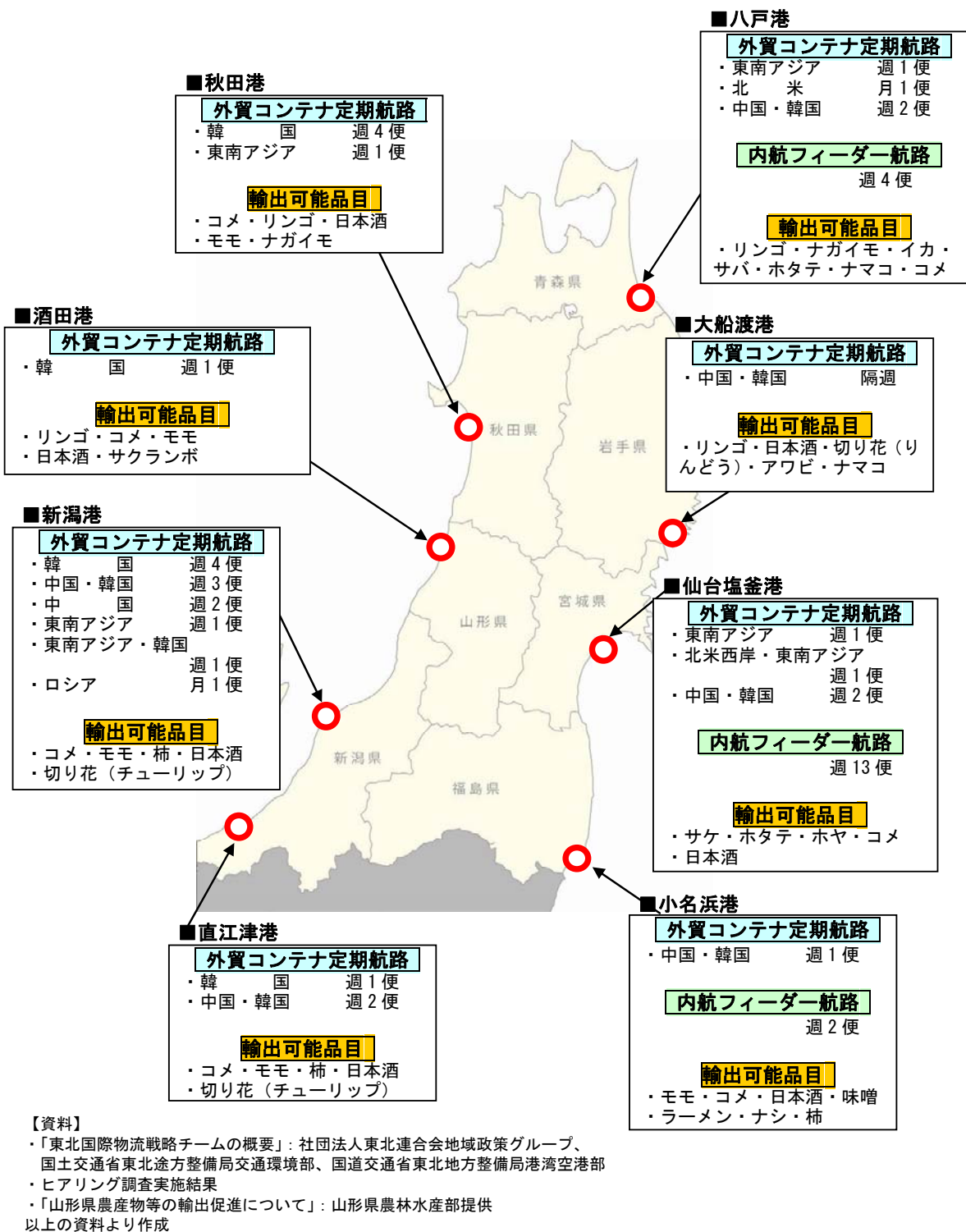


図-5.3.1 東北域の外貿・内貿コンテナ定期航路と各県の輸出可能品目

5. 3. 3 東北域輸出拠点整備構想

輸出拠点候補を表-5.2.2のように検討した結果、輸出拠点は次のように選定される。なお、輸出拠点は、港湾・空港取扱貨物量として必要最低限の貨物量が集積するまで集中させるものとし、必要最低限の貨物量が集積した段階では、水産品輸出拠点としては大船渡港・仙台塩釜港、リンゴ（野菜・果物）輸出拠点としては八戸港、コメ輸出拠点としては新潟港・秋田港、酒類輸出拠点としては秋田港・酒田港・仙台塩釜港などを第二、第三の拠点として形成することが考えられる。また、輸出拠点ネットワークとして、このほかの組み合わせも考えられる。

- (1) 八戸港水産品輸出拠点
- (2) 秋田港リンゴ（野菜・果物）輸出拠点
- (3) 仙台港コメ輸出拠点
- (4) 新潟港酒類輸出拠点
- (5) 仙台空港ナマコ輸出拠点

表-5.3.2 輸出拠点候補

No.	名称	取扱品目	選定理由
1	八戸港水産品輸出拠点 (または、大船渡港・仙台塩釜港)	水産品（サバ・サケ・イカ・サンマ・ホタテなど）	実績があり、中国・韓国・東南アジア航路が就航している。
2	秋田港リンゴ（野菜・果物）輸出拠点 (または、八戸港)	リンゴ・ナガイモ・モモなど。	実績があり、韓国・東南アジア航路が就航している。
3	仙台港コメ輸出拠点 (または、新潟港・秋田港)	コメ	実績があり、中国・韓国・東南アジア航路が就航している。
4	新潟港酒類輸出拠点 (または、秋田港・酒田港・仙台塩釜港)	日本酒	実績があり、中国・韓国・東南アジア・ロシア航路が就航している。
5	仙台空港ナマコ輸出拠点	ナマコ	実績があり、仁川空港へ定期便が就航している。

5. 4 八戸港水産品輸出拠点

5. 4. 1 水産拠点としての八戸の実績

八戸市は、世界の3大漁場の一つである太平洋側海域に面するとともに、ホタテ養殖が行われている陸奥湾にも近く、東北域の水産拠点としては最適の位置にある。

八戸港の平成20年(2008)の水揚げ高は、数量で12万9,646トン、金額で233億312万円となり、全国の漁港の中で数量は第6位、金額で第9位であった。魚種としてはイカとサバが中心で、この両者が数量で全体の約8割を占めている。とくに、イカについてはペルー沖のイカも水揚げされ、日本一の水揚げ高となっている。魚が水揚げされる魚市場と

しては、第一・第二・第三市場がある。また、港湾背後には、流通加工施設が整っており、平成 20 年における水産加工業者は 68 企業、冷凍・冷蔵関係では 47 企業、94 工場で、冷蔵能力は 286,500 トン/日であり、全国の漁港の中でも有数の施設が整備されている。⁷⁴

5. 4. 2 八戸漁港の方針

青森県では、八戸市と協力しながら、「八戸漁港流通構造改革拠点漁港整備事業」（事業期間 2007～2012 年）を進めている。⁷⁵ これに基づき、次のような目標を目指して事業が進められている。⁷⁶

- ① 水産食品輸入の規制については最も厳しい対 EU への輸出を目指す。次に、EU よりやや規制が緩く、また、サバ輸出の可能性のある米国への輸出を目指す。
- ② 第三市場 A 棟、C 棟に魚体自動選別機・低温冷蔵庫（ -60°C ）を設置し、カツオの水揚げを開始し、東南アジアへの輸出を目指す。
- ③ サンマの取扱いを開始し、輸出を目指す。
- ④ ポートアイランドの LNG 基地大型化（2015 年ころを目標）に伴い、 -160°C の冷却熱を利用した冷蔵庫を設置する。

以上のように、青森県・八戸市では、施設整備から水産品輸出のビジネスチャンスを生み出そうとしている。



[資料] 青森県：『八戸漁港流通構造改革拠点漁港整備事業』より。

図－5.4.1 八戸港第三市場の改修計画

⁷⁴ 八戸市産業振興部水産事務所水産振興課：『はちのへの水産 2009 年版』、2009.12

⁷⁵ 青森県：『八戸漁港流通構造改革拠点漁港整備事業』

⁷⁶ 2010.3.23、八戸市水産事務所ヒアリング。

5. 4. 3 輸出実績と目標

八戸港の水産品輸出の中心は冷凍サバであり、冷凍サバの輸出実績は表-10.3.1、図-10.3.2 のようである。冷凍サバの輸出量は、平成 18、19 年（2006、2007）には 9,000 トンを超えた。

一方、民間企業からは、S3 社・S5 社などより、冷凍サバとともにサバ冷凍寿司・シメサバなどの加工水産品が中国・東南アジア・米国へ輸出されている。

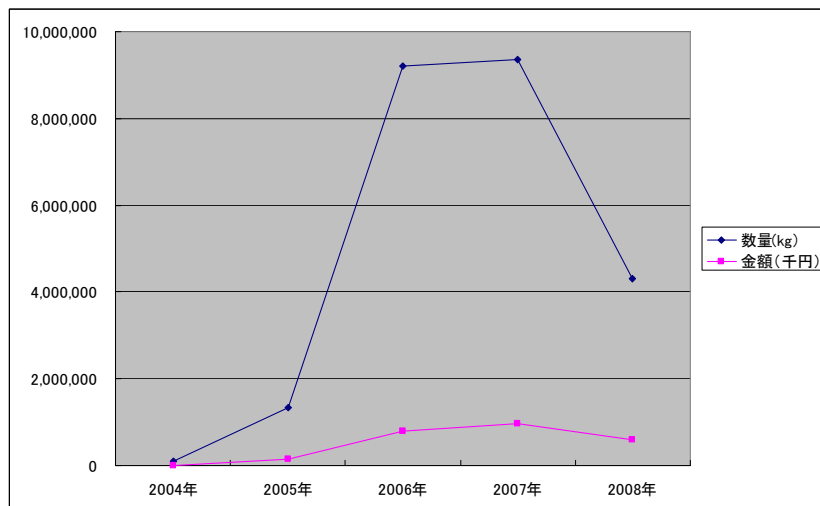
東北域の水産品輸出量：平成 20 年(2008)実績 83,662 トンの 6 割程度を集中させ、さらに、以上のような実績や漁港整備事業の動向を合わせて考えると、3～5 年後に八戸港水産拠点の水産品年間輸出量の目標を約 10 万トンと設定することが出来よう。

なお、漁獲量はその年の気象・海流など自然条件に左右されるので、水産品の水揚げ高は年による変動が大きく、目標達成が困難な場合もある。

表-5.4.1 八戸港の冷凍サバ輸出量の推移

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
数量(kg)	91,320	1,324,684	9,199,558	9,354,829	4,308,746
金額(千円)	8,652	136,358	787,874	969,417	603,002

[資料] 八戸税関：『八戸税関統計』



[資料] 八戸税関：『八戸税関統計』

図-5.4.2 八戸港の冷凍サバ輸出量の推移

5. 4. 4 航路

八戸港には、現在、次の航路が就航している。

- ・ PIL 航路（八戸～高雄・香港・上海・基隆・台中、週 1 便）

- ・ WSL 航路（八戸～シアトル・バンクーバー・釜山、月 1 便、休航中）
- ・ 南星海運（八戸～釜山・光陽・大連・青島・蔚山・寧波・上海、週 2 便）
- ・ 内航フィーダー航路（八戸～横浜・東京・名古屋、週 3 便）

WSL の北米航路は、マイマイガが発生したことから、現在は休航中であるが、再開されれば北米へ直航が可能となる。

5. 5 秋田港リンゴ（野菜・果物）輸出拠点

5. 5. 1 適地選定

東北地方のリンゴ輸出量は、25,230 トン（2007.9～2008.8）であり、多い順に、①青森県②山形県③岩手県④福島県⑤秋田県の順である。主な輸出先は、台湾・香港・中国・タイなどである。青森県が全国輸出量の約 9 割を占めている。⁷⁷

各県の出荷量からすれば、青森県八戸港が輸出拠点として選定されるが、リンゴ生産地が東北各県に分散しているところから、各県に比較的、距離が等しい秋田港を拠点として選定することも合理的である。なお、秋田県では、輸出中心品目はコメとリンゴである。

青森県のリンゴ輸出業者によれば、リンゴ輸出拠点は冷蔵庫が設置されていれば臨港部で良い。八戸港に拘る必要はなく、秋田港にリンゴ輸出拠点を設置することは良いのではないかとしている。⁷⁸

5. 5. 2 冷蔵庫・倉庫・上屋・展示場などの施設整備

青森県のリンゴ業の場合、大手業者は強力な冷蔵庫を所有しているので、通年出荷が可能であるが、中小業者の場合、冷蔵庫の能力が低いため、通年出荷が出来ない。岩手県の場合は、さらに遅れており、岩手県のリンゴは、生産量が少なく低温倉庫が管理されていないので、まとめて出荷できない。そこで、輸出拠点の臨港部に強力な冷蔵庫を設置することにより、広範な地域からリンゴを集荷可能となる。

リンゴ用冷蔵庫・倉庫・上屋・展示場などの施設整備に当たっては、冷蔵庫業・倉庫業などの専門業者が中心となるのは当然であるが、同時に、生産者・出荷組合・農協・自治体などの協力が望まれる。

5. 5. 3 輸出貨物量

（1）リンゴ

現在の東北地方のリンゴ輸出量は、年間約 25,000 トンであるが、そのうち、台湾向けが 95%を占めている。台湾向けは、12 トン/TEUとして、1,900TEU/年であり、リンゴだけでは 1 航路を維持できない。しかも、需要は台湾の春節⁷⁹期に集中しており、年間を通して

⁷⁷ 東北地域農林水産物等輸出促進協議会：『東北地域農林水産物等輸出促進戦略』、2009.5.26

⁷⁸ 2010.3.16、K 社ヒアリング。

⁷⁹ 春節とは、旧暦の正月で、1月 22 日ごろから 2月 19 日ごろまでを毎年、移動している。中華圏では重要視されている。

定量を維持できない。そこで、この輸出拠点では、リンゴに加えてモモ・ナガイモなど、リンゴ以外の果物・野菜も取り扱うこととする。

(2) モモ

東北地方のモモの輸出量は 83 トン (2008 年、表-3.3.1) であり、多い順に、①福島県②山形県③秋田県の順である。主な輸出先は、台湾・香港・ロシアであり、台湾・ロシア向けが拡大している。

福島県の農産品輸出として、最も成功しているのは、台湾向けのモモである。福島県では、福島県伊達市の S14 社から、年間約 70 トンを出している。モモは高付加価値商品であり、日本のモモは甘味、品質が良いと評価が高い。

秋田県鹿角市のモモは「北限のモモ」と呼ばれており、普通のモモより収穫期が遅く、収穫期が、たまたま台湾の中秋節⁸⁰と合致し、その贈答品として使われ、成功した。農産品輸出の成功事例である。

(3) ナガイモ

ナガイモは、436 トン (2007 年、表-3.3.1) が青森県から台湾・米国に輸出されている。青森県では、2011 年にはナガイモ 1,000 トンを輸出する計画である。

(4) 輸出貨物量

東北域で、リンゴ(25,000 トン)、モモ(100 トン)、ナガイモ(1,000 トン)を集めると 26,100 トンとなり、当面 (3~5 年後) の目標として東北域として約 50,000 トンの輸出量が設定できるであろう。このうち、6 割が輸出拠点に集荷出来るとすれば、輸出拠点の想定貨物量は約 30,000 トンになる。

5. 5. 4 陸送費の設定

陸送費は、現在、弘前市から京浜地区まで 10 トントラックで 10 万円なので、各生産地から輸出拠点までの陸送費をこれ以下に抑えることが必要である。

5. 5. 5 航路

リンゴ・モモ・ナガイモの輸出先は台湾が主なので、台湾向け航路が必要である。しかし、現在の秋田港には興亜海運(株)・高麗海運(株)による釜山航路 (週 2 便)、南星海運(株)による韓国・中国航路 (秋田~青島・大連・釜山・光陽) しかなく、台湾航路は就航していない。一方、想定貨物量 30,000 トンのうち、7 割が台湾向けとすると、年間 21,000 トンの貨物量となり、12 トン/TEU とすれば年間 1,750TEU となり、週 1 便 (2,500TEU 以上) を維持することは困難である。台湾航路を就航させるためには、輸出拠点の取扱貨物量を年間 43,000 トンとすることが必要である。

5. 5. 6 港湾サービス

果物・野菜の多くは、冷凍リーファーではなく、冷蔵リーファーである。しかし、果物・野菜の冷蔵リーファーは設定温度が様々であり、温度管理に手間がかかるため、LCL 冷凍リーファーはあるが、LCL 冷蔵リーファーのサービスはない場合が多い。そこで、リンゴ

⁸⁰ 中秋節とは、旧暦の 8 月 15 日であり、中国の三大節句の一つである。

(果物・野菜) 輸出拠点では、LCL 冷蔵リーファーのサービスが不可欠である。

5. 6 新潟酒類輸出拠点

5. 6. 1 概要

現在、国内での日本酒の消費量が年々減少していることから、販路を拡大するために韓国、中国、北米などといった地域に輸出をしている企業があることがアリング調査から伺えた。しかし、中小企業の酒造会社ではまとまった量を輸出することは難しい。そこで、東北域に酒類輸出拠点を置き、各県で輸出する酒類を集荷して、各相手国に輸出することが考えられる。

“Ⅱ. 貿易統計から得られた各県の輸出品目と個別輸出量” で見たように、秋田県・福島県・新潟県では、農水産品・食料品輸出上位 5 品目の中に日本酒が含まれており、韓国・中国・台湾・香港・米国などへ日本酒が輸出されている。日本酒については、業界ヒアリングによれば、寒冷地方で人気があるということなので、今後、ロシア・中国東北地方などで需要が伸びる可能性が高い。日本酒は保存期間が長く、温度管理が可能であり、また、重量があることから港湾貨物として適正があり、その面からも、今後の輸出の増加が期待される。

東北 7 県には、酒造組合や酒造協同組合に登録されている酒造会社が 337 社あり、その中でも、新潟県には東北 7 県で一番多い 95 社が集まっていることから、新潟県が酒類拠点到適していると考えられる。

表-5.6.1 東北 7 県の酒造会社の数

No	県名	蔵元数
1	青森県	23
2	秋田県	41
3	岩手県	27
4	山形県	52
5	宮城県	27
6	福島県	72
7	新潟県	95
合計		337

参考資料：青森県酒造組合HP、秋田県酒造協同組合HP、岩手県酒造組合HP、山形県酒造組合HP、宮城県酒造組合HP、福島県酒造協同組合HP、新潟県酒造組合HPより作成。

5. 6. 2 施設整備

日本酒は、温度管理が重要なため大型の冷蔵施設が必要である。各県で集荷したものを新潟県の酒類輸出拠点の大型冷蔵施設で集荷し、そこで輸出国毎に荷積みを行う。また、全東北域の酒が一箇所に集まることから、“東北域の日本酒展示場”などの施設を併設し、国内の日本酒の消費量拡大拠点として利用や、観光施設としての活用が見込まれる。国外、

国内共に視野に入れた施設整備が望まれる。

5. 6. 3 輸出航路

ヒアリング調査結果から、現在の酒類の輸出国は、北米や韓国が多く見られた。また、今後のターゲットとしては中国への販路拡大が伺えた。このことから、新潟県であれば既存航路として、中国・釜山・東南アジアなどへの航路があり、十分に活用できる。また、将来的に新潟港からロシアへのフェリー航路や、北米航路などの可能性があり、販路拡大にさらなる期待が持てる。

5. 7 仙台港コメ輸出拠点

5. 7. 1 東北域の課題

東北域では、世界でも最も良質なコメを生産しているため、コメ輸出の拡大は東北農業の大きな課題である。また、東北域には、おコメを輸出したいと思っている人は多い。東北地方からの2008年のコメ輸出量は236トンであったが、順位は、①秋田県②福島県③山形県④宮城県⑤岩手県の順であった。

5. 7. 2 現状

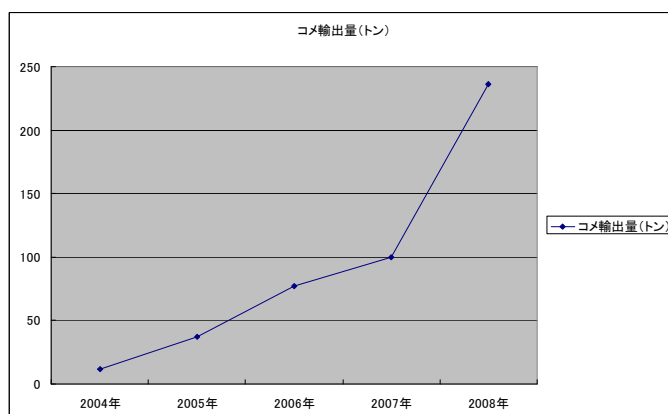
東北域からのコメ輸出額は、2004年の12トンから急速に増加し、2008年には2007年の2.36倍の236トンとなった（表-5.7.1、図-5.7.1）。

国別輸出先を見ると、①香港 65.6%、②シンガポール 14.5%、③中国 7.6%、④アメリカ・カナダ 5.5% という順位である（図-5.7.2）。対中国は、2007年には32トンだったが、2008年には18トンと減少した。

表-5.7.1 東北域のコメ輸出量の推移

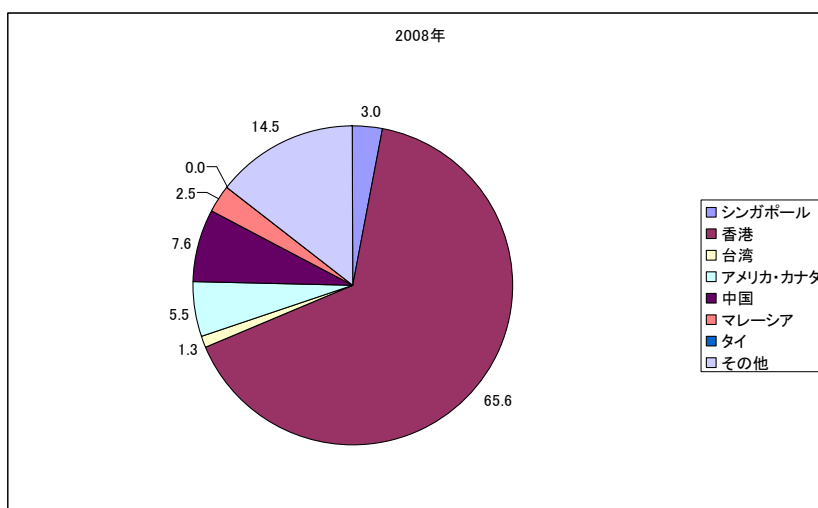
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
コメ輸出量(トン)	12	37	77	100	236

[資料] II. 表-1.1.1



[資料] II. 表-1.1.1

図-5.7.1 東北域のコメ輸出量の推移



[資料] II. 表-1.1.2

図-5.7.2 東北域コメ輸出先国別輸出量構成比(2008年) (%)

5.7.3 中国向け輸出

中国が巨大な食品市場として可能性を有しているように見える。しかし、現在のところ、中国にコメを輸出するには、検疫条件が厳しい。そのため、現在、精米工場は、日本国内で神奈川県の実業団体の1ヶ所、燻蒸施設は、神奈川県横浜市のR6社の1ヶ所しか指定されていない。したがって、東北域のコメであっても、神奈川で精米し、横浜で燻蒸するため、横浜港から中国に輸出することになる。その結果、現在は年間30トン程度しかない輸出米に年間数百万円の精米・燻蒸経費をかけることとなり、精米・燻蒸費用が通常の10倍近くかかり、採算に合わない。これを克服し、採算ベースに載せるには、輸出量をおよそ10倍、約300トンに増やす必要がある。

5. 7. 4 今後の方向

世界で最も良質のコメを生産する東北域としては、コメ輸出の拡大は実現させなければならない課題である。一方、米国やアジア諸国など、海外では日本食ブームが起きており、日本のコメに対する需要は増大するものと見られる。東北域にコメ輸出拠点を設け、精米工場・燻蒸施設を整備して需要に対応する準備を整えることは必要なことであろう。

5. 8 仙台空港ナマコ輸出拠点

5. 8. 1 ナマコ輸出

現在、青森県陸奥湾で水揚げされたナマコが塩蔵ナマコとして香港へ輸出されている。塩蔵ナマコの価格は2万円/kgと高価なので、輸送には、すべて航空便が利用されている。1ケース10kgであり、1ロットは50ケースから100ケースなので、1ロットは500kg～1トン(1,000～2,000万円)である。青森県の大手業者S2社の場合、香港への輸出額は20トン/年、約4億円/年である。

5. 8. 2 輸送ルート

現在のS2社の輸送ルートは、次の二つである。

① 直接貿易の場合：青森～香港の運賃280円/kg

青森(朝)→(トラック)→成田空港(夜到着、翌朝出発)→香港(夜)

② 間接貿易の場合：青森～香港の運賃240円/kg

青森→(卸売市場便のトラック)→仙台市場→仙台空港→仁川空港→香港

以上のように、運賃は、仙台空港経由に比べて成田空港経由の方が安価であるが、陸送トラックは昼間しか走らないので、仙台空港で1泊しなければならない、成田空港経由より1日、多くかかる。塩蔵ナマコは、毎日、相場が変わるので、早く売り、早く送りたい。そのため、現在は7.5:2.5の割合で成田空港利用が多い。

5. 8. 3 仙台空港利用拡大へ

地元の仙台空港の利用拡大をはかるためには、青森県から仙台空港までの陸送トラックを夜間走行させることが必要である。そのためには、仙台空港利用のナマコ輸出量を増加させることが必要である。

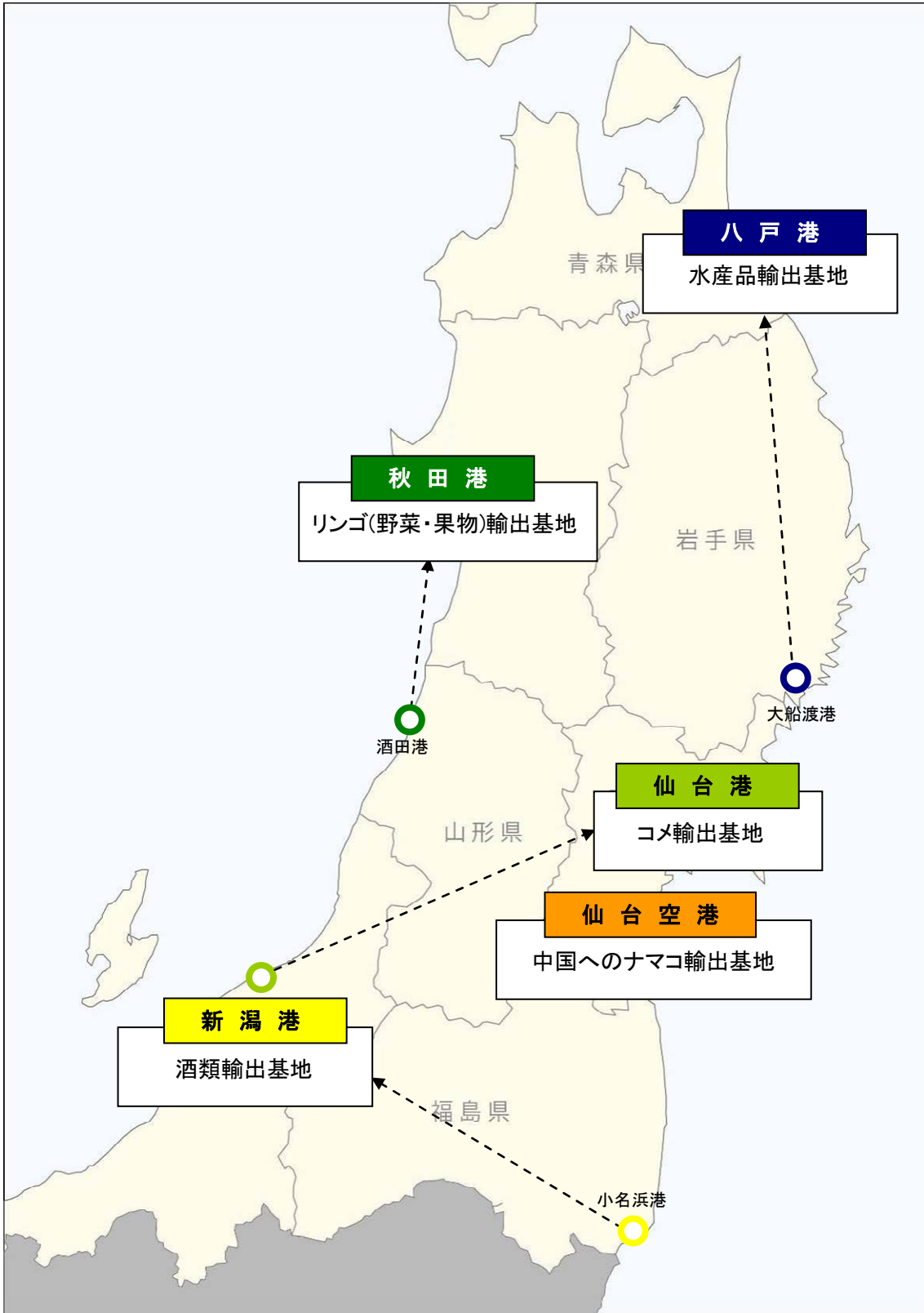


図-5.8.1 東北域輸出拠点整備構想

5. 9 ソフトな対応策

東北域からの農水産品・食料品輸出拡大、東北港湾・空港利用拡大のためには、地元港湾のサービスの向上が要請されている。そのための方策について検討する。

5. 9. 1 連携の強化

次のような種々の組織間の連携が望まれる。その場合、「取扱量の確保と輸出拠点への集中化」が大きな目標となる。

(1) 業者間の連携

- ①生産者の地域横断的な連携
- ②農商工連携の強化
- ③輸入者との連携
- ④現地のレストランとの連携

(2) 民間業界と行政の協力

- ①関係府省の関連事業との連携
- ②国・地方公共団体との連携

(3) 関係団体間の連携

- ①農業経営者団体との連携の強化
- ②農林水産品等輸出促進全国協議会との連携の強化

(4) 東北港湾の連携

- ①港湾間での情報の交換
- ②航路の共同誘致

5. 9. 2 航路便数の増加

農水産品・食料品輸出の拡大のためには、輸出拠点港における航路便数の増加が要請される。とくに、秋田港リンゴ（果物・野菜）輸出拠点においては、台湾航路の就航が必要である。

5. 9. 3 輸送費の引き下げ

- (1) 海上運賃の引き下げ
- (2) 横持運賃の引き下げ

現在、弘前市から京浜地区まで、10 トントラックで運賃 10 万円であり、東北域での横持運賃はこれ以下でなければならない。そのためには、帰り荷の発掘が必要である。

5. 9. 4 CIQ体制の改善

(1) 植物検疫の迅速化

農水産品・食料品輸出に当たっては、荷主自身の経験不足により、植物検疫の遅滞が発生することがある。輸出相手国のパートナーと信頼関係を構築し、情報交換を行うことによって植物検疫を迅速化することが出来る。

5. 9. 5 内航フィーダー航路の活用

各県生産地港湾と輸出拠点港湾を結ぶ内航フィーダー網を整備し、活用することも有効である。例えば、秋田港・八戸港・仙台塩釜港と各生産地港湾を結ぶ内航フィーダー網の整備が考えられる。

5. 9. 6 LCLサービスの促進と活用

農水産品・食料品輸出の場合、少量・他品種の貨物が多いので、LCLサービスの拡大とその活用が重要である。とくに、農水産品・食料品ではリーファー利用が多く、また、LCL冷凍リーファーだけでなく、LCL冷蔵リーファーのサービスの提供も重要である。

5. 10 東北圏輸出促進アクションプランの中の位置づけ

5. 10. 1 概要

東北経済産業局と東北地方整備局が平成22年(2010)3月4日に策定した『「北東アジアと太平洋地域を結ぶゲートウェイ機能」東北圏における輸出促進に関するアクションプラン』(略称：東北圏輸出促進アクションプラン)において、本提案(5. 東北域からの農水産品・食料品輸出拡大、域内港湾・空港の利用拡大へ向けた対応方針(案)の提案)がどのような位置を占めるのか検討する。

5. 10. 2 東北圏輸出促進アクションプラン②

東北圏輸出促進アクションプランは、次のような内容となっている。⁷²

1. 取組みの方向性①ー東北圏の輸出促進環境の構築

- (1) 関係機関連携による補完的支援体制の構築
- (2) 輸出をサポートする関連産業の広域的活用
- (3) 効率的な物流体系の構築

2. 取組みの方向性②ー効果的な輸出企業支援の実施

- (1) 企業の輸出段階に応じた関係機関による分担支援
- (2) 製造業の海外取引先獲得に向けた効果的な支援の実施
- (3) 潜在的輸出企業の発掘

3. アクションプラン

- (1) アクションプラン①ー取組推進 PT「東北圏海外販路開拓支援協議会」(仮称)の設置と支援ノウハウの蓄積
 - ①「東北圏海外販路開拓支援協議会」(仮称)の設置
 - ②輸出支援ノウハウの蓄積と共有
- (2) アクションプラン②ー東北港湾・空港利用促進へ向けた取組み
 - ①「東北国際物流戦略チーム」「国際物流プロジェクトチーム」との連携
- (3) アクションプラン③ー個別企業のハンズオン支援体制の強化

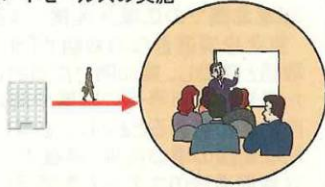
- ① コンサルテーション、適切な支援メニューの提供
- (4) アクションプラン④ー広域的連携による海外取引先獲得方法の検討・充実
 - ① 製造業製品のタイプ別取引先獲得方法の検討・充実
 - ② 東北圏での広域的連携による海外見本市等への出展
- (5) アクションプラン⑤ー地域企業に向けた輸出に関する情報発信
 - ① 海外販路開拓支援ポータルサイトの開設
 - ② 「海外展開支援セミナー」(仮称)の定期的開催

上記のうち、アクションプラン②は「効率的な物流体系の構築」という取組みの方向性のもと、「東北港湾・空港利用促進へ向けた取組み」というテーマで「東北国際物流戦略チーム」「国際物流プロジェクトチーム」との連携を提案している(図-5.9.1)。

本提案は、アクションプラン②で提案している「東北国際物流戦略チーム」「国際物流プロジェクトチーム」との連携を前提としつつ、その内容を具体的に提案したものである。

アクションプラン②

◆ 効率的な物流体系の構築

<p>【テーマ】: 東北港湾・空港利用促進へ向けた取組み</p> <p>【概要】: 東北圏の各港湾や空港の利用促進へ向けて、各県や物流業者などがそれぞれ連携し取り組んでいる。一方で、「県境を越えた広域連携による効率的な物流体系の構築」や広域連携プロジェクト「11. グローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト」を推進するため、物流に関する長期的な課題等の解決を目的として、「東北国際物流戦略チーム」や取組推進PT「国際物流プロジェクトチーム」が設置されている。 輸出販路拡大への物流に関する課題等の解決にあたっては、「同戦略チーム」や「同プロジェクトチーム」と連携して取り組むことで、東北圏に立地する企業に対して地元港湾・空港利用を促す。</p> <p>【実施主体】: 東北国際物流戦略チーム(H19. 8設立) 国際物流プロジェクトチーム(H21. 10設立)</p> <p>【期間】:平成22年度～24年度</p> <p>【活用施策等】:なし</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">イメージ図</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">取組みイメージ</p> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; border: 1px solid #ccc; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">輸出事例集等を用いたポートセールス</p> <p style="font-size: small;">京浜港などから東北港湾・空港へ利用転換した輸出転換事例集などを活用し、東北港湾・空港の利用を促す</p> </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; border: 1px solid #ccc; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">東北国際物流戦略チームや国際物流PT構成員による東北圏荷主企業へのポートセールスの実施</p> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">輸出事例集の追加・更新</p> <p style="font-size: small;">東北国際物流戦略チームなどの実施主体が企業ヒアリングにより輸出事例集を追加・更新</p> </div> </div>
---	---

【資料】東北経済産業局・東北地方整備局：『「北東アジアと太平洋地域を結ぶゲートウェイ機能」東北圏における輸出促進に関するアクションプラン』、2010.3.4

図-5.10.1 東北圏輸出促進アクションプラン②